米子市地域防災計画

共通対策

風水害対策
震災対策
津波災害対策
雪害対策
海上災害等対策
航空災害対策
鉄道災害対策
道路災害対策
危険物等災害対策
大規模火災対策
林野火災対策

米子市防災会議

（令和４年度修正）

Ⅰ．　共通対策計画

第１章　総　則

第１節　目的 ……………………………………… １
第２節　計画の性格 ……………………………… １
第３節　計画の規定事項 ………………………… ２
第４節　計画の基本方針 ………………………… ３
第５節　鳥取県地域防災計画との関係 ………… ３
第６節　その他の法令に基づく計画との関係 … ３
第７節　関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び
市民・事業所の取るべき措置 ………………… ４
第８節　用語 ……………………………………… １５
第９節　地形、地質等の特性 …………………… １５
第10節　米子市の気象 …………………………… １６
第11節　災害の想定 ……………………………… １７
第12節　災害危険地域 …………………………… １７
第13節　風水害・雪害の履歴 …………………… １７

第２章　災害予防計画

第１節　目的 ……………………………………… ２６
第２節　浸水予防計画 …………………………… ２６
第３節　市街地等防災化計画 …………………… ３０
第４節　建物災害予防計画 ……………………… ３１
第５節　公共施設等予防計画 …………………… ３２
第６節　農業災害予防計画 ……………………… ３６
第７節　文化財災害予防計画 …………………… ３７
第８節　火災予防計画 …………………………… ３８
第９節　防災通信体制整備計画 ………………… ４０
第10節　防災訓練計画 …………………………… ４５
第11節　防災知識普及計画 ……………………… ４８
第12節　自主防災組織整備計画 ………………… ５０
第13節　要配慮者災害予防計画 ………………… ５１
第14節　物資・資機材等整備計画 ……………… ５３
第15節　孤立予想集落対策計画 ………………… ５５
第16節　帰宅困難者対策計画 …………………… ５５
第17節　災害時の事業継続計画（ＢＣＰ） …… ５７
第18節　気象情報等の収集伝達体制整備計画 … ５９
第19節　相互応援協力、防災関係機関の連携体制の整備計画 … ６０

第 20 節　消防活動体制の整備計画 ………………………………… ６２
第 21 節　ボランティア受入体制の整備計画 ……………………… ６４
第 22 節　被災者支援体制の整備計画 ……………………………… ６５

第３章　災害応急対策計画

第 １ 節　目的 …………………………………………………………… ６６
第 ２ 節　方針 …………………………………………………………… ６６
第 ３ 節　組織計画 ……………………………………………………… ６６
第 ４ 節　配備及び動員計画 …………………………………………… ７２
第 ５ 節　災害救助法の適用 …………………………………………… ８４
第 ６ 節　通信情報計画 ………………………………………………… ８８
第 ７ 節　災害広報計画 ………………………………………………… １０６
第 ８ 節　避難受入れ計画 ……………………………………………… １１１
第 ９ 節　救出計画 ……………………………………………………… １３８
第 10 節　食糧供給計画 ………………………………………………… １４０
第 11 節　被服、寝具その他生活必需品供給計画 …………………… １４５
第 12 節　給水計画 ……………………………………………………… １４８
第 13 節　入浴施設計画 ………………………………………………… １５２
第 14 節　応急住宅対策計画 …………………………………………… １５３
第 15 節　医療及び助産計画 …………………………………………… １５８
第 16 節　防疫計画 ……………………………………………………… １６３
第 17 節　清掃計画 ……………………………………………………… １６６
第 18 節　遺体の捜索、処理及び埋葬計画 …………………………… １７１
第 19 節　障害物の除去計画 …………………………………………… １７５
第 20 節　輸送計画 ……………………………………………………… １７７
第 21 節　労働力供給計画 ……………………………………………… １８２
第 22 節　文教対策計画 ………………………………………………… １８５
第 23 節　隣保互助、民間団体活用計画 ……………………………… １９１
第 24 節　災害ボランティア受入れ計画 ……………………………… １９２
第 25 節　災害警備実施計画 …………………………………………… １９６
第 26 節　水防計画 ……………………………………………………… １９７
第 27 節　消防計画 ……………………………………………………… ２１５
第 28 節　消防防災ヘリコプター応援要請計画 ……………………… ２１７
第 29 節　自衛隊災害派遣要請計画 …………………………………… ２１８
第 30 節　交通施設災害応急対策計画 ………………………………… ２２３
第 31 節　土砂災害の危険箇所における避難計画 …………………… ２２６
第 32 節　要配慮者対策計画 …………………………………………… ２２７
第 33 節　孤立応急対策計画 …………………………………………… ２２９
第 34 節　機械資機材調達計画 ………………………………………… ２３０

第 35 節　電力施設応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３０
第 36 節　ガス施設災害応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３２
第 37 節　下水道施設等応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３３
第 38 節　電信電話施設等応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３４
第 39 節　携帯電話応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３６
第 40 節　その他災害応急対策に必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３７
第 41 節　損害補償計画 ・・ ２３８

第４章　災害復旧計画

第 １ 節　方針 ・・ ２３９
第 ２ 節　災害復興本部の設置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３９
第 ３ 節　公共施設災害復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３９
第 ４ 節　農林水産業金融、商工業金融その他の資金対策 ・・・・・・・・・・・・ ２４１
第 ５ 節　被災者等の生活再建等の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４１
第 ６ 節　税の減免その他の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４５

第５章　受援計画

第 １ 節　受援計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４６
第 ２ 節　受援計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４６

Ⅱ．風水害対策計画

第１章　総　則

第１節　目的 ・・２４７
第２節　計画の理念と目標 ・・・２４７

第２章　災害予防計画

第１節　目的 ・・２４７
第２節　風水害等を防止する施策の概要 ・・・２４７
第３節　風水害等防止のための留意事項 ・・・２４８
第４節　風害予防計画 ・・・２４８
第５節　土砂災害防止計画 ・・・２４９
第６節　侵食災害防止計画 ・・・２５０
第７節　減災対策協議会 ・・２５０

第３章　災害応急対策計画

第１節　目的 ・・２５１
第２節　災害広報計画 ・・２５１
第３節　避難受入れ計画・・・２５４

Ⅲ　震災対策計画

第１章　総　　則

第　１　節　　社会的条件とその被害 ･････････････････････････････････････　２５５
第　２　節　　地震活動の状況 ･･･　２５５
第　３　節　　地震災害の履歴 ･･･　２５８
第　４　節　　既往地震履歴から見た被害の特徴（鳥取県全体） ･････････　２６１

第２章　災害予防計画

第　１　節　　目的 ･･･　２６１
第　２　節　　建造物災害予防計画 ･････････････････････････････････････　２６２
第　３　節　　地震災害に関する調査研究 ･･････････････････････････････　２６４

Ⅳ．津波災害対策計画

第１章　計画的な津波対策の推進

第　１　節　　基本方針 ･･･　２６５
第　２　節　　被害想定 ･･･　２６５

第２章　津波災害の予防

第　１　節　　津波に対する備え ･････････････････････････････････････　２７７
第　２　節　　津波危険地域の把握、周知 ･･････････････････････････････　２８０
第　３　節　　津波避難体制の整備 ･･････････････････････････････････　２８０
第　４　節　　津波に関する知識の普及啓発 ･･････････････････････････　２８２

第３章　津波防災地域づくりに関する法律への対応

･･･　２８４

Ⅴ．雪害対策計画

第　１　節　　雪崩対策事業（砂防事業）【事業主体：県】 ･･････････････　２８６
第　２　節　　建築物雪害予防計画 ･･････････････････････････････････　２８６
第　３　節　　道路交通網の確保 ･･････････････････････････････････････　２８６
第　４　節　　情報の収集、連絡体制の整備 ･･････････････････････････　２８７
第　５　節　　鉄道による交通網の確保 ･･････････････････････････････　２８７
第　６　節　　バス交通対策 ･･　２８７
第　７　節　　ライフライン施設対策 ･･････････････････････････････････　２８８
第　８　節　　農業霜雪害対策 ･･････････････････････････････････････　２８８
第　９　節　　豪雪対応マニュアルの策定･･････････････････････････････　２８８

Ⅵ．海上災害等対策計画

第１節　海難（水難）予防計画 ･･････････････････････････････････ ２８９
第２節　海上流出油災害応急対策計画 ･･････････････････････････ ２８９
第３節　河川、湖沼等の水質汚濁時の応急対策計画 ･･････････････ ２９１

Ⅶ．航空災害対策計画

第１節　航空機災害応急対策計画 ･･････････････････････････････ ２９２

Ⅷ．鉄道災害対策計画

第１節　鉄道災害応急対策計画 ･･････････････････････････････････ ２９４

Ⅸ．道路災害対策計画

第１節　道路災害予防対策の推進 ･･････････････････････････････ ２９６
第２節　道路災害応急対策計画 ･･････････････････････････････････ ２９６

Ⅹ．危険物等災害対策計画

第１節　危険物に対する災害防止活動 ･･････････････････････････ ２９８
第２節　高圧ガスに係る災害予防 ･･････････････････････････････ ３００
第３節　都市ガスに係る災害予防 ･･････････････････････････････ ３００
第４節　火薬類に係る災害予防 ･･････････････････････････････････ ３０１
第５節　毒物・劇物事故災害対策 ･･････････････････････････････ ３０２
第６節　硫化水素事案対応 ･･････････････････････････････････････ ３０２
第７節　情報の収集、連絡体制の整備 ･･････････････････････････ ３０４

XI. 大規模火災対策計画

第１節　災害に強いまちの形成 ･･････････････････････････････････ ３０６
第２節　消火活動体制の整備 ･･････････････････････････････････ ３０６

XII ．林野火災対策計画

第１節　災害予防対策 ･･ ３０７

Ⅰ　共通対策計画

第１章　総　則

第　１　節　　目的

米子市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、米子市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、米子市区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第２条第１号〕

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然災害又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

〔災害対策基本法施行令第１条〕

政令で定める原因･･･ 放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第　２　節　　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき米子市防災会議が作成する「米子市地域防災計画」である。米子市地域防災計画は、「資料・様式編」からなる。

なお「原子力災害対策編」は別に定める。

第 3 節　計画の規定事項

災害対策基本法第４２条に基づく米子市域の防災に関する事務及び業務に関する次の事項について規定する。

Ⅰ　共通対策計画
Ⅱ　風水害対策計画
Ⅲ　震災対策計画
Ⅳ　津波災害対策計画
Ⅴ　雪害対策計画
Ⅵ　海上災害等対策計画
Ⅶ　航空災害対策計画
Ⅷ　鉄道災害対策計画
Ⅸ　道路災害対策計画
Ⅹ　危険物等災害対策計画
Ⅺ　大規模火災対策計画
Ⅻ　林野火災対策計画

地域防災計画の構成

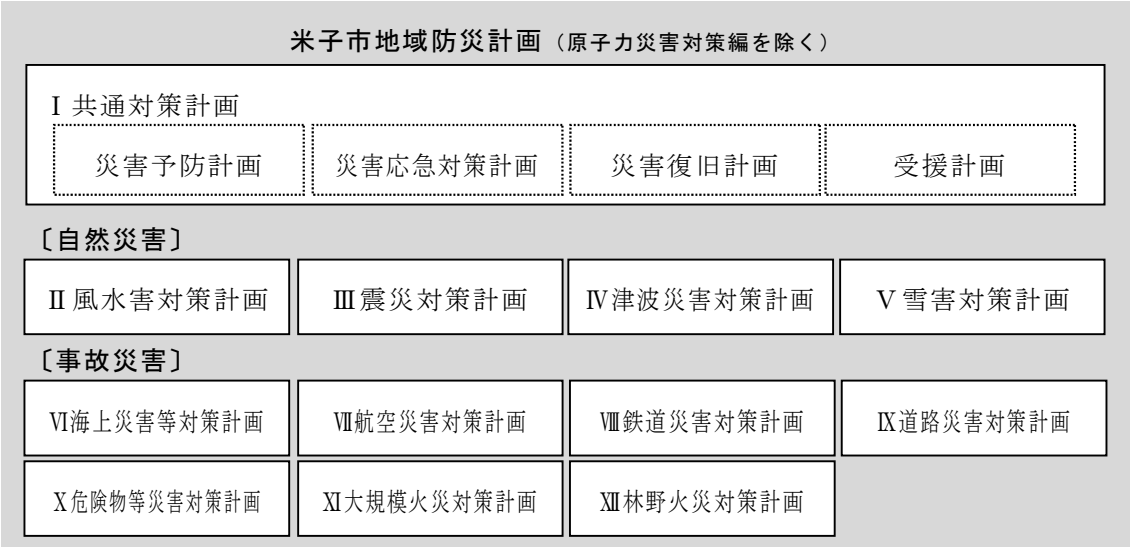

第 4 節　計画の基本方針

1　この計画は、本市の自然的、社会的条件等を十分に勘案し、地域の実情に即したものとするとともに、大規模広域災害等に関する経験と対策の積み重ね等により適宜見直しに取り組むものとする。

2　この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的かつ計画的な災害対策の整備と推進を図るものであり、計画の作成及び推進に当たっては下記に掲げる事項を基本とする。

＜関係法令の遵守＞

（1）関係法例を遵守した計画の策定、対策の実施を行う。

＜役割の明示と連携・協力の推進＞

（2）「自らの安全は自らが守る」との観点から市民・事業所の役割を明示する。

（3）市、県、防災関係機関及び住民の連携を推進する。

（4）防災関係機関相互の協力体制を推進強化する。

（5）各項目に関し、責任担当部署、必要な措置及び連携について明示する。

＜被害の最小化＞

（6）災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策を推進する。

（7）被害を最小限に食い止めるための予防対策、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災計画の確立を図る。

（8）女性及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様な視点を生かした対策の推進を図る。

具体的には、次に掲げる項目に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。

ア　実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。

イ　意思決定、住民ニーズの把握を行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。

ウ　災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障害の有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

第 5 節　鳥取県地域防災計画との関係

米子市地域防災計画は鳥取県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第 6 節　その他の法令に基づく計画との関係

災害対策基本法第４１条に掲げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成２５年法律第９５号）第１３条に基づく「米子市国土強靭化計画」は、本計画の指針の一つである。

第 7 節　関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置

1　市

ア 米子市防災会議に関する事務

イ 防災に関する組織の整備

ウ 防災に関する訓練及び防災思想の普及、啓発

エ 防災に関する物資及び資機材の備蓄並びに整備

オ 防災に関する施設及び設備の整備

カ 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査

キ 被災者の救難、救助その他の保護

ク 被災者に対する医療及び助産の実施

ケ 避難の勧告又は指示

コ 水防、消防その他の防災活動の実施

サ 災害時における食糧供給対策

シ 災害時における文教対策

ス 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生対策

セ 施設及び設備の応急復旧

ソ 災害時における緊急輸送の確保

タ 災害復旧の実施

チ 災害時における他市町村との相互応援措置

ツ 本市の地域を管轄する関係機関、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

2　県

鳥取県地域防災計画による。

3　鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下、「西部消防局」という）

ア 消防力の整備に関すること

イ 災害の予防、警戒及び防御に関すること

ウ 災害時の避難、救助に関すること

エ その他の災害対策に関すること

4　指定地方行政機関

指定行政機関(府、省、委員会及び庁)の地方支分部局その他、国の地方機関で、内閣総理大臣が指定するもの。

（1）　中国四国農政局

ア　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護

イ　農地防災施設又は農業用施設等の防護

ウ　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導

エ　営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策
オ　農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業
カ　被害農林魚業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫等の融資
キ　災害時における主要食糧の供給対策

（２）中国地方整備局（倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所、出雲河川事務所、境港港湾事務所）
ア　直轄河川、海岸、国道、公共土木施設の災害予防
イ　災害時における直轄河川、海岸、国道、公共土木施設の応急措置
ウ　被災直轄河川、海岸、国道、公共土木施設の復旧措置
エ　港湾施設の整備と防災管理
オ　港湾施設の災害復旧
カ　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
キ　海上の流出油に対する防除措置
ク　港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
ケ　飛行場の災害復旧
コ　被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸付
サ　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の被災地方公共団体への派遣

（３）鳥取地方気象台
ア　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知
イ　津波予報等の発表及び通知
ウ　恒久的災害対策の気象資料の提供
エ　災害発生時の気象観測資料の提供
オ　その他防災に係る測候所の所掌事務

（４）第八管区海上保安本部(境海上保安部)
ア　情報の伝達・周知
イ　海難救助
ウ　海上における障害物の除去
エ　海上における緊急輸送の確保
オ　海上交通安全の確保
カ　海上における治安の維持

（５）中国財務局（鳥取財務事務所）
ア　地方公共団体に対する災害融資
イ　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示
ウ　公共事業等被災施設の査定の立会
エ　災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付

（６）中国四国厚生局

ア 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）

（７）鳥取労働局

ア　労働災害防止についての監督、指導

イ　労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力

（８）近畿中国森林管理局

ア　国有保安林、治山施設等の整備

イ　国有林における予防治山施設による災害予防

ウ　国有林における荒廃地の復旧

エ　木材需給動向の把握と供給･緊急輸送の要請

（９）中国経済産業局

ア　災害時の物資の供給対策

イ　被災商鉱工業者に対する融資あっせん

ウ　被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置

(10) 中国四国産業保安監督所（部）

ア　火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保

イ　鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全

(11) 中国運輸局（鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎）

ア　所掌事務に係る災害情報の収集

イ　輸送等の安全確保に関する指導監督

ウ　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整

エ　船舶運航事業者に対する航海命令

オ　港湾運送事業者に対する公益命令

カ　自動車運送事業者に対する運送命令

(12) 大阪航空局（美保空港事務所）

ア　災害時における航空輸送の調査

イ　災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整

(13) 中国四国管区警察局

ア　管区内各警察の指導調整

イ　警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携

ウ　関係機関との協力

エ　情報の収集及び連絡

オ　警察通信の運用

カ　津波警報の伝達

(14) 中国総合通信局

ア　非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理

イ　災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請

ウ　災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与

(15) 中国四国地方環境事務所（米子自然環境事務所）

ア　大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達

イ　国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援

ウ　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達

エ　災害時における環境省（本省）との連絡調整

(16) 中国四国防衛局

ア　災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整

イ　災害時における米軍部隊との連絡調整

(17) 陸上自衛隊（第 8 普通科連隊）

1　災害派遣の準備

ア　防災関係資料の基礎調査

イ　災害派遣計画の作成

ウ　防災に関する訓練の実施

2　災害派遣の実施

ア　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧

イ　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(18)　国土地理院中国地方測量部

ア　地理空間情報の活用

イ　防災関連情報の活用

ウ　地理情報システムの活用

エ　復旧測量等の実施

5　指定公共機関

公共的機関及び公共的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。

（1）西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本米子支社）

ア　鉄道施設の災害予防
イ　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
ウ　鉄道施設の応急対策及び災害復旧

（２）日本貨物鉄道株式会社（関西支社米子営業支店）
災害時における救済用物資の緊急輸送

（３）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
ア　原子力施設の災害予防
イ　原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達
ウ　原子力災害時における施設内の応急対策
エ　平常時及び緊急時環境モニタリングの実施
オ　放射線物質に汚染された物質の除去及び除染

（４）西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ西日本鳥取支店）
ア　通信施設の災害予防及び災害非常通話の調整
イ　通信施設の応急対策及び災害復旧

（５）ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）
ア　通信施設の災害予防及び災害非常通話の調整
イ　通信施設の応急対策及び災害復旧

（６）株式会社ＮＴＴドコモ中国支社
ア　通信施設の災害予防及び災害非常通話の調整
イ　通信施設の応急対策及び災害復旧

（７）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ア　通信施設の災害予防及び災害非常通話の調整
イ　通信施設の応急対策及び災害復旧

（８）日本放送協会（鳥取放送局米子支局）
ア　気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
イ　災害時における災害状況の収集及び報道

（９）日本通運株式会社（米子支店）
災害時における貨物自動車による救済用物資及び人員の緊急輸送

(10) 中国電力ネットワーク株式会社（米子ネットワークセンター）
ア　電力施設の災害予防

イ　災害時における電力の供給対策

ウ　電力施設の応急対策及び災害復旧

(11) 西日本高速道路株式会社(中国支社)

災害時の高速自動車国道における輸送路の確保、散水車による応援給水業務

(12) 日本赤十字社（鳥取県支部）

ア　被災者の医療、助産、その他の援護活動

イ　災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整

ウ　義援金の募集及び配分

エ　血液搬送

オ　無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連携

カ　救援物資の配布

キ　赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

(13) 日本銀行（鳥取事務所）

ア　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための処置

ウ　金融機関の業務運営の確保に係る処置

エ　金融機関による金融上の処置の実施に係る要請

オ　各種処置に関する広報

(14) 日本郵便株式会社

ア　災害時における郵便業務

イ　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資

(15) 佐川急便株式会社（中国・四国支社）

災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送

(16) 福山通運株式会社

災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送

(17) ヤマト運輸株式会社（津山主管支店）

災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送

(18) ソフトバンク株式会社

ア　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等

イ　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

（19）独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
災害時における医療救護の実施

6　指定地方公共機関

公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、都道府県知事が防災と密接な関係があると認めて指定したもの。

（１）日ノ丸自動車株式会社（米子支店）
災害時における自動車による人員の緊急輸送

（２）日本交通株式会社（米子営業所）
災害時における自動車による人員の緊急輸送

（３）日ノ丸西濃運輸株式会社（米子支店）
災害時における貨物自動車による救済用物資及び人員の緊急輸送

（４）一般社団法人鳥取県トラック協会（米子事務所）
災害時における貨物自動車による救済用物資及び人員の緊急輸送

（５）一般社団法人鳥取県バス協会
災害時における自動車による人員の緊急輸送

（６）米子瓦斯株式会社
ア　ガス施設の災害予防
イ　災害時におけるガスの供給対策
ウ　ガス施設の応急対策及び災害復旧

（７）一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会（西部支部）
ア　ＬＰガス施設の災害予防
イ　災害時におけるＬＰガスの供給対策

（８）株式会社山陰放送
ア　気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
イ　災害時における災害状況の収集及び報道

（９）日本海テレビジョン放送株式会社（米子支社）
ア　気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道
イ　災害時における災害状況の収集及び報道

(10) 山陰中央テレビジョン放送株式会社（米子支社）

ア　気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道

イ　災害時における災害状況の収集及び報道

(11) 株式会社エフエム山陰（米子支社）

ア　気象等の予報及び警報並びに災害情報等の報道

イ　災害時における災害状況の収集及び報道

(12) 株式会社新日本海新聞社（西部本社）

ア　災害時における災害状況の収集及び報道

イ　災害時における住民への情報の周知

(13) 株式会社山陰中央新報社（米子総局）

ア　災害時における災害状況の収集及び報道

イ　災害時における住民への情報の周知

(14) 鳥取県西部医師会

災害時における医療及び救護の実施

(15) 社団法人鳥取県看護協会

災害時における医療救護の実施

(16) 全国農業協同組合連合会鳥取県本部

災害時における食糧調達供給

(17) 株式会社中海テレビ放送

ア　有線テレビジョンによる災害時の情報提供

イ　有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供

ウ　その他災害に関するの広報活動

(18) 日本海ケーブルネットワーク株式会社

ア　有線テレビジョンによる災害時の情報提供

イ　有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供

ウ　その他災害に関するの広報活動

(19) 株式会社鳥取テレトピア

ア　有線テレビジョンによる災害時の情報提供

イ　有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供

ウ　その他災害に関するの広報活動

(20) 鳥取中央有線放送株式会社

ア　有線テレビジョンによる災害時の情報提供

イ　有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供

ウ　その他災害に関するの広報活動

7　その他の公共的団体

（1）米子商工会議所

ア　被災者に対する物資及び融資のあっせん

イ　防災に関する啓発

ウ　被害調査に関する協力

（2）米子・日吉津商工会

ア　被災者に対する物資及び融資のあっせん

イ　防災に関する啓発

ウ　被害調査に関する協力

（3）鳥取西部農業協同組合

ア　被災者に対する物資及び融資のあっせん

イ　防災に関する啓発

ウ　農畜産物の災害応急対策

エ　気象等の予報及び警報の伝達に関する協力

オ　被害調査に関する協力

（4）米子市漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合淀江支所

ア　被災者に対する融資のあっせん

イ　防災に関する啓発

ウ　漁船等の災害応急対策

エ　気象等の予報及び警報の伝達に関する協力

オ　津波発生状況の把握に関する協力

カ　被害調査に関する協力

（5）土地改良区（箕蚊屋土地改良区、米川土地改良区、米子市尚徳三ケ堰土地改良区、米子市四ケ村堰土地改良区、佐陀川右岸土地改良区、新開川土地改良区、鴨ケ池土地改良区、米子市石州府土地改良区、西部土地改良区、伯仙土地改良区、淀江白浜土地改良区、淀江町土地改良区、淀江宇田川地区土地改良区）

ア　農地及び農業用施設の災害応急対策

イ　被害調査に関する協力

８　市民・事業所の取るべき措置

（１）市民

災害対策基本法により、住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練、その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

市民は、「自らの命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分達の地域は自分達で守る」（共助）という考えに立ち、災害による被害の発生又は拡大を回避するため、日ごろから自らの地域について知り，防災に関する知識を身に付け、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

＜災害に備えた各家庭での取組＞

ア　災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

イ　家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断や改修、家具等の固定などの安全対策をする）

ウ　平常時から各自のニーズに配慮した最低３日分（推奨１週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

また、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておくこととし、万が一、災害時にペットの行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。

エ　家族一人ひとりの役割を話し合っておくこと。

＜災害に備えた活動への参加と協力＞

オ　災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりのために、地域において相互に協力すること。

- 自主防災組織を結成し、その活動に参加する。
- 消防団に参加する。
- 防災訓練や研修会に参加する。
- 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- 地域における要配慮者の把握に努め、災害時の避難体制の構築に努める。
- 情報の収集・伝達、住民の避難誘導に協力する。
- 異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

カ　その他県、市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の確保に努めること。

＜災害に関する情報収集と事前確認＞

キ　日頃から災害時における避難方法、安全な避難経路、避難場所や連絡方法などを確認しておくこと。

・　市が発出する避難情報の意味を理解し、避難指示等が発出されたときのとるべき行動を確認しておく。

・　様々な条件下（家屋、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動を確認しておく。

ク　防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など）

ケ　気象、地震・津波災害等の基礎知識を習得しておくこと。

・　米子市の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

・　気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報、津波警報等の発表に適切な行動が取れるよう発表内容の意味を理解し、とるべき行動を確認しておく。

コ　災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。

サ　県、市やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報を入手できるようにしておく。

＜災害時の行動＞

シ　災害時には危険な場所に近づかないこと。また、危険が迫ってきたら市長の発出する避難指示等により、または自ら自主的に避難する。

ス　初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。

セ　家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定）

ソ　避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

タ　定められた場所に安全に避難する。（切迫している時は、緊急的な避難行動をとる。）

チ　避難は、自家用車は使わず、原則徒歩で行う。

（２）事業所

ア　事業所活動に当たって、企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりのために最大の努力を払うこと。

イ　災害発生後において、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

ウ　その他県、市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努めること。

9　地域防災計画の実施の推進のための要請（災害対策基本法第４５条）

（１）米子市防災会議の会長は、各防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

（２）米子市防災会議が要請を行う主な対象機関

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

10　市長の事前措置（災害対策基本法第５９条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させる

おそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、必要に応じ、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

11　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）市民及び事業者

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

（２）市

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 8 節　　用　　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　本部とは、米子市災害対策本部をいう。

2　計画とは、米子市地域防災計画をいう。

3　本部長とは、米子市災害対策本部長をいう。

なお、本計画書中次の表の左欄に掲げる組織の名称は、災害対策本部の設置によりそれぞれ同表右欄に掲げるとおり読み替えるものとする。

平　常　時	本部設置時
市長	本部長
副市長	副本部長
教育長・水道局長・部長	本部員
課長・室長・所長・場長	班長
課員・室員・所員・場員	班員

第 9 節　　地形、地質等の特性

1　地形

米子市は、鳥取県の最西端に位置して島根県に隣接し、東は国立公園大山山麓の丘陵と孝霊山（標高 751.4m）の丘陵が緩く日本海に向けて延びている。南は標高１００ｍ程度の山が点在しているが、その他はすべて傾斜の少ない平坦な地形である。

大山及び中国山脈に源を発する日野川、法勝寺川及び佐陀川は、それぞれ小河川と合流しながら市街地の東側の箕蚊屋平野を南北に平行して走り、日本海に注いでいる。

地形を分類すると、東部の山地や丘陵地と平野、南部や西部の山地と台地、中央部から北西部にかけての平野からなり、東部の平野は海岸沿いの砂州や沖積地、また佐陀川などの扇状地からなり、中央部の平野は東側が日野川扇状地、北西側（弓ヶ浜）が砂州、中央側は沖積低地に分類される。

２ 地質

山地は凝灰岩、安山岩及び流紋岩が分布しており、丘陵地や台地は洪積層の礫層や凝灰角礫岩からなり、その上を大山の火山灰に覆われている所が多い。低地の沖積層は東部の平野には砂や礫、佐陀川や日野川流域には礫、弓ヶ浜半島には砂が主体に堆積しているが、法勝寺川流域や半島中央部には後背湿地性の泥が堆積している。

３ 地盤

米子市では、軟弱地盤（表土と沖積層を合わせた厚さが３０ｍ以上）が分布するのは中海沿岸の埋立地だけで、市街地のほとんどは沖積層上に分布している。

第１０節　米子市の気象

１ 統計値から見た米子市の気候

米子市は、冬期に降雪が多く日照時間の少ない日本海側特有の気候であり、年間平均気温は１５．０度と山陽（瀬戸内側）に比べて低い。

降水量は６月、７月、９月に多く、次いで１月に多い。７月の梅雨末期においてはしばしば豪雨となり、さらに９、１０月は台風の影響で、過去においては幾度か常習的災害を誘発している。

○米子特別地域気象観測所の月平均気温及び降水量の平年値（鳥取地方気象台）

【統計期間】昭和56（1981）年～令和2年（2020）年（単位：温度＝℃、降水量＝㎜）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温	4.5	4.9	7.9	13.1	17.9	21.6	25.9	27.1	22.7	17.2	12	7	15.2
降水量	148.3	121.1	128.8	109	118.2	177.9	226.1	129.4	220.8	134.2	122	136.7	1772.5

※降水量は年計

○米子特別地域気象観測所の主な極値（鳥取地方気象台）

統計期間　昭和14（1939）年6月～令和3（2021）年5月

区　分		時　期
日最高気温（℃）	38.9	平成6（1994）.8.1
日最低気温（℃）	-9.4	昭和17（1942）.2.14
年平均気温（℃）の最高値	16.1	平成10（1998）年
日降水量（㎜）の最大値	206.8	昭和39（1964）.7.18
24時間降水量（㎜）の最大値 ※1	207.0	昭和62（1987）.10.16
1時間降水量（㎜）の最大値	66.5	平成25（2013）.7.15
最深積雪（cm）	89	平成23（2011）.1.1
日降雪量（cm）の最大値 ※2	79	平成11（2010）.12.31
最大瞬間風速（m/s）・風向	45.2　西	平成3（1991）.9.27

※1　昭和46（1971）年～
※2　昭和28（1953）年～

第 １１ 節　　災害の想定

米子市地域に発生する災害は、異常な自然現象による台風、大雨を要因とする風水害及び大雪による雪害、大規模な火災、爆発等の人為的要因により生ずるものとに大別することができる。

災害の想定に当たっては、米子市の地理的条件を考慮し、過去において被った災害、あるいは、近年全国各地で発生した災害のうちから最も頻度の高い風水害、すなわち、台風、集中豪雨による高潮被害、洪水被害、地すべり、がけ崩れ等を想定し、火災、爆発等による被害については、前述の想定の中に含まれるものとして取り扱う。

第 １２ 節　　災害危険地域

本市における水防、土石流、山崩れ等の災害危険区域は、おおむね次のとおりである。

１　水防危険区域

（１）重要水防箇所・重要水防区域・河川災害危険個所　　（資料編 1-1 を参照）

（２）防災重点ため池　　（資料編 1-2 を参照）

（３）重要排水樋門　　（資料編 1-3 を参照）

２　土砂災害危険箇所（地域）

（１）山地災害危険箇所　　（資料編 1-4,5 を参照）

（２）地すべり危険箇所　　（資料編 1-6 を参照）

（３）土砂災害警戒指定区域一覧表　　（資料編 1-7 を参照）

第 １３ 節　風水害・雪害の履歴

本市で発生した主な風水害・雪害は、次のとおりである。

地震災害の履歴については、Ⅲ.震災対策計画第３節に記載している。

１　明治７(1878)年の水禍

明治７年７月７日の台風により淀江町の松尾池の堤防が決壊し、濁流が宿内に浸入し坊川が増水した。大風雨で横町、中町、長町に家屋の浸水、流失あり。耕作物の被害も甚大であった。上淀松原邸で山崩れ発生。

２　明治１９(1886)年の洪水

明治１９年９月２４日、気圧俄然変じて八度を降下し、七十度の点を昇降し、其激変に驚く折しも、風威愈募りて暴風となり、雨さへ加りて刻一刻と其威力を逞しくし、家屋を破壊し樹木をたおして、人心恟々たるものがあつた、又河水も頓に加はりて、氾濫を初め終に日野川、法勝寺川の堤防を決潰し、濁流襲ひ来りて市街の浸水数尺に及び、資産の過半を流失した、これが為救助を乞ふ民は四方に起り災後米価暴騰して貧民の糊口に窮するもの多く、加之悪疫流 行して其災禍は相当深刻なものがあつた、学校の如きは翌月１６日に開校するに至りたるも、就学の児童殆ど減少して授業を廃するが如き状況となつたに見ても、窮状の一班を推知することが立来る。

淀江町地区では暴風雨で上淀五反田小路が破壊し田畑の被害が大きく、また佐陀川堤防も数箇所決壊し、耕地数１０ｈａが土砂に埋まり、収穫はほとんどなかった。

3　明治２４(1891)年の出水

明治２４年１０月１４日、朝来暴風雨烈く夜に入りて益々其勢威を増して、河水俄に漲り、人々不安の念に駆られたのであるがやがて日野川及び兼久堤防の将に毀壊せんとするの急報が伝はつて、器物の取片け或は避難者の雑踏で、困難名状すべからざるものがあつた、午後１０時警察署楼上の警鐘は乱打せられて、堤防の破壊したことを報じ時に風雨益々荒く、凄惨の気全町に満ち、学校及町役場に避難するものと、屋上に在りて救援を求むるものと、その混雑真に名状すべからざるものがあった、大塚町長は吏員を督して、専ら人命救助に当らしめ、終夜力を尽したが、翌１５日風雨猶已まず水力未だ落ちず、救船数艘を出して町長自ら率先し、険を冒して救助の事に当り、水に溺るるものを扶け来つた、又被害の各所を巡視して応急の処置を講じ之れが為に命を保つもの亦少くはなかつた、後町民は挙つて町長の此壮挙を絶賛したことである。

4　明治２６(1893)年の水禍

明治２６年８月２２日夜、豪雨降り来りて潦水道路に溢る状態であつたが、翌２３日に至り、法勝寺川の堤防破壊して浸水全町の半に及び、市街の混雑一通りではなかつた。此の年９月１１日又大風雨で河水大に漲り同日午後に至り、風位西方に変じて、勢益々旺盛暴力俄に加つた折しも突如として海嘯襲来し、没海の家屋悉く浸水の難に遭ふたのである、大船処をかへて陸上に在るの光景、かくて風雨の暴威漸く其の力を収め、人々稍安堵せんとせし折 柄忽ち響き渡る警鐘に、市街は再び混雑を加へ難を避くる町民東に西に奔走して名状すべからざるものあり、学校役場に殺到するの状態であつたが、黄昏法勝寺川の堤防決潰して、全市水中を在る有様で、船に依り漸く往来することを得たが水量の多かつたことは以前の比ではなかった。

淀江町地区では９月５日から６日にかけて明治２４年よりも大きな水害があり、稲吉川の堤防決壊、稲作の被害も大きかった。また、１０月１４日から１５日にかけては暴風雨で宇田川、坊川の堤防が決壊し安久橋・津野橋が流失し、田畑、人家の被害が大きかった。

5　明治２７(1894)年の水禍

淀江町地区で風水害による田畑、人家の大きな被害があり、死者１名、負傷者３名のほかに救助を要する人が３０７人あった。

6　明治３５(1902)年の水禍

９月２８日午前３時ごろ暴風雨となり、宇田川、坊川、系図川が刻々増水し、堤防が決壊して道路、田畑その他多大な損害を被った。

7　大正５(1916)年の出水

大正５年７月１日前夜来の雨に加茂川増水、糀町、道笑町、万能町方面浸水し、次いで１２日又出水浸水区域は低地の外尾高町、立町、朝日町方面に及んだ。

淀江町地区で９月１３日から１５日にかけて大風雨水害により、宇田川護岸並びに佐陀川が決壊し亀甲では家屋が半壊、人家も倒壊して、田面に土砂が流入し大被害が甚大であった。

8　大正７(1918)年の水害

大正７年は７月１１日５年の出水と同じく４７戸の浸水を見たが被害も少くほつと一息安堵の矢先９月１３日、夜来暴風豪雨で、翌１４日には道笑町附近一帯は、潦水既に床上を浸すに及び風伯雨師愈々其の威を振ふて、天候益々険悪となり、一時も油断のならぬ情勢であつたので、警察署と協力し、消防組を派して災害の基源である兼久堤の防備に全力を傾注したが、危機は刻々迫り来れるを以て、警鐘を乱打し全町民に警告した、午後６時水力猛烈にして堤防約六十間を終に決潰し、

濁流›滔々として本町を襲ひ１０時頃最も甚しく岩倉町、立町、灘町方面を除く外、全町殆ど浸水した、道笑町、万能町、大工町附近は浸水実に六、七尺に達し警鐘は乱打されたが、不慮の洪水氾濫でしかも夜間のこととて、町民の周章狼狽一方ならず、僅かに身を以て避難するものもあり、一身の危きが為に、家具商品の一切を押流されたものもある、破壊された家屋や流失せられた橋梁も少からず其の凄惨状目もあてられず交通は全く杜絶して給するに糧食なく、炊くに炭水なき有様で、濁水に浸された水屋の上に攀ぢ出でて、救を叫び求むる様阿鼻叫喚の苦実に言語に絶し荒寥惨憺たるものであった。

本町は吏員全部が必死の努力をつづけ、終に警察部と協力して共に船を遣り人を督して、即夜来徹宵救護に従事し又一面寺町区の応援を得て、焚出米の配給に力を尽したが被害の程度深刻なりし為１５日吏員の部署を定めて救護、配給、土木、衛生及本部詰の係を設けて臨時の事務に鞅掌した。

１６日町内の在米を検するに、浸水せるものが大部分であり、且電動力にも異変があつて電力不足し、精穀の方途断絶し需用米は大に不足するに至つた、此の缺乏に乗じて俄然米価は激騰の情勢を馴致して、生活を脅威せらるるを憂慮されるに至つたので、郡の援助を得吏員を郡部に派して、白米五百俵を買収することとし恤救費の支出に依りて、一石四十三円にて購入し石当り四十円に廉売して、一時の危機を糊塗し纔に其難を免るるを得た、尚此日より破損せる橋梁の応急処理や保護に当り、且流失せる箇所には仮橋架設の作業を急いだのであるが焚出米は１７日まで継続施行し、罹災者に配給せる費用精算次の如くである。

一金	一千二百五十二円八十七銭	
内金	五百六十七円三十五銭	米麦十七石七斗代
金	六百八十五円五十二銭	人夫賃其他雑費

１８日より救助出願者を取調べ即日手続完了、１２月２０日戸数２０４戸、人員６４３名に対し、食糧米三十石一斗三升五合其の代金一千二百四十四円五十七銭の下渡を受くるに至つた。実に今回の水災は明治１９年以来の大水害にして災厄に禍せられたるもの、田畑建物及資産を通じて被害高は五十萬円を超過し、其他交通運輸に産業に人事上に障碍を与へたることは莫大なものがあつた。

災報一度天下に伝はるや国内の同情翕然として起り、其当時以来引続き各方面より受ける義損金は、合計千四百四十四円の多きに達した。

１２月２５日、畏くも災報天聴に達していたく軫念あらせられ、両陛下より県下罹災救恤の為金三千円を御下賜あらせられ本町に賜りしもの百四十四円五十銭で今更に聖恩の窮りなきに感激したことである。尚此の金員を合して前の受給者と之に準ずる者並に死亡者、負傷者、家屋流失者、全半壊者等合計戸数５００戸、人口１２９０人に対して配付した。又缺潰せる兼久堤防の復旧については１１月２９日成実、尚徳の関係村当局と御幸座に会合し治水会を組織し３箇年の日予を要し大正１０年１１月３日御幸座に於て竣工祝賀式を挙行した。

淀江町地区では、９月１２日から１５日にかけて大暴風雨で大水害となり、宇田川護岸が崩壊し、人家が倒れ、田畑に土砂が流入し甚大な被害であった。

9　大正９(1920)年の風害

５月６日、淀江町地区で夜半の暴風によって建築中の淀江尋常小学校が倒壊した。

10　大正１２(1923)年の風害

４月１２日、淀江町地区で強い北風による高波で沿岸一帯が浸水し、漁船の一部も破壊された。また、桑・果樹等にも被害があり、安久橋も流された。

11　昭和５(1930)年の出水

昭和５年６月２９日、前日来の豪雨の為に拂曉より潦水氾濫し始め午前１１時頃頂點に達し床上浸水３５戸、床下浸水９６５戸に及び橋梁の流失せるもので、浸水は道笑町２丁目、万能町、四日市町、東倉吉町方面の低地は、地上二尺乃至三尺に達して、一時は交通杜絶するに至りたるが為、消防手を出動させて其の警備に当らせると同時に、吏員を派して被害地を調査させ炊爨に困難してゐる人家約８０戸に対して食麺麭を給与し、一時的救護に努めたが正午頃より漸次に引いて夕刻全く減水するに至つた。

12　昭和６(1931)年の出水

昭和６年８月１３日、全夜来の豪雨の為に、午前４時頃より加茂川及公共の溝渠等潦水漲り溢れて、内町、天神町１、２丁目、鹽町、大工町２丁目、美吉、長田を除く外各町に亙りて浸水し罹災者に對しては炊出をして給与するところがあつたが浸水の最も甚しかつた道笑町方面の全く減水したのは、同日夜午後１２時頃であつた。

13　昭和９(1934)年の風水禍

昭和９年９月２１日の風水害は、同１９日より起こつてゐる。同日午後天候は北東風の降雨となつたが、翌２０日漸次に風力加はりて雨も小止みなく降りつづけ、夜に入つてからは更に激甚となり各河川三尺程度の増水を来たし、夜半より風雨益々強烈を加へ、午前２時頃加茂川は急激に五六尺の増水となり、市内の各溝渠とも漲り溢れて氾濫するに至つた。

糀町、紺屋町裏の低地は濁流氾濫して汚水人家の床下を沒し、此間橋梁の流失する等、刻々危険を愬へてゐたが俄然午前８時３０分頃、長田地内の加茂川上流の堤防約二十一米決潰し、之れが為奔流は瞬く間に耕地に湛へて旧加茂川に流入せし為め忽ち下流の市街地及沿岸西倉吉町に至る地域及上町方面一帯は大洪水の氾濫となり、一大水魔の奔躍する場所と変はるに至つた、是に於いて直に県に電報して罹災者に對して焚出準備を爲すと共に、急施市会を招集して決潰箇所の水止工事に応急措置を講じ、夜半之が工を竣つた為め同時に水も漸次に退き、市街地は全く減水したが被害は相当激甚で法人個人の営業を通じて、総額約六十萬円の巨額に達し市内浸水を免れたる町は天神町１、２丁目、内町、寺町、立町４丁目、灘町１丁目、陰田の７ケ町にして其他全部浸水した。

淀江町地区では、稲吉川堤防が決壊し、濁流が淀江地内に入り、家屋に浸水・倒壊、田畑の被害が甚大であった。また、佐陀川堤防も決壊し、亀甲では大多数の家屋が浸水した。うち大和小学校に緊急避難した。この時の水位が亀甲神社鳥居石柱に変色して残っている。

［以上、米子自治史、淀江町史、旧淀江町地域防災計画から抜粋］

14　昭和２８(1953)年水害

７月４日、梅雨前線と低気圧の通過で２日夜から５日午後にかけての豪雨で、新旧加茂川の氾濫等により米子市周辺の田畑は浸水冠水が続々と増した。福生３０町歩、車尾２５町歩、五千石３０町歩、福米６町歩など。県村では上福万の砂防工事の土台流失。床上浸水も米子市内７０戸、大篠津、和田地区３０戸に及んだ。成実の小坂谷とドウドの両池が氾濫、水田１０町歩と道路随所に冠水し、石井部落の山津波で生田方、米原方の家屋一部が倒壊した。米子市内方面でも、冠水田３７０町歩、畑７５町歩、浸水田３２０町歩、畑２００町歩と夕刻には増加した。また、正午すぎ愛宕山腹の土砂約１００㎥が大音響と共になだれ落ちたため桂住寺の本堂、位牌堂約１００坪が倒壊、警戒のため位牌堂にいた住職前田徳庵氏と檀家総代大野原正平氏が下敷となり、消

防団員等の発掘作業によって夜半から翌朝にかけて死体を収容した。用水路、道路、橋梁等の損害約６２５万円、水稲、甘藷、野菜等農作物の損害見積約３，１９０万円と報告された。土木､建築、水防関係も含む水災の被害総額は ５，７００万円を越え米子市は、関係方面に報告すると共に善処方を**懇請**、県当局及び政府よりの水害復旧への協力方陳情を重ねた。

淀江町地区では、大雨のため佐陀川の堤防が決壊し、山陰本線塩川附近で路床が流失し、列車が不通となり、小波塩川橋も流失して国道（現在県道淀江岸本線）は、臨時渡し舟で通行した。

15　昭和２９(1954)年風水害

９月１４日、１３日からの台風１２号襲来により各地で風の被害が続出した。米子市では尚徳、西福原、蚊屋、西伯郡では法勝寺、大国、東長田、春日などで屋根の破損７０軒。境港では海岸部に高潮と家屋倒壊のおそれありとして住民は一部安全地帯に避難した。

９月２６日、台風１５号が午前鳥取県を襲う。米子地方では彦名内浜海岸が６００ｍ破壊、水稲約８０町歩に塩水浸入をはじめ、風による塩害８０町歩、稲倒伏５０町歩、梨・柿・葱・棉にそれぞれ３割程度の減収予想。富益の農家家屋１棟８坪、祇園町旧造船所作業場２棟２２７坪が突風で全壊。内町で床下浸水２３戸。大篠津で漁船３隻が激浪で破壊など、その他交通、通信線の被害故障が多数あった。

16　昭和３１(1956)年風害

８月１０日、台風９号、１２号が相次いで襲来し、出穂期の水陸稲、収穫前の果樹等に相当の被害を受け、海岸に近接する田畑は、高潮により収穫皆無となる甚大な被害を蒙った。被害状況は、農作物１，４７２町、被害推定総額４９，４０５千円が見込まれた。

17　昭和３４(1959)年風水害（台風６号ヘレン）

８月９日、台風６号の襲来で、９時現在降雨量は法勝寺町１７９ｍｍ、境港１４９ｍｍ、米子地区の風速平均１６ｍ、瞬間最大２５ｍとなった。米子署管内被害報告では、床下浸水５４戸、水田冠水９９町歩、畑冠水４５町歩、道路損壊４か所、堤防決壊３か所、橋梁流失４、山崩れ１か所などであった。

淀江町地区では、この豪雨で佐陀川堤防が決壊した。

18　昭和３４(1959)年風水害

台風１４号によって、淀江町地区で漁港、家屋、防災施設、農産物等に多大な被害があった。坊川も溢水して畑地などに被害があった。9 月 26 日の台風１５号（伊勢湾台風）でも、暴風雨により田畑の冠水、道路等に被害があった。

［以上、米子災害略史、淀江町史、旧淀江町地域防災計画から抜粋］

19　昭和３８(1963)年豪雪

１月の始めから２月にかけての降雪は、長期間に断続的に降り続き、平年をはるかに上廻る積雪となり、文字どおりの豪雪となった。特に１月６日、１３日、３０日、及び２月３日、９日、１３日のそれぞれの日は、連日の降雪のピークとなった。その間１月１６日の７２ｃｍを最高に連日５０ｃｍ以上の積雪を記録し、人的、物的被害が続出し、一般市民に大きな不安をもたらした。米子市では、２月６日に雪害対策本部を設置して、被害等の調査及び除雪に各係員が動員された。この間の被害状況は、全壊住宅９戸、非住宅１５０件、半壊住宅６１戸、非住宅７０件、一部損壊住宅１，２７０戸､非住宅約１万件。死者１名、負傷者５名のほか、農林作物等の被害７，２５４万円、商工業施設の被害２，７２２万円など経済上の損失は実に１１億２，０８６万円とな

り、一般被害を合計すると２０億円以上の損害が計上された。

淀江町地区でも、家屋、農作物に被害が発生した。

20　昭和３８(1963)年豪雨

冬季の豪雪に引き続くように５月から６月にわたり連日雨が降りつづき、特に６月３日には米子地方に集中豪雨が襲来し、１５５ｍｍの降雨量があった。このため山崩れ、家屋・道路・橋梁等の損壊流失、特に農作物の被害は当地方まれに見るものであった。それらの被害状況は、全壊２戸、半壊６戸、流失１戸、浸水５２１戸、推定損害金額２８３万円、市道等の被害６０万円、橋梁５７２万円、農道等１０１万円、山崩れ７か所８９５万円、水道施設の被害、給水管流失等８５万円、農作物の被害、冠水１２１ｈａ、浸水１，０４０ｈａ、推定損害１億８２５万円など総額１億２，８４２万円の損害が計上された。

［以上、米子市４０周年史、淀江町史、旧淀江町地域防災計画から引用］

21　昭和３９(1964)年豪雨

７月６日頃から中旬にかけて、梅雨前線が活発となり、断続的に雨が降り続いていたが特に７月１８日から１９日の両日には米子地方は未曽有の集中豪雨に見舞われ、その雨量は２日間（１８日午前９時～１９日午後９時）で２８３ｍｍを記録した。そのため各河川は氾濫し、加茂川長砂地区では堤防が決潰するなど、各地に浸水、山崩れによる被害が続出し、一時は完全に、混乱状態となった。

こうした状態から７月１８日午後６時３０分災害対策本部を設け、市職員多数を待機させていたところ、夜半になって湊山山麓に山崩れのおそれが発生していると危険信号が出され、付近住民は急拠鳳翔閣に避難した。ついで、午前３時４５分には、新加茂川前田橋上流３０ｍの箇所が決壊し、流れ落ちる濁流のため危険に瀕した７１世帯２４７人が、付近の学校や公民館等に避難して炊出しを受けた。翌朝９時１５分には、逃げおくれていることが判明した老人と２人の子供を救うため、自衛隊の出動を要請してこれらを無事救出、１０時半には１０ｍに及んでいた決潰箇所の締め切りも完了し、ようやく被害地帯の減水がはじまった。

浸水家屋　床上７１３戸、床下６，２０８戸、全壊家屋４棟、半壊家屋９棟等で被害１億５９２万円、農作物の被害　１，７２４ｈａ、１億６，０４８万円、山崩れの被害　６，９１４㎡、９２万円、養魚池被害　３１３万円、商工関係被害 ２億１，４７５万円、土木関係被害 ５９７万円、その他で総額実に ５億１，５２５万円の被害が見積られ、２０日には市議会全員協議会を開催して被害状況の報告と応急対策を協議したが、早くも同日午後には米子市全域に災害救助法の適用をうけることになった。

一方、この災害の状況が報道されると全国から災害見舞金や救援物資が次々と寄せられ、鳥取県知事扱いの４４３万円を筆頭に日本赤十字社扱い３８万円、ロータリークラブ扱い１９万円のほか、日本海芸能社はこまどり姉妹興行利益として２０万円、尼崎市から２０万円、自治大臣・柳川甲録・久保田鉄工・岡山市連合婦人会・米子Ｇライオンズクラブ等から各１０万円、その他で総額６１９万円のほか、全国各地から缶詰、煙草、石鹸、衣類、ミルク、学用品など救援物資の寄贈もあり、これらは配分委員会の指示によって罹災者に配分された。

22　昭和４０(1965)年豪雨

７月２０日ごろ山陰地方の上空に南下した梅雨前線が停滞し、この前線上を西方から小低気圧が断続的に東進して前線を刺激強化し、長時間にわたりかなりの強雨をもたらし、２０日の午前９時

から２４日の午前９時までの４日間に雨量３５４ｍｍを記録した。これは昨年の山陰北陸豪雨時を上廻るもので、２１日には１１８ｍｍも降り一時は憂慮されたが、幸いにも断続的強雨が短時間に終始したのと、旧加茂川の下流が浚渫されていたため水はけがよく、河川の氾濫は一部分にとどまった。被害状況は、浸水家屋 床上６２戸、床下１，８１０戸、半壊家屋１棟被害金額２，０２４万円。農地関係では水田冠水２５５ｈａ、浸水５８６ｈａ、畑冠水５１０ｈａで 農地・農業用施設の被害総額１億７，５８０万円、山林・治山関係の被害額 ４８２万円、土木関係の被害額１１６万円、商工関係の被害額１，００６万円その他となっている。

［以上、米子市４０周年史から引用］

23　昭和４６(1971)年豪雪

昭和４６年２月３日夕刻から、鳥取県下に降り始めた雪は一夜にして市内で６０ｃｍ、境港市内で４３ｃｍという昭和３８年以来の大雪となった。このため、陸・海・空の交通機関はマヒ状態となった。本市では、市民の生活を確保するため翌４日朝、豪雪対策本部(本部長・河合市長)を設けた。この日、トラクター、グレーダなど１０台と職員５０人、一般作業員１０５人が出動して市内幹線道路の除雪を行ったほか、生鮮食料品の便乗値上げを防ぐため中国地方建設局、鳥取県に対し、県外へ通ずる重要幹線道路の除雪を早くするよう依頼、山陽、四国、広島方面からの入荷をスムーズにして市民生活の不安を最小限に食い止める手を打った。特にし尿くみ取り業者には最善の努力を要請した。

３日夜、崎津と西伯郡名和町の２か所で雪のため電線が切れて中国電力米子営業所管内では１８，０００世帯が停電、作業員１００人が出動して懸命な復旧作業を行った。小､中学校は、雪のため臨時休校となった。また、冨士見町２丁目で民家２世帯が雪のため危険となり、豪雪対策本部から避難するよう指示した。鳥取地方気象台の観測では「この雪は西高東低の冬型気圧配置となったため」と説明していた。同日、県下には大雪警報、なだれ注意報が発令されていた。その後、雪は小止みとなったので、６日正午、同対策本部を解散した。

雪で野菜は異常な高値を示し、大根１本７０円（平日２５円）、白菜１ｋｇ７０円（平日２５円）、人参同８０円（平日４０円）と２倍から３倍の高値となり、台所をちょっぴりおびやかした。

24　昭和４７(1972)年豪雨

昭和４７年７月９日ごろから山陰沿岸に停滞していた梅雨前線は、１０日夕刻から急に活発となり、降り続いていた雨は風を伴って大雨となった。１１日午前６時現在の雨量は１７０ｍｍに達し、市内のあちこちで山崩れが出た。この梅雨前線はいっこうに移動する気配を見せず米子地方に停滞する最悪の状態となり、１１日午後３時ごろには１日の総雨量が２０７ｍｍにも達するという未曽有の集中豪雨となった。このため市内の各中小河川が氾濫し、田畑の冠水など農作物の被害が続出、さらに家屋の床上・床下浸水の被害も出て市民に極度の不安を与え、混乱状態となった。

市当局は１１日午後４時半、広報文書課内に災害対策本部を設置し、市職員は非常態勢に入り、各搬にわたり徹夜で応急復旧対策にあたった。

災害対策本部がまとめた被害状況は次のとおりである。

「家屋」半壊１戸、被災者２人。床上浸水２４５戸､被災者９８３人。床下浸水２，３６７戸、被災者８，００７人。「農業施設」７１件、被害額４，１８２万円。「山林及び治山」２６か所、被害額１，３８６万円。「農作物」被害額３億２，３９１万９千円。「農地」冠水田７４８ｈａ、同畑４０９ｈａ。「上水道」 被害額３２万円。「下水道」 被害額５万円。「市営住宅」被害額１２１万

９千円。「都市公園」被害額３３２万円。「土木」被害額８０２万１千円。「学校」被害額１４１万円。合計３億９，３９４万２千円。

［以上、米子市５０周年史から抜粋］

25　昭和５９(1984)年竜巻

昭和５９年１１月１９日夜、米子市に竜巻が起こり、灘町を中心に住宅が倒れるなどの被害があった。本市では、昭和３５年５月３１日未明、ひょうを伴った竜巻があって以来の発生。米子測候所の観測によると、１９日午後１０時ごろ、日本海から南下してきた寒冷前線の通過に伴い、米子港東部の市街地、立町４丁目から灘町にかけて、「ゴオーッ」という大きな音を立てて竜巻が発生。幅５０ｍ、長さ６００ｍにわたって強風が吹き荒れ、トタン屋根、棟がわら、窓ガラスなどが飛んだり壊れたりし、住宅１棟が半壊、５０棟が一部損壊したのを初め、倉庫、非住家３棟が全壊し、１棟が半壊した。このほか電線が切れ、灘町、立町、花園町で約４００戸が、約５時間にわたって停電し、電話不通も３戸あったが、人畜の被害はなかった。

［以上、米子市６０周年史から抜粋］

26　平成３(1991)年台風１９号

大型で非常に強い台風１９号は、９月２７日午後４時ごろ、佐世保市付近に上陸し、山陰沿岸を北東に進み、午後９時から１１時ごろ最も接近し、最大瞬間風速４５．２ｍを記録した。市内では、２７日夜から２８日にかけて、大きな被害に見舞われた。二本木で農機具小屋の下敷きになった３８歳の人が死亡したほか、１７棟の家屋が一部損壊し、１７棟が床上や床下に浸水、倉庫や車庫など２５棟が被害にあい、電柱や木などの倒壊は多数に上った。

被害額が一番大きかったのは農産物で、野菜や果物などが５億２，３８２万９，０００円に上り、次いでハウスなど農業用施設関係が１億５，１０４万円、カーブミラーなど土木関係が１，０４４万円、商店街の施設など９０４万円、小･中学校など８６０万円と、被害総額は７億２，９３５万円となった。

27　平成３(1991)年ひょう

平成３年１０月１４日の午後、県西部一帯で大粒のひょうが降った。市内では、午後６時４０分ごろから約５分間にわたって、直径２㎝から３㎝の大きなひょうが地面をたたきつけるように降った。中には４㎝を超すピンポン玉大のものもあり、農作物のほか、車のガラスの破損、屋根のへこみ、住宅の窓ガラスが割れるなどの被害がでた。突然のひょうで、市内は雪化粧したように真っ白になり、走る車はのろのろ運転をし、道行く市民は、住宅やビルの軒下に逃げ込んだ。

鳥取地方気象台によると、昼過ぎに寒冷前線が南下し、上空５，０００ｍ付近で、零下１８度の寒気が入ったため、大気の状態が不安定になり、このひょうとなった。

［以上、米子市７０周年史から抜粋］

28　平成２２(2010)年豪雪

１２月３１日から１月２日にかけて記録的な豪雪となり、米子市全域において、交通被害、停電被害、倒木被害、農作物被害等が発生した。直ちに米子市豪雪対策本部を設置して高齢者、障がい者の安否確認、救援物資の支給、停電の情報収集及び発信、通学路の除雪等を実施した。

なお、１月１日には観測開始以降最深となる積雪８９ｃｍを記録した。

［以上、事務報告から抜粋］

29　平成２３(2011)年台風１２号

台風１２号が、９月３日未明から４日未明にかけて米子市内各所に被害をもたらした。佐陀川が決壊するおそれが生じたため、佐陀川と野本川との合流する地域の４６４世帯、約１，３００人に対し米子市として初となる避難指示を出した。その他、床上・床下浸水、道路や田畑の冠水、法面や護岸の崩落、ため池の決壊などが相次ぎ、市内各所の道路が通行止めになるなどの被害が出た。

30　平成２５(2013)年７月豪雨

平成２５年７月１５日の大雨では時間降雨量が６６．５ｍｍ（過去最高値）を記録し、市内大沢川等が増水し、床下浸水２１件等の被害が出た。

［以上、事務報告から抜粋］

31　平成２８(2016)年１月異常低温災害における出水不良

１月２４日からの異常低温（-5.8℃）により、給水管等が多数破損し、漏水による排水量が急激に増加したため、給水圧が低下（0.08mp）し、給水区域全域で多数の出水不良が発生した。米子市対策本部を設置し、給水支援や公民館等に対する給水袋、ペットボトル飲料水の配送及び水道局による応急給水、修繕、止水の支援を実施した。水圧低下に伴う影響戸数　約７５，０００戸、修繕等の受付総戸数　４，２６９件の被害が出た。

［以上、事務報告から引用］

32　平成３０(2018)年７月豪雨

平成３０年７月５日から７日にかけて、強い雨が降り３日間にわたり２３６．５ｍｍの降水量を記録した。７日、祇園町２丁目でがけ崩れが発生し就将地区に米子市として初となる避難勧告を発令し、8日には就将地区を除く土砂災害警戒区域がある１３地区に対し避難勧告を発令した。また、雨が止んだ１０日未明に青木地区でがけ崩れが発生し同地区に避難指示(緊急)を発令、民家１棟が被害にあったが、けが人など人的被害は無かった。

33　平成３０(2018)年台風２４号

台風２４号の影響により、９月３０日早朝から１０月１日未明にかけて総雨量は２２９ｍｍを記録した。土砂災害警戒区域のある１４地区７１自治会に対し避難勧告を発令した。

また、日野川及び法勝寺川の水位が氾濫危険水位まで上昇したほか、水貫川、榎原の水路で氾濫のおそれが高まったため消防団等を動員しポンプ排水を行った。

34　令和３(2021)年７月大雨

梅雨前線の停滞により、４日 18 時から 13 日 04 時までに総降水量４４２．５ｍｍを観測した。

７日からは断続的に大雨警報と土砂災害警戒情報が発表された。７日に自主避難所を開設した。翌８日には宇田川地区で土砂災害が発生したため、最終的に、土砂災害警戒区域を含む１４地区の対象自治会に警戒レベル４「避難指示」を発令した。その後、避難所開設は９日まで、警戒体制は１１日まで継続した。

１２日には再度「高齢者等避難」の発令に至り避難所を開設し、翌１３日まで継続した。

この大雨で、市内複数箇所で冠水や土砂崩れなどが発生したが、けが人など人的被害は無かった。

第２章　災害予防計画

第１節　　目的

災害予防計画は、地震・津波、風水害等による被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防災思想の普及、防災訓練等の計画を立て、その実施を図ることを目的とする。

第２節　　浸水予防計画

この計画は、台風・大雨に伴う洪水・高潮害及び地震に伴う水害についての対策の推進を図るとともに、必要な事業又は施設の整備を行い、その被害を未然に防止することを目的とする。

１　河川の概況

本市の河川には、中国山脈に源を発し、法勝寺川、支川小松谷川等の大小河川を合流して日本海に注ぐ一級河川日野川水系、また、伯耆町押口（岸本町押口）に源を発する野本川、大山町槙原地内に源を発しておびただしい河床堆積砂れきを盛り上げる精進川等を合流しながら本市最東部を貫流して日本海に注ぐ二級河川佐陀川水系、そして市街地の中央部を貫き中海（斐伊川）に注ぐ加茂川、新加茂川等の一級河川斐伊川水系があり、また孝霊山を源とする二級河川・宇田川、同・天井川、同・妻木川がいずれも北上して日本海へ流れている。

改修工事としては、日野川上流部に多目的ダムとして菅沢ダムが建設され洪水調節に役立っているほか、本市内における日野川本流の護岸事業についても年次的に改修が進んでおり、また、法勝寺川上流部にも多目的ダムとして賀祥ダムが平成元年３月に完成し、洪水調節に役立っている。

しかし、法勝寺川の改修は、下流部右岸の一部を残して部分的に行われているが、近年の集中豪雨の形態から、現段階の改修では十分とはいえず、特に支流の小松谷川と朝鍋川の合流による災害防止を図る必要があり、豪雨の際には最も洪水による危険度が高く、万一左岸堤防が決壊すれば市街地の浸水は必至であった。そこで、それらの治水対策上、鳥取県において治水ダム建設事業にて朝鍋ダムが平成１７年３月に完成し、今後小松谷川と朝鍋川流域の洪水調節に役立つものと考えられる。

市街地を流れ、中海に至っている加茂川及び新加茂川は、昭和４０年度に河川改修事業が認められ、加茂川の浚渫並びに加茂川放水路及び東山川の改良整備が昭和５７年度に完成し、新加茂川改修も黒御崎橋上流までは終了しており、近年、下流部は洪水による被害はほとんど出ていない。

しかし、奥谷地区から上流部は未改修のため、豪雨時に冠水箇所が出ている。加茂川水系の水防は、この改修事業が完了することにより、万全が期せられる見通しとなる。

精進川及び佐陀川は、共に大山に源を発し、河床におびただしい砂れきを堆積しながら、時に表流し、時に潜流し、河岸に大規模な横浸食を展開しながら合流して東部伯仙地区を貫通する河川である。

河床の勾配は上流１／３０、中流１／１００、下流１／５００で、荒廃度は極めて高く、豪雨に見舞われるときは多量の土石を押し流し、堤防護岸道路等各種工作物に多大の損害を与えているが、

上流の野渓的な地域について年次計画により砂防工事が行われ、災害防止の効果をあげている。

2　治山砂防計画

本市における山林は、市の総面積の約２３％である。したがって、河口付近を主たる市域とする本市としては、上流部に位置する関係町村の植林事業及び砂防工事の積極的な施工を要望するところである。

幸いに植林事業の積極的な推進と自然成育により、流砂と保水力は共に良好な状態となりつつある大山山ろく地区においては、さらに植林事業の推進と砂防工事の強化を図り、治山、治水の効果を上げなければならない。

3　米子市における河川別改修計画等

（１）改修計画等

ア　日野川

日野川は、水源を日野郡日南町多里地内の三国山に発し、法勝寺川を始め１０数本の河川を合流し、日本海に注いでいる。延長７７．４Ｋｍ、流域面積８７０ｋ㎡の米子、西伯、日野と１市２郡にわたって流れている急流な川であるが、流域は広葉樹及び針葉樹を主とした山林で占められ、保水力も良好で被災度を緩和しつつある。

イ　法勝寺川

法勝寺川は、水源を南部町上長田及び東長田に発し、青木において小松谷川と合流し、さらに日野川に合流している。延長２３．５Ｋｍ、流域面積９０ｋ㎡で米子市及び西伯郡にわたって流れ、勾配はおおむね緩やかな川である。流域は主として針葉樹が育ち、保水力は比較的良くなりつつある。

なお、法勝寺川左岸の兼久堤防は、大正７年９月の豪雨により決壊し、農耕地はもとより市街地も一瞬にして浸水し、甚大な被害を受けている。豪雨期には十分警戒しなければならない。

ウ　小松谷川

小松谷川は、南部町大字井上に源を発し、尚徳地内を流れ、下流部は法勝寺川に合流する延長７．４Ｋｍ、川幅３４ｍの緩流な川である。昭和２６年に断面拡張と併せ水路改修工事が完成したが、平成２３年９月洪水において、法勝寺川の水位上昇に伴う小松谷川への背水の影響により内水氾濫が発生し、道路及び農地等の浸水被害が発生した。現在は背割堤整備により法勝寺川の背水の影響を軽減し、小松谷川の水位を下げることができ、浸水被害を大幅に軽減している。

エ　加茂川

加茂川は、市街地の中央部を貫き中海に注ぐ延長３．０Ｋｍ、川幅１５ｍの斐伊川水系の一級河川である。昭和初頭の連年にわたる洪水のため抜本的改修に迫られ、昭和７年長砂町地内から分岐して深浦港に流れる放水路を新設したため、以後は災害を免れているが、近年泥土が堆積して河床が埋まり、雨季に氾濫して付近の低地に浸水し、度々被害が出ていた。昭和３１年には、新加茂川長砂町地内右岸の決壊により、加茂川が氾濫して多大の被害を与えたため、この水系の抜本的改修が認められ、加茂川放水路の新設により、加茂川河川改修事業が昭和５７年度に完成した。

オ　新加茂川

新加茂川は、昭和７年加茂川の放水路として新設されたものであるが、川幅が狭小のため雨季には絶えず氾濫し、上流農耕地に多大な被害をもたらしており、古くから改修が要望されていた。昭和３９年の集中豪雨により、長砂町地内右岸が決壊し、市街地一帯に甚大な被害を与えた。

この河川は、斐伊川水系の１級河川の指定を受けており、川幅の拡張等抜本的な改修事業が進められている。

カ　佐陀川

佐陀川は、大山北壁に源を発し、大山町を経て日下地区内から本市域東部を貫流し、日野川と並行して淀江町佐陀を通り、日本海に注ぐ延長２０．２Km、川幅６０ｍの河川である。この河川は、精進川の合流する地点から下流はやや緩流になるが、上流部は急こう配で野渓的様相を呈し、大山の風化した角閃安山岩、第３期水成岩に基づく砂れきを送流して河床に堆積させ、豪雨時には堤防橋りょう等工作物に多大な損害を与えている。このため、数度にわたって護岸の改修、上流部の砂防工事が行われ、現在河川事業では、堤防の機能強化のため、浸透流対策が行われ、砂防事業では砂防堰堤の整備が進められている。

キ　精進川

精進川は、その源を大山町明間地内に発し、伯仙地区に直流し、尾高地内で佐陀川に合流する延長８．６Km、川幅４０ｍの野渓的河川で、大山の砂れきを送流し、横浸食を起こす氾濫は佐陀川をしのぐ状態である。したがって、豪雨時における橋りょう、河岸工作物の損害は甚大で、年次的に改修を進めている。特に、上流部は砂防指定地区に指定され、砂防工事が行われた。

ク　野本川

野本川は、伯耆町押口に源を発し、河岡地内で佐陀川と合流する延長４．７Ｋｍ、川幅２１ｍの小河川であるが、大山山ろくから多量の雨水が流入するため、集中的豪雨で氾濫し、さらに佐陀川の水勢の影響を受け、下流では停滞して溢水し河岡地内に甚大な被害を与える河川であったが、改修工事は完了している。

ケ　後藤川

後藤川はJR境線と併走する河川であり、近年の度重なる浸水被害を解消するため、平成１７年度より鳥取県が河川改修を行った。

コ　宇田川

宇田川は、大雨が降ると、その地形的・地理的条件に加え市街地の川幅の狭さによって、JR山陰本線上流域や、支川の天井川との合流点で氾濫し、水田地域やその周辺の住宅に被害をもたらしてきた。近年では、平成２３年の台風１２号による洪水で、家屋１４戸、作業所５戸の浸水が発生した。

サ　大川

大川では、日野川合流点から上流１，２００ｍが改修済みであり、さらにその上流約１，１１０ｍ区間を整備していたが、平成２８年度に完了した。

シ　堀川

堀川は、大沢川（農業用排水路として昭和３７年完成）より、南から北に流下して日本海に

至る市街化区域内の河川であり、近年、大沢川を中心として急速に市街化が進んでいる。特に中上流部においては、区画整理事業（昭和５９年～平成５年）が完成しており、引き続き下流部において施行されているⅡ期工事（平成９年～平成１３年）においては、平成１０年度から区画整理事業との整合を図りながら改修工事を実施している。しかしながら、中上流部においては、現河川の河積が不足しており、従来から度々田畑や家屋に浸水被害が出ているため、現在、これらを解消するため改修工事を実施している。

ス　水貫川

準用河川水貫川は、市道福生南１号線から指定１級河川水貫川に注ぎ、日野川に合流する河川である。

近年、上流流域部の開発に伴い、現在、河積が狭小となり、出水時期には、河川が氾濫し、多大な被害を出すおそれがあり、また、災害時の避難所に指定されている福生体育館付近の道路が冠水し、避難所として使用することが危ぶまれる状況にあったが、平成１６年度に改修工事が完了している。

セ　加茂新川、大水落川、四反田川、森屋川、南崎津川、北崎津川

改修工事は完了しており、浸水被害を解消している。

ソ　系図川、御大師川、泉川、大更川、本宮川、浅中川、塩川、中間川

上記の全河川について未改修部分があるため、今後護岸の改修を予定している。

（２）　直轄河川、指定一級河川、指定二級河川及び準用河川は、次のとおりである。

ア　国土交通省直轄河川

河　川　名	延　長	適　用　延　長	米子市内延長
日　野　川	７７．４Ｋｍ	１７．０Ｋｍ	８．５Ｋｍ
法　勝　寺　川	２３．５Ｋｍ	１０．９Ｋｍ	４．２Ｋｍ

イ　指定一級河川

河　川　名	延　長	適　用　延　長	管　内　延　長
新　加　茂　川	９．９Ｋｍ	９．５Ｋｍ	９．９Ｋｍ
加　茂　川	３．０Ｋｍ	３．０Ｋｍ	３．０Ｋｍ
橋　本　川	２．０Ｋｍ	１．９Ｋｍ	２．０Ｋｍ
小　松　谷　川	７．４Ｋｍ	６．８Ｋｍ	６．８Ｋｍ
大　川	３．０Ｋｍ	３．０Ｋｍ	３．０Ｋｍ
水　貫　川	２．５０Ｋｍ	１．７Ｋｍ	２．０Ｋｍ
東　山　川	０．９Ｋｍ	０．９Ｋｍ	０．９Ｋｍ
米　川	２０．５Ｋｍ	２．０Ｋｍ	２０．５Ｋｍ
加茂川放水路	１．１Ｋｍ	１．１Ｋｍ	１．１Ｋｍ
後　藤　川	０．３Ｋｍ	０．３Ｋｍ	０．３Ｋｍ

ウ　二級河川

河　川　名	延　長	適　用　延　長	管　内　延　長
佐　陀　川	２０．２Ｋｍ	８．０Ｋｍ	８．０Ｋｍ
精　進　川	８．６Ｋｍ	４．２Ｋｍ	４．２Ｋｍ
野　本　川	４．７Ｋｍ	３．８Ｋｍ	３．８Ｋｍ
大　水　落　川	２．３Ｋｍ	１．０Ｋｍ	２．３Ｋｍ
加　茂　新　川	２．１Ｋｍ	０．７Ｋｍ	２．１Ｋｍ
塩　川	２．２ｋｍ	１．５ｋｍ	２．２ｋｍ
宇　田　川	３．０ｋｍ	３．０ｋｍ	３．０ｋｍ
天　井　川	３．３ｋｍ	３．３ｋｍ	３．３ｋｍ
妻　木　川	４．５ｋｍ	４．５ｋｍ	０．６ｋｍ
大　更　川	１．２ｋｍ	０．５ｋｍ	１．２ｋｍ

エ　準用河川

河　川　名	延　長	適　用　延　長	管　内　延　長
水　貫　川	２．５０ｋｍ	０．８４Ｋｍ	２．５０Ｋｍ
堀　川	１．７１ｋｍ	１．５６Ｋｍ	１．７１Ｋｍ
加　茂　新　川	２．１０Ｋｍ	０．６３Ｋｍ	２．１０Ｋｍ
大　水　落　川	２．３０Ｋｍ	１．０５Ｋｍ	２．３０Ｋｍ
四　反　田　川	１．０５Ｋｍ	０．２９Ｋｍ	１．０５Ｋｍ
森　屋　川	１．１２Ｋｍ	１．１２Ｋｍ	１．１２Ｋｍ
南　崎　津　川	２．４１Ｋｍ	２．４１Ｋｍ	２．４１Ｋｍ
北　崎　津　川	２．４１ｋｍ	０．９６Ｋｍ	０．９６Ｋｍ
系　図　川	０．４０ｋｍ	０．４０ｋｍ	０．４０ｋｍ
御　大　師　川	０．９０ｋｍ	０．９０ｋｍ	０．９０ｋｍ
泉　川	１．１０ｋｍ	１．１０ｋｍ	１．１０ｋｍ
大　更　川	１．２０ｋｍ	０．６８ｋｍ	１．２０ｋｍ
本　宮　川	２．７０ｋｍ	２．７０ｋｍ	２．７０ｋｍ
浅　中　川	０．６０ｋｍ	０．６０ｋｍ	０．６０ｋｍ
塩　川	２．２０ｋｍ	０．６６ｋｍ	２．２０ｋｍ
中　間　川	１．７０ｋｍ	１．７０ｋｍ	１．７０ｋｍ

第３節　市街地等防災化計画

この計画は、各種の災害の発生に対して公共施設等の点検・整備を行い、公共空間の確保や建築物の不燃化等について市街地等防災化を促進することにより、災害に強いまちづくりを行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

１　計画的な市街地の形成

米子境港都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分により、市街化の無秩序な拡大を防止し、用途地域に応じた適切な土地利用の推進を図るものとする。また、淀江都市計画区域と都市計画区域外は、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的で計画的な土地利用の推進に努めるものとする。

２　防火地域及び準防火地域の指定

災害による火災の危険性を低減するため、市街化区域において防火地域及び準防火地域を定め、一定の基準をもとに建築物等の不燃化を図るものとする。

３　都市施設の整備

（１）街路網

市街地における道路は交通施設としての機能のみならず、消防活動及び延焼防止等の防災空間をはじめ、緑化、通風等の必要な空間等数多くの機能を持つ施設であるので、避難路、消防活動、延焼防止等の機能を確保するため、積極的にこれらの整備を行い、災害防止、避難対策等の推進に努めるものとする。

（２）公園、緑地等の公共空地

市街地における公園、緑地等の空地は、環境保全、レクレーション利用及び景観形成のみならず、避難地の確保及び火災延焼防止等、防災上必要不可欠な施設であるため、市街地等の基盤施設として積極的にその整備を促進するものとする。

（３）貯水施設等

災害時における火災の拡大を防止するため、消防力が最大限発揮できるよう消防水利等の確保に努めるものとする。

４　市街地等の再開発

既成市街地及びその周辺部において、健全な市街地の形成を行い、道路、公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備し、災害の防止を図るものとする。

第４節　　建物災害予防計画

この計画は、風水害、地震発生時の被害の発生を防止するため、防災都市計画及び防災建築物等の建設を促進し、もって建築物被害の減少を図ることを目的にする。

１　建築物の現状等

市民の防災意識の向上と認識が深まるとともに、建築行政施策の効果も上がり、鉄骨・鉄筋コンクリート造り等の災害時に出火延焼を防止するための耐震不燃化された建築物が増加の傾向を示しているが、今後も建築物の耐震不燃化を図ることによる得失と効果を一層広く市民に啓発し、かつ行政施策の強化と推進に努めるものとする。

２　不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

（１）準防火地域の一部を防火地域に指定することにより、建築基準法による規制を行い、もって都市の不燃化を図る。また、防火及び準防火地域以外の地域においても建築基準法第２２条区域を指定し、建築物の不燃化を促進するものとする。

（２）建築物については、建築基準法及びそれに基づく関係法令により、敷地、構造及び設備・用途に関する基準が定められているので、これらの基準の審査及び指導に当たるとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、建築技能近代化協会等）と協力して建築物の防災に関する診断、広報等に努めるものとする。

3　既存建築物に関する対策

地震による災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、次の事項の周知に努めるものとする。なお、火災予防計画については、第７節「火災予防計画」を参照のこと。

（１）家具類の完全固定措置をする。

（２）壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱をボルト類の金物等によって補強する。

（３）老朽化の著しい建物にあっては丸太、角材等で補強する。

（４）石塀及びブロック塀等の倒壊防止措置をする。

4　公共用建築物の災害予防対策

公共用建築物は災害発生時に避難場所とする等の応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の職員及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置を行う。また、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に市有の公共建築物にあっては、消防法第１７条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、積極的に耐震調査を実施し、必要に応じ改築または補強工事を施すものとする。

5　文教施設の災害予防対策

公立小・中・養護学校建物の耐震化及び耐火化は逐年進めているが、更にその促進を図るため逐次耐震調査を実施し、必要に応じ補強工事を施すものとし、増改築に当たっては、耐震及び耐火構造に改めるものとする。

6　社会福祉施設等災害予防計画

当該施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては耐震及び対価構造に改めるとともに、収容対象者は幼老齢者、心身障害者等であり、災害に対する避難活動等についても配慮し、総合的な改善を促進するものとする。

第５節　　公共施設等予防計画

この計画は、道路、海岸、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、港湾、漁港、空港等各種公共施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減の諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じることを目的とする。

1　道路施設

風水害や地震等の災害により、道路及び道路の重要な構造物である橋りょう等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、救援物資の輸送等に大きな支障が生じる。災害時においても道路施設がその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施するものとする。また、道路、橋りょう等道路施設を建設する場合は、耐震性を考慮した建設する場合は、耐震性を考慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

（１）道路の整備

風水害や地震等の災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、流出等が考えられる。このため、これら被害が想定される箇所にお

いて、緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次対策工事を実施するものとする。

（２）橋りょうの整備

「道路橋示方書Ｖ耐震設計編（平成１４年３月改定）」により橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを選定し、これらのうち緊急度の高いものから順次対策工事を実施するものとする。

２　海岸、河川

（１）海岸

海岸における予防計画は、風水害対策編の予防計画を参照のこと。

（２）河川

災害が想定される時の米子市の重要用排水樋門操作体制の確立、通常時の点検等の維持管理、老朽化した樋門等の改修等、災害に対してその機能が保持できるよう整備を図るものとする。

又、米子市の重要水防区域のうち、河川断面の不足、堤防高不足の箇所の改修について国土交通省、県と連携し、改築等整備の促進に努めるものとする。

３　上水道

災害による水道の断水を最小限に食い止めるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の耐震性の強化に努めるものとする。また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業が円滑にできるよう、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進するものとする。

（１）施設の耐震化の強化

水道施設の耐震性の強化については、主要施設である調整池、配水池、水源地、水道局庁舎等の構造物及び導送配水管路等の建設年度、地盤の状況、資材の形式等を調査するとともに専門的な耐震調査を実施し、必要に応じて補強を行うものとする。

（２）老朽管及び石綿セメント管の更新

布設場所、地質、布設年度、口径等を調査し、被害発生の危険度の高い箇所から耐震管に布設替えし、更新していくものとする。

（３）主要管路の電動弁の設置

貯水施設の破損に伴う水の流出による貯水量低下を防止するため、貯水槽の流下に緊急遮断弁等を設置するものとする。

（４）水源地施設の充実

ア　停電による配水圧の低下を防ぐため、自家発電装置の整備拡充及び別系統からの受電設備の設置を行うものとする。

イ　配水系統のバックアップのためのバイパス管の設置を推進するものとする。

ウ　片方の水源の被害に対し、他の水源から送水することにより配水が続けられるよう相互連絡用送水管を布設するものとする。

（５）防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ過器、可搬的

発電機、運搬車両等の整備充実を図っていくものとする。

（６）防災非常時の協力体制の確立

水道施設の被災時において、市のみでは施設の復旧が困難で飲料水の供給が困難な場合は、市長は近隣市町村若しくは県に対し応援の要請を行うものとする。他市町村若しくは県の「水道応急対策行動指針」に基づき支援及び応急給水等の要請を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

4　下水道

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限保持できるよう、地震による破損被害が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強整備に努めるものとする。また、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を考慮し、耐震性の強化等に努めるものとする。

（１）管渠

地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に老朽化の著しいものから補強するものとする。また、新たに下水道管を敷設する場合には、基礎、地盤条件等総合的な検討をするものとするが、地盤の悪い箇所に敷設する場合には、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施するものとする。

（２）ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設については補強するとともに、今後の設計に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」及び「下水道施設地震対策指針と解説」の基準に基づき、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行うものとする。

5　電力施設

電力供給機関は、災害時における電力供給を確保するため、電力設備の防護対策に努めるものとする。

（１）設備面の対策

ア　発･変電設備

過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講じるものとする。

イ　送・変電設備

災害に伴う地盤の不均沈下、地すべり等を生じる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力さけるものとする。

（２）保安面の対策

ア　保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図るものとする。

イ　資機材等の確保

災害に備えて、資機材等確保の体制を確立しておくものとする。

（ア） 応急復旧用資機材及び車両

（イ） 食料その他の物資

6 ガス施設

都市ガスは、都市に欠かせないエネルギーであり、これを供給する設備に被害を受け、ガスの供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、災害による被害を軽減するため、ガス事業者は各社の実情に応じて以下の対策を実施するものとする。

（１）ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

耐震性の維持強化に努めるものとする。

イ 導管

耐震性の維持強化に努めるものとする。

ウ 通信設備

保安無線通信設備の整備・拡充を図るものとする。

（２）緊急操作設備の強化

ア 製造設備及びガスホルダー

災害発生時にガス送出・油流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備するものとする。

イ 中圧導管

導管の地域ブロック化を行えるよう設備を整備するものとする。

ウ 地震計等の設置

供給地域内の震度情報を収集するシステムを整備するものとする。

（３）マイコンメーターの設置の推進

各家庭において、地震やガス漏れなどの異常時に一定の基準により自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を推進するものとする。

（４）復旧体制の設備

ア 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地域別ブロックを推進するものとする。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備強化を図るものとする。

ウ 復旧用資機材の整備を図るものとする。

エ 教育及び訓練の充実を図るものとする。

オ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進するものとする。

7 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社の各線区における地震による被害を軽減し、旅客等の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じるものとする。

（１）施設の耐震性の向上

橋りょう等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図るものとする。

（２）地震検知装置及び雨量計の整備

既設の地震検知装置や雨量計の改良及び増設により、列車運転の安全を確保するものとする。

（３）情報連絡設備の整備

各種情報の迅速化の徹底を図るため、通信施設の整備拡充を図るものとする。

（４）復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を期するため、復旧要員の動員及び協力応援体制を整備しておくものとする。

８　港湾

地域経済社会の発展に大きく寄与する海の流通拠点基地として、重要な役割を果たしている港湾施設は、基本的には「港湾の施設の技術上の基準」に基づき、災害の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して建設されているが、災害発生後の緊急物資及び人員の海上輸送が確保できるよう、一部の港湾施設については必要に応じ、耐震性の強化を図るものとする。

（１）耐震岸壁の整備

災害後の緊急物資及び人員輸送を確保するため、境港の耐震岸壁の整備を推進するものとする。

（２）防波堤の補強

各港湾は、防波堤等を整備し、波浪等を食い止め、港湾内及び内陸部への影響を極力抑え、災害防止に万全を期しているが、今後においても必要に応じて防波堤の補強に努めるものとする。

９　漁港

漁港施設の防護と漁船の擁護を目的として、必要に応じ防波堤や護岸等の整備を行なう。又、高波、高潮等から漁船等の安全を確保するため泊地や航路を必要に応じ浚渫等を行う。

10　空港

美保飛行場においては、災害時に災害状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、救援物資及び人員の輸送ができるよう、施設の耐震構造化の整備を推進するものとする。

第６節　農業災害予防計画

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は発生するおそれのある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

１　農業防災体制

気象の長期予報、早期天候情報又は警報等の情報を基に生産者団体等に対して農作物の被害予防に関する気象情報等を提供するとともに、農作物に著しい被害をおよぼすおそれがある時は、鳥取県農業気象協議会等と連携を図りながら農作物の被害予防に関する技術対策の普及徹底に努めるものとする。

２　農作物の災害予防対策

（１）災害防止技術対策

農作物の防災技術については、その都度、県農業協議会が樹立するが、災害多発地帯については、平素から生産者団体等と連携を図り、農家に対して災害予防に関する指導の徹底を図るもの

とする。

（２）資機材確保

台風その他の災害が予想される場合、予防措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材の確保調整等を行い被害防止に努めるものとする。

（３）病害虫防除対策

災害において、病害虫の発生が予想される場合は、鳥取県病害虫防除所等と連携し病害虫発生予察情報の周知に努めるものとする。

第７節　文化財災害予防計画

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

１　保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国・県指定とともにその所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

２　保護管理の指導等

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じて文化庁長官あるいは、県教育委員会から保護管理に必要な命令（国）勧告、指示が行われるが、市においては絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し、消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに破損、腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続き、方法等について適切な指導を行う。

３　災害予防対策

（１）対象物

防災上、留意している文化財の種別は建造物と美術工芸に属する工芸彫刻、及び考古資料等である。

（２）施設整備対策

ア　建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等消防設備の配備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

イ　美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられる。

第８節　火災予防計画

この計画は、災害による火災又はその他の災害に因る被害から、消防施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、二次災害を防除する等被害軽減を図ることを目的とする。

１　消防施設等の整備

（１）常備消防機関の鳥取県西部広域行政管理組合消防局の消防力及び非常備消防機関の米子市消防団の消防力は、次のとおりである。

鳥取県西部広域行政管理組合消防局　　令和４年４月１日現在

	職員数	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	はしご付消防自動車	救助工作車	救急自動車（高規格）	指揮車	その他の車両	総数
消防局	46						2	1	12	15
米子消防署	56	4		1	1		2	1	5	14
皆生出張所	27	1	1		1	1	1		1	6
南部出張所	14	2					1		1	4
伯耆出張所	14	1	1				1		1	4
境港消防署	43	2	0	2	1	1	2	1	3	12
弓浜出張所	14	2					1		1	4
大山消防署	28	1	1				1	1	1	5
中山出張所	14	2					1		1	4
江府消防署	28	1	1			1	1	1	1	6
生山出張所	14	2					1		1	4
合計	298	18	4	3	3	3	14	5	28	78

米子市消防団　　令和４年４月１日現在

分団数	28
団員数	527
消防ポンプ自動車	15
小型動力ポンプ積載車	9
小型動力ポンプ	9

（２）消防組織及び施設の整備

西部消防局と連携を保ち、消防力の基準（平成１２年１月２０日消防庁告示第１号）に基づき、実情に応じて施設の整備及び消防団員の確保、組織の整備等に努める。

（３）消防水利の整備

本市市街地における上水道の送水管は、老朽化して管径が狭くなりつつあり、送水能力の低下を来たしていることから、防火水槽の新設など消防用水を確保するための施設整備を年次的に行っているが、ひとたび大火となる様相を呈した場合は、水利不足は免れない。

この状況を踏まえ、水利施設の増設、既存施設の改良等、整備の促進に努める。

ア　防火水槽（令和４年６月現在）

	20t (20 ㎥)級	40t (40 ㎥)級	60t (60 ㎥)級	100t (100 ㎥)級
ア 公設	47 基	113 基	43 基	1 基
ィ 私設	16 基	26 基	7 基	8 基

イ　水道消火栓（令和４年６月現在）

	100mm 未満	100mm	150mm	200・250mm	300・350mm	400mm	500mm 以上	掘抜消火栓
ア 公設	394 基	1,943 基		321 基	43 基	14 基	30 基	302 基
ィ 私設		5 基	6 基					19 基

（ｳ）防火栓（工業用水）　13 基

ウ　河川の整備

新加茂川及び加茂川を消防水利として容易に利用できるように、道路改修等の促進に努める。

エ　海岸の整備

海水を消防水利として容易に利用できるように、関係機関の協力を得て、護岸の整備に努めるものとする。

２　防火思想の普及と徹底

一般市民に防火思想の啓発普及を図ることは火災予防のための肝要な施策であり、次のとおり対策を講じる。

（１）防火管理者制度の活用

防火管理者を主体として、自衛防火組織の協力の下に広報紙の発行、講習会、消防訓練等の指導を通じて防火意識の高揚に努める。

（２）米子地区防火安全協会への協力

危険物取扱者研修、防火管理者講習、会報の発行その他各消防訓練指導等を行う。

（３）消防クラブ等の育成

市内各幼稚園、保育園、小学校、婦人会等の協力を得て幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成を図り、防火思想の普及促進に努める。

（４）自主防災組織の育成

市内各自治会組織を主体として、逐次全市に自主防災組織の育成を図り、防火思想の普及促進に努める。

（５）消火器、住宅用火災警報器の普及促進

火災の早期発見、初期消火につながる住宅用火災警報器や消火器の普及促進に努める。

3　予防査察

（１）立入検査等（消防法第４条）

火災発生の予防に万全を図るため、春季及び秋季の火災予防週間その他必要の都度消防職員により百貨店、旅館、飲食店その他の施設、若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所を巡回し、立入検査を実施している。

立入検査の主眼点は、おおむね次のとおりである。

ア　消防用設備等の設置及び維持管理状況

イ　火を使用する設備、器具並びにその使用に際して、火災の発生するおそれのある設備、器具の位置及び構造並びに管理状況（鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例）

ウ　指定数量未満の危険物、指定可燃物の貯蔵又は取扱状況（同上）

エ　その他残火、取灰等のあと始末及び火災に関する警報の発令下における火の使用制限（同上）

（２）学校・病院・工場・百貨店等防火対象物の防火対策

防火対象物の管理について権原を有する者に対しては、防火管理者を定めさせ、当該対象物の消防計画を作成させるとともに、次の事項を実施させるものとする。

ア　消火、通報及び避難訓練の実施

イ　消防用設備等の点検及び整備

ウ　火気の使用又は取扱いに関する監督

エ　その他防火管理上必要な業務

第９節　防災通信体制整備計画

この計画は、市及び災害時に防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信を確保することを目的とする。

１　西日本電信電話株式会社の電気通信施設災害予防計画

西日本電信電話株式会社においては、災害時に通信が確保できるように、主要伝送路の多ルート化、主要市外交換機の分散設置等万全の体制を整えるものとする。

（１）電気通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びそれに附帯する防災設備の防災設計を実施する。

ア　豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を行うものとする。

イ　暴風又は豪雨のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うものとする。

ウ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行うものとする。

（２）通信網の整備

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア　主要な伝送路を多ルート構成若しくはループ構成とするものとする。

イ　主要なＮＴＴの中継交換機を分散設置するものとする。

ウ　主要な電気通信設備については、予備電源を設置するものとする。

（３）災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定し、次に掲げる機器、器材、車両等を配備するものとする。

ア　非常用無線装置

イ　非常用交換装置、非常用衛星通信装置

ウ　非常用電源装置

エ　応急復旧用ケーブル及びその他の応急復旧用諸装置

オ　工事用車両及び特殊車両

カ　電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう、非常はしご、非常ポンプ等）

（４）災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成するものとする。

（５）防災用資材等の確保と輸送計画

ア　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ　災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材、物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに輸送力の確保に努めるものとする。

（６）社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について、あらかじめその措置方法を定めるものとする。

ア　社員の非常配置

イ　社員の非常招集の方法

ウ　関係組織相互間の応援の要請方法

（７）広域災害時における応援計画

大規模地震等により市街地若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災地設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、必要な組織において、グループ会社、工事会社の稼働を含めた全国的規模による応援組織の編成、応急復旧用機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について、計画に基づき確立して運用するものとする。

（８）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、社外機関に対し、次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめ、その措置方法を定めておくものとする。

ア　要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

イ　資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

ウ　交通及び輸送対策

（ア）人員又は災害対策用機器、資材、物資等の緊急輸送についての交通規制又は輸送制限に係る特別許可の申請

（イ）災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力若しくは自衛隊等に対する輸送の援助要請

エ　電源対策

電力会社に対する商用電源確保の協力要請、自家用発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者への要請

オ　その他必要な事項

（９）防災に関する教育及び訓練の実施

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに、関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、防災に関する教育を実施するものとする。

イ　防災活動を円滑かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年１回以上実施するものとする。

（ア）非常予報及び警報の伝達

（イ）非常招集

（ウ）災害時における通信の確保

（エ）各種災害対策用機器の操作

（オ）電気通信設備等の災害応急復旧

（カ）消防及び水防

（キ）避難及び救護

ウ　国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に参加し、又はこれに協力するものとする。

２　市の情報収集伝達体制整備

大規模地震が発生した場合にも、機能し得る情報収集伝達体制を確保するために、通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を日常業務で運用して慣らさせるなどのソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークを構築するものとする。

（１）通信施設の整備

ア　有線通信施設

機器の転倒防止、非常電源等の耐震性を図り、大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線（公用携帯電話を含む）については、重要回線を災害時の優先電話として指定するよう努めるものとする。

イ　無線通信施設

災害時において、関係機関、防災拠点施設等の情報収集、連絡体制の充実を推進するため、防災行政無線施設(固定系)や携帯･車載型無線システム(移動系)、携帯電話によるメール配信等

の多様な通信手段の整備に努めるものとする。

ウ　データ収集網の整備

震度観測装置等を整備し、詳細の地域データの収集に努めるとともに、国及び県からの気象情報、地震情報、津波情報等の情報を受ける通信網の整備に努めるものとする。

エ　伝送路･回線のバックアップ対策

幹線のループ化、多ルート化等バックアップ対策に努めるものとする。

オ　施設の停電･耐震対策、維持管理

（ア）通信設備に適した無停電電源装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の２ルート化等の対策を講ずるよう努めるものとする。

また、庁舎等が被災した場合に情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との、災害に強い通信手段の確保（衛星携帯電話等）

（イ）各電気通信設備、建築物等構造物の耐震対策を講ずるものとする。

（２）職員に対する通信施設の使用方法の習熟等

大規模地震が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、運用できる職員を適正に配置する参集体制を確立しておくとともに、平常時から担当職員を教育･育成するものとする。

ア　通話試験の実施

イ　個別通信訓練の実施

ウ　通信方法等のマニュアルの整備

（３）非常通信体制

ア　市は、非常通信協議会に参加し、県、他の市町村等の参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶えに備え、非常通信体制の整備に努めるものとする。

イ　非常通信は、各種法例及び非常通信規約等にしたがって行うこととし、平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。

ウ　携帯電話等の通信端末については、通常の電話機能以外の付加機能についても有効に利用するものとする。（メール機能、写真機能、動画添付メール機能等）

（４）災害時の通信手段

市が、災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種　　類	特　　徴
防災行政無線（同報系）	・停電時は非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＮＴＴ加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時や停電時は不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・中継局の設備破損や停電時は不通。
ＮＴＴ加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。 ・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。
ＭＣＡ無線	・使用不能になりにくい。 ・中継局の設備破損時は不通。
Ｊ－ＡＬＥＲＴ （全国瞬時警報システム）	・防災行政無線を利用した緊急放送

（５）災害対策用移動通信機器の借受

総務省（中国総合通信局）においては、災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う基地を東京及び大阪の２箇所に設け、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

市は、必要に応じこれらの機器の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件は、次のとおりである。

	種　類	貸与条件等	備　考
中国総合 通信局	ＭＣＡ・業務用 トランシーバー （簡易無線局）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	中国総合通信局を経由し貸出要請を行い東京又は大阪の２カ所から搬入
ＫＤＤＩ 中国総支社	携 帯 電 話		申請書（郵送又は FAX）による要請で調達可能。 広島市からの発送。
ＮＴＴ ドコモ中国	携 帯 電 話		・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送
	衛星携帯電話		

※電気通信事業者の貸し出し条件は、各事業者の判断による

（６）非常通話・緊急通話

災害発生時の非常・緊急事態の時に、国、地方公共団体等の防災関係機関に対して行うオペレーター扱いの通話で、優先して取り扱われる。

ア　非常通話

地震、集中豪雨・台風などの非常事態が発生した場合、救援・交通・通信・電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする。

【非常通話を利用できる機関の例】

気象・水防・災害救助・警察の各機関相互間、輸送・通信・電力供給に直接関係のある機関相互間など

イ　緊急通話

非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。

【緊急通話を利用できる機関の例】

予防・救援・復旧などに直接関係のある機関相互間、緊急事態発生を知った者と前項の機関との間、犯罪が発生又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との相互間、選挙管理機関相互間、新聞社・放送事業者・通信社の機関相互間、水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

第１０節　　防災訓練計画

この計画は、各機関が単独又は共同して防災訓練を平素から十分に実施し、災害時に当たって災害応急対策の的確かつ迅速な遂行を期することを目的とし、より実践的、具体的な訓練が行われるよう努める。

なお、訓練の実施に当たっては、障がい者をはじめとする要配慮者への対応を考慮に入れて訓練を実施するものとする。

１　訓練の種別

総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常通信連絡訓練、非常招集訓練、救急訓練、災害図上訓練その他防災に関する訓練とする。

２　訓練計画

訓練の計画樹立にあたっては、国、県、隣接市町村、その他関係機関と共同又は市単独で実施するが、いずれの場合についてもこれら関係機関と緊密な連携を取るとともに、実施にあたっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「訓練実施要領」等を策定して実施するものとする。また、市その他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、地域防災計画、マニュアル等を見直しすることにより、今後の防災体制の改善に反映させることとする。

各種計画の要旨は次のとおりである。

（１）総合防災訓練

非常災害時において、防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、国、県、市町村、公共機関等関係機関相互の緊密な連携の下に、住民の協力を得て、総合的な訓練を実施し、災害応急対策活動についての習熟を図るとともに、関係機関相互の協力体制の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資するものとする。また、訓練の実施に当たっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等の「総合防災訓練実施要綱」を策定して実施するものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　地域の実情に即した訓練

イ　住民が防災を考える機会を提供

- 地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）
- 訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫
  （市民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる）

ウ　地域住民等の連携による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）

- 幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める
- 地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進
- 事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画

エ　防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進

- 地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）
- 家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知

オ　ボランティア団体等との連携

- 訓練への参加を求め、可能な連携に努める

（２）災害警戒本部・災害対策本部運営訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部・災害対策本部運営訓練を実施する。

（３）水防訓練

住民の防災意識の高揚と、出水時における水防体制の万全を期するため、県主催により、市町村、消防機関、国土交通省、警察等その他関係機関・団体の参加と住民の協力を得て、県下三大河川（千代川、天神川、日野川）を中心として年１回実施されているので、協力するものとする。

（４）消防訓練

火災予防及び災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、消防機関と自衛消防隊（防火対象物の権原者が実施するもの）が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を作成し、随時行うものとする。

（５）避難救助訓練

ア　市その他防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難救助訓練を、水防、消防等の防災訓練その他の災害防護活動と併せて、又は単独で実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、劇場、百貨店、旅館等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、消防計画に基づき訓練を実施するものとする。訓練の実施に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を求めることができる。

イ　集中豪雨発生時等における情報伝達及び要配慮者の避難訓練

・　集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備（要配慮者避難）情報・避難勧告・指示の発出及び住民に対する情報伝達

・　高齢者等の要配慮者への情報伝達、避難支援、救出

（６）情報伝達訓練

県、市及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、県等と調整を図って行うものとする。

（７）非常通信連絡訓練

災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等を想定し、非常通報を迅速かつ確実に伝送することに習熟するため、鳥取地区非常通信協議会において、次の訓練が年１回実施されるので、これに参加するものとする。

ア　感度交換訓練

イ　模擬非常通報訓練

（８）非常招集訓練

非常招集訓練は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、各機関の責

任者においてそれぞれが実施するものとし、訓練の実施方法はおおむね次により行うものとするが、災害の想定及び実施の細目は各実施責任者においてその都度定めるものとする。

ア　平素における非常招集措置の整備

（ア）招集対象者の住所、居所の確認及び連絡方法等

（イ）招集の基準及び区分

（ウ）招集命令の伝達及び示達要領

（エ）非常招集命令簿及び非常招集記録簿

（オ）非常招集の業務分担及び配置要領

（カ）待機命令の基準

（キ）その他非常招集のために必要とする事務処理

イ　非常招集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は、災害の緊急性から最も早く到達する方法を講じるべきものであり、有線電話、無線電話、略電報及び口頭による伝達も、迅速かつ正確を期するよう留意して実施するものとする。

ウ　集合の方法

集合の方法は、第一義的に迅速に行うべきものであるが、訓練においては通常の通路の崩壊等により、交通不可能などの被害を想定して実施するものとする。

エ　点検

（ア）伝達方法及び内容の確認点検

（イ）受令時間の確認点検

（ウ）受令地から集合地までの距離及び所要時間の確認点検

（エ）集合人員の確認点検

（オ）その他対策準備体制に関する点検

オ　訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施に改善是正を行うよう努め、訓練の記録を残しておくものとする。

（９）救急医療訓練

市その他防災関係機関は、災害時における救急医療を迅速かつ的確に行うため、避難救助訓練等と併せて実施するか、又は単独で実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、集団的に死傷者が発生する場合を想定し、死傷者の搬送、収容等に留意し、防災、医療等の関係各機関・団体はもとより、現場付近の住民の協力を得て実施するよう努めるものとする。

(10) 災害図上訓練（防災シミュレーション）

災害（被害）想定に基づき、室内において、事態が進展するシナリオに従って、指揮命令、関係機関との調整、災害対策等を検討し、災害時に役立つ手引き(マニュアル)を作成するものとする。

実施に当たっては、県、防災関係機関及び住民の協力を得て、実施するよう努めるものとする。

(11) 簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）

地域（自主防災組織、消防団、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意

識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(12) 住民、事業所等の訓練

地震被害は、瞬間的な建造物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超えた災害を想定しておかなければならないので、「自らの命は自らで守る、自らの地域は皆で守る。」という防災の基本に立って、適切な活動が行えるよう、初期消火訓練、避難訓練等を中心に、実践的な訓練を実施するよう努めるものとする。

(13) 避難所運営訓練

災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

(14) 訓練後の評価

市その他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、地域防災計画、マニュアル等を見直しすることにより、今後の防災体制の改善に反映させることとする。

第１１節　　防災知識普及計画

この計画は、市その他防災関係機関が、その職員、一般住民及び児童･生徒に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及の徹底あるいは防災教育を行い、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

1　普及計画

（１）実施責任者

防災知識の普及、災害予防又は災害応急措置の実施の任に当たる各機関が、それぞれ行うものとする。

（２）市職員に対する教育

市は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に、研修会、講演会等により、必要な防災教育を実施する。また、災害発生時の初動対応を含めたマニュアル等を作成し、職員が、迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

（３）住民に対する防災知識の普及

防災知識の普及は、次の媒体の利用等により行うものとする。

ア　ラジオ、テレビ、CATV、防災行政無線、有線放送及びインターネット

イ　新聞、雑誌、手引書

ウ　広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

エ　映画、スライドの製作利用

オ　広報車の巡回

カ　講習会、研修会、展覧会等の開催

キ　見学、視察、現地調査

ク　体験型施設（県保有起震車（愛称　グラットくん））の活用

ケ　その他

（４）普及に際しての留意事項

ア　要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

点字、朗読、手話通訳、外国語版パンフレット等を用いて、要配慮者に対しても十分な防災知識を普及できるよう配慮するとともに、自主防災組織、自治会等を通じて、一人暮しのお年寄りの世帯などについても、日ごろから防災知識の普及に努めるものとする。

イ　男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

ウ　災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化の災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する資料等について、広く市民に公開するよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

エ　消防団及び自主防災組織との連携

市は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団と自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかけ、消防団と自主防災組織とが連携した体制の構築を促進するものとする。

（５）普及を要する事項

ア　米子市地域防災計画の概要

イ　災害予防措置

（ア）震災・風水害予防の知識と心得

（イ）災害危険箇所

（ウ）火災予防の知識と心得

（エ）船舶等の避難措置

（オ）農作物の災害予防のための事前措置

（カ）避難に対する知識と心得

（キ）その他

（６）普及の時期

普及の内容により、過去に大きな風水害等が発生した日や各種の災害予防月間(週間)など最も効果のある時期を選んで行うものとする。

	各種防災週間等	期日
1	防災の日	毎年 9 月 1 日
2	防災週間	毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日まで
3	水防月間	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで
4	山地災害防止キャンペーン	毎年 5 月 20 日から 6 月 30 日まで
5	土砂災害防止月間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで
6	防災とボランティアの日	毎年 1 月 17 日
7	防災とボランティア週間	毎年 1 月 15 日から 1 月 21 日まで
8	鳥取県西部地震発生の日　（平成 12 年 10 月 6 日発災）	毎年 10 月 6 日
9	鳥取地震発生の日　（昭和 18 年 9 月 10 日発災）	毎年 9 月 10 日
10	雪崩防災週間	毎年 12 月 1 日から 12 月 7 日まで
11	津波防災の日	毎年 11 月 5 日
12	鳥取県中部地震発生の日（平成 28 年 10 月 21 日発災）	毎年 10 月 21 日

第１２節　自主防災組織整備計画

この計画は、自主防災組織の整備充実を行い、地域住民の防災意識の高揚を図ることにより、災害時の初期消火等防災活動が迅速かつ効果的に実施できる体制を整備することを目的とする。

１　自主防災組織の整備

（１）自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する組織であり、結成においては災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織とするよう努めるものとする。

（２）自主防災組織の整備強化に当たっては、基本的には自治会等を基盤として自主防災体制を確立するものとし、市は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備強化に努めるものとする。

（３）自主防災組織の活動の充実と活性化を図るため、地区単位（公民館単位）での自主防災連合組織の結成を促進するものとし、市は、地域の特性を考慮しながら、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備強化に努めるものとする。

２　自主防災組織の編成

（１）自主防災組織内の組織の編成は、一般的には次のとおりである。ただし、具体的な部編成等の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

ア　情報連絡部

イ　防災部

ウ　避難誘導部

エ　救出救護部

オ　物資部

（２）組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

ア　活動部員については、特定の地域に片寄らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各部に配置する等（例：消防経験者は防災部、アマチュア無線資格者は情報連絡部、医師・看護師は救出救護部等）して組織の活動に実効性をもたせるものとする。

イ　地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に婦人防火クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

ウ　過疎・高齢化が進む現状を踏まえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取組が重要である。

３　自主防災組織の活動内容

（１）平常時の活動

ア　防災に関する知識・技術の習得及び向上、住民への防災意識の啓発

イ　地域における危険箇所の把握及び広報（がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所、空き家、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

ウ　避難行動要支援者の把握と支援

エ　地域における情報の収集及び伝達体制の確認

オ　避難所及び医療救護施設の確認

カ　防災訓練の実施

キ　防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立

ク　防災資機材の整備・点検及び使用方法の確認

ケ　地区防災計画の作成

コ　その他必要な事項

（２）災害発生時の活動

ア　出火防止と初期消火

イ　地域住民の安否確認と避難誘導（特に避難行動要支援者に配慮）

ウ　情報の収集及び伝達

エ　避難誘導

オ　給食及び給水

カ　救急救助

キ　その他必要な事項

４　自主防災組織の結成状況

現在結成されている自主防災組織は、資料･様式 1-8 のとおりである。

５　自主防災組織の育成

自主防災組織の育成のため、市は、自主防災組織の新規結成や活動等に対して補助金を交付するほか、指導・助言や研修会の実施等を通じて活動の活性化を図る。

（１）　自主防災組織結成補助金

自主防災組織を結成するため、自主防災組織の新規結成に際し、「米子市自主防災組織結成補助金」を交付するものとする。

※　「資料編 1-9 米子市自主防災組織結成補助金交付要綱」参照

（２）　自主防災組織育成補助金

既設の自主防災組織並びに自主防災連合組織の育成・活性化を目的として活動費等を補助するため、「米子市自主防災組織育成補助金」を交付するものとする。

※　「資料編 1-10 米子市自主防災組織育成要綱」参照

（３）　自主防災組織の活性化

自主防災組織並びに自主防災連合組織の活性化を図るため、各地区において実施される各種の活動や訓練、計画の策定等について指導・助言を行うとともに、防災に関する研修会等を実施するものとする。

第１３節　要配慮者災害予防計画

この計画は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の「要配慮者」の防災行動力の向上を図ることを目的とする。

1　要配慮者の把握と情報伝達体制の整備

（１）要配慮者の状況把握

市は、民生･児童委員、ホームヘルパー、地域包括支援センター、自主防災組織、ボランティア、障がい者当事者団体等と連携し、高齢者、障がい者等の要配慮者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から把握するよう努めるものとする。

（２）障がい者、外国人への情報伝達の確立

通常の音声･言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者･外国人に対し、ファックスやインターネットによる情報提供及び手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣･協力体制の整備に努めるものとする。

（３）要配慮者に対する災害時連絡網の整備

行政機関や医療機関、障がい者関係団体、自治会、自主防災組織、ボランティア団体、福祉施設利用者の保護者・管理者等と災害時の連絡網の整備に努めるものとする。

2　防災知識の周知等

要配慮者に必要とされる防災知識は、要配慮者個々によって異なるため、その周知を効果的に行うことを目的として要配慮者の種類別に、あらゆる機会をとらえて防災行動力向上のための防災知識の周知に努めるものとする。

3　防災用具・機器の整備

要配慮者にとって、そのハンディキャップを補う防災用具・機器（緊急通報システム、火災警報器、自動消火器、歩行支援用具等）は防災行動力の向上に欠くことのできないものであるため、要配慮者の行動を補うための防災用具・機器の整備に努めるものとする。

4　自主防災組織による支援体制の確立

地域住民の自主防災力の強化のため、自主防災組織並びに自主防災連合組織の整備育成に併せて、自主防災組織並びに自主防災連合組織に対し、要配慮者への支援（特に避難に関する支援）についての協力を求めていくものとする。

5　要配慮者対策の充実強化

要配慮者対策の充実強化を図るため、要配慮者に対するより効果的な防災行動力向上策及び災害応急対策のあり方等について、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援プランを整備するよう努めていくものとする。

6　要配慮者利用施設における体制整備

（１）市は、平時から社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針では、「学校」については幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象と想定している。

ア　災害時の応援協定の締結

イ　災害等発生時の協力団体登録制度への登録

ウ　福祉避難所としての指定

エ　災害時の連絡経路及び支援体制の確立

オ　施設利用方法等を確認

（２）市、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備、資機材等の整備、施設内職員の防災組織、緊急連絡体制の整備及び防災教育・訓練の充実等に努めるものとする。

（３）市は、避難所予定施設のバリアフリー化の推進に努めるものとする。

（４）米子市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。

（５）要配慮者利用施設の被害想定

要配慮者利用施設の被害想定については、資料編2-22のとおり。市は、施設の避難確保計画策定に協力するものとする。

第１４節　物資･資機材等整備計画

この計画は、災害に際して必要な物資･資機材の現況把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。また、防災物資、資機材等の整備に努め、種類別、数量等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

１　備蓄倉庫の整備

市は、避難場所等震災対策上重要な地域を重点とした備蓄倉庫の整備、地域住民・防災関係職員のための応急食糧・飲料水等各種備蓄物資の整備計画を策定するものとする。

なお、備蓄倉庫は、分散して整備するよう努めるものとする。

２　食糧、生活関連物資の確保

（１）市は、地域住民の応急食糧・飲料水及び生活物資の備蓄を計画的に行うとともに、地域住民にそれらの備蓄を奨励するものとする。また、販売業者と物資調達に関する協定を締結しておくものとする。

（２）最低限の水(1人当たり1日2～3㍑程度)と食糧、衣料等は、避難に際して、非常持出品として持参するよう広報するとともに、防災訓練、自主防災組織の活動の場等を利用して地域住民に周知するものとする。

３　防災資機材の整備

（１）防災資機材・建設機械の調達体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関の所有する資機材（排水ポンプ、投光器、ボート、通信機器等）の能力及び数量の把握に努めるとともに、災害時に迅速、的確な応援が受けられるよう、平素から、県、防災関係機関と資機材の調達・受援及び運用について効率的に調整を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

（２）防災資機材の整備

ア　市及び県は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材等）の整備充実を図るとともに災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。

イ　市は、所管する消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

4　要配慮者に配慮した備蓄等

視覚・聴覚障がい者、肢体不自由者、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮した生活関連物資の備蓄に努めるものとする。

5　県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備

県及び県内市町村が、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材の標準的な品目数量等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的に、要領で必要な事項を定めた。(資料・様式 1-11　県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領参照)

6　備蓄倉庫物資･資機材等の整備状況

(資料・様式 1-12 備蓄物資等の現況について　参照)

7　家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発

市は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、市民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第１５節　孤立予想集落対策計画

この計画は、土砂崩落等や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

１　孤立集落

（１）孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

ア　地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積

イ　地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等のおそれがある箇所に対する事前通行止め

ウ　津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積　等

（２）孤立予想集落の特定

本市における孤立予想集落は淀江町本宮地区である。

２　孤立防止対策

（１）物理的な孤立の防止

ア　積雪対策

道路の除雪については、「雪害対策計画」による。

イ　空路の確保

陸路の寸断により、物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の搬送が有効となる。

市は、平時から災害時等のヘリコプター離着陸場候補地の把握に努めるものとする。

（２）情報の孤立防止

ア　市は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。

イ　市は、孤立予想集落内に情報通信設備を配備した場合、その配備場所について住民に周知しておくものとする。

ウ　情報応報通信機器の維持管理は地域住民が行うこととするが、市は、平時から、地域住民に対して機器の使用方法の周知を図ることとする。

３　孤立災害発生時の応急対策の事前の決定

市は、物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合の復旧及び復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策についてあらかじめ定めておくものとする。

第１６節　　帰宅困難者対策計画

この計画は、地震等により、交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

１　帰宅困難者の考え方

市は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者数の把握に努めるとともに、必要な対策を推進

するものとする。（参考：鳥取県地域防災計画による帰宅困難者の設定例）

（１）自宅までの帰宅距離が１０ｋｍ以下の人は、全員の帰宅が可能

（２）自宅までの帰宅距離が１０～２０ｋｍの人は、帰宅距離が１ｋｍ増えるごとに１０％ずつ帰宅者を逓減

（３）自宅までの帰宅距離が２０ｋｍ以上の人は、徒歩帰宅は困難

（４）妊婦、幼児、身体障害者等は、自宅までの帰宅距離１０ｋｍ以下であっても徒歩帰宅は困難

２　帰宅困難者に対する基本的な対策

（１）帰宅困難者を発生させないための対策

市は、住民自らが帰宅困難者とならないための対策や帰宅困難者となったときに混乱しないための対策について、日ごろから住民に対して、次のような取組を推進するよう啓発するものとする。

ア　正確な情報収集をするためのラジオの携帯

イ　地図、懐中電灯の準備

ウ　簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備

エ　家族と連絡手段・集合場所について話し合い

オ　安否確認の方法（災害伝言ダイヤル等）の確認

カ　歩いて帰る訓練の実施

キ　季節に応じた零段準備（雨具、防寒服、手袋など）

（２）事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や主用駅、バスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとする。

３　帰宅困難者を支援する対策

（１）情報収集・提供の体制整備

市は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努める。

（２）帰宅支援の協力体制の整備

市は、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者と、帰宅困難者に対する飲料水やトイレの提供、交通情報等の各種情報提供などの、帰宅支援の協力体制の整備を推進するものとする。

（３）妊婦、幼児、障害者等の収容体制の整備

市は、妊婦、幼児、障害者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第１７節　災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）

この計画は、相互にサプライチェーンで深く結びついている、市、県、医療機関、福祉施設、企業がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

なお、鳥取県内におけるＢＣＰ策定に当たっての基本的な考え方、運用については、平成２４年６月に鳥取県版業務継続計画（ＢＣＰ）策定推進会議が策定した「鳥取県版業務継続計画（ＢＣＰ）策定推進に関する基本指針」に基づくものとする。

１　基本理念と方針

（１）ＢＣＰ策定主体

市、県、医療機関、福祉施設、企業

（２）基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、各ＢＣＰ策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。

（３）基本方針

①人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、市民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

②非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール米子市で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。

③通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

２　ＢＣＰ策定の目的

（１）各主体が、いつ発生するかを予測できない災害（危機）に対して、市民が安心して豊かに暮らすために必要な業務（各種サービス、医療、福祉、就労、生産、販売等）を継続するための手順、戦略を日頃から備えておくことにより、適切な対応を迅速に実施する。

（２）自治体の機能を喪失させない体制づくりによる継ぎ目のない被災者支援

（３）企業活動の継続・早期復旧による被災地の早期復興のための体制づくり

（４）市内企業の災害（危機）対応能力向上による優位性の確保(顧客への安定的なサービスの確保)

（５）業務に必要な資源に着目することにより、全ての災害（危機）に対応し、ＰＤＣＡサイクルによるスパイラルアップによりその実効性を高めて、安全・安心で豊かに暮らせる地域づくりを目指す。

３　ＢＣＰの策定推進に当たっての留意事項

（１）面的ＢＣＰ（市、県、医療・福祉施設、企業）の推進

①これまでの点の災害から面の災害に対する対応へ（局所から広域への対応とタイムラインと被

害想定の足並みを揃えたＢＣＰの策定へ）

②市全体の事業継続力を向上させ、早期の復興が図れるようにするとともに、地域防災力の向上と市内産業の他地域に対する優位性の確保・地域住民の安全・安心で豊かな暮らしの確保にも努める。

（２）あらゆるリスクへの対応

①業務に必要な資源（リソース）の検討とそれらの代替方策の検討などによる、あらゆる被害への対応。

②資源別対策により、災害（危機）によって結果的に生じる状況への対応とケース（シナリオ）別に、方針、資源対応、重要業務の選定・復旧目標を想定。

③計画策定後においては、ケース別訓練等により、ＰＤＣＡによる計画の実効性を確保し、更に、並行して、必要なリスクコントロール対策を計画的に進める。

4　自治体による支援

（１）市及び県は、企業等の事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

（２）市及び県は、自らと企業等が相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

5　市の事業継続計画

（１）市の事業継続計画は、地域防災計画の想定を超えた災害が発生した場合、人的又は物的資源が大きく損壊し、地域防災計画では災害対応が困難だと考えられるときに発動し、災害時優先業務を実施することにより、災害発生による市民の生命、安全等への影響を最小限にすることを目的として策定する。

（２）市における事業継続計画の策定方針

ア　市は、県の事業継続計画策定の取組みに準じて、災害等発生時の通常業務の継続、再開及び災害時に実施すべき業務を災害時優先業務と規定し、その実施に向けた仕組みを検討する。

計画の策定に当たっては、以下の項目について留意するものとする。

（ア）必要最小限の人員及び資機材等条件に照らし、個別の業務の開始時間の目標や実施レベルの目標を示すこと。

（イ）被災時には災害時優先業務が優先されること。

（ウ）平常時の業務の継続及び再開については、住民の生活に影響の大きいものを検討し、優先度に応じて継続又は再開すること。

（エ）人員及び資機材の確保について、以下のとおり配意すること。

・　勤務時間外や職員の負傷等により、職員が参集できず、少数の職員で対応しなければならない状況での業務実施について計画すること。

・　業務実施責任者・意思決定者との連絡がつかない場合の、責任者をあらかじめ定めておくこと。

・　重要施設等については、施設被災時の代替施設やバックアップ設備の確保について、定めておくこと。

イ　事業計画策定後は、緊急時に計画どおり実施できるよう、計画の全職員への周知を徹底するとともに、訓練等の実施により、実効性を高めるものとする。

第１８節　　気象情報等の収集伝達体制整備計画

１　気象情報等の収集伝達体制の整備

（１）各種防災情報の収集

市は、水位情報・雨量情報、気象情報その他災害対策上必要な情報について、国土交通省、鳥取県から伝達を受けるほか、県が運用する鳥取県災害情報システム（発災時の災害情報の共有・伝達等）等及び国土交通省が運用する川の防災情報等の各種防災情報を積極的に収集するものとする。

（２）情報の活用体制の整備

市は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を受信・入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

ア　関係機関への伝達方法及び伝達経路

イ　職員配備体制及び配備基準

ウ　住民への伝達手段

エ　避難勧告の発出等の対応の判断基準

（３）住民への情報伝達体制の整備

市は、津波警報、気象警報、土砂災害警戒情報等の即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、障がい者、外国人等多様な者にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字の両方を用い、多様な言語、わかりやすい表現や表記によって情報提供するよう努めるものとする。

また、情報伝達媒体のうち、あんしんトリピーメール及び緊急速報（エリア）メールにおいては、鳥取県災害情報システムを通じて情報提供することを可能とする。

（４）津波監視体制の整備

ア　市は、津波注意報・警報発表中に海面の状態を監視する組織体制の整備に努めるものとする。

イ　市は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる津波監視担当者の選任を図るものとする。

２　緊急地震速報の伝達体制の整備

（１）緊急地震速報の概要

ア　緊急地震速報とは、気象庁が地震の発生直後に瞬時に観測データを解析して、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に、強い揺れが迫っている旨発表する情報のことである。（ただし、震源付近では、情報が揺れに間に合

わない場合がある。）

イ　緊急地震速報の住民覚知方法としては、テレビ、ラジオ、携帯電話、ブロードバンド回線、集客施設等における館内放送等が考えられる。

ウ　Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）を使用した防災行政無線緊急放送

（２）伝達体制の整備

ア　市の整備

市は、緊急時地震速報が、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表する情報であることに鑑み、情報の正確性、費用対効果等を考慮しながら、瞬時に伝達できる体制の整備を検討するものとする。

イ　その他機関の体制整備

医療機関、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関について、緊急地震速報の伝達体制が進むよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

第１９節　相互応援協力、防災関係機関の連携体制の整備計画

この計画は、他の市町村との相互応援協定、民間団体との応援協定等及び消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関との連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

１　他市町村との相互応援協定

（１）応援協力協定を締結する際の業務の種類及び協定の内容

ア　業務の種類

（ア）水防活動

（イ）消防活動

（ウ）災害情報の相互交換

（エ）災害応急対策要員及び労務の応援並びにあっせん

（オ）災害応急対策用器材及び救済用物資の提供並びにあっせん

（カ）その他必要な業務

イ　協定の内容

（ア）応援協力業務の種類、業務内容、区域等

（イ）応援要求及び応急措置の実施方法

（ウ）応援費用の負担区分

（エ）その他必要な事項

（２）市町村等相互間の応援

協定を締結していない場合であっても、市の地域に係る災害が発生した場合において、必要があると認めるときは災害対策基本法６７条、６８条及び相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

また、他の市町村長から応援を求められた場合は、特別の理由のない限り、協力するものとする。

（３）応援体制の整備

市は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

（４）県外市町村との相互応援協定

市は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努めるものとする。なお、協定を締結した場合は、下記事項に留意するものとする。

- 発災時に受援側の窓口が早期に立ち上がることができる体制整備
- 平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

【締結済みの協定】　資料編　【協定】１－１３～２０に掲載

２　民間との防災協力体制の整備

災害時における被害軽減や早期復旧には共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、ＮＰＯ及び行政が連携し、効率的、効果的な災害応急活動が推進できるよう、体制の整備を図り、その情報発信に努めるものとする。

（１）防災協力メニューの明確化

市は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的メニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参画を推進するものとする。

（２）防災協力協定の締結の推進

市は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結に努め、多様な応急対策を確保するものとする。

【締結済みの協定】　資料編　【協定】１－２１～８２に掲載

（3）災害時における協力団体登録制度について

市は、「災害等発生時の対応に協力する団体等の登録制度要綱」（資料編 1-55）への登録団体の募集に努め、災害時における各種団体等の協力確保を図るものとする。

（４）民間企業等との連携強化

市は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の開催や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組に努めるものとする。

（５）民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進

市は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

（６）民間企業等の防災力の向上

市は、民間企業等の防災力の向上の支援に努めるものとする。

（７）防災協力活動に対するインセンティブの付与

市は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

（８）通信設備の優先利用やインターネットを活用した情報伝達等

市長は、災害が発生するおそれのある場合において、電気通信事業者、基幹放送事業者、インターネットサービス事業者等へ、各設備を利用した情報の提供を行うことを、必要に応じて求めていくものとする。

３　防災関係機関相互の連絡体制の強化

（１）関係機関の長等の連絡体制

災害時におけるトップ又は幹部同士の協議や連絡調整が可能となるよう、各防災関係機関相互で、平時からトップ又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくよう努める。

（２）受援体制の整備

ア　市は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努めるものとする。

イ　市は、県及び関係機関等の応援等を受け入れるため、あらかじめ、市庁内外の受援スペースや必要な機器の確保等の受入体制の整備に努めるものとする。

（３）活動調整に係る体制の整備

ア　災害時において円滑な連携が図れるよう、市は、平時から防災訓練や防災会議等の各種機会を通じて、防災関係機関の間での活動及び保有資機材等の能力に係る情報の共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

イ　市は、応援機関の円滑な災害応急活動に資するため、大規模災害時の現地調整の在り方について防災関係機関の意見を踏まえて検討を行い、体制整備に努めるものとする。

第２０節　　消防活動体制の整備計画

この計画は、消防施設及び人員の整備を図り、住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

１　消防組織及び施設の整備充実対策

市は、住民の消防需要に的確に対応するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針（消防庁告示。以下、本節において「整備指針」という。）に基づき、その消防力の整備を図るものとする。

（１）消防団の整備充実

近年、地域防災力の中核的存在である消防団員が高齢化、サラリーマン団員の増加等により減少傾向にあることから、市は、消防団員定数確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進するものとする。

ア　市は、女性消防団員や、公務員・農協職員及び郵便局職員等への加入促進を図るとともに消防団協力事業所表示制度や一部の活動に特化した機能別分団員制度等により消防団に入団しやすい仕組みづくりや消防団員の処遇の改善に努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとする。

イ　市は、大学等への避難訓練や救命講習等防災教育の推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとする。

（２）消防設備の整備充実

ア　市は、消防庁から示された「整備指針」に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引続きこれら施設の整備に

努めるものとする。

イ　市は、消防団が使用する資機材を保管する消防機庫の整備に引続き努める。

2　消防団の活動環境の整備

市は、地域防災力の向上を図るため、県、消防局と連携し、以下に例示する対策等を踏まえ、消防団の活動環境の整備を推進するものとする。

（１）地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境の整備

ア　消防団組織・制度の多様化

（ア）機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員）、機能別分団（特定の活動、役割のみ実施する分団）、休団制度（団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認）等の活用

（イ）年間を通じての募集・採用を実施し、地域住民が入団しやすい環境を整備。

イ　被雇用団員の活動環境の整備

（ア）昼夜を通して災害対応が可能な団員を確保するため、バランスの取れた団員確保に努めるとともに、団員の勤務状況を把握し、必要な団員が出場できる団員相互の支援体制の確立を図る。

（イ）機能別分団等を活用し、活動・役割を参加する団員が選択できる制度や雇用する事業所が選択できる制度を検討する。また、勤務地と居住地のそれぞれを担当する分団での活動を可能とする制度を検討する

（ウ）消防団と事業所との連絡体制を確保し、消防団の情報を提供するほか、事業所側の要望を把握して、協調体制を確立するように努める。

（エ）消防団協力事業所表示制度の促進を図るとともに、消防団活動に深い理解又は協力を示す事業所に対する知事表彰の実施等により、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境作りができるよう努める。

（２）地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

ア　地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、地域の防災体制を検討・協議する場の設置に努め、協力の範囲・方法等の協議を図っていく。

イ　火災予防広報、防災教室等地域住民と接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を展開する。

ウ　自主防災組織、女性防火クラブ等、各地域の様々な防災関連組織との協力体制の構築を図る。

3　消防団の情報伝達体制の整備

消防団における情報伝達体制の確立を図るとともに、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている場合等、消防団から消防局又は県に対して被害情報等の提供を行う体制の構築に努めるものとする。

4　火災予防対策

（１）住宅防火対策

市は、住宅用火災警報機の奏功事例の提供等各種広報活動や地域における防災訓練等の各種機会を通じた啓発活動等により、住民による住宅用火災警報機の早期設置の促進を図るものとする。

（２）林野火災予防対策

ア　広域的、総合的消防防災体制の確立

（ア）市は、防災関係機関と連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

（イ）市は、林野火災に対処するため消防団を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

イ　出火防止対策

市は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

５　防火教育・広報の推進

市は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

第２１節　　ボランティア受入体制の整備計画

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

１　ボランティア受入体制の整備

（１）災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本するものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの組織化に努める。

（２）ニーズの把握に当たっては、老若男女の観点からの意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する。

（３）市、米子市社会福祉協議会、鳥取県、鳥取県社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、ボランティア団体及びＮＰＯ等と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体やＮＰＯ等の活動支援、またこれらの活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

（４）災害時においては、ボランティア活動の調整と支援を行う災害ボランティアセンターを設置するものとし、運営等について予め関係機関と調整を行い必要な事項を定めておくこととする。

（５）県及び市は、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動（受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等）について、意見交換を行う情報共有会議を整備するとともに、研修や訓練を通じて体制強化に努める。

（６）県及び市は、国と協力し、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害ボランティア活動時の連携が円滑に図られるよう努める。

2　医療救護関係ボランティア受入体制の整備

（1）　基本方針

ア　被災者の人命救助や負傷者の手当ては、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため―ボランティア活動の範囲は限定される。

イ　災害時には、この分野での日赤の役割が大きく、本市の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から市独自のボランティア体制整備を図る事とする。

（2）活動内容

救命措置、応急措置、巡回診察、健康相談

（3）ボランティアの構成員

県内外の医師、看護士、保健士、助産士等医療関係者

（4）業務内容

ア　市

市は、鳥取県西部総合事務所、西部医師会等と連携し、災害時における医療救護ボランティアの派遣要請人員の把握及び受入れ体制の整備に努めるものとする。

イ　鳥取県西部医師会

鳥取県西部医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成する。

ウ　日赤県支部

他県支部からの派遣者の受入れについて、情報収集を行う。

第２２節　　被災者支援体制の整備計画

この計画は、災害により被災した住民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

1　地籍調査の推進

市は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

2　被災児童等の援護体制の整備

市は、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努めるものとする。

3　被災者等への的確な情報伝達手段

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　目　的

この計画は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止することを目的とする。

第２節　方　針

それぞれの災害応急対策の実施責任者は、市長（本部長）とし、指揮、命令その他一切の権限を有する。ただし、市長（本部長）が不在の場合は、次の表に掲げる者が、同表に示す順序により市長に代わってその職務を代行する。

第１次代行者	第２次代行者
副　市　長	総 務 部 長

被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、知事は応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

また、災害の発生により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、市に代わって行うものとする。

第３節　組織計画

この計画は、災害予防及び災害応急対策を総合的に実施することを目的とする。

１　米子市防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定により、米子市地域防災計画の作成及びその実施の推進並びに米子市域における防災行政を総合的に運営するための組織として、米子市防災会議を置く。

※ 本編の「資料編 2-1 米子市防災会議条例」を参照。

※ 本編の「資料編 2-2 米子市防災会議運営要綱」を参照。

※ 本編の「資料編 2-3 米子市防災会議委員名簿」を参照。

２　災害対策本部の設置及び廃止

（１）米子市災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第２３条の規定により、米子市において災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、米子市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置するものとする。ただし、市長が不在で、その意思決定の確認ができない場合は、次の表に掲げる者が、同表に示す順序により

市長に代わって意思決定するものとする。

第１次代理者	第２次代理者
副　市　長	総 務 部 長

（２）本部の設置場所

特別の事情がある場合を除き、市庁舎第２応接室（ただし、市長が特に必要と認めた時は、対策本部の設置場所を別な場所に指定できるものとする。）に設置するものとする。

（３）設置の基準

ア　市域内に震度５強以上の地震が発生したとき、又は鳥取県沿岸に津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき

イ　気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風雨、大雨、大雪、洪水又は高潮に関する警報が発表され、総合的な対策を必要とするとき。

ウ 大規模な地震（アに掲げるものを除く。）、火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

エ　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用される災害が発生した場合で、その必要があるとき。

オ　その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策及び防災の推進を図る必要があるとき。

（４）廃止の基準

本部は、次に掲げる状況となった場合に市長が廃止する。

ア　当該災害に係る予防及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ　発生するおそれがある災害が発生しないことが明らかになったとき。

（５）設置及び廃止に係る処理

ア　設置及び廃止の公表

（ア）本部を設置した場合は、直ちにその旨を次表により通知するものとする。

通　知　先	方　法	担　当
鳥取県知事	電話（有線、無線）	本部総務班
報道機関	口答、文書、電話	本部総務班、秘書報道班
防災会議構成機関	電話	本部総務班
市の機関	庁内…庁内放送等 庁外…電話、無線	本部総務班、企画広報班
隣接市町村	電話（有線、無線）	本部総務班
住民・一般	市ホームページ、他	企画広報班、秘書報道班

（イ）本部を廃止した場合は、(ア)の設置の公表に準じて、その旨を直ちに公表するものとする。

イ　標識の設置

本部を設置した場合は、「米子市災害対策本部」の標識を本部室前に設置するものとする。

（６）組織

ア　本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長がその任務にあたる。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ　災害対策副本部長

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長がその任務にあたる。

副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ　災害対策本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、水道事業管理者、各部長及び本部長が指名する者をもって充てる。

災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ　本部の構成等

本部に本部会議及び対策部（部、班及び本部連絡員）を置き、部及び班の名称、部及び班長になる者並びにその構成は、米子市災害（水防）対策本部組織編成図のとおりとし、その所掌事務は資料編２－４のとおりとする。

オ　本部会議

本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

（ア）本部会議の開催

a　本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

b　本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

（イ）本部会議の協議事項

a　配備体制に関すること。

b　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動方針の策定に関すること。

c　国、県その他関係機関の応援要請に関すること。

d　他市町村に対する応援要請に関すること。

e　その他災害対策に関する重要なこと。

（ウ）決定事項の実施

本部会議の決定事項は、関係部長と緊密な連絡のもとにその実施を図るものとする。

（エ）本部会議の庶務

本部会議の庶務は、本部総務班が担当するものとする。

カ　対策部

対策部は、本部が設置されていないときであっても、その所掌事務に従って防災対策を実施するものとする。

（ア）部

所掌事務の総括的な担当部署となる。

（イ）班

所掌事務の担当部署となる。

（ウ）本部連絡員

a　各部に本部連絡員若干名を置く。

b　本部連絡員は、部長が指名する職員をもってこれに充てる。

c　本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて、本部長に報告するとともに、本部長の指令その他の連絡事項を所属する部に伝達することを任務とする。

d　本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により、総務部に常駐するものとする。

（エ）非常連絡員

a　各班に非常連絡員を若干名置く。

b　非常連絡員は、班長が指名する職員をもってこれに充てる。

c　非常連絡員は、勤務時間外の本部からの指令を班員に伝達することを任務とする。

（７）初動対応について

初動段階の活動に関して市長が、緊急を要し且つ特に必要であると認めたときは、各部課から必要な人員を招集し、ひとつの隊として編成して、対策本部内に予備隊を編成し、市長の命令による特別指示の活動ができるものとする。

なお、市長の予備隊解除の指示があるまで、予備隊員は本部において活動するものとする。

○米子市災害（水防）対策本部組織編成図

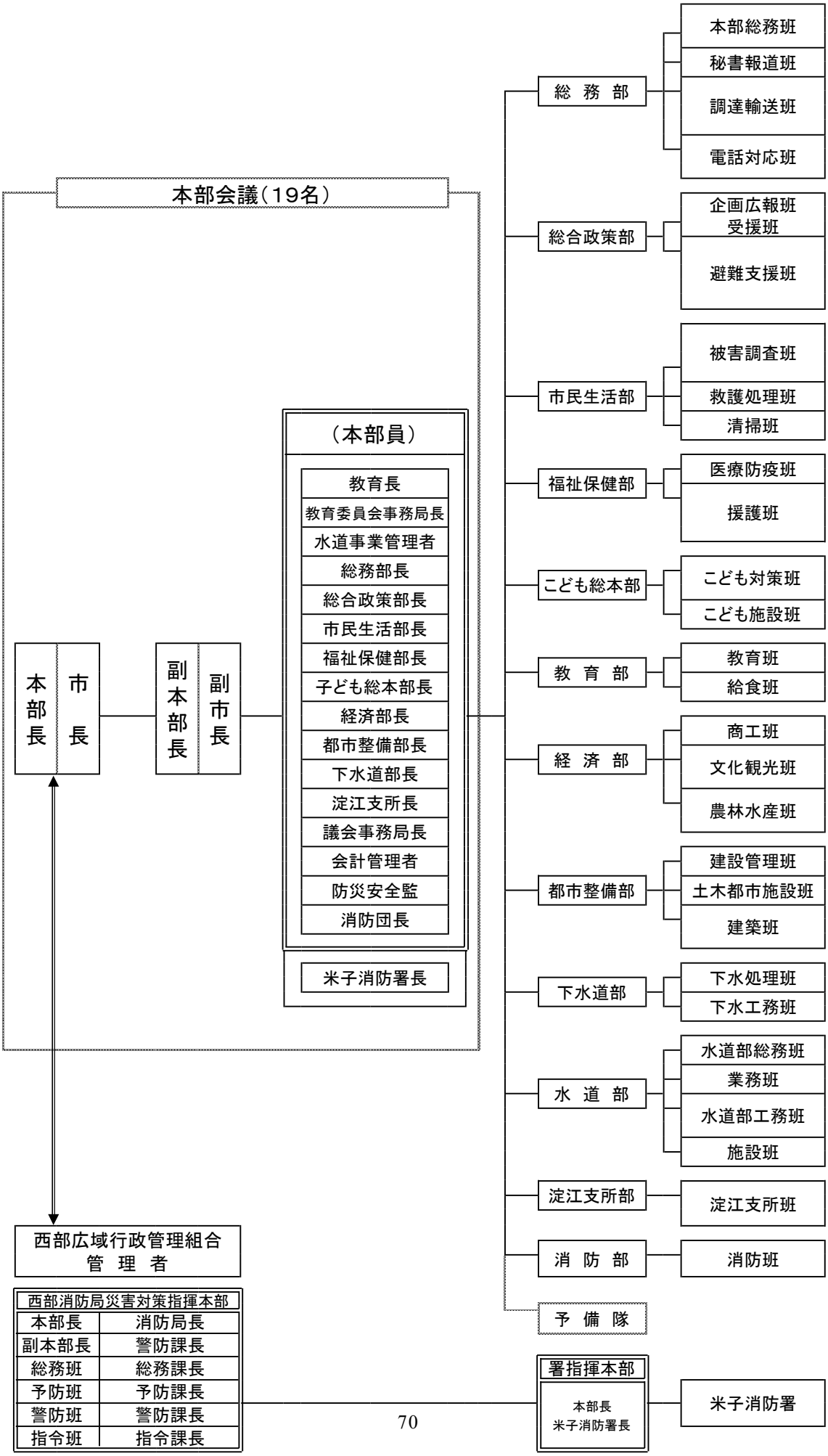

3　米子市災害警戒本部の設置等

（１）米子市災害警戒本部の設置

米子市は、気象に関する予報・警報等が発令された場合及びその他災害情報により、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、必要な場合は米子市災害警戒本部を、米子市役所防災安全課内に設置する。

災害の発生には至らない場合であっても、防災対策を行う必要があると総務部長が認めたときは、米子市災害警戒本部を設置する。

各課においては、災害対策本部設置時の所掌事務に準じて災害対応を行うものとする。

（２）情報の収集

市は、気象に関する注意報・警報等及び災害の情報の連絡を受けた場合、関係機関との連携を図りつつ、状況の把握に努める。

（３）初動対応について

初動段階の活動に関して総務部長が、緊急を要し且つ特に必要であると認めたときは、各部課から必要な人員を招集し、ひとつの隊として編成して、警戒本部内に予備隊を編成し、市長の命令による特別指示の活動ができるものとする。

なお、総務部長の予備隊解除の指示があるまで、予備隊員は本部内で活動するものとする。

（４）災害警戒本部の解除

米子市災害警戒本部の解除は、以下の基準による。

ア　災害発生のおそれがなくなったとき。

イ　米子市災害対策本部が設置されたとき。

【米子市災害警戒本部の組織等】

警戒本部長	副本部長	本部員の構成及び任務	
総務部長 第１代行者 防災安全監	防災安全監	防災安全課	・気象に関する予報・警報等及び災害の情報収集連絡に関すること。 ・非常参集・連絡体制の確立に関すること。 ・防災機関との連絡調整など情報の共有に関すること。
		関係各課	・危険箇所の巡視、警戒、保全に関すること。 ・災害防止対策に関すること。 ・災害応急対策に関すること。
		予備隊	（状況により、総務部長が特に必要と認めたとき） ・初動段階において、災害防止ならびに応急対策全般に関すること。

4　防災体制の整備

（１）マニュアル等の整備

市は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各対策部マニュアル等を整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知するものとする。

（２）防災対策研究会の活用

市は、市町村に共通する又は広域的な課題を検討するため、県内４市と各郡代表の町村等で構成する防災対策研究会を活用し、必要な研究・検討を行う。

（３）広域避難場所

大震火災等の災害が発生した場合において周辺地区からの避難者を収容し、市街地大火から避難者の生命を保護する都市公園。

米子市内においては、どらやきドラマチックパーク米子（東山公園）、湊山公園、弓ヶ浜公園を広域避難場所とする。

（４）地域防災拠点

地域の防災拠点は、住民活動の拠点であり、避難所となり得る各公民館に設置する。

第 ４ 節　　配備及び動員計画

災害が発生した場合の本部配備体制及び動員計画は、次のとおりである。

１　配備体制の区分及び基準

本部長は、災害の状況に応じ、次の区分により、配備体制を決定し、各部長に指示するものとする。

（１）第１配備体制（注意体制）

気象業務法に基づく警報が発令される等災害が発生するおそれがある場合、各部及び班の情報連絡担当に当たる職員及び危険箇所の警戒に当たる職員（少数の人数）が配置につき、状況により、いつでも警戒態勢に移行しうる体制。

（２）第２配備体制（警戒体制）

現に災害が発生しつつあり、相当な災害の発生が予想される場合、各部及び班の所要の人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも非常体制に移行しうる体制。

（３）第３配備体制（非常体制）

市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合、各部の全員が配置につき、速やかに活動しうる体制。

なお、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するために取るべき体制の区分及び基準は、次の表１のとおりとする。

また、災害ごと（風水害、土砂災害等）の配備体制区分及び基準については、表２(詳細区分表１～３)のとおりとする。

表１　**災害発生時**の配備態勢区分及び基準

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
第１配備体制 （注意体制）	１　気象庁から警報が発表される等、災害が発生するおそれがあるとき。 ２　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の課長級以上の職員を配備する。 ２　関係各部において、被害情報の収集及び連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。 ３　関係各部において、第２配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害(水防) 警戒本部設置 状況により 災害(水防) 対策本部設置
第２配備体制 （警戒体制）	１　現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害の発生が予想されるとき。 ２　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の担当課長補佐級以上の職員を配備する。併せて、災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ２　関係各部において、第３配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害(水防) 対策本部設置
第３配備体制 （非常体制）	１　全市にわたって大災害が発生し、若しくは、発生が予想される場合、又は全市でなくても被害が甚大なとき。 ２　特別警報が発表されたとき。 ３　その他、市長が必要と認めたとき。	各部の所属職員全員を配備する。	災害(水防) 対策本部設置

※予想される災害により配備体制の人員を増減できるものとする。

表２（詳細区分表１）**風水害**に対する配備体制区分及び基準

１　災害準備体制

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
災害準備体制 （準備体制）	１　気象庁から注意報が発表される等、災害の発生が予想されるが、配備体制をとるまでに至らない場合で、各課各班で防災対応の準備を行う等の初動体制をとる必要があるとき。 ２　洪水予報河川及び水位周知河川で水防団待機水位を超えた場合。 ３　斐伊川（中海）湖心の水位が水防団待機水位を超え、かつ水位上昇のおそれがある場合。 ４　その他、市長が必要と認めたとき。	１　関係各部において、準備体制に従事する者とする。 ２　関係各部において、被害情報の収集及び連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。 ３　関係各部において、第１配備体制に移行するための準備を行うものとする。	状況により 災害(水防) 警戒本部設置

２　災害発生時の配備体制

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
第１配備体制 （注意体制）	１　気象庁から警報が発表される等、災害が発生するおそれがあるとき。 ２　洪水予報河川及び水位周知河川ではん濫注意水位に達すると予想されるとき。 ３　斐伊川（中海）湖心の水位がはん濫注意水位に達すると予想されるとき。 ４　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の課長級以上の職員を配備する。 ２　関係各部において、被害情報の収集及び連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。 ３　関係各部において、第２配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害(水防) 警戒本部設置 状況に応じて 災害(水防) 対策本部設置
第２配備体制 （警戒体制）	１　現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害の発生が予想されるとき。 ２　洪水予報河川及び水位周知河川ではん濫注意水位に達し、さらに上昇すると予想されるとき。 ３　斐伊川（中海）湖心の水位がはん濫注意水位に達し、さらに上昇すると予想されるとき。 ４　記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ５　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の担当課長補佐級以上の職員を配備する。併せて、災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ２　関係各部において、第３配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害(水防) 対策本部設置
第３配備体制 （非常体制）	１　全市にわたって大災害が発生し、若しくは、発生が予想される場合、又は全市でなくても被害が甚大なとき。 ２　特別警報が発表されたとき。 ３　その他、市長が必要と認めたとき。	各部の所属職員全員を配備する。	災害(水防) 対策本部設置

※予想される災害により配備体制の人員を増減できるものとする。

表２（詳細区分表２）**土砂災害**に対する配備体制区分及び基準

１　災害準備体制

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
災害準備体制（準備体制）	１　気象庁から大雨注意報が発表される等、災害の発生が予想されるが、配備体制をとるに至らない場合で、各課各班で防災対応の準備を行う等の初動体制をとる必要があるとき。 ２　その他、市長が必要と認めたとき。	１　関係各部において、準備体制に従事する者とする。 ２　関係各部において、被害情報の収集及び連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。 ３　関係各部において、第１配備体制に移行するための準備を行うものとする。	状況により災害警戒本部設置

２　災害発生時の配備体制

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
第１配備体制（注意体制）	１　気象庁から大雨警報が発表される等、災害が発生するおそれがあるとき。 ２　土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。 ３　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の課長級以上の職員を配備する。 ２　関係各部において、第２配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害警戒本部設置 状況に応じて災害対策本部設置
第２配備体制（警戒体制）	１　現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害の発生が予想されるとき。 ２　土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ３　記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ４　その他、市長が必要と認めたとき	１　各部の担当課長補佐級以上の職員を配備する。併せて、災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ２　関係各部において、第３配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害対策本部設置
第３配備体制（非常体制）	１　全市にわたって大災害が発生し、若しくは、発生が予想される場合、又は全市でなくても被害が甚大なとき。 ２　大雨特別警報が発表されたとき。 ３　その他、市長が必要と認めたとき。	各部の所属職員全員を配備する。	災害対策本部設置

※予想される災害により配備体制の人員を増減できるものとする。

表２（詳細区分表３）**地震・津波**に対する配備体制区分及び基準

１　災害準備体制

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
災害準備体制（準備体制）	１　市内域に震度３の地震が発生したとき。 ２　その他、市長が必要と認めたとき。	１　関係各部において、準備体制に従事する者とする。 ２　関係各部において、被害情報の収集及び連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じるものとする。 ３　関係各部において、第１配備体制に移行するための準備を行うものとする。	状況により災害警戒本部設置

２　災害発生時の配備体制

区分	体制の基準	体制の内容	災害対策本部設置の有無
第１配備体制（注意体制）	１　市内域に震度４の地震が発生したとき。 ２　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の課長級以上の職員を配備する。 ２　関係各部において、第２配備態勢に移行するための準備を行うものとする。	災害警戒本部設置 状況に応じて災害対策本部設置
第２配備体制（警戒体制）	１　市内域に震度５弱の地震が発生したとき。 ２　その他、市長が必要と認めたとき。	１　各部の担当課長補佐級以上の職員を配備する。併せて、災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ２　関係各部において、第３配備体制に移行するための準備を行うものとする。	災害対策本部設置
第３配備体制（非常体制）	１　市内域に震度５強以上の地震が発生したとき。 ２　鳥取県沿岸に津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。 ３　その他、市長が必要と認めたとき。	各部の所属職員全員を配備する。	災害対策本部設置

※予想される災害により配備体制の人員を増減できるものとする。

2　職員の配置及び服務

（１）職員動員の方法

ア　災害の防止、軽減並びに災害応急対策の迅速な推進を図るため、各部長は配備体制に従って動員を行うものとする。ただし、各部長は情勢に応じ必要と認める範囲内において、動員数を適宜増減することができる。

イ　各課（局、室）長は、あらかじめ職員のうちから配備要員を指名しておくものとする。

ウ　各部長は、勤務時間外における動員を円滑に行うため、各課（局、室）に非常連絡員を置き、勤務時間外の指令の伝達に当たらせるとともに、非常連絡の方法をあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底しておくものとする。

（２）職員動員の報告

各部長は､活動体制に応じて職員を配備したときは､その状況を別記様式１により総務部長（本部設置時は本部長）に報告するものとする。

（３）職員の服務

すべての職員は、配備体制が取られた場合、又は「体制の区分及び基準」該当の災害が発生したときは、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及び市長が認める者は、動員から除外することができる。

ア　勤務時間内の場合

（ア）配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

（イ）勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。

（ウ）待機該当職員は、すべての行事、会議への出席並びに出張等を中止する。

（エ）自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

イ　勤務時間外の場合

（ア）災害が発生し、その災害が「体制の区分及び基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当することが推定されるときは、自主的に所属の勤務場所に参集する。ただし、被害が甚大で所属の勤務場所まで参集できない場合は、居住地域の公民館に参集するものとする。

（イ）参集に際しては、原則として自動車は利用しないものとする。

（ウ）災害のため、病気、その他やむを得ない状態により参集が困難な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。

（エ）参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

（４）配備編成計画

ア　各部長は、所管の班の配備編成計画（別記様式第２号）を毎年４月１日に作成し、同月１５日までに本部長に提出しなければならない。

イ　各部長は、配備編成計画を変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

※　米子市災害対策本部編成表は資料編２－４のとおり

別様式第１号

第１・第２・第３配備体制 配備報告　（令和　　年　　月　　日）

（　　）部長　氏名

課(局、室)又は班別		配備人員(人)	配備完了日時			備　　考
課(局、室)	班		日	時	分	
計						

（本部連絡員職・氏名　　）

別記様式第２号

配備編成計画（令和　　年度）

○○部長　　氏名

○○課長　　氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿班

氏　　名				自宅電話番号又は携帯電話番号	自宅住所
非常連絡員	第１配備体制（注意体制）	第２配備体制（警戒体制）	第３配備体制（非常体制）		

3　職員動員計画

配備体制に基づき、次の計画により動員を行うものとする。

（１）配備計画

別表１のとおり

（２）動員配備の伝達系統

職員の動員は、次の系統で伝達し、配備するものとするが、各課（局、室）においては、動員順位、連絡方法等について、あらかじめ具体的に計画しておくものとする。

※別図１の“動員配備の伝達系統図”のとおり。

（３）応援のための動員

災害対策活動を実施するに当たり、人員が各班のみで不足する場合は、所属している部から動員する。各部長は、さらにそれでも不足し、他の応援を求める必要があるときは、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

前記の応援の報告があった場合は、本部長は、必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

（４）防災体制の決定及び災害対策本部設置の通知と動員方法

防災体制の決定及び災害対策本部設置の通知と動員方法は、おおむね別図２に示すとおりとする。

別表１　配備計画（令和４年５月現在）

配備編成	部局	所属		職員数		第一配備態勢人数		第二配備態勢人数		第三配備態勢人数	
本部総務班	総務部	防災安全課		11	40	11	18	11	22	11	40
本部総務班	総務部	調査課		11		1		5		11	
本部総務班	総務部	職員課		18		6		6		18	
秘書報道班	総務部	秘書広報課		9	9	1	1	4	4	9	9
調達輸送班	総務部	総務管財課		27	51	1	6	4	14	27	51
調達輸送班	総務部	財政課		8		2		4		8	
調達輸送班	総務部	契約検査課		7		2		4		7	
調達輸送班	会計	会計課		9		1		2		9	
電話対応班	選挙管理	選挙管理委員会事務局		5	64	1	2	2	7	5	64
電話対応班	監査委員	監査委員事務局		4(5)		(1)		1(2)		4(5)	
電話対応班	市民生活部	市民二課		55		1		4		55	
企画広報班･受援班	総合政策部	総合政策課		15	29	1	3	4	9	15	29
企画広報班･受援班	総合政策部	都市創造課		8		1		3		8	
企画広報班･受援班	総合政策部	情報政策課		6		1		2		6	
避難支援班	総合政策部	地域振興課		131	150	1	4	6	15	131	150
避難支援班	教育委員会	生涯学習課		4(5)		(1)		2(3)		4(5)	
避難支援班	総合政策部	交通政策課		5		1		2		5	
避難支援班	総合政策部	まちづくり企画課		7		1		3		7	
避難支援班	総合政策部	男女共同参画推進課		3		1		2		3	
被害調査班	総合政策部	人権政策課		25	111	2	5	3	15	25	111
被害調査班	市民生活部	市民税課		22		1		3		22	
被害調査班	市民生活部	固定資産税課		26		1		3		26	
被害調査班	市民生活部	収納推進課		38		1		6		38	
救護処理班	市民生活部	市民一課		42	70	1	2	3	8	42	70
救護処理班	市民生活部	保険課		28		1		5		28	
清掃班	市民生活部	環境政策課		12	34	1	3	4	15	12	34
清掃班	市民生活部	クリーン推進課		22		2		11		22	

医療防疫班	福祉保健部	健康対策課		58	58	1	1	7	7	58	58
援護班	福祉保健部	福祉課		37	134	1	4	4	13	37	134
援護班	福祉保健部	障がい者支援課		25		1		3		25	
援護班	福祉保健部	長寿社会課		44		1		3		44	
援護班	福祉保健部	福祉政策課		28		1		3		28	
こども対策班	こども総本部	こども政策課		19	96	2	5	8	17	19	96
こども対策班	こども総本部	こども支援課		16		2		4		16	
こども対策班	こども総本部	こども相談課		61		1		5		61	
こども施設班	こども総本部	こども施設課		195	195	2	2	33	33	195	195
教育班	教育委員会	学校教育課		28	28	1	1	10	10	28	28
給食班	教育委員会	学校給食課		7	7	1	1	3	3	7	7
商工班	経済部	経済戦略課		7	23	2	3	4	7	7	23
商工班	経済部	商工課		16		1		3		16	
文化観光班	文化観光局	観光課		6	27	1	4	3	11	6	27
文化観光班	文化観光局	文化振興課		13		2		6		13	
文化観光班	文化観光局	スポーツ振興課		8		1		2		8	
農林水産班	農林水産振興局	農林課		20	31	1	3	14	17	20	31
農林水産班	農林水産振興局	水産振興室		3		1		1		3	
農林水産班	農業委員会	農業委員会事務局		8		1		2		8	
建設管理班	都市整備部	建設企画課		19	19	1	1	6	6	19	19
土木都市施設班	都市整備部	道路整備課		19	35	4	5	12	16	19	35
土木都市施設班	都市整備部	都市整備課		16		1		4		16	
建築班	都市整備部	営繕課		19	47	1	3	4	11	19	47
建築班	都市整備部	住宅政策課		15		1		3		15	
建築班	都市整備部	建築相談課		13		1		4		13	
下水処理班	下水道部	下水道営業課		18	33	1	5	3	15	18	33
下水処理班	下水道部	施設課		15		4		12		15	
下水工務班	下水道部	下水道企画課		11	30	1	2	4	15	11	30
下水工務班	下水道部	整備課		19		1		11		19	
水道部総務班	水道局	計画課		8	28	3	4	6	12	8	28
水道部総務班	水道局	総務課		20		1		6		20	
業務班	水道局	営業課		22	22	1	1	4	4	22	22
水道部工務班	水道局	施設課		13	39	1	4	4	12	13	39
水道部工務班	水道局	給水課		21		2		6		21	
水道部工務班	水道局	境港営業所		5		1		2		5	
施設班	水道局	浄水課		22	28	1	2	4	7	22	28
施設班	水道局	水質管理課		6		1		3		6	
淀江支所班	淀江振興本部	淀江振興課		9	30	1	3	3	10	9	30
淀江支所班	淀江支所	地域生活課		14		1		5		14	
淀江支所班	経済部	地籍調査課		7		1		2		7	
消防班		消防団				待機		出動		527	
合　　計				1,468		98		335		1,995	

○　別図１　動員配備の伝達系統図

【勤務時間内】

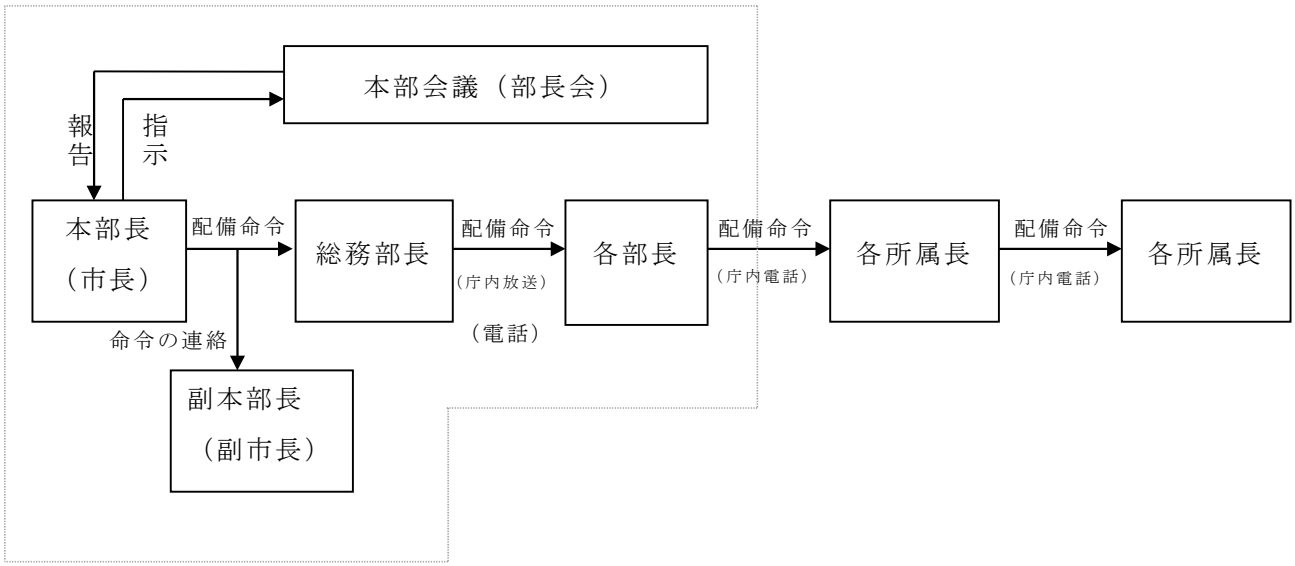

【勤務時間外】

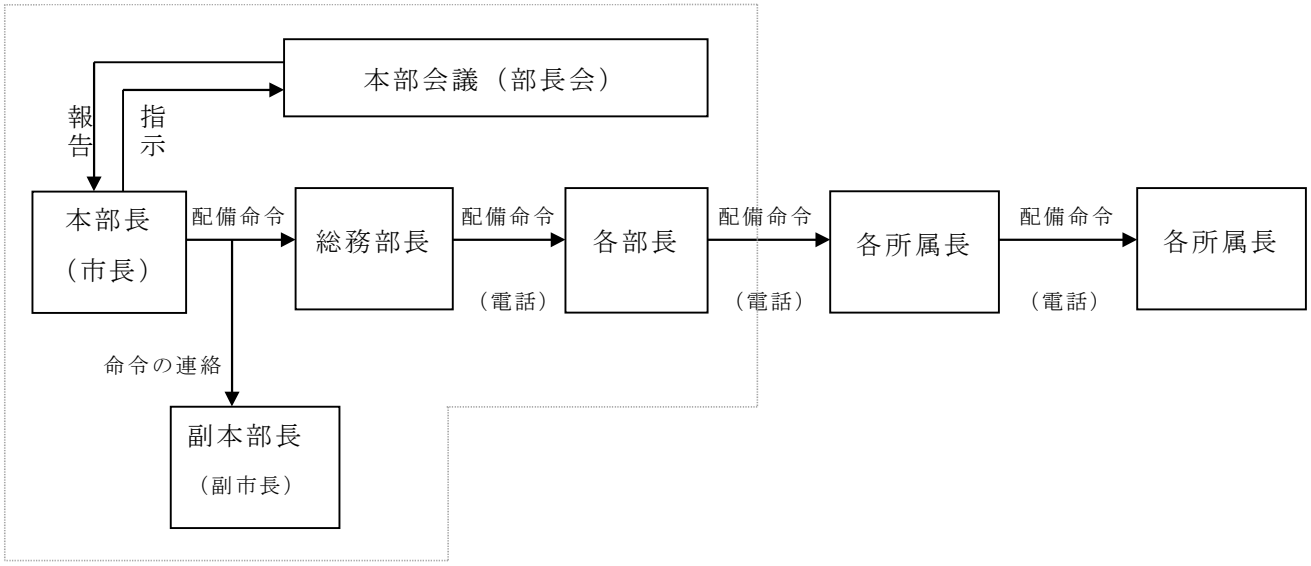

※電話をはじめ、さまざまなインターネットツールの活用など、効率的かつ確実な伝達手段を用いて職員を動員する。

○別図２

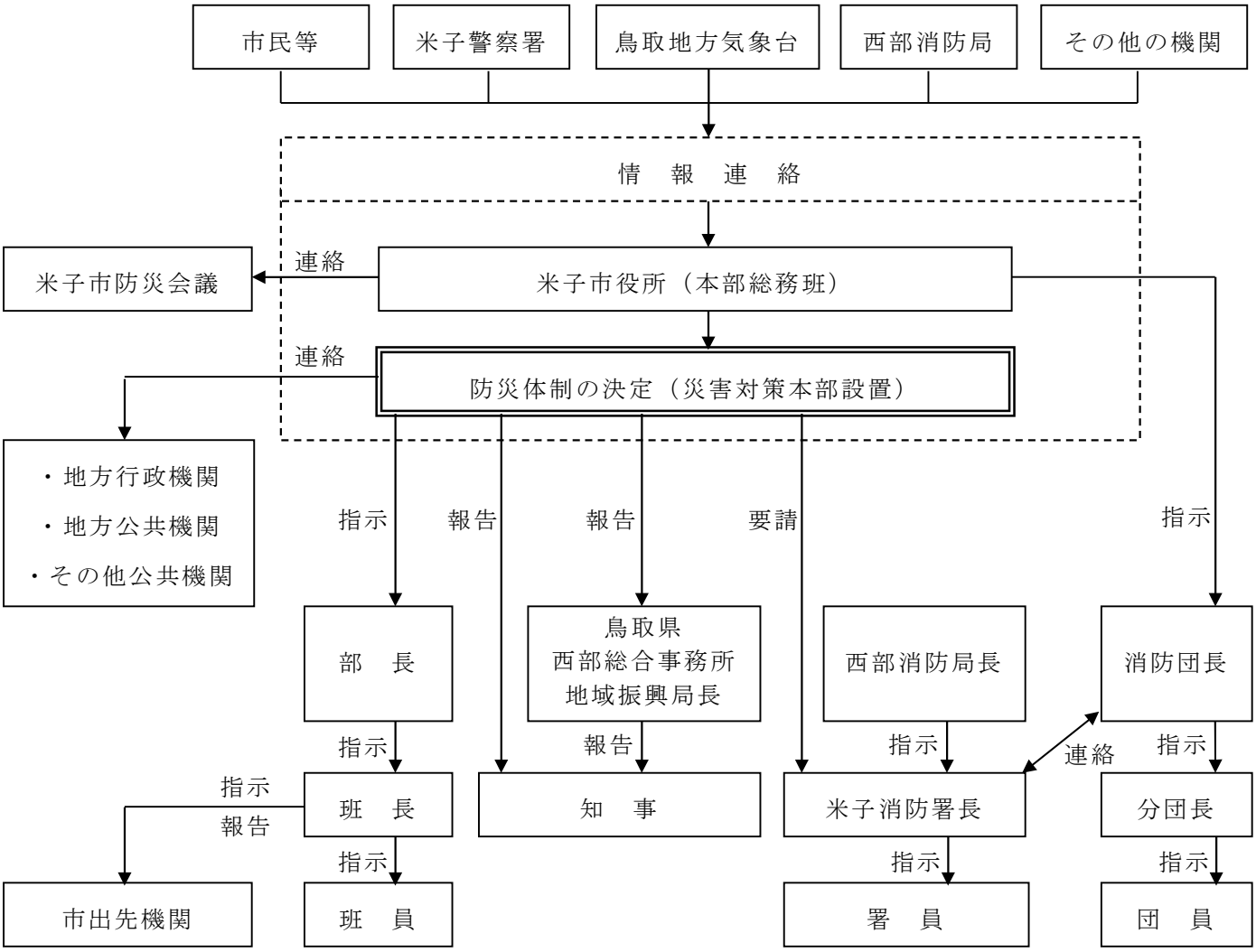

４　平時から職員が講じておくべき対策

（１）災害時における役割の把握

市の職員は、各対策部で作成するマニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。

（２）家庭で被災しないための対策

市の職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を平時から整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

ア　住宅の耐震化

イ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等やブロック塀等の転倒防止対策

ウ　家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持出袋、携帯トイレ、トイレットペーパー、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池など）

（３）災害発生時の家族等との連絡方法の確認

市の職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害伝言ダイヤル等の災害時の家族との

安否確認の方法を平素から把握確認しておくものとする。

（４）登庁経路の危険度の把握

市の職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段を検討しておくものとする。

第 5 節　　災害救助法の適用

1　災害救助法の適用に係る県への報告

市は、災害に際し、当該市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

2　災害救助法の適用基準

（１）住宅の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき

（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用）

基準数は、別表 1 「災害救助法の適用基準表」の基準 1 号のとおり

（２）県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上であって、市内の滅失世帯数が基準数以上であるとき（令第 1 条第 1 項第 2 号適用）

基準数は、別表 1 「災害救助法の適用基準表」の基準 2 号のとおり

別表 1　災害救助法の適用基準表

（平成 27 年 10 月 1 日：平成 27 年国勢調査確定値）

	人口（人）	被害者世帯	
		基準 1 号	基準 2 号
米子市	149,313	100	50

◎世帯数の算定方法

・全壊・全焼・流出世帯・・・1 世帯

・半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1/2 世帯

・床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となっ世帯

・・・1/3 世帯

（３）－１　県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき（令第 1 条第 1 項第 3 号前段適用）

（３）－２　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。（令第 1 条第 1 項第 3 号後段適用）

【内閣府令で定める特別の事情】

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき（令第１条第１項第４号）

【内閣府令で定める基準】

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難し継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法等を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

【特殊の補給方法】

ヘリコプター、船舶等による生活必需品、食料等の補給　等

３　救助の実施

（１）市は、救助の委任を受けた場合、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

（２） 市は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

４　救助の種類と概要

（１）避難所、応急仮設住宅の設置

（２）食品、飲料水の給与

（３）被服、寝具等の給与又は貸与

（４）医療、助産

（５）被災者の救出

（６）住宅の応急修理

（７）学用品の給与

（８）埋葬

（９）死体の捜索

(10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5　救助の種類と概要

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発令された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能
応急仮設住宅の供与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の供与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	・現に食しうる状態にあるものを供与すること ・救助作業に従事する者は対象外
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため、現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、１人１日３リットル以上を目安とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、高熱材料を目安とする。 ・夏期と冬季で限度額に差がある。
医療	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や受けた日時又はかかった日時を問わない
助産	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかかった者の救出	市町村（県が委任）	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	・捜索期間（３日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
災害にかかった住宅の応急修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者	・修理箇所は居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことができない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の供与	市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、修学上支障のある児童生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・品目は教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬	市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり正式な葬祭ではない。
遺体の捜索	市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、３日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
遺体の処理	市町村（県が委任）日赤鳥取県支部（県が委任）	災害の際死亡した者	・ 漂流遺体の取扱いは下記による。 埋葬を除く
障害物の除去	市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となりえる。
応急救助のための輸送	県 市町村（県が一部委任）	１　被災者の避難（被災者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導ための人員、資材等の輸送） ２　医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） ３　被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人材、資材等の輸送） ４　飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） ５　遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） ６　遺体の処理（遺体の処理・検案のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を輸送するための人員の輸送）	

（参考）災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取扱い

1　遺体の身元が判明している場合

（1） 遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体処理等を実施、その費用は県が負担する。

（2） 遺体が他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。

2　遺体の身元が判明していない場合

（1） 遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記１と同様に取り扱うものとする。

（2） 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第 6 節　　通信情報計画

この計画は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等の災害関係の予報、警報及び情報を迅速かつ的確に収集、伝達し、被害の軽減及び拡大防止を図ることを目的とする。

1　気象警報等の種類等

気象観測や各種解析をすることによってなされる予報及び警報は、気象庁が気象業務法の規定により行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知する。

鳥取県地域における気象等の予報及び警報については、鳥取地方気象台が発表する。

（1）気象警報等の種類

特別警報・警報･注意報は、台風や低気圧等に伴う暴風･大雨等によって被害が想定されるときに、早めに警戒や注意を促し、災害の予防･軽減を図ることを目的として発表する。

○鳥取県の特別警報・警報・注意報の基準

【注意報】

<table>
<tr><th>注意報名</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td>強　風</td><td>強風によって被害が予想される場合。
具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大　雨</td><td>大雨によって被害が予想される場合。
具体的には、次のとおりと予想される場合。
<table>
<tr><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>10</td><td>104</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td>大雪によって被害が予想される場合。
具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 15cm 以上、山地で 25cm 以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>なだれ</td><td>なだれによって被害が予想される場合。
具体的には、積雪が 30cm 以上あり、降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合。又は山沿いの積雪が 60cm 以上あり、 鳥取地方気象台の値が次のいずれかになると予想される場合。
1　日最高気温 8℃以上（鳥取地方気象台の値）
2　かなりの降雨</td></tr>
<tr><td>濃　霧</td><td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。
具体的には、視程が陸上 100m 以下、海上 500m 以下と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>雷</td><td>落雷等によって被害が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>乾　燥</td><td>空気が非常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。
具体的には、最小湿度が 40%(気象官署の値)以下で実効湿度が 65%(気象官署の値)以下になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>着　雪</td><td>着雪によって通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合。
具体的には、気温－2℃～＋2℃の条件下で 12 時間の降雪の深さが 15cm 以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>霜</td><td>早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。
具体的には、原則として、１０月までの早霜と、４月１日以降の晩霜を対象とする。最低気温が 3℃以下になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>低　温</td><td>水道管の凍結破裂、路面凍結等により、被害が予想される場合。
具体的には、米子特別地域気象観測所の値で最低気温－４°Ｃ以下になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般注意を喚起する必要がある場合。
具体的には、境港の潮位が東京湾平均海面（Ｔ・Ｐ）上０．９ｍ以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>風浪、うねり等によって被害が予想される場合。
具体的には、有義波高が３ｍ以上と予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>洪　水</td><td>洪水によって被害が予想される場合。
具体的には、次のとおりと予想される場合。
<table>
<tr><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td>新加茂川流域＝2.8
佐陀川流域＝11.7
精進川流域＝5.8
加茂川流域＝2.9</td><td>法勝寺川流域＝（5 ， 7.4）
新加茂川流域＝（8 ， 2.2）</td><td>日野川〔溝口・車尾〕
法勝寺川〔福市〕</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【警報】

<table>
<tr><th>警報名</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td>暴　風</td><td>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td>雪を伴う暴風によって、重大な災害が起こるおそれがある予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想され、雪を伴う場合。</td></tr>
<tr><td>大　雨</td><td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。
<table>
<tr><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>16</td><td>129</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 25cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、境港の潮位が東京湾平均海面（T・P）上 1.2m以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が 6m以上と予想される場合。</td></tr>
<tr><td>洪　水</td><td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次のとおりと予想される場合。
<table>
<tr><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td>新加茂川流域＝3.6
佐陀川流域＝14.7
精進川流域＝8.3
加茂川流域＝4.2</td><td>法勝寺川流域＝（8 ， 14.4）
新加茂川流域＝（12 ， 3.2）</td><td>日野川〔溝口・車尾〕
法勝寺川〔福市〕</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【特別警報】

<table>
<tr><th>特別警報名</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td>暴　風</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大　雨</td><td>台風や集中豪雨等により数十年（50 年）に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
50 年に一度の値
<table>
<tr><th colspan="2">雨量基準（ミリ）</th><th rowspan="2">土壌雨量指数</th></tr>
<tr><th>48 時降水量</th><th>3 時間降水量</th></tr>
<tr><td>３５５</td><td>１２０</td><td>２１１</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
50 年に一度の積雪深　　６７ｃｍ
※50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
※特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合。</td></tr>
</table>

＜参考＞

※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５ｋｍ四方の格子（メッシュ）ごとに算出する。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するため、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるか把握するための指標。河川流域を１ｋｍ四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

※複合基準とは、河川の水量が増しているところに強い雨が降ると水害が発生しやすくなるため、表面雨量指数と流域雨量指数を組み合わせた基準。

※「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。

（２）気象情報

台風、大雨等の重要な気象現象の状態を具体的に説明し、特別警報・警報・注意報を補完する必要がある場合に発表されるものである。　【例：台風情報、大雪情報等】

【記録的短時間大雨情報】

大雨警報発表中に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

これは、区域内で１時間に降った雨量が、鳥取県の場合、９０mm を超えた場合に発表し、既に大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、さらに、重大な災害の発生の可能性が高まったとして、より一層の警戒を喚起することを意図している。

【指定河川洪水予報】

指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表するもの。米子市では国土交通省の指定河川で日野川、法勝寺川が洪水指定河川となっている。

洪水予報指定河川の洪水予報は、気象庁と国土交通省の機関が共同して、発表するものである。予報の種類は、洪水注意報と洪水警報の２種類があり、これらを補足するために洪水情報がある。

【竜巻注意情報】

竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表している。

情報の有効期間は、発表時刻から約１時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

【土砂災害警戒情報】

県は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で土砂災害の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するよう、鳥取県と鳥取地方気象台が共同で発表するもの。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生するがけ崩れ
発表単位	市町村
発　表	大雨警報（土砂災害）発表中に実況降雨及び降雨予測に基づき作成した指標が警戒基準に達した場合
解　除	実況降雨が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合や、発表継続期間が長期化するなど指標の低下が見込めない場合等には、土砂災害の危険度が低いと総合的に判断できれば解除する。
発表対象地域	鳥取県内１９市町村のうち、本情報が対象とする土砂災害の発生するおそれがない境港市と日吉津村を除く１７市町。

（３）特別警報・警報・注意報の発表及び解除

ア　特別警報・警報・注意報の発表並びに解除は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台等が代行する。

イ　鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の発表及び解除の通報については、以下の点に注意する。

（ア）二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報・警報・注意報を新たに行って切り替えるものとする。

（イ）一種又は二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報・警報・注意報を新たに行って切り替えるものとする。

（４）特別警報・警報・注意報の地域細分

特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。

一次細分区域：中・西部　　市町村等をまとめた地域：米子地区

（５）土砂災害前兆現象入手時の対応

ア　市または県県土整備局に情報が入った場合は、県・市で情報を共有し、状況に応じて、点検を実施する。

イ　市は必要に応じて避難指示等を発令する。

２　気象警報等の伝達方法等

（１）本市における気象等の予報及び警報、災害情報並びに防災指令等の伝達方法

ア　気象等の予報及び警報等に係る処理

（ア）鳥取地方気象台等から通報される気象等の予報及び警報等は、勤務時間中は総務部防災安全課が、勤務時間外は宿直室（当直者）が受信し、市の伝達系統により処理するものとする。

（イ）気象等の予報及び警報等を受信したときは、必要に応じ本部総務班を通じ市長に報告し、庁内放送又は電話により各部に伝達する。解除の場合も、同様とする。

（２）鳥取地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統は、以下の“特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図”のとおりである。

（３）防災指令及び災害情報等の伝達系統は、以下の“防災指令及び災害情報等の伝達系統図”のとおりである。

○　市の伝達系統図

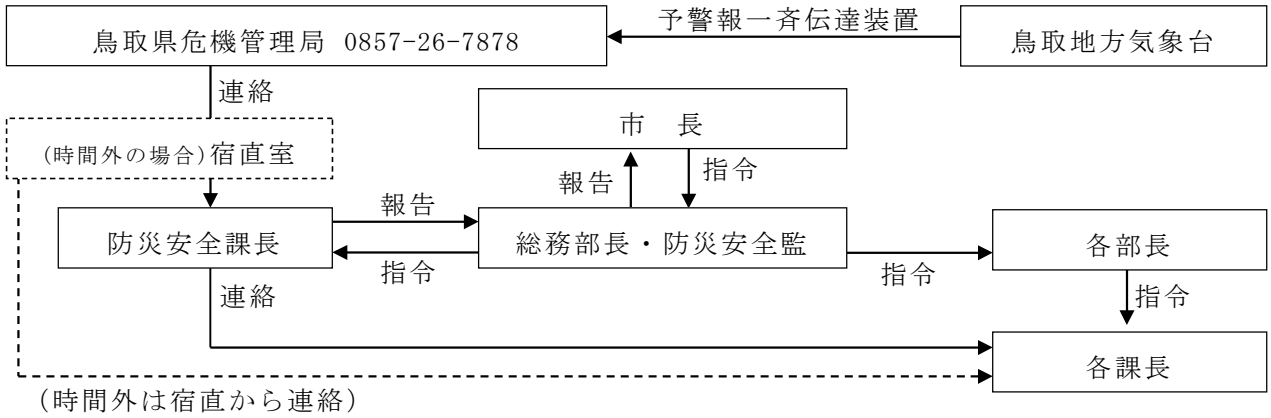

【特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図】

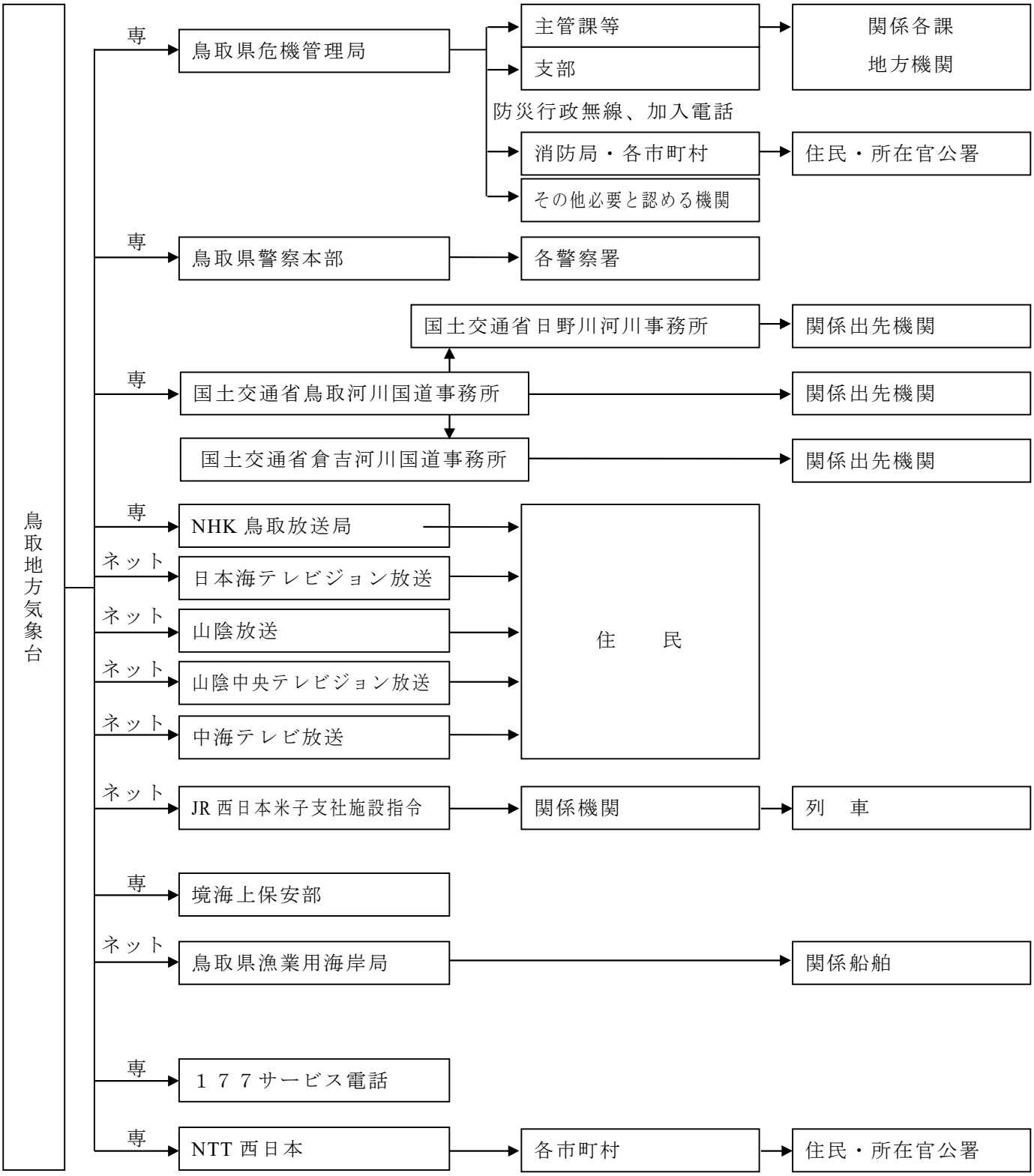

（備考）

1．「専」は気象専用回線を、「ネット」はインターネット回線を示す。

2．気象業務法第 15 条による警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村等、防災上重要な機関対しては、インターネットによる防災情報提供を行う。

【気象警報等の伝達系統（通常の通信が行えない場合】

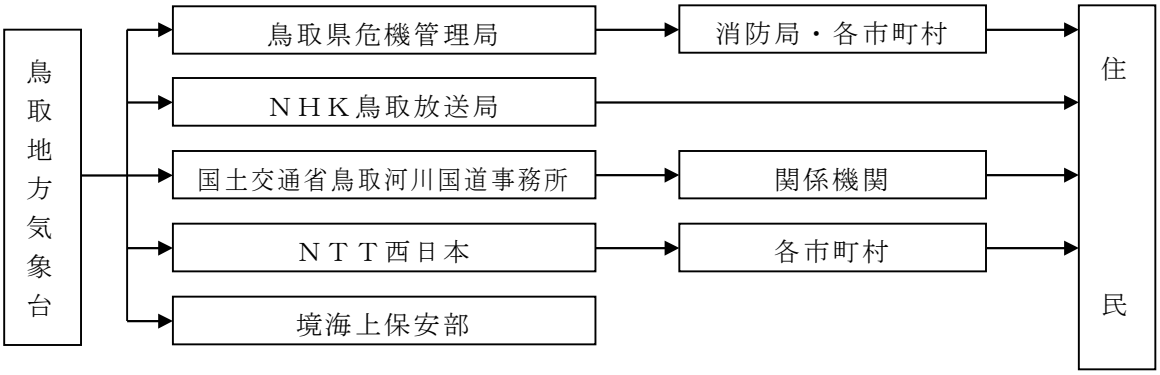

※ 通常の伝達が行えない場合、加入ＦＡＸ、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

【防災指令及び災害情報等の伝達系統】

① 災害対策本部設置前及び解散後の伝達系統

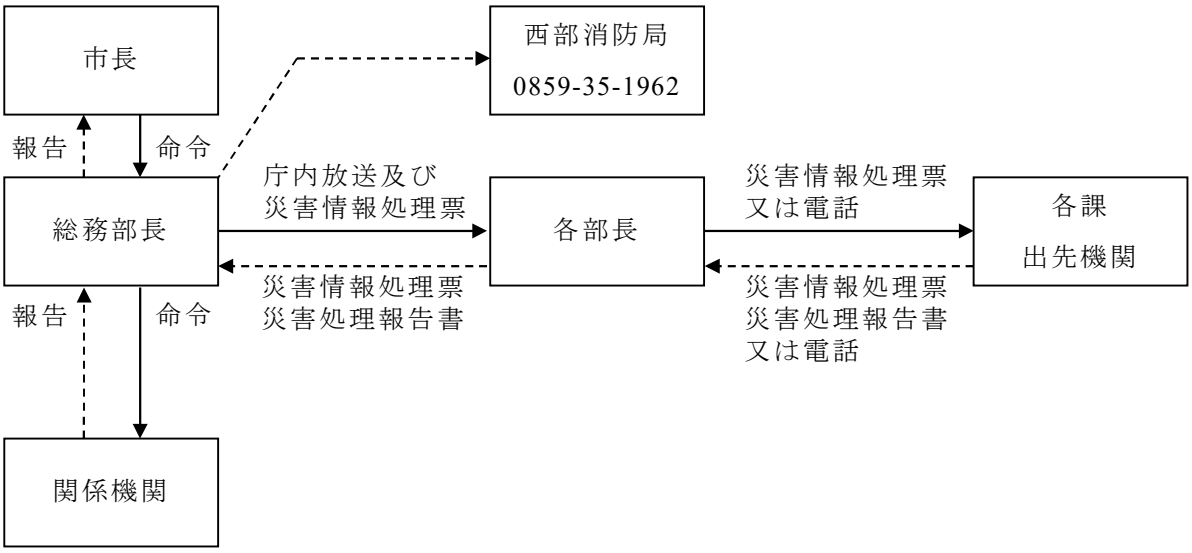

② 災害対策本部設置中の伝達系統

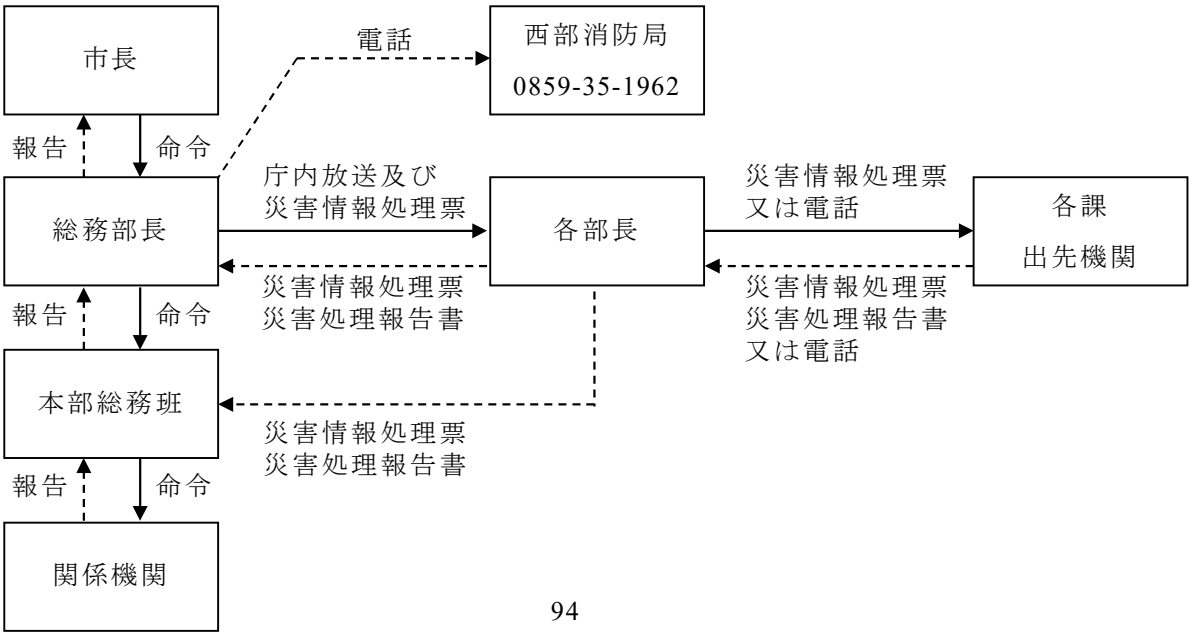

3　緊急地震速報等の伝達計画

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域（震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

4　津波警報等の種類及び内容

（１）　種類

ア　大津波警報・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ　津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

（２）　発表基準・発表される津波の高さ等

ア　津波警報等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜高さ	10ｍ超	巨大
		５ｍ＜高さ≦10ｍ	10ｍ	
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2ｍ≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）

（注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波予報

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	０．２ｍ未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２ｍ未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（３）鳥取地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報の種類並びに解説資料

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（鳥取県内は、鳥取県東部、中部、西部の３区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源･震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村を発表。なお、震度５弱以上と考えられるの地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村を発表。
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード７．０以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度５弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
	長周期地震動に関する観測情報	震度３以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。
地震解説資料（準即時的な情報）		県内において震度４以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。
津波情報	津波到達予想時刻･予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表。
	各地の満潮時刻･津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した時刻や高さを発表。（※２）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※３）
	その他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

※１　津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※２　沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	１m超	数値で発表
	１m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	０．２m以上	数値で発表
	０．２m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表 （津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※３　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。
最大波の観測値及び推定値については、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	３m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３m以下	沖合での観測値を「観測中」、 沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m以下	沖合での観測値を「観測中」、 沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（４）警報等の発表及び解除

津波警報等の発表及び解除は、大阪管区気象台が行う。ただし、災害で津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合は、気象業務法施行令第１０条の規定により、市長が行う。

５　津波警報及び地震情報等の伝達方法等

ア　大阪管区気象台等から発表される津波警報及び地震情報等は、勤務時間中は総務部防災安全課が、勤務時間外は宿直員（宿直室）が受信し、関係職員に伝達するものとする。

また、鳥取県中部･西部地域に震度５弱以上の地震があったとき及び津波注意報以上の発表があったときには、防災行政無線放送施設やＪアラート等により住民への伝達に努め、さらに、消防機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確に住民に周知を図るものとする。特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知

するための措置をとる。

イ　津波警報警報及び地震情報等を受信したときは、必要に応じ本部総務班を通じ市長に報告し、庁内放送、電話等により各部に伝達する。解除の場合も、同様とする。

6　地震発生時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、津波注意報・警報発表時及び未発表であって震度５弱以上の地震を感じたときは、津波の早期襲来に備えて、次の措置をとる。

※　震度５弱の地震は、電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。また、まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

（１）報道の聴取

少なくとも１時間はＮＨＫ等の放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講じるものとする。

（２）避難指示等

報道の聴取等により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、防災行政無線、広報車等により、住民に対して避難の指示等必要な措置をとる。

（３）県及び隣接沿岸市町村等への連絡

津波のため住民に避難指示を発令した場合は、速やかに県（危機管理局）及び隣接沿岸市町村等にその旨連絡するものとする。

7　異常現象発生時における措置

（１）災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市長若しくは西部消防局又は米子警察署に通報するものとする。通報に係る事務処理は、本部総務班長が実施するものとする。

（２）市長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、計画に従って必要な措置を講じるとともに、次の機関に通報するものとする。

機　　関　　名	電　話　番　号	ＦＡＸ番号
鳥取県西部広域行政管理組合消防局(指令課)	３５－１９６０	３５－１９６４
鳥取地方気象台	(0857)23-1313	(0857)23-3212
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課	３１－９６９４	３１－９６３９
米子警察署	３３－０１１０	３３－０１１０
日本放送協会鳥取放送局米子支局	２２－６１２１	３４－０４０２
境海上保安部	４２－２５３１	４２－２５３１

（３）　異常現象の種別等

竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、 前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
雪崩	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
その他の異常現象	

8　火災気象通報・火災警報の伝達計画

（１）火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台長が鳥取県危機管理局に通報する。(消防法第２２条)

ア　火災気象通報の通報基準(気象官署予報業務規則第６０条)

種　類	発　表　基　準
火災気象通報	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。（地域により基準は異なる）ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予報している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ　火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

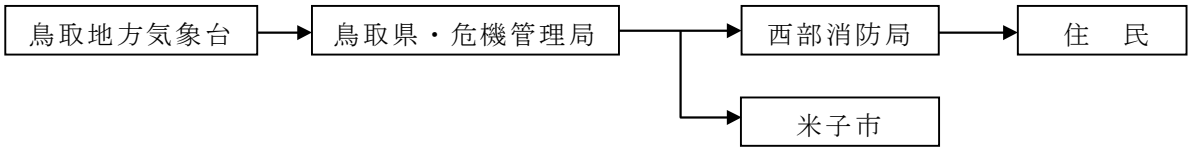

（２）市の措置

市長は、火災気象通報を受け、消防局長が火災警報を発令したときには、火災予防上の措置を適宜実施するものとする。(鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第２９条)

9　水防警報、洪水予報等の取り扱い

本編第２６節「水防計画」に定めるところとする。

１０　災害情報収集･伝達計画

（１）責任担当部署

班	主な任務
本部総務班	情報収集･伝達に関する統括、各種災害情報の収集、各部各班所管する業務に関する情報収集・伝達
被害調査班	被害家屋の情報収集・伝達、り災証明発行のための調査及び発行
企画広報班 秘書報道班	各種災害情報を、住民に広報し、また、各部各班に伝達
土木都市施設班	道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設の被害情報の収集・伝達
業務班 施設班	水道・水源施設の被害情報の収集・伝達
各部各班	各部各班所管施設、業務に関する情報の収集・伝達

【情報収集･伝達の流れ】

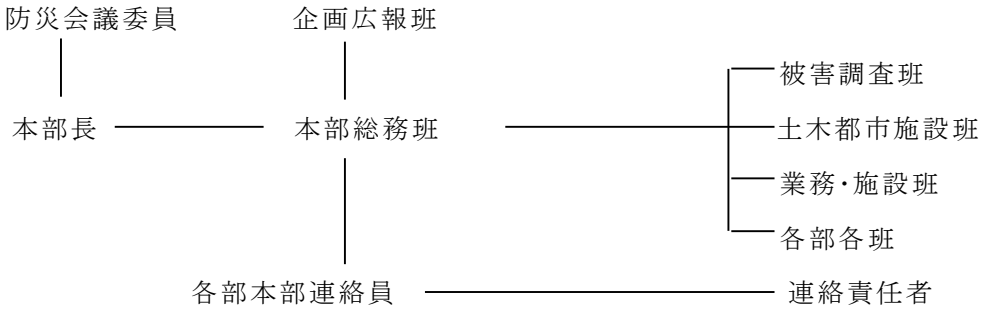

（２）震災時における情報収集・伝達の基本方針

米子市域に震度６弱以上の地震があった場合、若しくは本部長が必要と認めた場合における情

報の収集の実施に当たっては、以下の点を基本とする。

ア　全市域に関する「甚大な被害の有無の別」に関する情報の収集・伝達を最優先で行う。

特に、市街地火災の発生、ビル・マンション等の全壊、大規模な土砂災害の発生及び市機関・防災機関の甚大な被害の「有無の別」について、優先する。

イ　市において動員可能な「対策用人員、資機材、施設の現有力」に関する情報の収集・伝達を重点的かつ迅速に行う。

ウ　その他緊急に行うべき対策の優先手順・役割分担等を決定するために必要な事項については、各部・各機関が適切に分担するとともに、情報収集要員を出動させるなどして、災害発生後１～２時間以内に把握するよう努める。

エ　本部設置期間中は、市各部・各班は、毎日定時報告・定時連絡を行う。

（３）災害発生後直ちに収集すべき情報

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について、直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめ、被害情報等連絡表[資料編２－５]により、本部総務班に報告するものとする。なお、災害発生後直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

ア　市民等の生命の安全を脅かす事象に関する情報

（ア）住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況（被害調査班）

（イ）土砂災害等による多数の救出、避難の必要の有無及び状況(被害調査班)

（ウ）危険物･毒劇物取扱施設等の被災による大規模避難の必要の有無及び状況(西部消防局)

イ　その他市民等の安否に関する情報

（ア）各地区における市民の安否(被害調査班)

（イ）各地区における要配慮者の安否(援護班)

（ウ）各地区における児童及び生徒、来所者、入所者等施設に滞在するもの(教育班、援護班)

ウ　防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

（ア）市庁舎外市の公共施設(施設の所管部署)

（イ）消防局･署、警察署、その他国・県の施設(関係部署)

（ウ）電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設(関係部署)

エ　救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報

（ア）病院等医療・保健衛生関連施設(医療防疫班)

（イ）学校、文化・体育施設等の避難所相当施設(教育部各班)

（ウ）福祉保健総合センター、保育所、老人ホーム等災害時要援護者向け施設(援護班、医療防疫班)

オ　災害危険箇所等の被災の有無に関する情報(人的被害に関わる範囲)

日野川、法勝寺川等河川堤防、がけ・急傾斜地等(土木都市施設班)

カ　交通・観光施設等の被災の有無に関する情報

（ア）米子自動車道、山陰自動車道、国道９号･180 号･181 号･431 号(建設管理班)

（イ）その他重要な道路、橋梁(土木都市施設班)

（ウ）鉄道線路、駅舎等(本部総務班)

（エ）皆生温泉旅館街(商工観光班)

（４）情報収集・伝達体制

ア　連絡責任者

市各班及び防災関係機関は、災害時の相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

イ　指定電話及び情報収集・伝達担当者の確保市各部及び防災関係機関は、災害時情報連絡に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、受信専用電話をその都度定め、専任の電話担当者を配置する。

その他情報収集要員及び伝令要員を併せて確保する。なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」としてＮＴＴに登録しておくものとする。

ウ　本部連絡員の派遣

（ア）市の各部

市の各部に、本部長との連絡を強化するため、本部連絡員を置く。本部連絡員は、必要に応じて、本部総務班に常駐するものとする。

（イ）防災関係機関

市の本部との連絡のため、防災関係機関に対して必要があれば、本部連絡員を市の本部に派遣要請することができる。

（５）被害報告

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査と情報収集は各部で行い、本部総務班　　で取りまとめるものとする。

消防団員は、所轄区域の災害情報を把握し、各部で行う情報の収集に協力するものとする。

ア　被害報告の種別及び時期

速　　報	災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害状況及びこれに対して講じられた措置の概要を迅速な手段で報告する。
中間報告	被害状況が判明し次第逐次報告するものとし、報告事項に変動があったときは、その都度更新するものとする。
確定報告	当該災害に対する応急措置を完了した後､速やかに報告するものとする。

イ　報告様式

報告様式は原則、資料編 2-6 から 2-15 とする。

ウ　写真、図面等の添付

各部長は、被害状況の報告（確定報告）に当たっては、災害現場の写真、図面等を添付するものとする。

エ　本部長への報告等

本部総務班長は、取りまとめた各部の報告を本部長（市長）に報告するとともに、防災会議委員に報告するものとする。また、秘書報道班及び企画広報班を通じ、報道機関に連絡するものとする。

オ　県に対する報告

収集した災害情報は、一般被害については、県西部総合事務所地域振興局を通じて報告するものとし、それ以外の被害については、県西部総合事務所所管課に対し報告するものとする。

報告については、県の定める「災害時における被害情報等報告要領」によるものとする。ただし、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、県に報告できない場合は、国（消防庁）に直接報告するものとする。

速　　報	災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要が判明し次第直ちに電話、ＦＡＸ、電子メール、防災行政無線又は電報により報告するものとする。なお、県に報告できない場合は、直接国(消防庁)に報告するほか、119 番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国(消防庁)にも直接報告するものとする。
中間報告	被害状況及びこれに対する措置の概要を、おおむね３時間ごとに報告するものとする。なお、報告回数及び報告時刻については、県と協議の上変更することができる。
確定報告	当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

※ 一般被害等　・人的被害　・住家被害　・非住家被害　・火災の状況　・罹災世帯数　・罹災者数　・避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難指示発令の状況　・避難所の設置状況　・消防団員出動状況　・災害対策（警戒）本部設置状況　・避難者の状況（自主避難を含む）　・その他応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

カ　被害程度の認定基準

この計画における被害程度等の認定基準は、法令等に特別の定めがある場合を除き、資料編 2-17「被害程度の認定基準」に準じるものとする。

（６）安否情報の提供等

市は災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、内閣府令に定めるところにより、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮の上、回答することができるものとする。

また、上記の目的を達成するため、被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって、特定された利用の目的以外の目的のために利用することができるものとし、必要があると認められるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

１１　通信計画

災害時における予報及び警報、災害情報その他災害に関する指示、命令等の伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設の有効かつ適切な利用を図り、通信連絡体制の万全を期するものとする。

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用するものとする。

（１）電報（公衆通信設備）の優先利用

ア　非常電報

（ア）通信内容

天災、地変その他の非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、次に掲げる非常電報については、他の通話及び電報に先だって接続、伝送及び配達を行う。

通信内容	1　気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報 2　水防機関相互間で行う災害に関する通報若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項 3　消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項 4　輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保のため緊急を要する事項 5　通信の施設に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項 6　電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項 7　警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項 8　災害に関する異常現象発見者が災害関係機関に通報するもの

（イ）非常電報の取扱い

発信するときは、「非常」と朱書きするものとする。

（２）その他の通信設備の利用

災害により、前記の通信系統を利用することが不可能な場合又は著しい遅延等特別な理由により利用が困難な場合には、次に掲げる有線電気通信設備又は無線通信設備を利用するものとする。

ア　通信設備

（ア）鳥取県防災行政無線設備

（イ）警察通信設備

（ウ）海上保安部通信設備

（エ）気象庁通信設備

（オ）鉄道通信設備

（カ）自衛隊通信設備

（キ）日本放送協会通信設備

（ク）株式会社山陰放送通信設備

（ケ）日本海テレビジョン放送株式会社通信設備

（コ）山陰中央テレビジョン放送株式会社通信設備

イ　取扱い

これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議しておくものとする。

１２　非常無線通信の利用

災害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信系統の利用が困難な場合には、「中国地方非常通信協議会」に加入している次の各機関が設置している無線局を利用するものとする。

（１）機関名、設置場所等

機　　関　　名	設置場所	電話番号
鳥取県西部総合事務所県土整備局	米子市糀町１丁目１６０	３１－９７０２
米子警察署	〃　上福原１２６６－４	３３－０１１０
西日本電信電話株式会社鳥取支店	鳥取市湯所町２－２５８	0857－27－9317
国土交通省日野川河川事務所	〃　古豊千６７８	２７－５４８４
国土交通省倉吉河川国道事務所	倉吉市福庭町 1-18	0858－26－6221
国土交通省出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町 5-1	0853－21－1850
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	米子市加茂町２丁目５１	0859-37-2617 (平日 9：00～17：00)
日本放送協会鳥取放送局米子支局	〃　角盤町１丁目５５-2	２２－６１２１
株式会社山陰放送	〃　西福原１丁目１－７１	３３－２１１１
日本海テレビジョン放送株式会社米子支社	〃　西福原３丁目６－４１	２２－９２３８
山陰中央テレビジョン放送株式会社米子支社	〃　加茂町２丁目２０４	３３－９００３
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	〃　両三柳５４５２	３５－１９６０

（２）通信内容

ア　人命の救助

イ　災害の救援

ウ　交通通信の確保

エ　秩序の維持

（３）取扱い

取扱いについては、下記によるものとする。ただし、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づくものは、この限りでない。

ア　非常無線通信

非常無線通信文の作成

（ア）非常無線通信用紙（資料編 2-18）又は適当な用紙を使用する。

（イ）電文の冒頭に「非常」と朱書きする。

（ウ）あて先には住所、氏名及び電話番号を記載する。

（エ）文字は平仮名、片仮名字又は漢字の使用による普通文とする。字数は 1 通 200 字以内とし、通数については制限をしない。

（オ）発信者の欄には住所、氏名及び電話番号を明記すること。

イ　発信依頼

付近の無線局に非常電報を持参して依頼するものとする。

１３　災害対策用移動通信機器等の借受

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を確保するための「災害対策用移動通信機器」と被災地や避難所等住民への災害支援や生活情報等の提供を支援する「臨時災害放送局用機器」を配備し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、ＭＣＡ（移動無線）等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行っている。

県及び市は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

〔災害対策用機器の種類及び貸与条件〕

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・ＭＣＡ・簡易無線）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,500台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台 （発電容量100kVA）	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
	臨時災害放送局用機器（FM局）	機器貸与：無償 運用経費：要	１台	・他の総合通信局に配備されている臨時災害放送機器についても貸与可能である。
ＫＤＤＩ中国総支社	携帯電話		約100台	・電話による要請で調達可能。
	衛星携帯電話		約10台	
ＮＴＴドコモ中国支社	携帯電話		280台 （うち鳥取支店30台）	・電話による要請で調達可能。 ・不足した際には本社、他支社より調達
	衛星携帯電話		105台 （うち鳥取支店10台）	
ソフトバンク中国技術部	携帯電話		40台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送
	衛星携帯電話		40台	

＊電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

１４　通信事業者による通信機器の貸し出し等

通信事業者による携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しについては前事項、公衆電話の臨時設置・無料化等の措置については、第38節「電信電話施設等応急対策計画」、第39節「携帯電話応急対策計画」参照。

１５　県防災行政無線移動局の配備

県防災行政無線移動局が必要な場合は、県危機管理局と調整し配備する。

１６　情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、県、市等は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

１７　放送機関に対する放送要請

市長は、災害対策基本法第５７条の規定に基づき、災害が発生するおそれのある場合において、放送機関に対し放送を行うことを求めることができる。この場合、次の三つの要件が必要である。

ア　緊急を要すること

高潮、津波、洪水等が時間的に迫っていて伝達等が緊急を要する場合で、時間的に余裕があるときは、この権限が認められない。

イ　通信のため特別の必要があること

通信連絡のために優先利用等が時に必要である場合で、都道府県又は市町村が利用できる通信機能が全て麻痺したようなときでなければ、この権限は認められない。

ウ　放送事業者等とあらかじめ協議した手続きによること

第 7 節　災害広報計画

この計画は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合において、災害情報、災害応急対策等を周知徹底させて住民の安全と人心の安定を図り、また、被害の拡大防止を図るため、住民の協力を得て、報道機関等との協力体制を整備し、適切かつ迅速な広報活動を行うことを目的とする。

1　実施責任者

災害広報は、市長（本部長）が実施する。なお、担当は、秘書報道班及び総合政策部企画広報班とする。

2　広報の方法

（1）広報の編集

企画広報班は、本部が収集した災害情報等により、米子市域内の防災関係機関等と調整を図った上で、広報事項を編集作成するものとする。

（2）広報活動体制

ア　秘書報道班及び企画広報班の役割

役割項目	手順その他必要事項
事前広報重視の広報活動用資料の作成	①救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールの目安に基づく災害時広報活動計画の作成 ②各部への資料提供要請、収集及び取りまとめ。 ③分かりやすさに配慮した広報活動用資料作成。 ④NTT ファックス、ホームページ、SNS、電子メール、伝令等による各部及び避難所への配布
広報発行体制の確立	①編集体制の確立(民間業者への要員派遣・応援要請含む) ②印刷体制の確立(コピー機、インク･紙の確保、印刷業者の確保等) ③災害発生 2 日目以降随時発行
要配慮者向け広報体制の確立	①市社会福祉協議会、障がい者支援団体との連携 ア　外国語･手話通訳ができる人の確保 イ　翻訳･点字ができる人の確保 ②要配慮者向け広報資料の作成 ③要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関の対応	各報道機関に対して報道協力の要請、情報提供
巡回広報担当の設置	①広報車巡回等による広報活動 ②住宅密集地への広報活動 ③その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

イ　避難所担当職員の役割

秘書報道班及び企画広報班から提供を受けた広報活動用資料を活用し、避難所在住の住民に対し、各部の情報を提供する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	避難所担当者が避難所内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）
広報の配布	避難所担当者が避難所内で掲示・配布

ウ　各部の役割

各部は、本部長が示す救援対策及び応急復旧対策に基づき、市民からの問い合わせに対しても、担当部以外の市職員が相当程度対応できることを目標として、可能な限り詳細な資料を作成し、提供するよう努める。

（３）主に広報すべき情報項目

災害時の広報活動は、「事前広報重視」の観点を踏まえ、以下の事項を目安として、それぞれの時期区分に即した情報項目について、各部、各防災関係機関との密接な連絡のもと、計画的に行う。

ア　災害発生直後（災害発生当日から２～３日目程度まで）

主な広報事項	広報手段
① 出火防止及び初期消火の呼びかけ ② 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ③ 緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 ④ 必要な区域若しくは施設に対する避難の指示 ⑤ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること (ｱ) 本部の設置 (ｲ) 避難所、救護所の設置 (ｳ) 国･県･自衛隊･関係機関の応援支援活動状況 (ｴ) 協力団体･広域的支援団体の活動状況 (ｵ) 救援対策及び応急復旧対策実施に関する目安 ⑥ 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ⑦ 安心情報 (ｱ) 「……地区は被害なし。」 (ｲ) 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 (ｳ) その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報 ⑧ 災害用伝言ダイヤル「１７１」利用の呼びかけ ⑨ 延焼火災、道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 ⑩ ２日目以降、随時広報発行体制をとること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼びかけ	広報車 口頭伝達 (市職員による) 隣接市町村への広報依頼 報道関係者に広報依頼 広報紙

イ　３～４日目以降開始

主な広報事項	広報手段
① 救援対策及び応急復旧対策実施情況に関すること (ｱ)　救護所における医療サービス、保健サービス、心のケア対策等業務内容に関すること (ｲ)　災害弱者が利用できる避難所の業務内容 (ｳ)　応急給水の実施状況(給水地点の位置、給水実施予定等) (ｴ)　応急給食、その他の救援活動の実施状況 (ｵ)　被災建築物応急危険度判定の実施、被災建築物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること (ｶ)　災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること (ｷ)　罹災証明発行スケジュール	広報紙 口頭伝達 （市職員による） 報道関係者に広報協力依頼 各種資料掲示 広報紙
② 生活関連情報 (ｱ)　水道の復旧状況(見込み)、水質についての注意等 (ｲ)　電気、ガス、下水道の復旧状況(見込み) (ｳ)　ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 (ｴ)　食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 (ｵ)　電話の復旧状況(無料公衆電話の設置等を含む) (ｶ)　道路交通の規制状況及び復旧状況(見込み) (ｷ)　公共交通機関の復旧、運行状況 (ｸ)　診療所等医療機関の再開状況 ③ 安心情報 ④ 余震、土砂災害、危険建物その他人的危険回避のために必要な情報	口頭伝達 （市職員による） 報道関係者に広報協力依頼 各種資料掲示

ウ　生活再建及び被災地復旧に向かう段階（７～８日目以降開始）

主な広報事項	広報手段
① 生活再建支援サービス実施計画に関すること (ｱ)　罹災証明書発行の受付開始 (ｲ)　義援金の配分計画 (ｳ)　災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置メニュー (ｴ)　仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始 (ｵ)　その他必要な生活再建支援サービス ② 生活関連情報 (ｱ)　水道の復旧状況(見込み)、水質についての注意等 (ｲ)　電気、ガス、下水道の復旧状況(見込み) (ｳ)　ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 (ｴ)　食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 (ｵ)　電話の復旧状況(無料公衆電話の設置等を含む) (ｶ)　道路交通の規制状況及び復旧状況(見込み) (ｷ)　公共交通機関の復旧、運行状況 (ｸ)　診療所等医療機関の再開状況	広報紙 口頭伝達 （市職員による） 報道関係者に広報協力依頼 各種資料掲示

（４）報道機関に対する情報発表

ア　情報発表の責任者

本部から報道機関に対し情報を正式に発表する場合の責任者は秘書報道班長及び企画広報班長とする。

イ　情報発表の方法

報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行う。報道事項、内容等については関係部課と十分連絡をとり、必要に応じて関係部課の責任者の立会い

を求めるものとする。

（５）市民に対する広報

市民に対しては、広報車、防災行政無線放送施設、防災ラジオ、防災ＦＡＸ、米子市ホームページ、あんしんトリピーメール、中海テレビテロップ、緊急情報テレホンサービス、ツイッター、フェイスブックなどを利用して周知徹底を図るほか、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により報道機関を活用するとともにチラシの配布、掲示等、また必要によっては消防団員等により戸別訪問により伝達を行い、広報活動の徹底を図るものとする。

ア　広報車の利用

災害に関する情報、給水活動等実施状況などについて、広報文を作成し、各地域巡回により広報を行う。また、必要に応じ他の部の車両や市内業者･団体等からの調達により、必要な地域に緊急に伝達する必要がある場合、広報車を出動させ広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、ビラ･チラシなど印刷物の配布に努める。

イ　防災行政無線放送の利用

災害に関する情報、給水活動等実施状況などについて、主に広報車で広報する範囲より広範囲な地域に対して緊急に伝達する必要がある場合、防災行政無線を利用して、広報活動を実施する。

（６）ラジオ、テレビ等に対する広報協力の要請

ア　本部長は、震度６以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生により必要と認める場合は、当日中できる限り早い時間内に、民間テレビ・ラジオ各社の協力のもと、被災者向け緊急声明を発表する。

イ　秘書報道班長及び企画広報班長は、災害時の広報活動実施において、ラジオ･テレビの放送機能を積極的に活用する。

【放送依頼先】

依　　頼　　先	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
日本放送協会鳥取放送局米子支局	米子市角盤町１丁目 76	２２－６１２１	３４－０４０２
㈱山陰放送	〃　西福原１丁目 1-71	３３－２１１１	３３－４１３０
日本海テレビジョン放送㈱米子支社	〃　西福原３丁目 6-41	２２－９２３８	２２－９２３０
山陰中央テレビジョン放送㈱米子支社	〃　加茂町２丁目 204	３３－９００３	３４－０４９４
㈱中海テレビ放送	〃　河崎 610	２９－２２１１	２９－７９１１
㈱エフエム山陰米子支社	〃　加茂町２丁目 16-1	２２－０５３１	３２－９９０６
㈱DARAZ コミュニティ放送	〃　法勝寺町 70	３４－３３８６	３４－３３８４

ウ　放送機関と連携した避難に関する情報の伝達について

市長が、住民に対し、避難準備情報・避難指示を発令した場合、前項の放送依頼先である７放送機関及び県危機管理局に対してＬアラート（災害情報共有システム）発信及びＦＡＸにより依頼するものとする。７放送機関には、テロップ放送やアナウンスにより、県には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

なお、山陰両県の県及び市町村、ラジオ局（エフエム山陰、山陰放送）等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の製作等に取り組むこととしている。

エ　インターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う者に、インターネットを利用した情報の提供を行うことを必要に応じて求めていくものとする。

（７）庁内連絡

秘書報道班及び企画広報班は、災害情報、措置すべき事項及び伝達事項を庁内放送、庁内ＬＡＮ、ＭＣＡ無線等を利用して各部各班に対して周知するものとする。

３　広報活動用資機材及び要員の確保

災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うためには、情報を整理し、広報活動用資料の形に編集するための要員や、紙･インクその他の印刷用材料や巡回広報活動を行うために必要な広報車、ハンドマイク、スピーカー等の機材を確保することに努めるとともに、必要があれば、市民に対して、広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。

４　広報文例

秘書報道班長及び企画広報班長は、広報文の作成に当たっては、（資料編 2-19）をもとに適宜決定する。

５　広聴計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、市及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

市における広聴活動

（１）市は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。また十分な情報がないものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（２）防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務または業務に関連する問い合わせについて、すみやかな対応に努めるものとする。

６　個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、米子市個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。

（１）大規模災害等により多数の人的被害や行方不明者が発生した場合、県や被災市町村に対し、家族等からの安否確認の問い合わせや、報道機関からの取材が殺到することが想定される。また、多数の行方不明者が発生して捜索活動が行われている場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このような災害時における個人情報をめぐる様々な課題に適時適切に対応するため、災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理しておく必要がある。

（２）災害時における行方不明者等に関する個人情報の公表は、その公益性を踏まえ、災害の規模等に応じて個別具体的に可否を判断する。なお、安否情報等を公開することが公益に適合すると判断した場合、米子市個

人情報保護条例第８条第１項第２号（法令の規定に基づくものであるとき）に該当するものとして、取り扱うものとする。

（３）　行方不明者等に関する個人情報の公表は原則的には家族等の近親者から同意を得るよう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者の捜索活動を効率化する場合等、迅速に公表する必要性がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合も想定されるため、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。

（４）個人情報を公表する対象者に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう配慮に努める。

（５）公表を行う場合であっても、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

７　米子市無線通信施設（令和４年４月１日現在）

防災行政用無線局を次のとおり設置し、運用している。

○固定系　　（資料編 2-20 のとおり）

８　広報車保有状況

所　属	台　数
防災安全課	４台
総務管財課	４台
環境政策課	１台
地域生活課	１台
水道局	２５台
西部消防局	１４台
合　　計	４８台

第８節　避難受入れ計画

この計画は、災害のため、現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者に対する避難指示等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民を安全に避難させるとともに一時的に安全な場所に受入れ保護し、人的被害の軽減を図るための計画である。

１　避難･収容実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	避難指示の発令、その他避難措置に関する総括、開設する避難所の決定、避難所運営に係る方針等の全体的決定、避難所運営職員の配置
企画広報班 秘書報道班	避難指示に関する広報
援　護　班	要配慮者の移送、避難誘導、福祉避難所の開設・運営
建　築　班	避難所の仮設
避難支援班 文化観光班 こども施設班	避難所の開設･管理、児童及び生徒の避難対策、避難所管理者の指定
消　防　班	避難地の安全確保及び避難誘導に関する協力

2　避難所等の整備

（1）指定緊急避難場所・指定避難所

本市における指定緊急避難場所及び指定避難所は資料編 2-21 のとおり。指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるものとする。

なお、市は指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した場合は、県へ通知するものとする。

ア　指定緊急避難場所

市は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に開設が可能な管理体制を有するものを指定する。

イ　指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

（2）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。 ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②当該施設が地震に対して安全な構造であること ③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
指定避難所		①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

（3）指定避難所の指定

ア　市は、災害発生時に避難所として使用する施設を指定避難所として、あらかじめ指定する。

指定避難所の現況は資料編 2-21 のとおりである。

イ　指定避難所の指定にあたっては、（2）の指定基準に留意するものとする。

ウ　指定避難所以外の施設の活用

災害の態様に応じて十分な数の避難所を確保するため、指定避難所として指定していない公共施設、民間施設についても避難所として活用できるよう、施設管理者との協力関係を構築するものとする。

エ　施設管理者との事前協議

市は、指定避難所に指定する施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

オ　県立学校との事前協議

県立学校の施設を指定避難所（指定緊急避難場所を含む）として指定する場合は、次の事項を当該校と協議・確認するものとする。

○　指定避難所（指定緊急避難場所）として指定する施設の範囲

○　避難地区の範囲

○　避難地区住民への周知の方法

なお、学校施設は夜間施錠されているため、非常時の避難所開設に必要事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ当該校と調整を図っておく。

カ　指定管理者との調整

（ア）指定避難所を指定する際、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する主幹課は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

（イ）すでに指定避難所に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

（４）指定緊急避難場所の指定

ア　災害発生時における指定緊急避難場所は、資料編 2-21 のとおりである。

イ　指定緊急避難場所の指定にあたっては、（２）の指定基準に留意するものとする。

（５）避難所の設備及び物資等の準備

ア　市は、避難所における避難の実施に必要な設備、物資の整備に努めるものとする。（食料、飲料水、給水用具、救急セット、携帯トイレ、炊き出し用具、シート、毛布、ラジオ、通信機器等）

イ　整備した設備、物資は備蓄倉庫に分散備蓄するものとする。

（６）避難路の指定

ア　本市における避難路は、地域から指定避難所、指定緊急避難場所へ通じる道路又は指定避難所、指定緊急避難場所を結ぶ道路であって、次の事項に該当するものとする。

○　幅員がおおむね８メートル以上ある道路（目安として、中央線を有し、片側１車線以上ある道路）。

○　沿道に水路、崖がない道路

イ　市は、住民に対し、災害時の避難に、可能な限り上記避難路を利用するよう啓発を行うものとする。

ウ　住民は、平素から避難路及び避難路沿いの倒壊の危険性のある塀、落下する危険性のある看板・窓ガラスの有無などの避難上の危険を把握し、災害時に、災害状況に応じた避難行動が取れるよう努めるものとする。

エ　市は、避難路であっても、大雨の際には、土砂災害警戒区域内を極力通らずに避難するよう市民に啓発するものとする。

（７）一時的な施設の借り上げ等の準備

市は、多数の住民避難により避難所が不足する場合を考慮し、公的宿泊施設、旅館、ホテル

等の事業者とあらかじめ協定を締結する等により、一時的な施設の借り上げ体制の整備に努めるものとする。

（８）避難所等に関する広報

市は、的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から、ホームページによる公開、防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練により、住民に対して避難所の位置等の周知に努めるものとする。

また、図記号等による分かりやすい案内板等を整備するとともに、日ごろから避難所等の場所を分かりやすく周知するよう努めるものとする。

３　避難所運営体制の整備

（１）避難所機能・運営基準

市は、避難所運営を円滑に実施するため、「鳥取県避難所機能・運営基準」や、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考にして、次の事項に留意し、「米子市避難所開設・運営マニュアル」を策定する。

ア　避難所の施設規模に応じた受入規模、レイアウトの決定

イ　避難所の開設手順（夜間休日等の対応を含む。）

ウ　配置する職員の目安

エ　避難者等の協力を含めた運営体制（住民の積極的な避難所運営への参加）

オ　プライバシーの確保

カ　要配慮者への配慮（良好な生活環境の確保）

キ　エコノミークラス症候群対策

ク　老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

ケ　女性や乳幼児を同伴している子育て家庭等のニーズを踏まえた対応

コ　女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等

サ　避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）

シ　備蓄物資及び支援物資の配分計画

ス　短期避難対応から長期避難対応への切り替えの手順

セ　各種団体（NPO や NGO 等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築

ソ　ペットと同行して避難できる環境の検討

タ　避難所における感染症対策の徹底（体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとること等）

（２）避難所の運営組織の調整及び決定

ア　避難所運営に係る方針等の全体決定は、本部総務班が担当する。

イ　避難所の運営は、避難者の自治会、自主防災組織等で組織する運営組織と協力して行うものとする。なお、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営への女性の参画に努めるものとする。また日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。

ウ　市は、避難所開設時の運営組織及び市との役割分担について自治会、自主防災組織等と調整を図るものとする。

エ　市は、LGBT 等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。

（３）避難所運営訓練の実施

市は、地域住民、自治会及び自主防災組織と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

４　避難指示等の発令体制の整備

（１）避難指示等についての事前周知

ア　市は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して、避難指示等の意味及び発令時に取るべき行動並びに避難行動の種類などについて、ホームページや各種の広報媒体により、日頃から十分な周知を図るものとする。

また、市は、住民それぞれの居住地域にどのような災害の危険があり、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るものとする。

イ　市は，避難指示等を発令する際には，居住者等が，自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルを用いて発令する。

ｉ）立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

【情報の種類、警戒レベル、発令時の状況、住民がとるべき行動】

情報の種類	警戒レベル	発令時の状況	住民がとるべき行動
高齢者等避難	警戒レベル3	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 これ以外の人も地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	警戒レベル4	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	警戒レベル5	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	○命の危険あり、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

ⅱ）屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の２階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

ウ　市は、避難指示等発令時に住民が有効な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について周知を図るものとする。

（ア）避難場所、避難施設、避難経路

（イ）避難指示等発令時の自主避難

エ　市は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報が入手できるような行動をとることについて、平常時から住民への啓発を行うものとする。

（２）ハザードマップの配布

市は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民に提供するものとする。配布したハザードマップについては、住民に対する防災意識の啓発や、知識の習得に役立てるため、活用方法等について継続的に住民への周知を図るものとする。

区　　分	項　　目	根拠法例
洪水浸水想定区域（法定）	洪水浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所等	水防法施行規則第４条①
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等	土砂災害防止法第８条
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等	土砂災害防止法第８条
津波災害警戒区域	津波災害警戒区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難施設、避難場所、避難路等	津波防災地域づくりに関する法律第 55 条

（３）住民主体の地域防災力の向上の促進

市は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況での応用行動（予測が可能な災害で、安全に避難ができる場合、できるかぎり早い段階で危険な場所からの立ち退き避難を行うことが重要であるが、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると住民自身が判断するときは、次善策として２階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内待避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めるものとする。

（４）支え愛避難所への避難と必要な支援の実施

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、避難所の一形態として位置付けている。

市は、支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとし、県は市に対し必要な支援を行うものとする。

5　避難指示等の判断基準、対象地域、伝達手段

（１）避難指示等の発令基準

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
水害	1　洪水予報河川で、氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。 2　水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。 3　その他の河川で、洪水キキクルの危険度分布が「警戒」（赤色）に達し、さらに降雨が予想されるとき。	1　洪水予報河川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 2　水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 3　その他の河川で、洪水キキクルの危険度分布が「危険」（紫色）に達し、さらに降雨が予想されるとき。 4　堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1　洪水予報河川で、氾濫危険水位を超えるおそれがあり、なお水位の上昇のおそれがあるとき。 2　水位周知河川で、氾濫危険水位を超えるおそれがあり、なお水位の上昇のおそれがあるとき。 3　その他の河川で、洪水キキクルの危険度分布が「災害切迫」（黒色）に達したとき。 4　堤防が決壊するおそれがあり、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。
土砂災害	1　大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルの危険度分布が「警戒」（赤色）に達し、更に降雨が予想されるとき。 2　前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した。など）が発見されたとき。	1　土砂災害警戒情報が発表され、土砂キキクルの危険度分布が「危険」（紫色）に達し、更に降雨が予想されるとき。 2　前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生した。など）が発見されたとき。	1　土砂災害警戒情報が発表され、土砂キキクルの危険度分布が「災害切迫」（黒色）に達し、更に降雨が予想されるとき。 2　左の状況が高まり、土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）発見されるなど人的被害が及ぶ危険が高まったとき。 3　土砂災害が発生したとき。
津波災害			1　津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。 2　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても１分程度以上の長い揺れを感じたとき。
その他	1　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	1　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。 2　特別警報が発表されたとき。	1　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害が及ぶ危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生したとき。

本市における災害の避難指示等の発令基準は、次の表のとおりである。

※　水位周知河川（中海除く）については、平成２７年度中は旧基準水位で運用している。

※　土砂災害警戒情報の危険度情報は、鳥取県土砂災害警戒情報システムによるものとする。

（２）水害、土砂災害、津波災害の対象区域等

ア　河川等の氾濫

本市における水害（河川の氾濫）の避難指示等の対象地域は、国、県が作成した河川ごとの浸水想定区域図の浸水想定５０cm以上の区域を有する地域とする。河川ごとの避難指示等の判断基準となる水位観測所の水位、避難指示等の対象地域は、下表「河川ごとの避難指示等判断基準水位・対象地域等一覧表」のとおりである。

なお、中海、加茂川における避難指示等の発令の際には、過去のデータを勘案して判断するものとする。

河川ごとの避難指示等判断基準水位・対象地域等一覧表

	河川名	水位観測所	氾濫注意水位 高齢者等避難	避難判断水位 避難指示	氾濫危険水位 緊急安全確保	対象地域
洪水予報河川	日野川	溝口	2.6m	3.4m	3.8m	福生東、福生西、福米東、福米西、五千石、尚徳、箕蚊屋、大和、啓成、明道、就将、義方 啓成、明道、就将、義方
		車尾	2.6m	4.6m	5.5m	
	法勝寺川	福市	2.7m	2.7m	3.3m	
水位周知河川	中海	中海湖心	0.9m	0.9m	（0.9m）	
	佐陀川	尾高	1.5m	2.0m	2.6m	大和、大高、県、箕蚊屋
	精進川	尾高第２	1.0m	1.1m	1.8m	大和、大高、県、箕蚊屋
	新加茂川	長砂	2.3m	2.5m	2.8m	成実
	加茂川	中海湖心	0.9m	0.9m	（0.9m）	就将、義方
	小松谷川	天万	1.0m	1.1m	1.8m	尚徳

イ　土砂災害

本市における土砂災害に係る避難指示等の発令対象地域は、土砂災害警戒情報による場合は、鳥取県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内及びその周辺区域とし、土砂災害の前兆現象が発生した場合は、発生箇所周辺区域とする。

ウ　津波災害

本市における津波災害に係る避難指示等の発令対象地域は、鳥取県が「暫定的な予測」として公表（平成２４年３月）した津波浸水予測図（本計画「Ⅳ津波対策計画」に掲載）の浸水想定区域を有する地域とし、情報の区分に応じた対象地域は下表のとおりとする。いかなる津波であっても、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」は発令せず、基本的には「避難指示」を発令するものとする。

ただし、遠隔地震による津波の場合は、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予測時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表される場合があるため、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、「避難準備情報」「避難指示」の発令を検討するものとする。

<table>
<tr><th>指示等の区分</th><th colspan="3">情報の区分及び発表基準</th><th>対象者・対象地域</th><th>情報伝達方法</th></tr>
<tr><td>避難準備情報</td><td colspan="3"></td><td></td><td rowspan="5">(３)に示す伝達方法</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難指示</td><td rowspan="3">①</td><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>大篠津、和田、富益、夜見、河崎、加茂、福米西、福生西、福生東、巌、大和及び淀江地区のうち、漁場従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を対象に、海岸堤防等より海側の区域</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>大篠津、和田、富益、夜見、河崎、加茂、福米西、福生西、福生東、巌、大和及び淀江地区のうち、本計画「Ⅳ津波対策計画」に掲載する浸水想定区域</td></tr>
<tr><td>大津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>大篠津、和田、富益、夜見、河崎、加茂、福米西、福生西、福生東、巌、大和及び淀江地区全域</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても１分程度以上の長い揺れを感じた場合</td><td>大篠津、和田、富益、夜見、河崎、加茂、福米西、福生西、福生東、巌、大和及び淀江地区のうち、漁場従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を対象に、海岸堤防等より海側の区域</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（３）避難指示等の伝達方法

水害に係る洪水予報、避難指示等の浸水想定区域への情報伝達及び土砂災害に係る警報、避難指示等の情報伝達に関する伝達方法については下図のとおりである。

避難指示等の伝達方法図

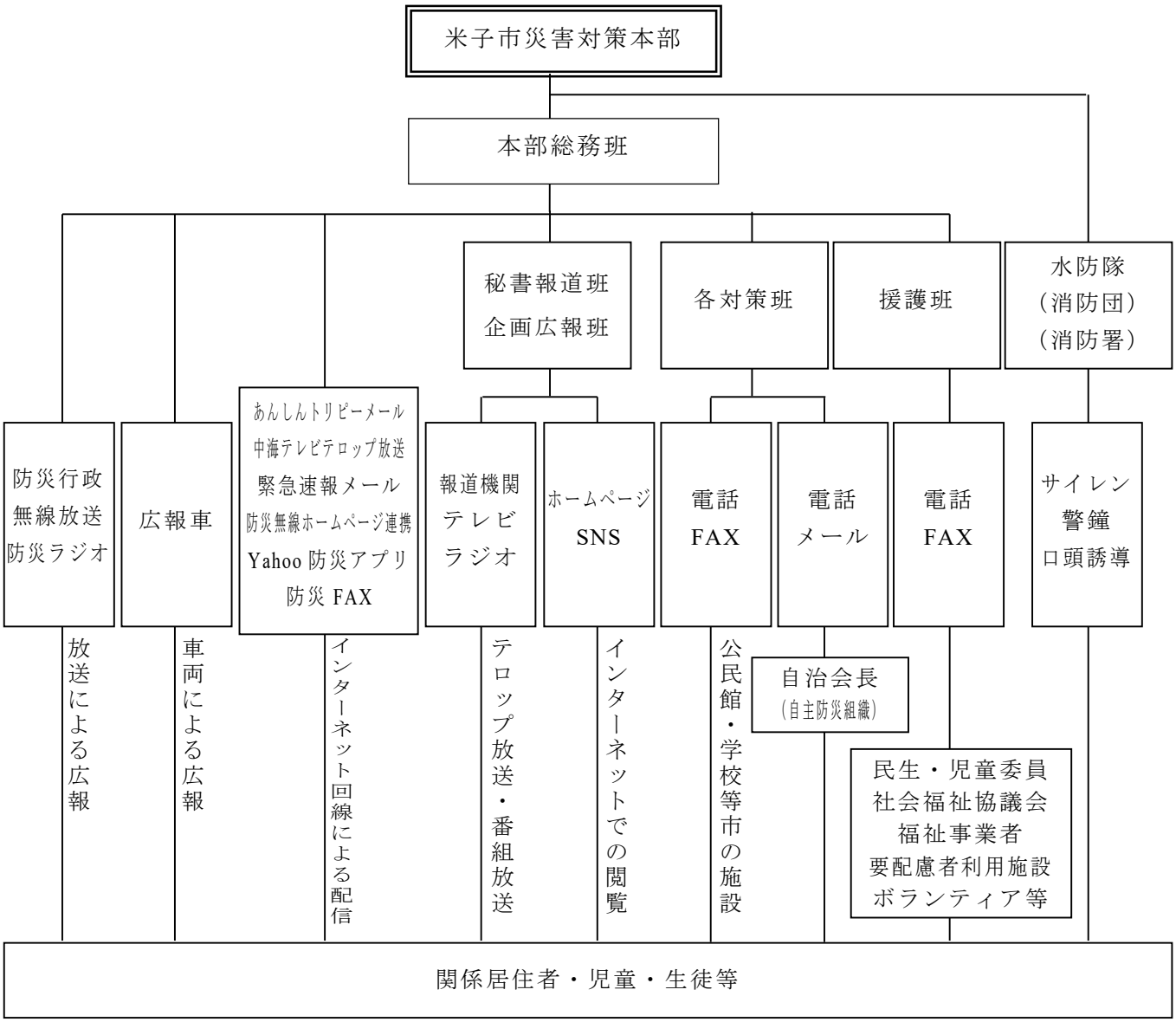

６　避難行動要支援者の避難支援

（１）避難行動要支援者名簿の作成等

ア　市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして別に定めるもの）について、避難支援等（避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するものとする。

イ　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録

するものとする。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所又は居所

⑤ 連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ その他、避難支援等の実施に関し必要な事項

ウ 避難行動要支援者名簿の情報は、避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者として別に定めるもの）に対し、提供するものとする。

エ 上記のほか、避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関し必要な事項は別に定める。

（２）個別避難計画の作成等

ア 市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載する内容のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等実施者（避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び連絡先

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ その他、避難支援等の実施に関し必要な事項

ウ 作成した個別避難計画は、避難支援等関係者に対し、提供するものとする。

エ 上記のほか、個別避難計画の作成及び提供に関し必要な事項は別に定める。

7 避難指示等の実施責任者

災害による避難の指示等は、それぞれの法律に基づき、関係機関等と連絡を密にし、次の表に掲げる者が実施し、住民・滞在者の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、市長が不在の場合は、本計画第２節「方針」に記載の者が、市長に変わって避難指示等を発令するものとする。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する時期	措置内容
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第５６条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認められるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
避難指示	市町村長	災害対策基本法第６０条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災害対策基本法第６０条	災害全般	上記の場合において、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上 保安官	災害対策基本法第６１条	災害全般	１．同上において市町村長が指示できないと認めたとき ２．同上において市町村長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知　事 (その命を受けた県職員、水防管理者)	水防法第２９条	洪水、高潮、津波	洪水、高潮、津波により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第２５条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められると	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きの指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第４条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる。（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第９４条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第４条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

立入制限退去命令	市町村長	災害対策基本法第６３条第１項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第６３条第２項	災害全般	上記の場合において ①市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき。 ②市町村長が要求したとき	同上(市町村長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第６３条第３項	災害全般	市町村長その他災害対策基本法第６３条第１項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上(市町村長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第２１条第１項	洪水、高潮、津波	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第２１条第２項	洪水、高潮、津波	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第２８条第１項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第２８条第２項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限退去命令火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法第２３条の２第１項	ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散、流出等	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第２３条の２第２項	ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散、流出	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

なお、小中学校の児童及び生徒の集団避難は、市長の避難措置によるもののほか、教育長の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、市長、教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

8 避難指示等発令の留意事項

（１）市長は、前記の基準を参考として、気象状況等を総合的に判断した上で、避難指示等を発令するものとする。ただし、基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発令するものとする。

（２）法令による避難の実施責任者は、災害による危険が切迫している場合は、直ちに避難の指示を発して避難させるものとする。

（３）避難の指示を発してもなお徹底しない場合は、警察官の措置（警察官職務執行法第４条）により、避難させるものとする。

（４）夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発令に努めるもの

とする。

（５）市は、県、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、避難指示の対象地域、判断時期について、適時適切に助言を求めるものとする。

９　警戒区域の設定が必要とされる場合

（１）土砂災害危険地域

ア　急傾斜地崩壊危険箇所

イ　宅地造成地崩壊危険箇所

ウ　土石流危険渓流

エ　山地災害危険箇所

オ　地すべり危険箇所

カ　土砂災害（特別）警戒区域

（２）倒壊の危険のある大規模建物周辺地域

（３）施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

（４）施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

（５）大規模な火災で拡大するおそれがある地域

（６）河川の水位が今後も上昇すると予想され、洪水のおそれがある地域

（７）河川の上流地域が水害を受け、下流地域で危険のおそれがある地域

（８）その他生命を守るため必要と認められるとき

１０　避難指示等の伝達等

（１）避難指示等の伝達

ア　法令による避難の実施責任者は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において避難する必要があると認められるときは、その地域の住民に対し、前記「避難指示等の伝達方法」及び本省第７節災害広報計画の定めるところにより、避難の指示を伝達する。伝達の内容は、おおむね次の事項とする。

（ア）避難指示等の理由

（イ）避難先（場所、施設名等）

（ウ）避難経路（災害時の道路状況、安全度等を調査した上で選定すること）

（エ）注意事項（例：避難時の戸締まり、家財道具の移動、携行品の制限、避難順位、火気危険物の始末、電気やガスなどの保安措置等）

イ　保育所、幼稚園、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

ウ　避難対象区域内に、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設がある場合は、当該施設等への伝達についても留意する。

エ　避難指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達、わかりやすい表現での伝達を行うなど工夫するものとする。

また、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

（２）放送機関への避難指示等発令情報の伝達

避難指示等を発令した時は、申し合わせ等に基づく６放送機関（ＮＨＫ鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰・中海テレビ）及び県危機管理局へ当該情報をＬアラート（災害情報共有システム）発信及びファクシミリ送信することにより、各放送機関にはテロップ放送やアナウンスにより、県危機管理局には県ホームページにより、住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

（３）避難者の誘導及び移送

ア　避難、立退きは、原則として避難者個人が行うが、高齢者等避難の発令、避難指示を伝達したときは、警察官、本部総務班、消防班、援護班等が次の事項に留意し、避難者の誘導に当たる。

（ア）要配慮者の避難を最優先し、ついで、一般壮年女子、一般青壮年男子の順に避難するものとする。

（イ）災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。

（ウ）危険地点を標示、ロープ等により明示するものとする。

（エ）事前に安全経路を調査しておくものとする。

（オ）自力での避難が困難な避難行動要支援者については、あらかじめ定めた避難支援者、警察、消防等の協力を得て避難させるものとする。

（カ）避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

イ　支援者のいない避難行動要支援者、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者等を避難させる場合及び緊急に多数の住民を避難させる場合には、当該施設管理者等と連携し、援護班、総務部財務輸送班等が本章第２０節輸送計画の定めるところにより、車両等を利用して移送する。

ウ　被害が甚大で、指定された避難所へ避難できない場合、避難者は、自治会、自主防災組織等であらかじめ定めた避難場所等への安全な施設に一時的に避難し、災害が沈静化した後に指定された避難所に避難するものとする。

（３）避難の準備及び携行品の制限

ア　避難の準備については、次の点について周知徹底を図る。

（ア）火気危険物等の始末を完全に行うこと。

（イ）家屋の補強、戸締まり及び家財の整理をすること。

（ウ）必要に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

（エ）会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失を防止するとともに、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。

（オ）自家用車による避難は、極力自粛するものとする。

イ　携行品の制限

避難誘導者は、避難者の携行品を必要最小限度（現金、貴重品、食料品（３日分程度）、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）に制限し、避難秩序を乱すことのないよう注意しなければならない。

（４）応援の要請

被災地が広域で、大規模な立退き及び移送を要し、本市において措置できないときは、市長は、知事に対して応援の要請を行うものとする。なお、事態が緊迫しているときは、市は隣接市町村や警察本部等と連絡して実施するものとする。

１１　小中学校における児童及び生徒の避難対策

（１）小中学校の避難実施の基準

ア　教育長は、管内児童及び生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成させるものとする。

イ　児童及び生徒の避難措置は、児童及び生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

（２）実施要領

ア　教育長の避難の指示は、市長等の指示によるほか、安全性や状況を勘案してできるだけ早期に実施するものとする。

イ　教育長の避難指示等に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示するものとする。

ウ　児童及び生徒の避難順位は、低学年、疾病・障がい者等を優先して行うものとする。

エ　学校長は避難が比較的長期にわたると判断される場合は、児童及び生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

実施にあたっては、保護者へ連絡を取り、迎えに来てもらい、引き渡すことになることとなるが、迎えにこられない場合は学校で保護を行うものとする。

オ　非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。

カ　学校長は集団避難が必要なときは、市職員等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。

キ　夜間・休日等に災害が発生したときは、発生した災害の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

（3）留意事項

ア　教育長の各学校への通報、連絡については、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。

イ　学校長は、おおむね次の事項を計画しておくものとする。

（ア）災害の種別、程度及び場所に応じた避難指示等の伝達方法

（イ）避難場所の選定

（ウ）誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等の任命

（エ）災害種別に応じた児童及び生徒の携行品

ウ　校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

エ　児童及び生徒が家庭にいる場合における連絡網を整備しておくものとする。

オ　学校長は、災害種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法及び連絡の体制について平素から全教職員が理解を深めるよう努めること。

カ　学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

（ア）予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。

（イ）必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

a　「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。

b　措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。

c　児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。なお、対応困難時は市等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

d　登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

（4）県立学校・私立学校等の避難措置

県立学校、国立学校、私立学校においても、上記に準じ避難措置を行う。

（５）保育所の避難措置

ア　保育所については早期の避難準備が必要になることから、避難指示等の発令よりも早い段階での避難情報等の発令に努めるものとする。

イ　災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引渡しについて、保育所に指示するものとする。

１２　学校、病院、社会福祉施設、事業所等の避難措置

学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内に居る者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を作成し、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、避難訓練の実施等により災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知するとともに、施設を出入りする者が、円滑、迅速に避難できるよう措置しておくものとする。

１３　避難指示の解除の考え方

（１）水害の場合

河川の水位が、氾濫危険水位を下回り、水位の低下が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除を考慮する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除を判断する。

（２）土砂災害の場合

土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生するおそれがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断するものとする。

（３）津波の場合

当該地域が避難指示の発令基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解　除された段階を基本として、解除を判断する。

（４）その他の災害の場合

当該地域の危険な状態が終了し、人的被害の出る危険性が非常に低いと判断される段階を基本として、解除を判断する。

１４　避難所の開設及び運営

避難所の開設は、災害応急対策として本部長が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあっては、市長が知事を補助して実施する。避難所の開設、管理等については施設所管課と協力して教育部が、避難所の指定、避難所運営に係る方針等の全体的決定、避難所運営職員の配置等については本部総務班が担当する。

なお、発災初期時において、避難所運営にあたる職員については、全庁的に動員して対応し、災害の規模に応じて、避難所開設地区に居住している職員を配置するものとする。

（１） 避難所の基本方針

災害が発生したとき及び災害の発生が予想されるときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を開設・運営するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努めるものとし、特に次の事項に配慮するものとする。

ア　既に住宅を失った人、災害により住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的滞在場所の提供をする。これにより、災害による精神的なダメージの緩和を期待するとともに、一日でも早い生活再建への活動を支援する。

イ　水道、ガス、電気の停止により、炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、医療･雑貨等の日用品を供給する。

ウ　地区における窓口として広報資料の配布等により、各種情報を提供する。

エ　避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、怪我の応急的な処置を行う。

オ　避難の長期化等が予想される場合のプライバシーの確保等に努める。

カ　避難所生活が困難な要配慮者については、高齢者施設や福祉避難所に移送する。

キ　避難所内の要配慮者には、ボランティア、自主防災組織と連携し、各種情報、食料等の供給等が確実に行なわれるよう十分に配慮する。

（２）開設する避難所の決定

開設する避難所の指定は、あらかじめ定めた指定避難所（資料編2-21）の中から、災害の状況、収容人員、炊き出し設備、避難距離その他の条件を考慮して、避難所として適切なもの

から順次指定する。指定の際の優先順位は、①公民館②小中学校③その他の施設とする。ただし、あらかじめ定めた指定避難所だけで不足する場合は、県、国に対し、所有する施設等の提供について協力を求めるものとする。なお、発生した災害の種類に応じて、地震災害の場合は、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施し、風水害については、浸水想定区域や破堤等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、その状況に応じて決定するものとする。

また、決定後は避難所及び避難経路を当該住民に徹底させるため、機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等を表示するものとする。

（３）避難所の開設

ア　市は、避難指示等を発令したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者がいるときは必要に応じて避難所を開設し、避難者を受入れ保護するものとする。

イ　夜間等に施錠されている施設を避難所として使用するときは、施設所管課や施設管理者と打ち合わせの上、速やかに施設の解錠を行う。

ウ　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の維持について適否を検討する。

（４）避難所の運営

市は、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、市は避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア　避難所は、１人当たり建物面積として６㎡（うち有効建物面積３㎡）を目安として避難者を収容する。短期避難の場合であっても、最低でも避難者１．６５㎡を目安としてスペースを確保する。要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保する。なお、各施設の収容人数は資料編 2-21 のとおり。

イ　避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。その際、乳幼児や高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置に配慮するものとする。

ウ　男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。

また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で避難所運営ができるよう努める。その他、男女別だけでなく、LGBT等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。

エ　避難所の運営は、自治会、自主防災組織等の地域住民の協力を得て行うものとする。

オ　避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズ等の違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

カ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるも

のとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

キ　新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況においては、市は、後述の「１６　避難に係る感染症対策の強化」により、感染症対策を講じるよう努めるものとする。

また、感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

ク　避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察の協力を得て、警察官を配置できるよう努める。

ケ　市及びＮＴＴ西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始する。

コ　市は、指定緊急避難場所や避難場所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

（５）学校が避難所として開設された場合の対応

ア 避難所として指定されている市立小中学校の校長は、あらかじめ住民が避難した際の対応計画を作成しておくものとする。

イ 避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設当初７日間を目安として、避難所の運営要員として市職員に協力するものとする。ただし、おおむね８日目以降については、当該学校施設の児童･生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、協力するものとする。その他必要なことは米子市学校防災計画に定める。

（６）避難所の仮設

ア　避難所の指定ができない場合又は不足する場合は、屋外に避難所を仮設するものとする。

イ　避難所の仮設は、都市整備部建築班が行うものとする。

（７）災害救助法による避難所開設の措置

ア　受入れ者

避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入れする。

イ　開設期間

災害の発生の日から原則７日以内とする。（協議により延長も可能）

ウ　開設費用の範囲

（ア）避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費

（イ）消耗器材費

（ウ）建物の使用謝金

（エ）器物の使用謝金

（オ）光熱水費

（カ）仮設便所等の設置費

エ　開設費用の限度額

次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所にあっては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。

（ア）基本額

避難所設置費　１人　１日当たり３３０円

（イ）加算額

冬期（１０月１日から翌年３月３１日まで）の燃料費　　知事が別に定める額

（８）避難所責任者等の役割

ア　避難所責任者の役割

（ア）避難所責任者（各避難所の管理・運営に関する統括責任者）は、当該施設所管の班長が当たり、各避難所の実態を把握し、次の事項を本部長に報告するものとする。

a　避難所開設の日時、場所及び施設名

b　収容状況及び収容人員

c　開設期間の見込み

（イ）避難所責任者は、次の帳簿等を備え付け、正確に記入し、保管するものとする。

a　救助の種目別物資受払状況（資料編 2-23）

b　避難所開設及び収容状況（資料編 2-24）

c　避難所開設に要した支払証拠書類

d　避難所開設に要した物品受払証拠書類

e　避難者名簿の作成

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者カード（資料編 2-25）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難者入所記録簿（資料編 2-26）は、集まった避難者カードをもとにして、できる限り早い時期に作成し、災害対策本部に報告する。

イ　避難所管理者の役割

（ア）避難所責任者は、避難所を開設したときは、速やかに避難所ごとに、その都度、避難所管理者（各避難所の現地責任者）を指定するものとする。

（イ）避難所管理者は、避難所収容台帳（資料編 2-27）を備え付け、収容者の実態把握と保護に当たるものとする。

（９）要配慮者対策

市は、鳥取県避難所機能・運営基準等に基づき要配慮者の避難支援を的確に実施するよう努める。

ア　避難所での対応

市は、避難所において、次の事項について十分配慮する。

（ア）要配慮者窓口の設置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置も検討）

（イ）条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所

（ウ）要配慮者に配慮したスペースの確保（畳の間の活用、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮した広めのスペースの確保など）

（エ）要配慮者の把握と要望調査

（オ）バリアフリー化への配慮

（カ）粉ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮

（キ）手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による生活支援

（ク）おむつ、簡易トイレ、舗装具等生活必需品の配慮

（ケ）母乳保育を継続するための支援

（コ）学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すり設置等の検討

（サ）食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な者への対応

イ　その他災害時に配慮すべき事項

（ア）巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

（イ）仮設住宅の構造、仕様についての配慮

（ウ）仮設住宅の優先的入居

（エ）仮設住居入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

（オ）福祉相談窓口の設置

（カ）風邪等の感染症対策

（キ）障がい者等多様な者への適切な方法による情報提供

ウ　災害時福祉支援チーム（DWAT）の派遣要請

市は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してDWATの派遣を要請する。

※　DWATとは

県と災害時における協力に関する協定を締結した、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県介護支援専門員連絡協議会等の会員である福祉専門職により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、避難所、福祉避難所及び被災者宅等において、要配慮者に関するニーズを聞き取り、福祉的な課題に対応して、福祉避難所へつなぎや関係機関への受入れを調整する等、必要な支援を行う。

(10) 所要物資の確保

避難所開設及び収容者保護のための所要物資は、市において確保するものとするが、市で確保できない時は、物資の確保について知事に要請するものとする。

(11) 知事への報告及び公示

ア　本部長は、避難所を開設したときは、次の事項を知事に報告するものとする。

（ア）避難所開設の日時及び場所

（イ）避難所開設数及び収容人員

（ウ）開設期間の見込み

イ　本部長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するものとする。

(12) 避難所開設・運営マニュアルの策定

市は、円滑に避難所を開設し運営できるよう、「米子市避難所開設・運営マニュアル」を別

に定めるものとする。

１５　ペットの同行避難対策

（1）ペット同行避難対策の必要性

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。

なお、ここでいう「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。

（2）飼い主への普及啓発等

市は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。

ア　飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。

イ　健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。

ウ　災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。

エ　ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。

オ　大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。

（3）同行避難の受入体制の整備

市は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。

（4）訓練等による検証及び体制強化

市は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

１６　避難に係る感染症対策の強化

（1）避難所での対策

ア　避難所での感染症対策

新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないよう、以下の点について留意して避難所での感染症対策を徹底するものとする。

（ア）体調不良者のための別室の活用

（イ）避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）

（ウ）避難所内の十分な換気の実施

（エ）避難者同士が十分な距離をとる

イ　感染症対策用品の整備

市は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。

（ア）非接触型体温計、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品

（イ）段ボールベッド、プライベートテントなどの飛沫感染防止用品

（ウ）体温計、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品

ウ　避難所の確保

市は、新型コロナウイルス等感染症流行時には、避難者の受入が不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

（２）住民への普及啓発等

市は、住民に対して、避難時に係る感染症対策防止のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。

ア　避難する前

（ア）住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認するとともに、既に体調不良の場合は市に事前相談すること

（イ）安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること

（ウ）可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）

イ　避難時の受付

住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること

ウ　避難所での生活期間中

（ア）基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）

（イ）避難者同士が十分な距離をとること（概ね２ｍ）

（ウ）体調不良の場合は、避難所運営責任者当に報告すること

１７　避難所外等での避難生活者への対応

（1）市は、やむを得ず、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師災害時福祉支援チーム（DWAT）等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

（2）市は、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、必要な支援を行うとともに、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。

また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。

（3）車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群のおそれがあるため、避難状況の把握に努めるとともに、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。

（4）対応に当たっては、必要に応じて県・警察への協力を要請するものとする。

１８　福祉避難所の開設・運営

福祉避難所の開設は、避難所同様、災害応急対策として本部長が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあっては、市長が知事を補助して実施する。福祉避難所の開設、

運営等は、福祉保健部援護班等が担当する。

（１）福祉避難所の指定

市は、避難が長期化した際の要配慮者の二次避難先として利用する福祉避難所をあらかじめ指定するものとする。福祉避難所は次のとおり。

法　人　名	施設区分	施　設　名　称	施　設　住　所
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設よなご幸朋苑	米子市上後藤 3-7-1
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設きんかい幸朋苑	米子市錦海町 3-5-15
社会福祉法人こうほうえん	高齢者施設	介護老人福祉施設なんぶ幸朋苑	米子市石井 1238
社会福祉法人真誠会	高齢者施設	介護老人福祉施設ピースポート	米子市大崎 1511-1
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	特別養護老人ホームいずみの苑	米子市淀江町淀江 1075
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	ケアハウスいずみの苑	米子市淀江町淀江 1075
社会福祉法人いずみの苑	高齢者施設	高齢者向け優良賃貸住宅いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	介護老人福祉施設博愛苑	米子市一部 555
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	デイサービスセンター博愛苑	米子市一部 555
社会福祉法人博愛会	高齢者施設	グループホームみのりの里	米子市一部 440
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	高齢者施設	皆生みどり苑	米子市皆生新田 2-3-1
社会福祉法人もみの木福祉会	障がい者施設	もみの木園	米子市富益町 4660
社会福祉法人光生会	障がい者施設	障がい者支援施設米子ワークホーム	米子市石井 1223-1
社会医療法人同愛会	高齢者施設	やわらぎ	米子市新開 4 丁目 11-13
社会医療法人　仁厚会	高齢者施設	ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀 2169
鳥取県	障がい者施設	鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋 343
社会福祉法人養和会	障がい者施設	グループホーム・ショートステイつばさ上後藤	米子市上後藤 8-5-14

（２）福祉避難所の開設

ア　市は、災害等の発生時において、避難所に避難した要配慮者について、二次的な避難が必要と判断した際に、上記表中の社会福祉法人に対し、緊急受入れを要請するものとする。

イ　市は緊急受入れを要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を社会福祉法人に提出するものとする。ただし、当該書面を提出する時間的余裕がない場合は、口頭により要請し、後日、当該書面を送付するものとする。

・緊急受入れに係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

・要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

・緊急受入れを実施する期間

ウ　社会福祉法人は市から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応じる（福祉避難所を開設する）ものとする。

（３）福祉避難所の運営

市は、以下の事項に留意して、緊急受入れの要請を受けた社会福祉法人の協力を仰ぎながら、福祉避難所を運営するものとする。

ア　福祉避難所においては、十分な福祉サービス等を提供するものではないため、要配慮者の身の回りの世話をするため、原則１名の付き添いを認める。

イ　付き添い１名を含めた要配慮者１人あたりのスペースは４㎡を基準とする。

ウ　福祉避難所には、福祉避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。その際、要配慮者のニーズを的確に把握するため、介護経験のある職員の配置を検討するものとする。

エ　開設期間は、７日間を基本とする。ただし、大規模災害である等の特別の事情により、開設

を継続することが必要であると認められる場合は、緊急受入れの要請を受けた社会福祉法人との協議の上、開設期間を延長することができるものとする。

（４）福祉避難所責任者等

ア　福祉避難所責任者

（ア）福祉避難所責任者は、福祉保健部援護班の班長が当たり、各福祉避難所の実態を把握し、次の事項を本部長に報告するものとする。

a　福祉避難所開設の日時、場所及び施設名

b　収容状況及び収容人員

c　開設期間の見込み

（イ）福祉避難所責任者は、避難所同様、次の帳簿等を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

a　避難所開設及び収容状況

b　避難所開設に要した支払証拠書類

c　避難所開設に要した物品受払証拠書類

d　避難者名簿の作成

要配慮者（付き添い１名含む）ごとに、次に掲げる事項を明らかにした書面を作成するとともに、避難者入所記録簿をできる限り早い時期に作成し、本部総務班長へ報告する。

・緊急受入れに係る要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

・要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

・付き添いの氏名、住所、連絡先等

イ　福祉避難所管理者

（ア）福祉避難所責任者は、福祉避難所を開設したときは、速やかに福祉避難所ごとに、その都度、福祉避難所管理者を指定するものとする。

（イ）福祉避難所管理者は、避難所収容台帳を備え付け、収容者の実態把握と保護に当たるものとする。

ウ　開設・運営の担当者

開設及び運営の実務については、福祉保健部援護班長が複数の職員(うち１人を管理者として指名)を派遣して担当させる。

（５）所要物資の確保

福祉避難所開設及び収容者保護のための所要物資（ベッド、布団、オムツ、車イス、タオル、下着等）は、緊急受入れの要請を受けた社会福祉法人の協力を仰ぎながら、市において確保するものとする。市で確保できない時は、物資の確保について、知事に要請するものとする。

（６）知事への報告及び公示

ア　本部長は、福祉避難所を開設したときは、次の事項を知事に報告するものとする。

（ア）福祉避難所開設の日時及び場所

（イ）福祉避難所開設数及び収容人員

（ウ）開設期間の見込み

イ　本部長は、福祉避難所を開設したときは、その旨を公示するものとする。

１９　広域一時滞在

県、市町村は、避難所が不足する時、水害時の川や浸水地域を超えた避難を回避する時及び大規模広域災害が発生した時（以下「大規模広域災害発生時等）という。」に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（１）市の役割

ア　市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる拠点型避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ　市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する拠点型避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

ウ　市は、大規模広域災害時等に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（２）県内における広域一時滞在

ア　被災した場合

・　市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議するものとする。

・　市は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めるものとする。

イ　協議された場合

市は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

（３）県外における広域一時滞在

ア　被災した場合

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

イ　協議された場合

市は、県から他の都道府県からの被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災　住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

（４）広域一時滞在に係る協議の代行

ア　大規模災害により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、県知事が（１）（２）の協議を代行する。

イ　大規模災害により市、県ともに全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、内閣総理大臣が（１）（２）の協議を代行する。

（５）被災住民に対する情報提供と支援

ア　広域一時滞在を受け入れてもらった場合

市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

イ　広域一時滞在を受け入れた場合

市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第９節　救出計画

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施し、必要な保護を図るための計画である。

また、特に、本市に直下型地震が発生した場合、建物の倒壊や屋内外の落下物･倒壊物等により、救出活動を必要とする事態が、市内各地域で同時多発的に発生するものと想定される。この場合、救出活動は、以下の点を最優先に行う必要がある。

過去の都市部における事例を見ると、建物倒壊現場等から救出され、命を取り留めた人の約９割が２４時間以内に救出されていること。

平成７年の阪神･淡路大震災でクローズアップされた「※クラッシュ（挫滅）症候群」の観点から、地震発生後１～２時間以内の救出による発症防止、そして搬送に要する時間も含め７２時間以内における人工透析等の医療措置という時間的制約があること。

したがって、災害時における救出対策は、平常時に増して、居住地域ごとの住民、自主防災組織、救出隊、救護処理班等の連携による初期救命活動が極めて重要となる。

※　外傷などにより筋肉が挫滅し、ミオグロビンという物質が血液中に流れ、全身に重篤な障害をもたらす。重症例は、腎不全を併発し、血液透析を必要とする。

１　責任担当部署

班	主な任務
本部総務班	救出活動の関係機関に対する応援要請に関すること
救護処理班	負傷者の受入先(救護所)の設置に関すること
医療防疫班	医療班の編成、鳥取県西部医師会、鳥取県西部歯科医師会、医療機関(病院、診療所)との連携

２　実施責任者

被災者の救出は、市長（本部長）命により実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長が知事を補助して実施する。

3　救出を受ける者

救出を受ける者は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であり、おおむね次に掲げるような者である。

（１）災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者

ア　火災の際に火中に取り残されたような場合

イ　水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

ウ　地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

エ　地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

（２）災害のため生死不明の状態にある者

ア　行方不明で、諸般の情勢から生存していると推定される場合

イ　行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない場合

4　救助隊の出動要請

災害のため救助を要する者が生じた場合は、本部長（市長）は、西部消防局に救助隊の出動を要請する。

また、緊急消防援助隊への要請については、西部消防局に協議する。

※　参考資料　資料編 2-29,23

5　実施期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、本部長が必要と認める場合は、期間を延長するものとする。

6　災害救助法による災害にかかった者の救出の措置

災害救助法による災害にかかった者の救出の措置については、（資料編 2-28）「災害救助法一覧表」により実施する。

7　住民、自主防災組織等の活動

住民、自主防災組織、各種団体、事業所等は、自らの居住地域において、可能な限り消防機関、警察、自衛隊等の救出活動に協力し、地域における人的被害の軽減に努める。

第 １０ 節　　食糧供給計画

この計画は、災害が発生した場合において、食糧の確保とその供給を確実に実施するための計画である。

1　実施責任者

食糧の調達及び供給は、市長（本部長）が実施する。ただし、市だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

食糧の供給については、応急食糧物資の調達を経済部農林水産班が担当し、炊き出しについては教育部給食班が担当するが、必要に応じて自衛隊等の関係機関、自主防災組織、ボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

2　実施担当部署

班等	主　な　任　務
農林水産班 調達班	応急食料(備蓄保存食品を除く)及び炊き出し用食料等の調達に関すること
給食班	学校給食の提供に関すること、炊き出しに関すること、給食用燃料･器具等の調達整備、各共同調理場の被害調査及び応急対策
避難支援班 文化観光班 こども施設班	避難所に収容された者の状況調査及び報告に関すること
本部総務班	備蓄保存食糧に関すること、自衛隊等関係機関への炊き出し協力要請被災者及び災害応急対策従事者への食料の運搬、支給に関すること
医療防疫班	医療機関の食品の確保状況の把握
援護班	福祉機関の食品の確保状況の把握
秘書報道班 企画広報班	応急食品供給活動及び食品供給機能復旧状況に関する広報
市民 自主防災組織	非常時用食品の確保、炊き出し等への協力

3　災害時における食料調達と供給の措置

災害が発生した場合において、市長（本部長）が炊き出し等による食料供給の実施が必要と認め、下記の要件に該当する場合、避難者数等の情報をもとに自ら備蓄する食料や市内業者等から調達した食料を被災した住民等へ供給する。

ただし、市だけでは食料の調達や供給が困難と市長（本部長）が必要と認める場合、県（災害対策本部）に対し、食料の調達と供給の要請を行う。

（１）供給を行う場合の要件

ア　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ　災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合

（２）供給品目

米穀、弁当、おにぎり、パン、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地

の実情に応じて選定する。

（３）供給基準等

ア　供給量は、次に掲げる１人当たりの基本供給数量に市長（本部長）が必要と認める対象者の数及び供給日数を乗じて得た数量とする。

なお、乾パンの精米換算率は１００％とする。

（ア）(1)のアの場合　１食当たり　２００精米ｇ

（イ）(1)のイの場合　１日当たり　４００精米ｇ

（ウ）(1)のウの場合　１食当たり　３００精米ｇ

なお、乳児に対する粉ミルクの供給数量は、１日当たり３００ｇとする。

イ　乾パンは、市長（本部長）が必要と認める場合に、アの供給量の外に加配として供給することができる。

4　備蓄食品食糧の提供

初期の応急食品として、市の備蓄保存食料を提供する。ただし、市の備蓄食品で不足する場合においては、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（資料編 1-11）に基づき、県(危機管理政策課)に不足分の供給を要請する。

5　輸送

（１）輸送実施者

ア　食料の輸送は、事情の許すかぎり、当該食料を送り出す者に依頼することとする。

イ　この場合において農業水産班・調達班は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ただし、市で対応が不可能な場合、県に要請するものとする。

ウ　必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。

エ　ただし、対応が困難な場合には、第20章「輸送計画」の定めるところにより市（財務輸送班）が輸送する。

（２）引受要員の確保

農業水産班・調達班は、当該食糧の引受要員の選定・確保をする。市で実施できないときは、県職員等を派遣してもらうなどして要員の確保にあたる。

（３）集積場所の確保

農業水産班・調達班は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。

（４）一時保管

当該食料を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、または中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

（５）他の輸送物資との関係

市が要望する物資を効率的に輸送するために、食料と他の生活物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

6　配分と炊き出し

（１）配分にかかる責任者の配置

農業水産班・調達班は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ選定しておく。市側だけで実施が困難な場合は、県職員等の派遣要請を行う。

（２）炊き出し要員の確保

炊き出しの実施にあたり、給食班は、本部総務班と協議の上、市職員のほか、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。

（３）配分、炊き出し等の住民等への周知

食料の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知する。

（４）要配慮者への配慮

ア　配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

イ　高齢者、乳幼児対する炊き出しその他よる食糧の供給は、温かなもの、軟らかなもの、粉ミルク、離乳食、お粥など配慮したものを供給するものとする。

（５）食料の衛生管理体制

消費期限のある食料については、その管理に十分留意するものとする。

（６）自衛隊への支援要請

市は、必要に応じて、県知事に対し、自衛隊の炊き出し支援に関する要請を行うものとする。

（７）炊き出しを行う場所と方法

炊き出しは、避難所内を原則とし、状況によって、学校給食施設（学校給食センター等）、公民館、保育園等調理設備のある市有施設や、民間施設を使用する。必要に応じ、委託して行う。

学校給食センターの炊き出し施設、能力等については、次のとおりである。

	設　備　品　名	数　　量	備　　考
炊き出し設備	回転釜	45kg　6基	総炊き出し量6基　270kg
給食容器	食器篭	150	
	一重食缶(めし用)	150	
	二重食缶(汁用)	150	
	角食缶(お菜用)	150	
食器	ランチ皿(膳式用)	4,000	
	丸型食器	9,000	
	スプーン	4,000	
その他調理に必要な器具一式			

（８）炊き出し系統及び諸帳簿関連

炊き出し系統及び諸帳簿関連は次図のとおりである。

◎炊き出し系統及び諸帳簿関連図

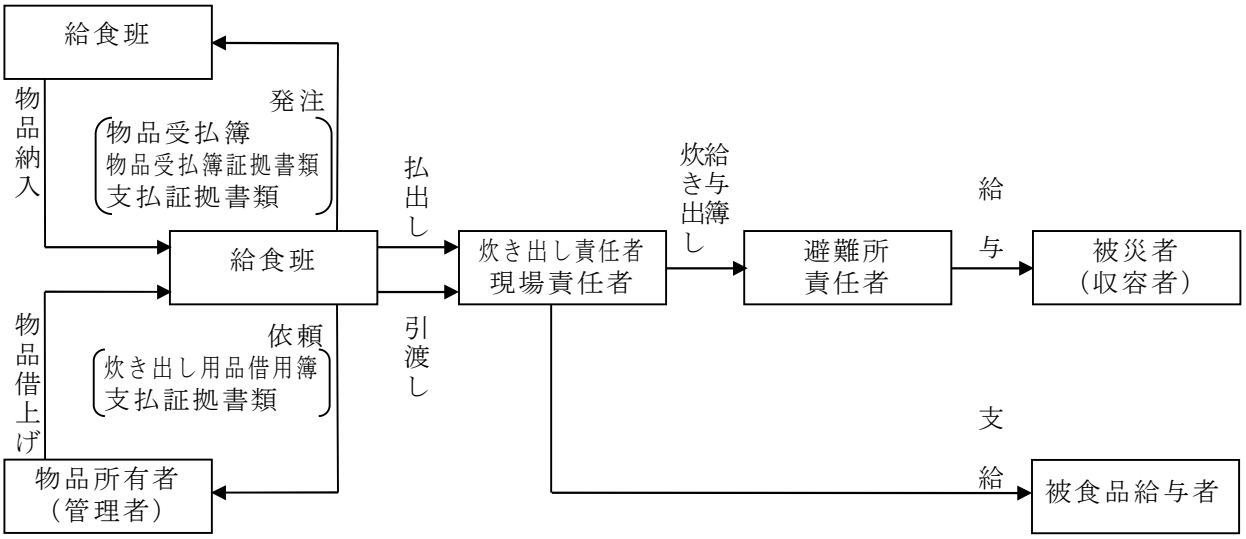

（９）炊き出し用器材の調達

炊き出し用燃料その他の器材等の調達確保は、教育部給食班が行う。

(10) 炊き出し責任者等

炊き出し責任者及び現場責任者の指定配置は、給食班長が、本部総務班及び炊き出しを行う場所

の施設の所管課と協議して行うものとする。

炊き出し責任者及び現場責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

ア　炊き出し給与簿（資料編 2-30）

イ　炊き出しその他による食品給与物品受払簿（資料編 2-31）

ウ　炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

エ　炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

オ　炊き出し用物品借用簿（資料編 2-32）

カ　炊き出しに関する事項の記録

7　災害救助法による炊き出しその他による食品の給与の措置

（１）給与対象者

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等のため、炊事ができない者

ウ　旅行者、一般家庭の来訪者、汽車等の旅客で、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者

エ　住家に被害を受け、一時縁故先等に避難した者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

オ　災害応急対策活動従事者

（２）給与実施期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する場

合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給することができる。

（３）費用の限度額

鳥取県災害救助施行細則に定める額とし、主食、副食及び燃料（備品類に要する費用を除く。）等の一切を含めたもので、１人１日当たり１，１６０円とする。

（４）費用の種類及び内容

ア　主食費

（ア）米穀販売業者から購入した米穀

（イ）知事が農政事務所長から一括売却を受け、市長（本部長）が配分を受けた米穀

（ウ）給食提供業者から購入した弁当等

（エ）インスタント食品等

イ　副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。（梅干、たくあん、野菜みそ、しょうゆ等）また、その調達については、給食班が調達班に依頼し、確保するものとする。

ウ　燃料費

品目、数量等については制限しない。

エ　雑費

（ア）器物借上料、謝金（かま、なべ、やかん、しゃくし、バケツ等）

（イ）包装紙類、茶、はし、ひも等の購入費

８　業者委託による弁当類供給方法

弁当類の供給は、次の点に留意して業務に委託して行うものとする。

（１）自ら配送体制を用意できること。

（２）食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全な体制をとること。

９　医療機関、福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設の要請に基づく食品の緊急供給は、関係機関と連携し、最優先で行う。

特に病院については、災害発生後直ちに、鳥取県西部医師会、鳥取県病院協会西部支部等を通じて食品の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期すること。

１０　食品の給与の縮小若しくは停止

食品供給機能復旧の進捗状況に応じて、被災者自ら食品を確保することが可能となった時点で、災害救助法に基づく食品の供給は、縮小若しくは停止する。なお、関係各部、関係機関の協力を得て、避難所に共同炊事設備を設置するなど、必要な自立支援を講ずるとともに、経済的な理由から食品の供給継が必要と認められる被災者に対しては、引き続き供給する。

１１　給食の運搬方法

給食の運搬は、総務部財務輸送班が担当し、教育部、給食班、農業水産班、本部総務班と連絡をとり運搬供給するものとする。

第 １１ 節　　被服、寝具その他生活必需品供給計画

この計画は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させるための計画である。

１　実施責任者

救済用物資の供給は、市長（本部長）が行う。ただし、市だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
援　護　班	救援用物資の供給について、義援金品の受領及び配分
本部総務班	被害状況、被害人員、被災世帯構成等の把握 被災者及び災害応急対策従事者への食糧の運搬、支給に関すること 調達した物資の輸送
調　達　班	救援用物資の調達

３ 災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の措置

（１）対象者

災害により住家に被害を受けた者であって、被害の程度が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水であり、次の事項に該当するものとする。

ア　被服、寝具その他日常生活に必要最小限の家財を喪失した者

イ　被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ　物資販売機構の混乱等により、資力の有無に関わらず、生活に必要最小限度の家財を直ちに入手することができない者

（２）品目

救済用物資の給与又は貸与は、実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　寝具…毛布、布団等(就寝に必要な最小限度のもの)

イ　外衣…洋服、作業着、子供服等(普段着であること)

ウ　肌着…シャツ、パンツ等

エ　身の回り品…タオル、サンダル、傘等

オ　炊事道具…なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等

カ　食器…茶わん、皿、はし等

キ　日用品…石けん、ちり紙、歯ブラシ

ク　光熱材料…ローソク、灯油、プロパンガス等

（３）費用の限度

救済用物資の給与の限度額は、（資料編 2-28 災害救助法一覧表）に定める費用の限度額とする。

（４）給与又は貸与の期間

災害発生の日から１０日以内とする。

4　物資の調達及び給与等

（１）調達

ア　救済用物資は、被災状態、救済用物資の種類、数量等を勘案して、備蓄物資あるいは救済用物資購入（配分）計画表を作成し、市内業者から調達する。ただし、災害の状況により、市の備蓄物資で不足する場合、あるいは市内で調達できない場合には、次の事項を明示し、県(危機管理局)あるいは隣接市町村に依頼し、調達するものとする。

（ア）品目別数量

（イ）必要日時

（ウ）引取り場所又は送付場所

（エ）その他必要な事項

イ　日本赤十字社が備蓄する救済用物資については日本赤十字社鳥取県支部長に申請する。

（２）給与又は貸与の方法

原則として、自治会等の組織を通じて、被災者に給与し、又は貸与するものとする。

（３）救済用物資の集積場所

救済用物資の集積場所は、原則米子市役所内とするが、被災の程度、地域に応じて適宜定めるものとする。

（４）供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

5　救済用物資責任者

福祉保健部長は、救済用物資の適正な給与等を行うため、速やかに救済用物資責任者を指定するものとする。

救済用物資責任者は、配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏のないようにするものとする。

救済用物資責任者は、本部総務班と連絡を密にして被害状況、被害人員、被災者の世帯構成等を十分把握し、救済用物資の品目、数量等を決定するとともに、次に掲げる帳簿等を備え付けて正確に記入し、保管しなければならない。

ア　救助の種目別受払状況（資料編 2-23）

イ　救済用物資購入関係支払証拠書類

ウ　救済用物資の給与状況（資料編 2-34）

エ　備蓄物資払出証拠書類

6　輸送

（１）輸送実施者

ア　救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を送り出す者に依頼することとする。

イ　この場合において、調達班は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ　必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。

エ　ただし、対応が困難な場合には、第２０節「輸送計画」の定めるところにより市（財務輸送班）が輸送する。

（２）引受要員の確保

調達班は引受要員の選定・確保をする。市が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員の確保にあたる。

（３）集積場所の確保

調達班は、当該物資の引受のためのスペースを確保する。

（４）他の輸送物資との関係

市の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

7　配分・保管

（１）一時保管

当該物資を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、または中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

（２）市は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

（３）被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

8　義援金品等

（１）受領

義援金品等は、援護班が受付し、受領する。

（２）保管及び配分

受付し、受領した義援金品等は、援護班が、応急食糧等調達担当部署の経済部農林水産班と、総務部調達班に連絡の上、救済用物資に準じて保管し、及び配分するものとする。

義援金については、本部会議において配分方法を協議・決定する。ただし、県等において義援金配分委員会が設置された場合は、同委員会と連携して配分を行うものとする。

（３）受入体制の広報

県及び市等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア　必要な物資と必要な数量

イ　義援物資の受付窓口

ウ　義援物資の送付先、送付方法

エ　個人からは、原則義援金として受付

オ　一方的な義援物資の送り出しは、災害応急対策の支障となるため行わないこと

（4）報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

第 １２ 節　　給水計画

この計画は、災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護するとともにその施設等の応急復旧を図ることを目的とする。

１　実施責任者

飲料水の供給は、市長（本部長）が行う。ただし、市だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

飲料水の供給は、水道部業務班が担当するものとするが、必要に応じて災害時応援協定を締結している日本水道協会(中国四国地方支部、鳥取県支部)並びに陸上自衛隊及び鳥取県西部総合事務所県土整備局に協力を要請するものとする。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
水道部総務班	職員・応援者の配給及び待機場所に関すること 応急措置に必要な資機材等の調達 他都市の応援及び記録・報道に関すること
業　務　班	水道施設の被害調査、災害情報の収集及び車両等による広報 飲料水の供給、医療機関等への緊急給水の実施、炊き出し用の水の供給
水道部工務班	水道施設の災害対策及び応急措置 工事業者の作業隊編成及び活動計画に関すること
施　設　班	水源施設の被害調査、災害対策及び応急対策、取水及び配水状況の伝達
本部総務班	災害情報の収集及び伝達、県への給水応援要請 備蓄保存飲料水の供給 備蓄保存飲料水の運搬及び支給
医療防疫班	医療機関の飲料水等の確保状況の把握
援　護　班	福祉機関の飲料水等の確保状況の把握
秘書報道班 企画広報班	災害情報の広報

３　災害救助法による飲料水の供給の措置

（１）対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（２）給水期間

災害発生の日から７日以内とする。

（３）飲料水の供給を実施するために支出できる費用

ア　水の購入費

イ　給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ　薬品及び資材費

4　給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給する。

（１）被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地等に応急給水施設を設置し、給水車又は容器により運搬供給する。

（２）給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知する。

（３）水源地及び配水管が破損により、飲料水が汚染されたと認められるときは、水質検査を行い、必要な浄水処理を行って供給する。

（４）備蓄保存飲料水を提供する。ただし、市の備蓄保存飲料水が、不足する場合は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」［資料編 1-11］に基づき、県に不足分の供給を要請する。

5　給水対策の順序

災害救助法による飲料水の供給と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）（第 31 条第 2 項）による生活の用に供される水の供給の関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としていることから、災害救助法適用地域においては、災害発生直後まず同法による飲料水の供給を実施するものとする。

6　給水量

１日１人当たりの給水量は、３㍑程度とする。ただし、感染症予防法による場合は、２０㍑とする。（異常大災害の場合は、３～５㍑）

7　給水責任者

（１）水道事業管理者は、飲料水の供給を行う場合には、速やかに給水責任者を指定するものとする。

（２）給水責任者は、次の帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

ア　飲料水の供給簿（資料編 2-35）

イ　救助の種目別物資受払状況

ウ　飲料水供給のための支払証拠書類

8　応急給水機械等の保有状況

保　有　者	機械の種別	能　力	数量	摘　要
米子市 （電話　22-7111）	給水容器	10 リットル	3,430	
	ポリタンク	1.2ｔ	1	淀江支所
米子市水道局 （電話　32-6111）	給水タンク車	2,000 リットル	2	
	給水タンク	1,000 リットル	1	積載用
	給水容器	10 リットル	108	ポリ容器
		6 リットル	9,592	飲用水袋
陸上自衛隊 （電話　29-2161）	給水タンク車	1,000 リットル	3	トレーラー式（要牽引）
	給水容器	20 リットル	122	
西部総合事務所 県土整備局 （電話　34-6211）	散水車	6,500 リットル	1	
西部福祉保健局 （米子保健所） （電話　31-9305）	発動機付 ろ水機	1,500 リットル/h	1	防疫用
西日本高速道路㈱中国支社米子管理事務所 （電話　27-2181）	散水車	9500 リットル	5	米子管理事務所　3台 津山管理事務所　2台

9　補給水利の種別等

水源地名	電話番号	給　水　区　域	水源の種類	1日最大取水量（立方メートル）	浄水方法
車尾水源地 （無人）		米子市（日下,河岡,水浜,二本木,南部配水区を除く。）全域及び境港市全域	地下水	１１，３００	次亜塩素酸ナトリウム注入
戸上水源地	26-2405	米子市（日下、河岡、水浜、二本木配水区を除く）全域及び境港市全域	地下水 及び 伏流水	７８，２００	〃
河岡水源地 （無人）		河岡配水区（蚊屋、吉岡、上新印、下新印、古豊千、流通町、今在家）	地下水	１，７００	〃
日下水源地 （無人）		日下配水区（尾高、河岡、福万、日下、岡成、下郷、泉、石州府）	〃	１，５００	〃
水浜水源地 （無人）		水浜配水区 （水浜、一部、東八幡）	〃	４，０００	〃
二本木水源地 （無人）		戸上水源地へ送水	〃	５，８００	〃
福井水源地 （無人）		福井配水区（淀江、西原、今津、福井、福岡、佐陀、小波、中間の一部、中西尾）、日吉津村	〃	２，７６４	〃
西尾原水源地 （無人）		西尾原配水区（小波、中間の一部、富繁、西尾原、平岡、福頼）、日吉津村	〃	２，３４０	〃
本宮水源地 （無人）		本宮配水区（本宮）	湧水	１２６	〃
高井谷水源地 （無人）		高井谷配水区（高井谷、稲吉）	地下水	２７０	〃

１０　給水施設の応急復旧

給水施設が被害を受けた場合には、「災害時における水道施設復旧援助に関する協定書」及び「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定」に基づき、米子管工事業協同組合並びに鳥取県管工事業協会西部支部の支援により、迅速かつ最も効果的に応急復旧を行うが、被害が甚大な場合は、他の自治体に応援を求めるものとする。

１１　応援の要請

市長（本部長）は、被害が甚大であり、本市のみの能力では飲料水の供給ができないときは、次の事項により知事に対し、応援を要請するものとする。

（１）給水対象人員
（２）給水期間及び給水量
（３）給水場所
（４）給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量
（５）給水車両の借上台数
（６）その他必要事項

１２　医療機関、福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、救護所、人工透析医療施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への緊急給水は、関係機関と連携し、最優先で行う。

特に、病院については、災害発生後、直ちに、鳥取県西部医師会、鳥取県病院協会西部支部等を通じて水の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期するものとする。

１３　応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する情報の伝達及び広報

（１）水道事業管理者は、被害が発生したとき、水道施設等に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について、直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめて、公営企業関係被害状況調べ（資料編 2-15）により、本部総務班に報告するものとする。
（２）企画広報班は、広報計画に基づき、住民に周知するものとする。

１４　炊き出し用の水の供給

食糧供給計画により、炊き出しを実施する場合は、水道部業務班が、本部総務班及び教育部給食班と連携を取り、炊き出し用の水を供給するものとする。

第１３節　入浴施設計画

この計画は、災害のため入浴施設が損壊等により不足した場合に、関係機関の協力のもとに入浴施設・設備の確保を図るための計画である。

１　実施責任者

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の供給及び仮設入浴設備の供給の実施は、市長（本部長）が行う。ただし、市だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

２　実施担当部署

班	主な任務
業務班	浴場用水の供給
商工班	温泉施設等による入浴機会の確保
本部総務班	浴場用水の供給及び仮設入浴設備の県等への応援要請

３　実施方法

（１）自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

（２）鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

（３）公衆浴場の浴場用水の供給及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法により行うものとする。

ア　浴場用水は、被災地において確保することが困難な場合には、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬し、供給するものとする。

イ　仮設入浴施設は、県等へ応援要請し、必要とする被災地に運搬し、供給するものとする。

４　浴場用水の給水対策の順序

給水対策としては、浴場用水の供給の他に、災害救助法による飲料水の供給と感染症予防法（第 31 条第 2 項）による生活の用に供される水の供給があるが、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としていることから、災害救助法適用地域においては、災害発生直後、同法による飲料水の供給を優先し、その後、感染症予防法による家用水の供給又は浴場用水の供給を実施するものとする。

５　入浴機会の確保

避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努めるものとする。具体的には、自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置の外、温泉施設、ホテルなど開設可能な施設の提供協力を受け、実施するものとする。

６　応援の要請

被害が甚大で、本市のみの能力では浴場用水の供給又は入浴施設・設備の確保が困難な場合は、

知事に対し応援を要請するものとする。

なお、県における浴場用水給水等応援計画は、次のとおりである。

（１）仮設入浴設備の供給

ア　県は、自衛隊に対して仮設入浴設備の供給を要請する。

イ　また、県は、あらかじめ保有するリストをもとに、県内レンタル業者に対しユニットバス等の供給可能数量を確認し、きょう供給可能な業者に対し当該入浴設備の運搬・設置を要請する。

（２）浴場用水の供給

ア　県は、自衛隊に対して入浴支援を要請する。なお、自衛隊が保有する野外入浴セット（貯水タンク１０，０００リットルの場合）による入浴可能人員数は、１日あたり約１，２００人である。

イ　浴場用水が不足する場合は、県又は市は給水車等を保有する機関に要請して給水を確保するとともに、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

（３）留意事項

寸断されて輸送が困難な場合、ヘリ等による輸送を検討する。

第１４節　応急住宅対策計画

この計画は、災害のため住家が滅失したり、被災者で住宅を確保することができない者に対し応急仮設住宅の設置、公営住宅の確保、民間賃貸住宅の確保等により、一時的な居住の安定を図り、また、災害のため被害を受けた住家に対し居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定を図る。併せて、宅地の被災等による建築物の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し又は軽減して、住民の安全の確保を図るため被災宅地危険度判定を実施するなど、住宅対策の計画である。

１　実施担当部署

班	主な任務
建築班	応急仮設住宅の建築及び修繕、災害救助法による住宅の応急修理、公営住宅の確保、民間賃貸住宅の確保、住宅相談業務
援護班	応急仮設住宅の管理及び収容者の選定
避難誘導班 文化観光班 こども施設班	避難所における仮設住宅、公営住宅等入居希望状況の把握
被害調査班	建築物の被害状況の把握、被災宅地危険度判定業務に関すること
秘書報道班 企画広報班	被災者向け住宅供給に関する広報
本部総務班	応急仮設住宅建設用地(市公共用地)の確保
土木都市施設班	応急仮設住宅建設用地(都市公園)の確保、被災宅地危険度判定業務に関すること

２　災害救助法による応急仮設住宅の設置

（１）実施責任者

応急仮設住宅の設置は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、

市長は、知事から委任を受けた事項について実施する。

（２）収容対象者

住家が全壊し、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住家を確保することができない者。

なお、「災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであればよい」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。

（３）設置基準(鳥取県災害救助法施行細則)

ア　規模　　1戸当たり 29.7 ㎡を基準とする。

イ　構造　　鉄骨プレハブ平屋建て又は木造平屋建てとする。

ウ　費用　　1戸当たり 5,714,000 円以内とする。

エ　許容範囲　応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業等その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。

オ　着工期間　災害発生の日から２０日以内とする。ただし、知事から委任を受けたものについて２０日以内に着工できない場合は、知事に着工の延期の要請を行うものとする。

（４）設置方法

ア　前項の設置基準に基づき、建築班で設計書等を作成し設置するものとする。

知事から設計書が提示され設置を委任されている場合は、その設計書による。

イ　工事は、市の定める指定業者に請け負わせて施行する。

（５）設置場所

原則として、当面利用が決まっていない市有地あるいは都市公園とする。ただし、これにより難い場合は、県、国、協力団体等の協力を得て確保する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、２次災害の危険のないことはもちろん、就業、通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。また、遠隔地に建設したため申込みがなく、入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならない。

（６）収容者の選考基準

収容者の決定に関する事務は、援護班が担当するものとする。収容者の決定は、福祉保健部援護班が、教育部(避難収容)及び建築班と協議の上、民生委員、自治会長等その他関係者の意見を聞き、(2)に掲げる対象者のうち、次に掲げる者の中から順位を定めて行うものとする。

ア　生活保護法の被保護者及び要保護者

イ　特定の資産のない失業者

ウ　特定の資産のない寡婦、母子世帯

エ　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者

オ　特定の資産のない勤労者

カ　特定の資産のない小企業者

キ　前項に準ずる経済的弱者

（７）供与期間

応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。

応急仮設住宅は、あくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他の住宅のあっせんを行うなどして、市は、その早期解消に努める。

（８）管理

ア　応急仮設住宅設置責任者

（ア）都市整備部長は、応急仮設住宅を設置するときは、速やかに応急仮設住宅設置責任者を指定するものとする。

（イ）応急仮設住宅設置責任者は、次の帳簿等を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

a　救助の種目別受払状況

b　応急仮設住宅用敷地貸借契約書

c　原材料購入契約書、その他設計書、仕様書等

d　工事代金支払証拠書類

イ　応急仮設住宅管理責任者

（ア）福祉保健部長は、応急仮設住宅を設置したときは、速やかに応急仮設住宅管理責任者を指定するものとする。

（イ）応急仮設住宅管理責任者は、応急仮設住宅台帳（資料編 2-36）を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

（９）応急仮設住宅の確保対策

市は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

３　災害救助法による住宅の応急修理

（１）対象者

ア　住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力では、応急修理できない者

（２）修理住宅の選定

応急修理の選定は、前項第 6 号の収容者の選考基準に準じて行うものとする。

（３）修理の基準

ア　修理の範囲

（ア）世帯単位でなく戸数単位とする。

（イ）居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。

イ　修理の費用

１戸当たり 595,000 円以内とする。（鳥取県災害救助法施行細則）

ウ　修理の期間

災害発生の日から１か月以内に完了するものとする。

（４）修理の方法

ア　前項の修理基準に基づき、建築班で設計書等を作成し、修理するものとする。

イ　工事は、市の定める指定業者に請け負わせて施行する。

４　住宅供給の目安

住宅相談、避難所における希望調査等により建築物の被害状況を把握し、住宅供給の目安とする。

５　被災建築物の応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について市が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

（１）市の体制整備

ア　市は、本地域防災計画による被害想定の建物被害、市街地状況等を勘案し、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

イ　市は、制度の意味を知らない住民に対し、不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度の意義を日ごろから住民に周知するものとする。

（２）市の実施体制

建築班は、災害により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに判定士の派遣等の支援要請を行う。

（３）制度の趣旨の周知

実施にあたっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

ア　り災証明発行のための被害認定とは異なること。

イ　危険度を判定したものであり、立入禁止措置等ではないこと。

ウ　判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の３つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示されること。

エ　建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

６　被災宅地危険度判定業務

宅地が大規模かつ広範囲に被災し、応急危険度判定が必要と判断した場合、土木都市施設班は危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全を図ることを目的とする。

（１）用語の定義

ア　宅地

宅地のうち住居である建築物の敷地及びこれに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

イ　被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定士の現地調査により、宅地の被災状況を調査し、危険度を分類するこ

とをいう。

（２）知事への要請

市長は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。その場合、知事は、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の措置を講じる。また、市が、被災宅地危険度判定の実施に関する事務を行うことが困難と認めるときは、知事は、被災宅地危険度判定の実施に関し、必要な措置を講じる。

（３）広報

被災宅地危険度判定について、広報活動を行い、住民に周知徹底を図る。

（４） 被災宅地危険度判定の実施体制の整備

ア　市は、地震等により被災宅地危険度判定の必要があると判断したときは、市災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。

イ　土木班の職員は、被災宅地危険度判定士養成講習会を受講し、積極的に被災宅地危険度判定士の取得を目指す等被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む。

（５）被災宅地の応急危険度判定の実施体制の強化

市は、県及び関係機関との連携体制を保持し、応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

7　被害認定の実施

災害による各種の被害報告等を行うための調査の基準については、「災害の被害認定基準（平成13年６月内閣府）」に従って判断することとされており、被害認定に係る調査についても、当該基準によることとする。（別表１「災害救助法による被害状況認定基準」のとおり）

また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。

（１）実施主体

ア　被害認定に係る現地調査は、建物関係については建築班と被害調査班（建築班の補助）が、宅地関係について土木都市施設班と被害調査班（土木都市施設班の補助）が実施する。

イ　り災証明の交付は、被害調査班が実施する。

ウ　県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

（２）市の実施体制

ア　住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、建築班は県生活環境部に派遣要請を行う。

イ　建築士の派遣を受けるに当たっては、社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ　現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて、被害調査班は り災証明として交付する。

（３）罹災証明の発行根拠等

罹災証明書（資料編 2-37）は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第２条に定める自治事務として、被災者支援制度に幅広く活用されることを目的に市町村長または消防署長が証明するものである。運用

指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の４区分となる（「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

被害区分	認　定　基　準
全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼失したもの、または住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による
※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防880号　内閣府政策統括官（防災担当））」通知による

８　空家住宅の確保

市営住宅をはじめ公営住宅の空家、民間賃貸住宅等、住宅供給の確保に努め、住民が自らの生活再建に向けて、少なくとも生存だけを保証される避難所生活ではなく、個人のプライバシーが守られた居住空間が保証されることが必要不可欠である。

９　災害公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じ、災害により滅失した住宅の戸数の３割以内については、３分の２の国の補助を得て、恒久住宅として建設するものとする。

１０　被災者向け相談業務

住宅等の建築物に関する相談、苦情の窓口を、震災後直ちに開設し、被災者の要望の把握に努める。

１１　被災者向け住宅供給に関する広報活動

災害時の応急住宅対策の実施に当たっては、各種支援制度について、広報、防災行政無線等の活用、各報道機関への協力要請等により広報活動を行い、その周知徹底を図る。

第１５節　医療及び助産計画

この計画は、災害のため医療機構が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施し、被災者の安全確保を図るための計画である。

1　実施責任者

応急的医療及び助産の実施は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法による救助が実施された場合には、知事から委任を受けた事項について実施する。

なお、救助に委任を受けていない事項について、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

2　実施担当部署

班	主　な　任　務
医療防疫班	鳥取県医療救護対策西部支部、鳥取県西部医師会、鳥取県西部歯科医師会、鳥取県薬剤師会西部支部、鳥取県看護協会、医療機関(病院、診療所)、助産機関等との連絡調整、医療班の編成、応急医療資材の調達、心のケア対策
救護処理班	救護所の設置
本部総務班	県、自衛隊等との連絡調整、医療ボランティアの要請 救急車両を除く搬送用車両の確保
秘書報道班 企画広報班	医療及び助産に関する広報

3　災害救助法による医療及び助産

（１）実施基準

ア　災害救助法により市長が実施する医療及び助産は、本計画に定めるところによる。

イ　災害救助法が適用されていない災害において、市長が応援措置として実施する医療及び助産は本計画に準じて取り扱うものとする。

（２）対象者

ア　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

（３）医療の範囲

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

（４）助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（５）医療及び助産の期間

ア　医療の期間

災害発生の日から１４日以内とする。

イ　助産の期間

災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者に対して、分べんした日から７日以

内とする。

（６）費用

ア　医療

（ア）医療班による場合

使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

（イ）病院又は診療所(施術者を除く)による場合

社会保険の診療報酬の額以内

（ウ）施術者による場合

米子市における協定料金の額以内

イ　助産

（ア）医療班による場合

使用した衛生材料等の実費

（イ）助産師による場合

慣行料金の 100 分の 80 以内の額

４　医療及び助産の実施方法

（１）福祉保健部長は、医療及び助産に関し、下記医療機関に対して医療班の編成を要請するものとする。

ア　医療班を編成する機関等

医療機関名	所　在　地	電　話	出動順位	編成班数
国立病院機構米子医療センター	車尾４丁目１７－１	３３－７１１１	1	１班
鳥取大学医学部附属病院	西町３６－１	３３－１１１１	1	２班
山陰労災病院	皆生新田１丁目８－１	３３－８１８１	2	２班
博愛病院	両三柳１８８０	２９－１１００	2	２班

イ　医療班は、１班あたりおおむね次の人数以上を確保するものとする。

医師１人、看護師２人、薬剤師１人、事務補助者１人

（２）福祉保健部長は、災害の範囲が広いこと又は被災者の数が多いことなどのため(1)による医療班のみでは対応が困難と認められる場合には、鳥取県医療救護対策西部支部、鳥取県西部医師会、鳥取県西部歯科医師会、鳥取県薬剤師会西部支部、鳥取県看護協会等に対し、出動を要請する。

（３）医療班等では、人的又は設備、薬品、資機材等の不足により医療、助産が実施できない場合には、市長の指定する病院（資料編 2-33）に移送するものとする。

ただし、急迫した事情により早急に医療、助産を実施しなければならない場合には、本節第９項により最寄りの医療機関に移送するものとする。

県告示された救急病院は、（資料編 2-33）のとおりである。

（４）市長の指定する病院に移送する場合は、福祉保健部長の発行する「入院(通院)指示書(発行簿)」（資料編 2-38）を提示するものとする。

（５）災害拠点病院

本県における災害拠点病院の状況は次のとおりである。

ア　地域災害医療センター（東・中・西の二次医療圏域ごとに１か所）

所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資機材の貸出し）を行う医療機関。

○　東部　鳥取赤十字病院

○　中部　鳥取県立厚生病院

○　西部　鳥取大学医学部附属病院

イ　基幹災害医療センター（県下に１か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資機材の貸出し）を行うとともに、地域災害医療センターの後方支援病院として、災害における県下の中心的役割を担う医療機関。

○　鳥取県立中央病院

5　医療機関等の情報収集

市は、鳥取県医療救護対策西部支部、鳥取県西部医師会、消防局等と連携して、災害発生時における市内の医療機関の被害状況、患者の収容状況について速やかに情報収集するものとする。

6　救護所の設置

（１）設置場所

救護処理班は、次に掲げる場所に救護所を設置する。

ア　避難所

イ　被災地の中心地点

ウ　病院の敷地内

（２）設置方針

ア　現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ　患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

（３）救護所の周知

救護処理班は、救護所を設置した時は、防災行政無線、広報車、米子市ホームページ等により救護所の設置状況を住民に周知するものとする。

7　医療班責任者及び救護責任者

（１）医療班責任者

ア　福祉保健部長は、医療班を編成した場合は、速やかに医療班責任者を班ごとに指定しなければならない。ただし、医療班責任者は、医師をもって充てるものとする。

イ　医療班責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

（ア）救助の種目別物資受払状況（資料編 2-23）

（イ）医療班診療記録（資料編 2-39）

（ウ）医療班医薬品衛生材料使用簿（資料編 2-40）

（エ）入院（通院）指示書(発行簿)（資料編 2-38）

（２）救護責任者

ア　福祉保健部長は、医療班を編成した場合は、速やかに救護責任者を指定しなければならない。救護責任者は、医療防疫班長をもって充てるものとする。

イ　救護責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

（ア）医療班の編成及び活動記録（資料編 2-41）

（イ）医療品衛生材料受払簿（資料編 2-42）

（ウ）病院診療所医療実施状況（資料編 2-43）

（エ）入院（通院）指示書払出簿（資料編 2-44）

（オ）診療報酬に関する証拠書類

（カ）医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類

（キ）助産台帳（資料編 2-45）

（ク）助産関係支出証拠書類

8　医薬品等資材の調達

（１）医療及び助産のため必要な医薬品、衛生材料、医療用器具等は、原則として救護に従事する医療機関の手持品を振替え、使用するものとする。

（２）医薬品等の調達補給は、市内業者に発注し、調達するものとする。ただし、市において補給不可能な場合は、鳥取県医療救護対策西部支部に応援要請を行う。

（３）県は、救護活動に必要な医薬品等を東・中・西の医療圏ごとに備蓄することとしており、西部圏域は、鳥取県済生会境港総合病院である。

9　搬送体制の確立

救護所及び市内の病院での傷病者の受入と処理対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は鳥取県災害医療活動指針によるものとする。

１０　心のケア対策

平成７年の阪神･淡路大震災では、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地全ての住民が何らかの心的外傷を負うということが明らかになり、大規模な災害発生後の重要な対策項目として「心のケア対策」が必要不可欠となっている。そこで、「心のケア対策」を実施するに当たって、県（精神保健福祉センター、西部総合事務所（福祉保健局）等）と連携し、次の点を基本方針とする。

（１）避難所及び被災地域へのケアの実施

（２）心的外傷に関する冊子その他情報を市民に提供

（３）精神科救護所の設置

（４）ケア施設の開設、心のケア対策の要員確保を国、県に要請

（５）長期的な心のケア対策実施の体制を確立する。

（６）児童生徒への対応として、学校における健康相談活動の実施、被災児童に対するメンタルケアの実施や状況に応じて、専門家を派遣する。

１１　巡回健康相談等の実施

（1）県及び市は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

（2）県は、市の要請に基づき、各総合事務所（福祉保健局）及び被災地以外の市町村から派遣可能な保健師等についての情報を収集し、巡回健康相談チームを編成し、市に派遣を行う。

（3）市は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。

（4）インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

（5）市は県（精神保健福祉センター、総合事務所（福祉保健局）等）と連携して、こころのケアに関する情報の提供や知識の普及をおこなう。

また、市は県と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

１２　医療ボランティアの要請

鳥取県西部医師会又は鳥取県西部歯科医師会は、市内病院、救護所等において、医師、看護師、薬剤師、助産師、保健師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、医療ボランティアを要請する。

第１６節　防 疫 計 画

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるので、これを未然に防止するとともに、食品の衛生、家畜の防疫に関する対策を講ずるための計画である。

１　実施責任者

被災地における防疫は、市長（本部長）が実施する。ただし、市長（本部長）が実施できないか、または実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又は予防接種法の規定による必要な措置は知事が行う。

市の被害が甚大で市のみで実施できない場合は、他の市町村または県の応援により実施するものとする。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
医療防疫班	感染症患者等に対する措置、消毒等防疫
農林水産班	家畜防疫
秘書報道班 企画広報班	防疫、保健衛生に関する広報
避難支援班 文化観光班 こども施設班	避難所内の衛生管理

3　防疫班の編成

福祉保健部医療防疫班は、災害の状況等を勘案の上、防疫班を編成し、消毒等の防疫活動を行うものとする。防疫班の編成は、作業員３人以上とする。

4　防疫業務の種別及び実施方法

（１）消毒方法

ア　被災地域に感染症が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は知事が指示したときは、消毒を実施するものとする。実施要領は、感染症予防法施行規則第 14 条に定めるところによる。

イ　防疫上必要と認める場合は、被災各戸に消毒剤を配布し、床、床下、壁、台所、便所、汚水ため等の消毒を行わせるものとする。

ウ　消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持ち量を確認の上、使用便利のよい場所に配置する。

（２）ねずみ族、昆虫等の駆除の方法

防疫上必要と認める場合又は知事が指示した場合は、感染症予防法施行規則第 15 条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。なお、その実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調整に万全を図る。

（３）物件に係る措置の方法

被災地域の道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための清潔方法を実施するものとする。

被災家屋及びその周辺は、住民等において実施するものとする。実施要領は、感染症予防法施行規則第 16 条に定めるところによる。

（４）感染症患者等に対する措置

ア　被災地においては、感染症患者又は感染症の病原体保有者の発生が予想されるので、鳥取県西部福祉保健局（米子保健所）と連携して県内の感染症指定医療機関等の状況把握と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院勧告又は措置が速やかに実施されるようにするものとする。

イ　感染症患者の発生が多く感染症指定医療機関等に入院させることができない場合又は交通途絶等のため病院に入院させることができない場合は、鳥取県西部福祉保健局（米子保健所）と協議し、臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

ウ　やむを得ない理由により感染症指定医療機関等に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、し尿等の衛生処理について指導を行うものとする。

（５）避難所の防疫措置

避難所は、多数の者が避難するため、とかく衛生状態が悪くなりがちであり、感染症発生の原因となることが多いので、次の事項に重点をおいて指導し、感染症発生防止の措置を講じるものとする。必要に応じて第８節 避難受入れ計画における感染症対策もあわせて行うこととする。

ア　検病調査

イ　清潔方法、消毒方法及びねずみ族、昆虫等の駆除

ウ　給食・仮設トイレの衛生管理

エ　飲料水の管理

オ　その他避難所内の衛生管理

（６）臨時予防接種

感染症患者が発生した場合又は感染症の病原体保有者が発見され、感染のおそれがある場合には、米子保健所長と協議し、必要に応じ予防接種を行うものとする。

（７）生活の用に供される水の供給

知事は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行う。この場合においては、その期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

5　被災動物の保護収容

福祉保健部医療防疫班は、災害により飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員に協力して行うものとする。

6　家畜防疫

災害発生に伴う家畜の感染性疾病の発生の予防及び家畜伝染病のまん延の防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、西部家畜保健衛生所に協力して行うものとする。

知事または市長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

7　食品衛生対策

災害時における食品関係営業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、原則として県が行うものとする。

8　応援の要請

被害が甚大で、本市のみの防疫活動では相当の日数を要する等対応が困難であると認められるときは､米子保健所長を経て知事に対し応援の要請を行うものとする。

9　広報活動

防疫、保健衛生対策の実施に当たって、地域住民にその趣旨を広報し、周知徹底を図るものとする。

第１７節　　清 掃 計 画

この計画は、災害発生時における廃棄物による環境汚染を防止し、二次的災害を防止するため、被災地のし尿、ごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

1　実施責任者

（１）被災地の清掃は、市長（本部長）が実施するものとする。ただし、道路・河川港湾等の施設内の障害物は、施設の管理者が実施するものとする。（第 19 節「障害物の除去計画」参照）

（２）市のみで処理することが困難な場合は、市長（本部長）は知事に連絡し、県又は県外の市町村の応援を求めるものとする。この場合、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

2　実施担当部署

班	主　な　任　務
清　掃　班	一般･災害廃棄物の処理、し尿処理、レンタル仮設トイレの調達･設置、ごみ収集・処理の応援要請
農業水産班	死亡獣畜の処理
秘書報道班 企画広報班	廃棄物等の処理に関する広報
本部総務班	備蓄仮設トイレの調達、上下水道施設等の被害状況を清掃班に報告
下水工務班	農業集落排水施設の被害状況を調査し、総務部総務班に報告 下水道施設の被害状況を調査し、総務部総務班に報告
業　務　班	水道施設の被害状況を調査し、本部総務班に報告

3　災害時の廃棄物の分類

（１）通常の一般廃棄物

可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ等に分類される。

（２）災害により一時的に大量に発生する一般廃棄物

ア　屋内で破損した陶磁器などの不燃物

イ　屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ

ウ　避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

エ　風水害により水を含んだ一般廃棄物（布団、畳、衣類、書籍等）で可燃物として処理するもの

（３）災害により発生する災害廃棄物（がれき等）

建築物の被災若しくは解体に伴い発生する破損した内壁、コンクリートがら、廃木材屋根瓦などの災害廃棄物

（４）し尿等

ア　通常、収集等しているし尿及び浄化槽汚泥

イ　仮設便所からの汲み取りし尿

ウ　水害時に水没した汲み取り便所の便槽や浄化槽を清掃した際に発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥

（５） その他（流木等）

洪水により流れてきた流木等、平常時は市で処理していない廃棄物

（注）災害によって住居又はその周辺に運ばれた汚物の概念に入るものは、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によって除去されるべきであるが、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、災害廃棄物（土砂等）として、第１９節「障害物の除去計画」による除去を行うものとする。

4　体制整備

（１）市は区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。

（２）市は、災害により一時的に大量に発生する一般廃棄物の分別方法、処理方法、仮置場予定場所、防疫薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。特に収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程について、自らの能力（人的及び施設）を踏まえたうえで検討し、具体的に定めておくものとする。

（３）市は、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする

5　一般廃棄物の処理

（１）　処理体制の確立

ア　焼却処理施設、その他器材、市直営及び委託業者が有する収集車の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集･処理能力の維持に努める。

イ　処理施設が稼働不能状態になった場合（１ヵ月以上）を想定し、ごみの一時仮置場を確保しておく必要がある。ごみの一時仮置場を指定する場合には、被災地区の自治会長等の意見を聞き、適地を選定するとともに協力を依頼するものとする。

ウ　市長（本部長）は、「ごみ量」が直営及び委託業者が有する収集･処理能力を上回ると想定される場合は、県又は他の市町村に対し応援を求めて実施するものとする。

エ　前項の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

（ア）清掃所要地域

（イ）清掃期間

（ウ）応援を求める人員、機材

（エ）応援を求める業務の範囲

（オ）その他参考事項

オ　車両に不足を生じた場合は、指定公共機関、指定地方公共機関及び民間運送業者等から借り上げるものとする。

カ　生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集･搬送の体制を確立し、焼却処理する。

◎　ごみの処理施設

施　設　名	場　　所	電話番号	ＦＡＸ番号	処理能力
米子市 クリーンセンター	米子市河崎 3280-1	30-0270	30-0271	可燃ごみ　270 t／日
鳥取県西部広域 行政管理組合 リサイクルプラザ	西伯郡伯耆町口別所 630	68-4071	68-4584	不燃ごみ　50 t／日(5H) 資源ごみ　18 t／日(5H) ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ　1.2t／日(5H)

6　災害廃棄物（がれき等）の処理

（１）処理体制の確立

収集、運搬、中間処理(分別、減量、再利用)及び最終処分場への搬出の各場面において、国、県及び鳥取県西部広域行政管理組合の全面的な協力を得て災害廃棄物処理体制を確立する。

（２）処理方法

ア　避難所その他拠点施設の「がれき」、緊急活動用道路の「障害物」、被害が甚大な地域における「がれき」を最優先して処理する。

イ　災害廃棄物を一時的に集積するための仮置場として、市有地を確保する。

ウ　解体工事は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行うものとする。ただし、鳥取県西部地震のときには、公費負担の制度が設けられたので、災害の規模や状況によっては、公費負担制度について、国、県と協議する。

エ　処理対象物の内容に応じて、協定に基づき、関係団体等に協力・支援体制の整備を要請する。

（3）災害廃棄物処理の留意事項

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

ア　災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

イ　特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

7　し尿の処理

大規模な災害時には、上下水道の破断や停電により、通常のし尿収集世帯だけでなく、下水道や浄化槽使用世帯においても仮設トイレの使用を余儀なくされるほか、避難所その他拠点施設及び仮設住宅でも仮設トイレが使用され、し尿収集量が増加するものと予想されることから、仮設トイレが大量に必要になる。

よって、物資の調達や応援の要請には相当の日数を要する可能性があるため、仮設トイレや携帯トイレについては、風水害による浸水予測や震災による災害想定等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

また、し尿収集が計画的に行うことができるよう、あらかじめ、くみ取りの体制を整備するとともに、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

なお水害時には、汲み取り便所の便槽や浄化槽は水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、公衆衛生上の観点から被災後、速やかにバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ回収を実施し、清掃、周辺の消毒を行うものとする。

（１） 基本指針

ア 避難所その他拠点施設に設置された「仮設トイレ」のし尿の収集を最優先する。

イ し尿は、防疫対策上の観点から、すみやかに収集され、適切に処理される必要があるため、仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び要員、処理施設の確保について、市内し尿収集業者及び鳥取県西部広域行政管理組合の全面的な協力を得るとともに、し尿発生量が収集運搬能力を上回る場合、あるいは、し尿処理場が使用できない場合は、可能な限り早い時期に、県を通じた広域的な応援体制を確立する。

ウ 前項の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

（ア）処理が必要な地域

（イ）期間

（ウ）応援を求める人員・機材

（エ）その他参考事項

（２）収集したし尿の処理

収集したし尿は、次のし尿処理場に搬入して処理する。

施設名	場　　所	電話番号	ＦＡＸ	処　理　能　力
米子浄化場	米子市安倍 213	29-2462	29-5124	１４５　ｋｌ／日

（３）仮設トイレの設置

ア 上下水道等の被災状況により、可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握する。

イ 仮設トイレの設置基準

事　　項	基　準	備　　考
1 人 1 日当たりのし尿排出量	1.4 リットル	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ 1 基容量	350 リットル	250 人 1 日当たりのし尿排出量に相当

※避難人員 250 人当たり 1 基の設置

ウ 仮設トイレの調達

備蓄仮設トイレあるいは市内のレンタル業者等から調達することになるが、不足する場合は、速やかに県あるいは近隣市町村に応援要請する。なお、同時に、トイレットペーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を確保する。

エ 仮設トイレの設置

（ア） 仮設トイレは、まず、避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために公園等に設置する。

（イ） 仮設トイレの設置が終わり次第、し尿収集業者等にその設置場所、数量を連絡し、収集体制を密にする。

オ 仮設トイレの管理

（ア）し尿収集業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り及び消毒を行う。

（イ） 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

カ　利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を行うものとする。また高齢者や身体に障がいのある者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

キ　仮設トイレの撤去･縮小

上下水道施設等の復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、定期的な巡回点検を通じて把握し、段階的に仮設トイレを縮小し撤去する。

（４）携帯トイレの配布及び調達

ア　市は被災の状況に応じ、避難所等及び既存トイレが使用不能な住民に対し、連携備蓄物品である携帯トイレ及び同携帯トイレに必要な消耗品の配布を行うものとする。また、平素から携帯トイレについて非常時の調達ルートを確保しておくものとする。

イ　市は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。

収集した蓄便袋等については、分別の区分に従い、市が処理する。

（５）マンホールトイレの活用

ア　地震等による大規模災害の発生時は、多人数の避難者が見込まれる避難所において、仮設トイレの設置までの間に深刻なトイレ不足が見込まれるためマンホールトイレを整備するものとする。

イ　災害の状況に応じてマンホールトイレを活用しつつ、早期の仮設トイレの設置や既存トイレの復旧を行うものとする。

（６）既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後、間もなくのくみ取り収集等）

（７）平常収集時・処理体制への移行

し尿処理施設の復旧状況及び今後の復旧計画について関係機関と協議し、平常時収集体制への移行時期を決定する。

8　住民に対する広報

一般･災害廃棄物の収集計画、廃棄物を出す際の注意事項、特に「分別」が重要となるため、住民、事業者に広報し、協力を求める。

9　死亡獣畜処理

（１）死亡獣畜を化製場及び死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が県西部総合事務所生活環境局長の許可を受けて行うものとする。

（２）所有者が判明しないとき、又は所有者が処理することができないときは、市長が実施するものとする。

第１８節　　遺体の捜索、処理及び埋葬計画

この計画は、災害により死亡した者の遺体の捜索、処理及び埋葬を行うための計画である。

なお、本計画の遺体の捜索とは、本章第９節救出計画による救出活動によっても、生死が明らかにならない者の捜索をいう。

１　実施責任者

遺体の捜索、処理及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事から委任を受けた事項について市長が実施する。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
救護処理班	遺体の捜索に関する関係機関等との連携 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること
本部総務班	遺体の処理に関する広域的応援体制の確立並びに応援派遣の実施の要請

３　遺体の捜索及び収容

（１）実施者

ア　遺体の捜索及び収容は、市長（本部長）の要請により自衛隊、警察等関係機関の協力を得てこれらに当たるものとするが、被災の程度、捜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

イ　市は、災害時に速やかな捜索が実施できるよう、あらかじめ消防団、自主防災組織等との捜索協力体制の構築に努める

（２）災害救助法による捜索を受ける者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者であること。

（３）災害救助法による捜索を行う期間

災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

（４）災害救助法による捜索を行う費用

捜索のために支出する費用の範囲は船艇その他の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

（５）検視体制の整備

ア　市は、県及び県警察本部（米子警察署）等と連携し、遺体収納用の袋、毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。

イ　県警察本部、県及び市は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援体制の整備に努める。

（６）遺体の収容

遺体は、警察官による検視が行われた後、市長（本部長）が指示する遺体安置所あるいは仮安置所に収容する。なお、災害による死亡については、法的には「変死」扱いとなり、医師による

検案又は解剖によりその死因が明らかにされた後、「埋葬許可証」を交付することができる。

（７）車両、棺等の確保

市内葬祭関係者に協力を要請し、収容、保存等のために必要な棺、ドライアイス、その他の資材並びに搬送のための車両を確保するとともに、納棺作業等を指導するための要員を確保する。

（８）捜索及び収容責任者

捜索及び収容責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

ア　救助の種目別物資受払状況（資料編 2－23）

イ　遺体捜索用関係支出証拠書類

4　災害救助法による遺体の処理

（１）実施者

遺体の処理は、市長（本部長）の指示により救護処理班が医療班（本章第１５節　医療及び助産計画参照）の協力を得て実施するものとするが、市長（本部長）は、必要に応じ鳥取県西部医師会などに協力を要請するものとする。

（２）遺体の処理

災害のため死亡した者について、混乱期のため遺族等が遺体の処理を行うことができない場合又は遺体の身元が判明しない場合は、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案の処置を実施するものとする。ただし、遺族において処理できる場合は、遺族に引き渡すものとする。

（３）遺体処理の内容

ア　洗浄、縫合、消毒等

災害のため、ほとんど原型をとどめない遺体及び泥土、汚物等が付着した遺体については、識別が困難なため、必要な限度において洗浄、縫合、消毒等の措置を行うものとする。

イ　遺体の一時保存

災害の規模が大きく死亡者が多数におよび、遺体の身元が識別できない場合又は遺体を短期間の間に埋火葬することが困難な場合は、遺体を特定の場所に集めて埋火葬が行われるまでの間、一時保存を行うものとする。

ウ　検案

医師法の定めるところにより、遺体について死因その他の医学的検査を行う。検案は、医療防疫班の医療班によって処理することを原則とするが、遺体の数が著しく多い場合は、鳥取県西部医師会などの協力を得て行うものとする。

（４）遺体の処理期間

災害発生の日から１０日以内とする。

（５）遺体の処理に要する費用の限度額

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等

１体当たり 3,500 円（鳥取県災害救助法施行細則）

イ　遺体の一時保存

（ア）既存建物を利用する場合

（イ）当該施設の等の借上げについての通常実費(鳥取県災害救助法施行細則)

（ウ）既存建物以外を利用する場合

1体当たり5,400円(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額)(鳥取県災害救助法施行細則)

ウ　検案

一般開業医による検案の場合　　市内の慣行料金以内

（６）遺体処理責任者

ア　市民生活部長は、遺体の処理を行う場合には、速やかに遺体処理責任者を指定しなければならない。

イ　遺体処理責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

(ｱ) 遺体処理台帳（資料編2-46)

(ｲ) 遺体処理費支出関係証拠書類

（７）応援要請

遺体数が市で確保した処理能力を上回ると想定される場合あるいは鳥取県西部広域行政管理組合営「桜の苑」が使用できない場合は、県を通じて収容･処理に関する広域的応援体制の確立並びに応援派遣の実施を要請する。

5　応急的な埋葬

（１）実施者

遺体の埋葬は、救護処理班が実施する。

（２）応急埋火葬を行う場合

ア　災害により死亡した者で、その遺族が緊急に避難を要するため、時間的、労力的にも埋葬を行うことが困難な場合

イ　墓地若しくは火葬場が浸水又は流失し、遺族の力では埋葬を行うことが困難な場合

ウ　経済的機構の一時的な混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できない場合

エ　埋葬すべき遺族がいない場合又は遺族が老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

（３）埋葬の方法

埋葬は、現物支給することを原則とし、棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、納骨等の役務の提供とする。

なお、埋葬は、火葬で行うことを原則とし、火葬場が被災等により使用できない場合又は火葬場で処理しきれない場合は、県に連絡し他市町村に応援を要請する。ただし、火葬を行うことが困難な場合は、土葬とする。

埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　事故等による遺体については、警察機関から引渡しを受けた後、埋葬するものとする。

イ　身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たることとし、遺品の保管及び遺体の撮影をするとともに、性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録しておくものとする。

ウ　埋葬の場所は、市長(本部長)が指定する場所とする。また、埋葬等するために墓地を使用するときは、墓地、埋葬等に関する法律第１０条に基づく許可を受けた区域で行うものとする。

エ　市は遺体の搬送について、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。

（４）災害救助法による埋葬の実施期間

災害発生の日から１０日以内とする。

（５）災害救助法による埋葬の費用の限度額

埋葬の際、使用又は支給する棺、骨つぼ、火葬等の価格は、通常の際の市価による実費とし、鳥取県災害救助法施行細則に定める基準額の範囲内とする。(埋葬の際の人夫賃及び輸送費については､原則としてこの中に含まれているが、供花代、酒代等は、費用に含まれない。)

【基準額】

大人(12 歳以上)	1 体当たり	215,200 円以内
小人(12 歳未満)	1 体当たり	172,000 円以内

（６）埋葬責任者

ア　市民生活部長は、埋葬を行う場合には、速やかに埋葬責任者を指定しなければならない。

イ　埋葬責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

（ア）埋葬台帳（資料編 2-47）

（イ）埋葬費支出関係証拠書類

6　他市町村の被災遺体の漂着処理

（１）遺体の身元が判明している場合

原則として、直ちに遺族、親せき縁者又は市町村長に連絡して引き取らせるものとする。

社会混乱のため遺体の引取りができない場合には、次により措置するものとする。

ア 遺体の身元が県内の者である場合には、市長は、知事の委任を受けて埋葬等を実施する。

なお、これに要する費用は県が負担する。

イ 遺体の身元が県外の者である場合でも、市長は埋葬を実施する。これに要した費用は、災害救助法第３５条の規定により求償を行うものとする。

（２）遺体の身元が判明していない場合

ア 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記１と同様に取り扱うものとする。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着してきたものであるとの推定ができない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

（３）埋葬等の方法

本節第４項及び第５項に準じて行うものとする。

7 火葬場処理能力

名　　称	場　　所	寝棺	１日の処理能力	電話番号
鳥取県西部広域行政管理組合営「桜　の　苑」	長砂町１０６６	７基	２１体	３５－３３４４

第１９節　　障害物の除去計画

この計画は、津波、山崩れ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等の障害物により日常生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、これを除去して住民の保護と生活の安定、交通の確保を図るための計画である。

１　実施責任者

障害物の除去は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長が知事を補助して実施する。

障害物の除去は、都市整備部建設管理班、土木都市施設班が担当する。なお、実施にあたっては、国、県と連携を図るものとする。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
建設管理班、土木都市施設班	障害物の除去

３　障害物除去の対象等

（１）半壊又は床上浸水した住家

（２）障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者の住家

（３）自らの資力では、障害物の除去ができない者の住家

（４）原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたもの

（５）除去の対象物は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限る。

（６）汚物の概念にはいるものは、一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しい障害となっている場合には、この計画により除去するものとする。

（７）道路上または河川、港湾施設に漂流した障害物については、当該道路または河川、港湾施設（及び漁港施設）の維持管理者がそれぞれ除去する。

４　障害物除去の方法

（１）障害物の除去は、現物給付（労働の提供）をもって実施する。

（２）障害物の除去の対象とする住家の選定（知事から委任を受けた場合も含む。）は、民生委員その他関係者の意見を聴いて決定する。

（３）原状回復でなく、応急的な除去とする。

（４）特殊な機械器具を要する場合は、関係機関に応援を求める。

５　災害救助法による障害物除去のための費用

（１）費用の範囲

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費賃金職員等雇上費等

（２）費用の限度額

１世帯当たり 137,900 円（鳥取県災害救助法施行細則）

6 災害救助法による障害物除去の期間

災害発生の日から１０日以内とする。

7 障害物除去責任者

（１）都市整備部長は、障害物の除去を行う場合には、速やかに障害物除去責任者を指定しなければならない。

（２）障害物除去責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

ア　救助の種目別物資受払状況

イ　障害物除去の状況

ウ　障害物除去費支出関係証拠書類

8 交通遮断の障害物の除去

（１）市道、県道及び国道上の障害物は、それぞれ市、鳥取県西部総合事務所県土整備局及び国道維持出張所が除去するものであるが、相互に連絡、協力して交通の確保に努めるものとする。

（２）市道の障害物は、都市整備部建設管理班が除去する。

9 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、小・中学校の校庭、公会堂及び市民体育館の前庭、都市公園並びに市有地の内から、次に掲げる条件を具備するものを選定し、一時的に集積するものとする。

（１）障害物除去現場に近い場所であること。

（２）再び人命、財産に被害を与えない安全な場所であること。

（３）道路交通の障害とならない場所であること。

（４）避難その他災害対策に支障のない場所であること。

１０ 障害物の処分方法

保管した障害物が減失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、当該障害物を売却し、代金は保管するものとする。売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。

１１　日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会との連携

県及び市は、応急対策を行う上で支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰ELVリサイクル協議会に支援を要請し、県・市・警察・道路管理者等が連携して実施する。

第２０節　　輸送計画

この計画は、災害時における被災者、救済用物資、災害救助活動実施に必要な人員及び資材の輸送を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図るための計画である。

１　実施責任者

災害時における被災者及び救助の実施に必要な人員、救済用物資等の輸送は、市長（本部長）が行う。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
財務輸送班	市有自動車等による輸送の実施及び輸送力の確保 緊急輸送路の指定、各輸送機関・団体、物流関係業種団体との連絡・協力体制の整備 自動車以外の輸送力確保
建設管理班 土木都市施設班	緊急輸送道路の整備、代替経路の確保 災害時における緊急輸送道路の被災状況等の情報収集体制の整備 県等他の緊急輸送道路管理者との情報収集等の体制整備

３　輸送の方法

災害の程度、輸送物資等の種類、数量及び緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

（１）自動車による輸送

道路交通が不能となった場合のほかは、原則として自動車により行う。

（２）鉄道による輸送

道路交通が不能で自動車による輸送ができない場合又は遠隔地において救済用物資等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であるときに行う。

（３）船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合に行う。

（４）航空機(ヘリコプター)による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は山間地等へ緊急に輸送の必要が生じた場合に行う。

（５）ボランティア等による輸送

自動車等機動力による輸送が不可能な場合に、ボランティア等による人力輸送を行う。

４　自動車による輸送力確保

（１）市の各部所管の自動車は、各部の活動に使用する。ただし、非常災害時における市有自動車運用上の優先順位に基づき、総務部総務班が、総合的に調整できるものとする。

（２）市有自動車運用上の優先順位

①　被災者の避難･救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送

②　医療･助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送

③　病院用上水・飲料水の供給のための輸送

④　対策上の拠点となる公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送

⑤　救助・救援物資の輸送

⑥　遺体の捜索及び処理のための輸送

⑦　埋葬のための輸送

⑧　その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

（３）市有自動車の配車等

輸送を行う必要がある場合は、次の事項を明示して、総務部総務班に配車の要求を行う。

なお、輸送の基準は、本節第９項災害救助法による輸送基準に準ずるものとする。

ア　輸送区間（必要により経路）

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　自動車の種類及び台数

エ　輸送に必要な人員及び輸送に要する時間

オ　その他必要事項

（４）配車等の決定

総務部総務班は、配車要求があった場合は、輸送の種類、数量、緊急度等を勘案し、直ちに集中管理に係る車両又は借上げにより確保した自動車を配車するものとする。この場合、輸送に必要な人員も併せて派遣するものとする。

（５）輸送責任者

ア　自動車による輸送を行う場合には、総務部長は、速やかに輸送責任者を指定しなければならない。

イ　自動車による輸送以外の輸送を行う場合には、その輸送を行う担当部長は、速やかに輸送責任者を指定しなければならない。

ウ　輸送責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

(ｱ)　輸送記録簿（資料編 2-48）

(ｲ)　救助の種目別物資受払状況（資料編 2-23）

(ｳ)　輸送費関係支払証拠書類

（６）業者委託しても大きな支障がない調達物資、資機材等については、可能な限り当該業務に精通する各業者に調達から供給までの全業務を委託し、一元的に行うことで、輸送業務そのものの円滑化と市本部としての業務量の軽減化を図る。

（７）米子市が所有する自動車のみで輸送の確保が図れない場合は、次の順位で借上げの措置を講じる。

ア　公共的団体の所有する自動車

イ　営業用自動車

ウ　その他の自家用自動車

（８）災害輸送車両が不足し輸送が困難な場合は、知事に対し次の事項を明示して応援を要請する。

ア　輸送区間及び借上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　自動車の種類及び台数

エ　集合場所及び日時

オ　その他必要事項

（９）上記(7)、(8)によっても自動車の確保が困難な場合は、運送業者に応援要請する。

5　鉄道による輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送ができないとき、または遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で鉄道による輸送が適当であるとき、西日本旅客鉄道株式会社（米子支社）又は日本貨物鉄道株式会社(JR 貨物株式会社)関西支社米子営業支店等に要請する。

なお、応援要請を行う場合の明示事項は、自動車による輸送の応援要請に準ずる。

6　船舶による輸送力の確保

陸上輸送が不可能な場合、または海上による船舶輸送の方が効率的な場合、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

なお、応援要請を行う場合の明示事項は、自動車による輸送の応援要請に準ずる。

ア　境海上保安部に対し所属する船舶の出動を要請する。

イ　中国運輸局鳥取運輸支局（境庁舎）に対し、海上輸送措置のあっせん又は調整を要請する。

ウ　海上自衛隊に対し所属艦艇による支援を要請する。

7　航空機(ヘリコプター)による輸送力の確保

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急人員、物資の輸送が必要となった場合、知事に対し、ヘリコプターによる輸送の要請を行う。その要請にあたっては、緊急度等充分検討の上行うものとする。

なお、応援要請を行う場合の明示事項は、自動車による輸送の応援要請に準ずる。

8　ボランティア等による輸送力の確保

労働者の確保は、「本章第２１節労働力供給計画」による。

9　災害救助法による輸送基準

（１）輸送の範囲

ア　被災者の避難

避難の指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導するための必要な人員、資材等の輸送）

イ　医療及び助産

重病患者で医療隊において処置できない者等の移送及び医療関係者の輸送

ウ　被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ　飲料水の供給

飲料水の輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器、その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

オ　救済用物資

被災者に給（貸）与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、薪炭、被災児童及び生徒に支給する学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

カ　遺体の捜索

遺体の捜索のための必要な人員及び資材等の輸送

キ　遺体の処理（埋葬を除く。）

遺体の処理及び検案のための必要な人員、遺体の処置のための必要な衛生材料、遺体そのもの及び遺体を移送するための必要な人員の輸送

（２）輸送の期間

それぞれの救助の実施が認められる期間

（資料編 2-28 災害救助法一覧表参照）

（３）輸送費用

当該地域における通常の実費とし、その範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

１０　緊急輸送

災害により、知事又は公安委員会が道路の通行の禁止又は制限措置を講じた場合において、災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保する必要がある場合は、財務輸送班は、米子警察署に本項第 2 号の事項を明示した緊急通行車両確認申請書を提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けて緊急輸送を実施するものとする。

（１）緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ　消防、水防その他の応急措置に関するもの

ウ　被災者の救難、救助その他の保護に関するもの

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ　施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ　犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの

ク　緊急輸送の確保に関する事項

ケ　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

（２）申請書に明示する事項

ア　自動車検査証に表示されている登録番号

イ　車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）

ウ　使用者住所、氏名

エ　通行日時

オ　通行経路

カ　その他必要な事項

（３）標章、緊急輸送車両確認証明書の取扱い

ア　標章

当該緊急通行車両の前面の見やすい所に掲示する。

イ　緊急通行車両確認証明書

当該緊急通行車両の運転手が携帯する。

１１　緊急輸送路体制の整備

（１）緊急輸送道路の指定

市は、市域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路について以下のとおりとする。

１	米子自動車道
２	山陰道（米子道路）
３	国道　９　号
４	国道１８０号
５	国道１８１号
６	国道４３１号
７	県道　２４号　米子大山線
８	県道　４７号　米子境港線
９	県道１０２号　米子広瀬線
１０	県道２０７号　皆生西原線
１１	県道２７９号　淀江インター線
１２	県道３１６号　米子岸本線
１３	県道３１７号　両三柳西福原線

（２）緊急輸送道路の整備

市は、指定した緊急輸送道路、交通安全施設などの整備、耐震化に努めるものとする。

（３）代替経路の確保

市は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

（４）緊急輸送体制の強化

市は、緊急輸送体制をより強化するため、上記のほか次の点に留意するものとする。

ア　輸送経路及び輸送手段の確保に係る情報収集、連絡体制の整備

(ｱ) 市は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

(ｲ) 市は、他の緊急輸送道路管理者と、災害時、速やかに緊急輸送道路に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

(ｳ) 市は、県及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラックなど）と、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとする。

イ　輸送拠点における物資在庫管理、荷下ろし、荷さばき等のための調整

(ｱ) 輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、

物流関係の業種団体等に対して、物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

(ｲ) 各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとする。

第 ２１ 節　　労働力供給計画

この計画は、災害応急対策を実施する場合において、市職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、必要な労務者を雇用し、応急活動の万全を期するための計画である。

1　実施責任者

労務者、技術者等の雇用及び動員（以下「労務供給」という。）は、市長（本部長）が実施する。

2　実施担当部署

班	主　な　任　務
商工班	労務者等の確保

3　労務供給依頼

本部総務班は、労務供給の必要がある場合には、本節第５項労働者雇用の範囲に基づき、商工観光班に労務供給依頼票（資料編 2-49）を提出するものとする。

4　労務者等の確保

商工観光班は、災害の状況に応じて次の措置により労務者等の確保を行うものとする。

（１）労務者等の雇用

（２）公共職業安定所に対する労務者のあっせん依頼

（３）指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

（４）知事に対する職員の派遣要請及び指定行政機関等の職員のあっせん要請

（５）従事命令等による労務者等の強制動員

5　労務者雇用の範囲

（１）被災者等を避難させるための労務者

（２）医療及び助産における輸送のための労務者

（３）被災者を救出するための労務者及び被災者の救出に係る機械、器具その他資材を操作するための労務者

（４）飲料水を供給するための労務者、飲料水の供給のための機械器具の運搬、操作等に要する労務者並びに飲料水を浄水するための医薬品等の配布に要する労務者

（５）救済用物資の整理、輸送及び配分するための労務者

（６）遺体を捜索するための労務者及び遺体の捜索に係る機械、器具その他の資材を操作するための労務者

（７）遺体を処理するための労務者（埋葬を除く。）

6　労務者雇用の期間

それぞれの救助の実施が認められる期間　（資料編 2-28 災害救助法一覧表）

7　公共職業安定所に対する労務者のあっせん依頼

労務者の確保が困難な場合は、次の事項を記載した文書をもって、公共職業安定所に対し労務者のあっせんを依頼するものとする。

（１）必要労務者数

（２）作業の内容

（３）作業実施期間

（４）労働時間

（５）賃金の額

（６）作業場所の所在

（７）残業の有無

（８）労務者の輸送方法

（９）その他必要な事項

8　応援要請による技術者等の確保

自ら技術者等の確保が困難な場合は、次により関係機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

（１）指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

（２）知事に対する職員の派遣要請及び指定行政機関等の職員のあっせん要請

知事に対し職員の派遣を要請する場合及び指定行政機関、指定地方行政機関又は他市町村の職員の派遣に係るあっせんを要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ア　派遣又はあっせんを要請する理由

イ　派遣又はあっせんを要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣又はあっせんについて必要な事項

9　従事命令等による労務者等の強制動員

災害応急対策の緊急実施のため必要がある場合には、別表「従事命令の種類、執行者等」に基づき労務者等の強制動員を行う。

１０　労務供給責任者

（１）経済部長は、労務供給を行う場合には、速やかに労務供給責任者を指定しなければならない。

（２）労務供給責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

ア　臨時雇上人夫勤務状況表（資料編 2-50）

イ　雇上費支払関係証拠書類

１１　賃金の額及び支給方法

（１）賃金の額は、米子公共職業安定所の業種別標準賃金に基づき定めるものとする。

（２）賃金の支給は、各部において行うものとし、原則として当日作業現場において労働者に対し直接支払うものとする。

１２　損害補償

市長（本部長）が知事から委任を受けて従事命令又は協力命令に係る権限を行使した場合において、その従事命令又は協力命令によって災害対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し若しくは疾ぺいにかかった者又はその遺族等に対して「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」(県条例)[資料編 2-51]により、損害を補償する。

なお、その他次の法律に基づき損害補償が行われる。

○ 消防法第３６条３…米子市消防団員等公務災害補償条例に基づき損害を補償

○ 災害救助法第２９条

○ 水防法第３４条…米子市消防団員等公務災害補償条例に基づき損害を補償

○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

○ 海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律

[別　表]　　◎　従事命令の種類、執行者等

<table>
<tr><th>区分</th><th>執行者</th><th>根拠法令</th><th>対象作業</th><th>対象者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">従事命令</td><td>知事</td><td>災害対策基本法
第 71 条第１項</td><td rowspan="4">災害救助法に基づく救助を除く応急措置</td><td rowspan="8">1　災害対策基本法及び救助法による知事の従事命令
（災害応急対策及び救助作業）
(1) 医師・歯科医師又は薬剤師
(2) 保健師・助産師又は看護師
(3) 土木技術者又は建築技術者
(4) 大工・左官・とび職
(5) 土木業者・建築業者及びこれらの従業者
(6) 地方鉄道業者及びその従業者
(7) 軌道業者及びその従業者
(8) 自動車運送業者及びその従業者
(9) 船舶運送業者及びその従業者
2　災害対策基本法及び救助法による知事の協力命令
（災害応急対策及び救助作業）
救助を要する者及び近隣の者
（市長は、知事の委任を受け、命令することができる）</td></tr>
<tr><td>市長</td><td>災害対策基本法
第 71 条第２項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協力命令</td><td>知事</td><td>災害対策基本法
第 71 条第１項</td></tr>
<tr><td>市長</td><td>災害対策基本法
第 71 条第２項</td></tr>
<tr><td>従事命令</td><td>知事</td><td>災害救助法
第 24 条</td><td rowspan="2">災害救助法に基づく救助</td></tr>
<tr><td>協力命令</td><td>知事</td><td>災害救助法
第 25 条</td></tr>
</table>

従事命令	市　長	災害対策基本法第 65 条第 1 項	災害応急対策作業（全般）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第 65 条第 2 項		
	消防吏員 消防団員	消防法第 29 条第 5 項	消防作業	火災の現場付近にある者
	水防管理者 消防団長 消防機関の長	水防法第 17 条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第 ２２ 節　　文教対策計画

この計画は、災害のため文教施設が被災した場合又は児童及び生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置するための計画である。

1　実施責任者

文教施設の被災は、直接児童及び生徒の教育に重大な影響を及ぼすため、文教施設の応急復旧対策、児童及び生徒に対する応急教育対策については、第一次的には学校長が実施し、第２次的に教育委員会がこれに当たるものとする。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。

2　実施担当部署

班	主　な　任　務
こども施設班	学校教育施設の災害対策、被害調査及び応急措置
教　育　班	児童生徒の避難、被災児童生徒の調査及び援護、学用品の確保及び配給
給　食　班	各学校給食共同調理場の被害調査及び応急対策並びに学校給食の提供

3　文教施設及び児童生徒の被害状況の調査

学校長は、次の事項について、被害状況を速やかに調査し、教育部学校対策班に報告するものとする。

（１）児童生徒の罹災状況

（２）教育関係職員のり災状況

（３）学校施設の被害状況

4　児童・生徒の集団避難

（１）避難実施の基準

ア　教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した避難計画を作成するよう指導するものとする。

イ　避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

（２）実施要領

ア　教育長の指示は、市長の指示によるほか、安全性や状況を勘案してできるだけ早期に実施するものとする。

○　県教育長・・・・・県立学校、盲聾養護学校の学校長に指示

○　市教育長・・・・・小中学校の学校長に指示

イ　教育長の避難の指示に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示するものとする。

ウ　児童・生徒の避難順位は、低学年、障害者等を優先に行うものとする。

エ　非常時の登下校時には登下校経路の主要な地点（交差点、駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。

オ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡をとり、迎えに来てもらい引き渡すこととするが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。

カ　集団避難が必要なときは、教育部教育班と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。

キ　夜間、休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

（３）留意すべき事項

ア　教育長の各学校への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を準備しておくものとする 。

イ　学校長は、おおむね次の事項を計画しておくものとする

(ｱ) 災害の種別、程度、場所に応じた避難場所の選定

(ｲ)　誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

(ｳ)　災害種別に応じた児童・生徒の携行品

ウ　学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

(ｱ)　予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握

(ｲ)　必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

a　「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。

b　措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。

c　児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は、教育班に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

d　登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断をくだす。

エ　校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

オ　児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。

カ　学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員へ理解を深めておくものとする。

5　児童生徒の避難誘導に関する指示

学校長は、災害が発生した時間等により、次のとおり対応する。いずれの場合も児童生徒の安全確保及び安否の状況を整理し、逐次教育班に報告する。

（１）教職員の勤務時間外の出勤

各学校で、出勤体制を明確にしておく。

（２）児童生徒が在校中の場合

ア　的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示し、児童生徒の安否を確認する。

イ　校区内の被害状況を把握する。

(ア)　被害が小さい場合は、教員による誘導下校あるいは上級生の引率による集団下校を原則とする。

（イ）　災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、電話、防災行政無線、広報車等により、保護者又は地域の児童関係者への連絡に努め、保護者等が学校まで迎えにくることを原則とする。

(ウ)　危険箇所の明示及び下校時の指定等の措置

（３）児童生徒が登校中又は下校中の場合

状況に応じて、児童生徒の安全確認のため、地域に出向く。

（４）登校前

休校措置を登校前に決定したとき、ただちにその旨を電話、防災行政無線、有線放送、広報車等で確実な方法で児童・生徒及び保護者に連絡するように努めるものとする。

（５）小、中、養護学校の非常時の連絡方法

教育委員会が定める非常連絡網により行うものとする。

6　文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査するとともに、次の措置を講じるものとする。

（１）学校長は、所管する施設が被災した場合は、被害の拡大防止のための応急措置を行うとともに、速やかに学校対策班に報告し、必要な指示を受けるものとする。

（２）学校対策班は、災害の実情に応じて応急復旧の実施計画を作成し、速やかに応急復旧を行うものとする。

7　応急教育対策

教育委員会は、被災状況を速やかに調査するとともに、次の計画の定めるところにより、災害の規模、被害の程度によって応急措置を講じるものとする。

（１）応急教育の実施場所

ア　校舎

(ｱ)　簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

(ｲ)　教室が使用できない場合は、特別教室、体育館、講堂等を利用する。

(ｳ)　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館その他の公共施設、最寄りの学校の利用又は民有施設の借上げを行う。

(ｴ)　広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講じられない場合は、応急仮校舎を建設する。

イ　校庭

校庭の被害については、使用に危険のない程度に応急修理を行い、校舎の完全復旧を待って整備する。

（２）応急教育の実施方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童及び生徒及びその家族の被災の状況、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して次の方法により行う。

ア　登下校に長時間を要する場合

始業時間及び終業時間を状況に応じて変更し、児童及び生徒の安全の確保を図る。

イ　一部又は半数に近い数の児童及び生徒が登校できない場合

短縮授業又は半日授業の措置をとり、登校できない児童及び生徒については、別に考慮する。

ウ　一定区域の児童及び生徒が登校できない場合

臨時に応急教育実施の場所を確保して授業を行う。

エ　半数以上の児童及び生徒が登校できない場合

臨時休校又は応急教育実施の場所での授業等適宜の措置をとる。

（３）就学困難な児童生徒に係る就学援助

「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」によることとする。

（4）養護学校児童、生徒等の就学援助

「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

（５）教育職員の確保

ア　教員の被災等により通常の授業が行えない場合は、最寄りの学校からの応援措置を講じる。

イ　教員有資格者で、現に教職に携わっていない者に対し、状況により臨時的任用の措置を講じる。

（６）災害救助法による学用品の給与

ア　対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある児童及び生徒に対して給与する。

イ　給与する学用品

品　目	内　　容
教 科 書	教科書の発行に関する臨時措置法第２条に規定する教科書
教　　材	教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの
文 房 具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
通学用品	運動靴、傘、かばん、長靴等

ウ　給与する学用品の費用の限度額(鳥取県災害救助法施行細則)

(ｱ)　教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法第２条第１項に規定する教科書及び米子市教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教科書以外の教材を給与するための実費

(ｲ)　文房具及び通学用品

a　小学校児童　１人当たり　4,500 円

b　中学校生徒　１人当たり　4,800 円

c　高等学校等生徒　１人当たり　5,200 円

エ　給与の方法

教育班は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童及び生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、学校長を通じて対象者に給付する。

オ　給与を行う期間

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については１か月以内、文房具及び通学用品については１５日以内とする。

カ　学用品給与責任者

(ｱ)　教育長は、学用品の給与を行う場合には、速やかに学用品給与責任者を指定しなければならない。

(ｲ)　学用品給与責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

a　学用品の給与簿（資料編 2-52）

b　学用品出納に関する帳簿

c　学用品購入関係支払証拠書類

d　備蓄物資払出証拠書類

（７）学用品調達方法

ア　教科書

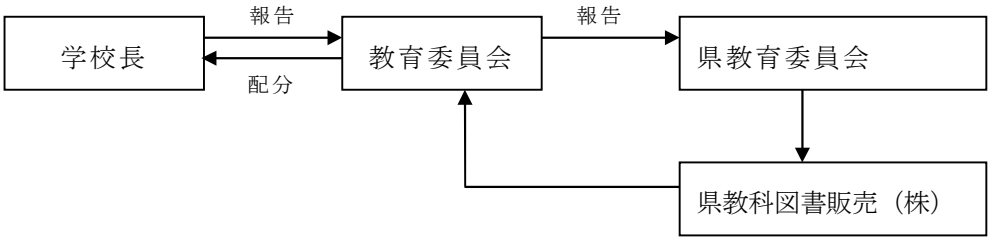

イ　文房具等

市内業者から調達する。

（８）学校給食措置

給食施設が被災した場合は、次の事項に留意するとともに、適切な措置を講じるものとする。

ア　留意事項

(ｱ)　被災状況（調理関係職員、給食施設、給食設備、給食用保管物資等）の速やかな把握

(ｲ)　学校給食用物資の補給調整

(ｳ)　衛生管理（特に食中毒等の事故防止）

(ｴ)　給食の一時中止

次の場合には、給食を一時中止する。

a　災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、給食施設が災害救助のため使用されたとき。

b　給食施設等に被害があり、給食の実施が不可能なとき。

c　感染症その他の危険の発生が予想されるとき。

d　給食物資の供給が困難なとき。

e　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

イ　給食の方法

各学校給食共同調理場が被災して給食できない場合には、教育長は、上記留意事項を配慮し、公共施設又は民間施設を利用しての炊き出し給食あるいはパン、牛乳等の簡易給食を行うものとする。

（９）保健衛生の管理

学校の保健衛生については、次の事項に留意して適切な措置を行う。

ア　校舎内外の清掃･消毒

イ　児童生徒に対する飲料水の使用の指導

ウ　児童生徒の保健管理及び保健指導

エ　児童生徒の精神面に係る配慮（メンタルケア）

８　避難所運営に関する協力

（１）緊急避難が生じた場合は、学校長の判断で、避難者の受入れを第一に考え、学校の施設を状況に応じて、順次開放する。

（２）学校長は、避難所開設期間中は、学校運営に支障のない限りにおいて、避難所の運営に協力する。

第２３節　　隣保互助、民間団体活用計画

この計画は、災害応急対策の実施において、民間団体等の活動要請、活用方法等を定め、応急対策の推進を図るための計画である。

１　実施責任者

被災地における民間団体等に対する活動協力要請は、市長（本部長）が実施するものとするが、市長（本部長）が実施できない場合は、知事に協力を要請するものとする。

２　実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	民間団体等への応援要請

３　民間団体等活用計画

（１）対象団体

ア　赤十字奉仕団

イ　自治会

ウ　婦人会

エ　青年団

オ　公民館連絡協議会

カ　その他民間団体

（２）協力要請

赤十字奉仕団の応援協力を必要とする場合は、日赤鳥取県支部に、また、民間団体の応援協力を必要とする場合は、被災していない管内の団体へ、さらに多数の者の協力を必要とする場合は他の市町村の団体へ、次の事項を明示して要請するものとする。

なお、赤十字奉仕団の組織は別図のとおりである。

ア　応援を必要とする理由

イ　作業内容

ウ　従事場所及び就労予定時間

エ　所要人員

オ　集合時間及び場所

カ　携行品

キ　その他必要事項

（３）協力活動の基準

ア　被災者および応急対策作業員に対する炊き出し

イ　被災幼児の託児、保育

ウ　被災者の救出

エ　救済用物資の輸送、配給

オ　清掃、防疫の援助

カ　被害状況の調査

キ　避難所の応援

ク　その他応急対策に必要な事項

別図　　◎赤十字奉仕団の組織

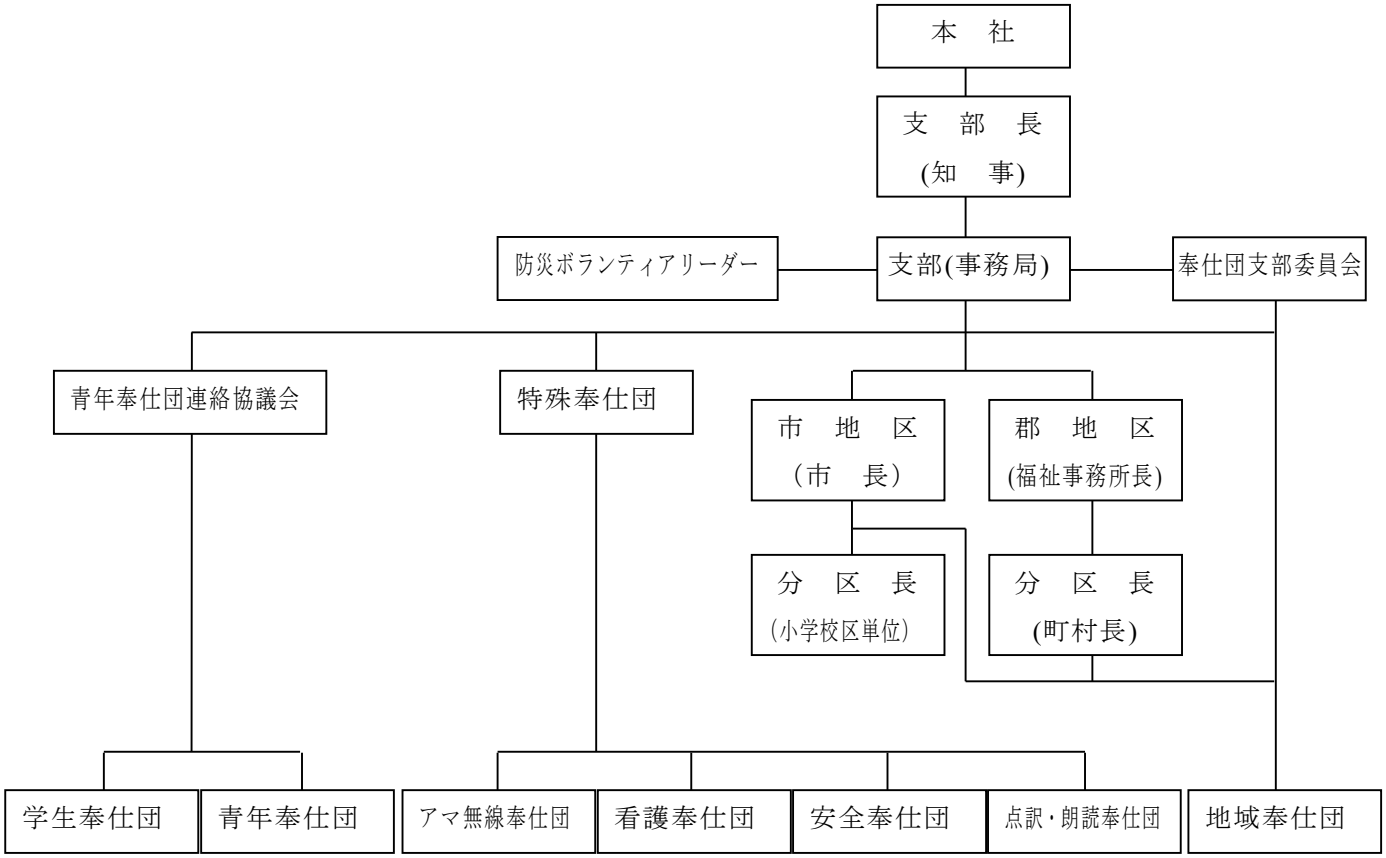

第２４節　　災害ボランティア受入れ計画

この計画は、災害時の円滑な災害ボランティア活動の確保を図ることを目的とする。

１　実施担当部署

班	主　な　任　務
企画広報班	災害ボランティア（専門ボランティアの内、福祉関係以外のボランティア）の受入れに関すること
援護班	災害ボランティア（専門ボランティアの内、福祉関係ボランティア）の受入れに関すること
秘書報道班 企画広報班	災害ボランティア体制、ボランティア募集に関する広報活動

２　災害ボランティア受入れに関する基本的な考え方

（１）ボランティア活動は、需要と供給がうまくコーディネートされ、寄せられるボランティアの申し出はすべて受け入れる体制を確立することが重要である。

（２）ボランティア活動は、行政サービスの公平性の原理を重視した公共的基礎的サービスとは異なり、「必要なサービスを最も必要としている人に、必要なときに行う。」という個別性の高いものであるから、行政では対応できないものや、解決困難な事案に対応できるというメリットを最大限に生かすべきである。

（３）災害時における行政の役割とボランティアの役割の違いを確認し、相互理解を深めて市民からのニーズに対して連携をもって取り組むこと。
（４）市各部各班と連携協力して、必要かつ十分なボランティア活動実施のための拠点活動スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに努める。
（５）行政は適切な情報提供を行うこと。

３ 市の役割

本部は、大規模な災害が発生していると認めた場合、その他必要と認めたときは、市社会福祉協議会と連携して、以下のとおり災害ボランティア受入態勢を確立する。また、災害ボランティアセンターとして利用するために提供するスペース、ボランティア活動用資機材、設備、救援用物資等を活用し、災害ボランティア活動がスムーズにできるよう最大限努力するものとする。

項　　目	手　順　そ　の　他　必　要　事　項
市社会福祉協議会との連携等	（１）災害ボランティアセンター体制確立 （２）市内被害状況に関する情報の提供 （３）市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部各班の役割	（１）災害ボランティア体制、ボランティア募集に関する広報活動（企画広報班） （２）資機材、設備、人員、活動資金等の提供協力（本部総務班、援護班）

４　市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、市が大規模な災害が発生していると認めた場合、その他必要と認めたときは、市本部の要請に応じ、連携して、災害ボランティア受入態勢を確立する。

（１）運営体制（別図「災害ボランティア受入体制図」参照。）

ア　原則、米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里)内に、「米子市災害ボランティアセンター」を開設する。

イ　災害ボランティアセンターの運営要員は、あらかじめ市社会福祉協議会及び関係機関・団体各責任者が定めておく。

ウ　災害ボランティアセンターの運営について、あらかじめ関係機関とも調整を行い、役割分担等詳細について定めておくこととする。

(2)　災害ボランティアセンターの組織

班		役　割　項　目
ボランティアセンター運営	情報収集	①被災者･避難所からの相談･ニーズ受付(救援活動全般に関わるニーズ等) ②被災情報 ③ボランティアとの現地同行調査
	広　報	①発信情報の整理 ②広報紙の作成、配布、掲示 ③マスコミへの情報提供及び対応 ④ボランティアへの情報提供 ⑤被災者への情報提供
	運営･渉外	①市内ボランティア団体･グループ等への要請・交渉 ②車両手配 ③食料、宿泊の確保 ④運営・活動資機材の調達、運営･活動資金の調達 ⑤運営要員の確保、派遣
	資機材管理	運営資機材･活動資機材の管理、貸出し
	記　録	活動記録、センターの運営記録
ボランティアコーディネート	受付･登録	①ボランティア保険の加入登録手続 ②ボランティアの確保
	派遣調整	グループ編成･ボランティア派遣
	指　導	①活動オリエンテーション ②ボランティアミーティング ③ボランティアの安全・健康管理
	企画開発	イベント･活動プログラム開発･実施

別図

災害ボランティア受け入れ体制図

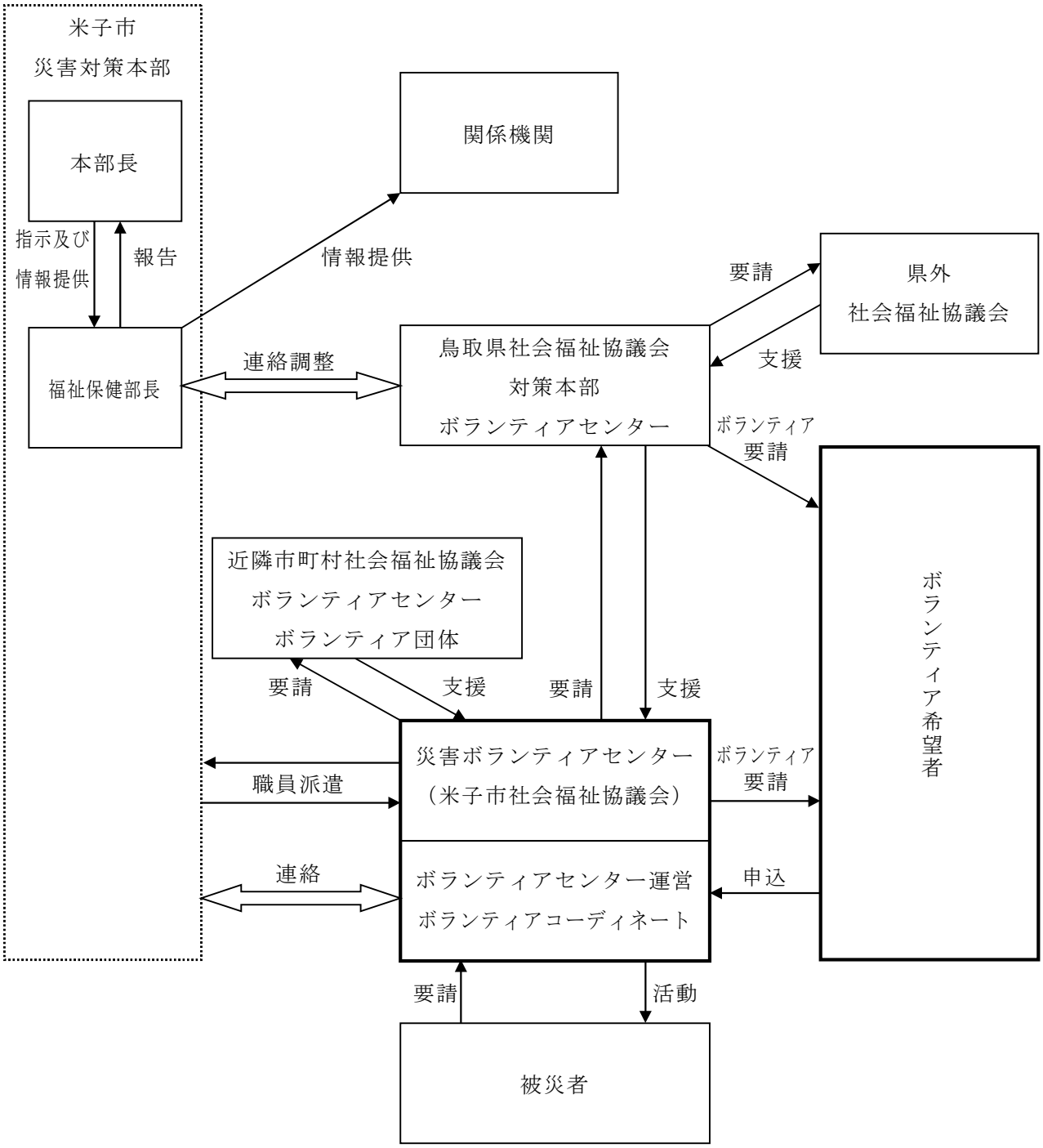

第２５ 節　　災害警備実施計画

この計画は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難、誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持を図るための計画である。

なお、警備活動は県警本部が実施するので、以下は、県警本部の定める鳥取県警察災害警備計画における警備活動の基本要領を示すものである。ただし、県警から米子市に対して応援要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

１　災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、県警察本部及び警察署に次の警備本部等を設置する。

（１）準備体制の場合は、災害警備連絡室

（２）警戒体制の場合は、総合災害警備本部（本部長は県警察本部警備部長）及び現地災害警備本部

（３）非常体制の場合は、特別災害警備本部（本部長は県警察本部長）及び現地災害警備本部

２　災害予防

（１）防災知識の普及

平素から、避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に関する広報を行い、防災知識の普及に努める。

（２）危険地域の調査

関係機関と協力して、水害、地すべり、山崩れ、なだれ等災害の発生するおそれのある地域の調査を行う。

（３）警察職員の教養訓練

災害警備に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、必要により関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

（４）装備資機材の整備

ア　警察の災害警備に必要な装備資機材の整備充実に努める。

イ　警察の災害警備に必要な装備資機材は、定期的な点検を実施するとともに、降雨期前、台風期前等には特に点検を行い、所要の補修及び整備を行う。

（５）災害警備用物資の備蓄

警察の災害警備に必要な医薬品、食料品等の物資は、計画的に備蓄するとともに、(4)のイに準じて点検整備を行う。

３　災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じておおむね次の各号に掲げる活動を行う。

（１）災害発生前の措置

ア　関係機関との情報連絡や警戒措置等の連携

イ　警備部隊の配置運用

ウ　災害（気象）情報の収集及び警報等の伝達

エ　避難誘導及び避難後の警戒

オ　危険箇所に対する警備

カ　装備資機材等の準備

（２）災害発生時における措置

ア　警戒区域の設定

イ　負傷者、被災者の救出、救護

ウ　障害物の応急的な除去

エ　避難誘導

オ　交通秩序の確保

カ　被害実態の把握

キ　危険物の保安措置

ク　検視及び行方不明者の捜索

ケ　犯罪の予防検挙

コ　広報活動

サ　警備部隊の編成及び運用

シ　地域安全活動

a　避難地域の警戒

b　犯罪の予防取締り

c　女性警察官等による被災者支援

４　通信の組織に関する措置

この計画における県警察本部には、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部の組織を含むものとする。

第２６節　水防計画

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第３２条の規定に基づき、米子市における洪水又は高潮による水害の発生を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図り、人命及び財産を保護するための計画である。

１　水防に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	水防機関の水防通信、水防警報の受信及び伝達。水防に対する情報収集連絡に関すること。避難勧告・指示の発令、その他避難措置に関すること。
都市整備部	河川及び排水路の護岸、樋門等の巡視、警戒、保全に関すること。排水資機材の調達実施に関すること。
農林水産班	農耕地及び農作物の災害防止に関すること。 農業用排水路、ため池、河川の樋門等の巡視、警戒保全に関すること。
下水処理班	下水排除施設の管理に関すること。
秘書報道班 企画広報班	水防の情報、避難勧告・指示の広報に関すること。
避難支援班 文化観光班 こども施設班	避難所の開設･運営･安全確保、避難所管理者の指定に関すること。
消　防　班	水防活動及び水防隊の編成に関すること。河川の巡視、警戒に関すること。 避難場所及び避難所への避難誘導に関する協力

2 水防に関する定義と各機関の役割

（1）定義

ア　水防本部

本県における水防を統括するために設置し、本部事務所を県庁県土整備部河川課内におく。

イ　水防本部長

県知事をいう。

ウ　水防管理団体

水防の責任のある市町村

エ　指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係あるもので、県知事が指定した１９団体（県内全市町村）をいう。

オ　水防管理者

水防管理団体である市町村の長

カ　水防の機関

西部消防局、米子市消防団

（2）各機関の役割

機関の区分	実施する業務
河川管理者 （国土交通省・県）	・現地パトロール ・防災に必要な情報（雨量、水位データ、水防警報・洪水予報等）を水防管理団体、水防機関に提供 ・現地指導隊として、危険箇所で必要な水防工法の指示等
水防管理団体 （市町村）	現地で活動する消防団の総括、指揮
水防機関 （西部消防局・消防団）	現地での水防活動
・ＦＡＸ又はインターネットにより情報の共有化 ・現場の状況に応じ、県（県土整備局）と水防管理団体が連携し水防活動を実施	

（３）水防に関する責任

ア　水防管理団体

水防管理団体である市は、水防法第３条第１項の規定により各自の水防計画に基づき、各々がその管理区域内の水防を十分に果たさねばならない。

イ　水防本部の責任

水防法第３条の６の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努めること。

ウ　地方気象台の責任

水防法第１０条の規定により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を県に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

エ　放送局、電気通信局その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう努力しなければならない。（水防

法第２７条）

オ　地元居住民の責任

水防法第２４条の規定により、水防管理者、水防団体又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力しなければならない。

3　重要水防区域等

米子市の重要水防箇所・重要水防区域・河川災害危険箇所及び防災重点ため池は（資料編 1-1、資料編 1-2）のとおりである。

4　重要排水樋門

米子市の重要排水樋門は、（資料編 1-3）のとおりである。

5　水防資材器具の整備状況及び調達計画

水防資材器具の整備状況は、（資料編 2-53）のとおりである。

ただし、水防作業の規模により保有資材が不足した場合は、建設管理班で調達に努める。

6　水防機構と組織

（１）水防機構水防管理者（市長）は、気象予報の通知があり、又は河川の水位がはん濫注意水位以上に達する見込みで、必要と認めたときから洪水、高潮等の危険が解消するまでの間、米子市役所内に災害（水防）警戒本部又は災害（水防）対策本部を設ける。

米子市が水防管理団体管理者となる河川は（資料編 2-54）のとおりである。

（２）災害対策（水防）本部の組織及び業務

災害対策（水防）本部の組織及び業務は、（資料編 2-4　米子市災害対策本部班編成表）のとおりとし、相互に連携をとり、業務の遂行を図るものとする。配備及び動員計画については、「配備及び動員計画」により行う。

（３）水防隊及び班の編成

水防隊の編成は消防署及び消防団の組織を、班の編成は各担当課の組織をもってこれに充てる。

7　気象状況連絡

鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県危機管理局が受報し、市への伝達を行い、市や関係機関へ情報伝達を行う。特に、特別警報については、直ちに市に伝達・通知する。

8　災害（水防）配備体制

（１）災害（水防）配備体制は、次のとおりとする。

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するために取るべき体制の区分及び基準は、[災害発生時（風水害等）の配備態勢区分及び基準]のとおりとする。配備及び動員計画については、[配備及び動員計画」により行う。

（２）災害（水防）警戒本部

市は、気象（大雨等）に関する特別警報・警報・注意報等の発令を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、必要な場合は災害警戒（対策）本部を設置する。また、現場情報の収集を行うとともに、河川の堤防等の危険箇所、樋門等を巡視し、異常箇所の早期発見に努め、必要な措置を講じるものとし、必要な職員の配置を行うものとする。

（３）輸送

水防活動に必要な人員、資機材等の輸送については、「第 20 節 輸送計画」に準じる。

9　気象予報及び警報情報連絡

警戒（水防）本部長は、気象予報及び警報並びに水防に関する情報を受けたときは、その情報を必要に応じて住民に対し周知するものとする。

１０　水防警報

水防法第１６条の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して、水防警報を行う。

警戒（水防）本部長は、水防警報の通知を受けたときは、（資料編 2-57）の伝達系統により水防関係者に通報するものとする。

（１）水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また、水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができるものとする。

水防警報河川（市内河川共通：洪水）

段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水位が水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位が氾濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

水防警報河川（市内河川共通：津波）

段階の別		水 防 警 報 の 意 味 ・ 内 容	水防警報の発令基準
1	待 機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報海岸（皆生海岸：高潮・高波）

段階の別		水 防 警 報 の 意 味 ・ 内 容	水防警報の発令基準
1	待 機 ・ 準 備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	日吉津観測所の波高が２．８m以上かつ波浪警報が発令された場合。
2	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	日吉津観測所の波高が４．２mを越えるおそれがあり、ＣＣＴＶ情報等により越波が発生し、浸水被害等が発生すると考えられる場合。
3	距 離 確 保 準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	日吉津観測所の波高が４．２m以上となった場合。
4	距 離 確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	日吉津観測所の波高が４．７m以上となった場合。
5	距 離 確 保 解 除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	日吉津観測所の波高が４．７mを下回り、ＣＣＴＶ情報等を勘案して、激しい越波による危険が解消した場合。
6	解除	激しい越波のおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	日吉津観測所の波高が２．８mを下回りかつ波浪警報が解除された場合。

水防警報海岸（皆生海岸：津波）

段階の別		水 防 警 報 の 意 味 ・ 内 容	水防警報の発令基準
1	待 機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸状況が解消したと認めるとき。

（２）水防警報の通知

国土交通省及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に関係団体へ情報伝達するものとする。

［通報系統図：知事が水防警報を発したとき］

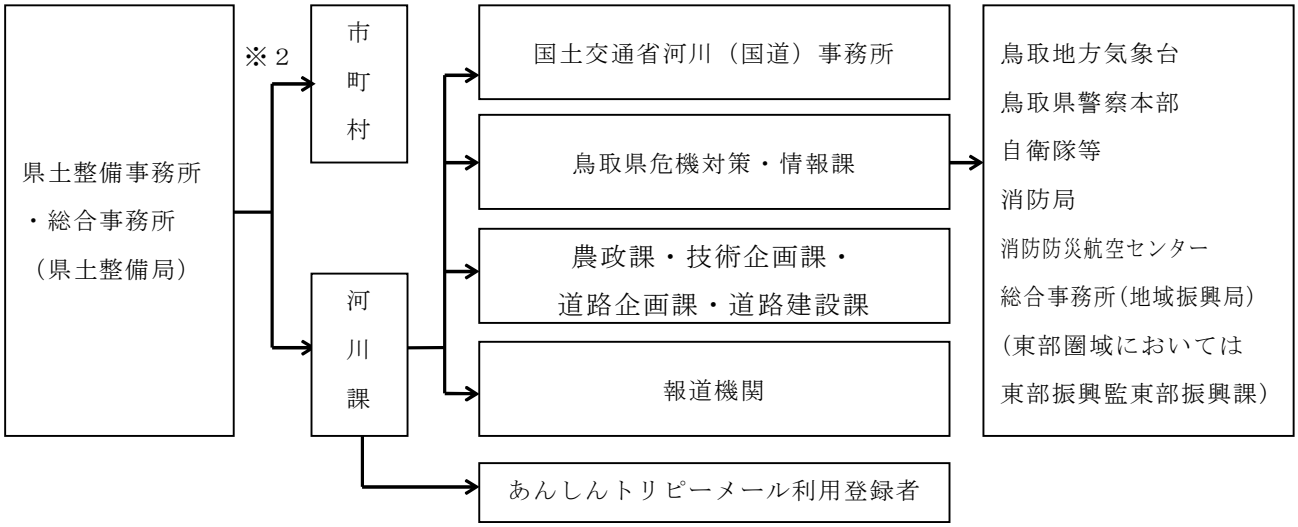

［通報系統図：国土交通省が水防警報を発したとき］

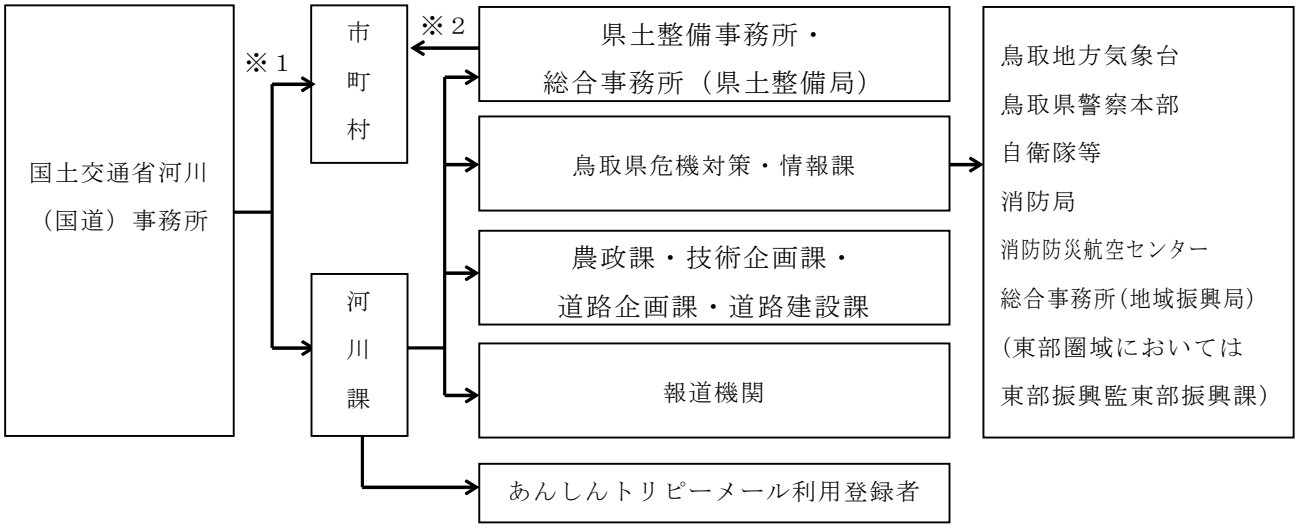

※１　国土交通省河川（国道）事務所から市町村への通報は、水防警報については運用上の取扱いである。（ただし、出雲河川事務所を除く）

なお、水位周知河川における水位情報は、市町村長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、必ず通報しなければならない（平成２５年７月１１日水防法改正関係）。

また、この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。（平成２５年７月１１日水防法改正関係）。

※２　この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。（平成２５年７月１１日水防法改正関係）

※３　国土交通省出雲河川事務所発令及び水防警報海岸の場合は、県空港港湾課、境港管理組合にも通報する。

１１　水位周知

水防法第１３条第１項及び第２項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を、水位周知河川として指定する。

（１）避難勧告等発令の参考となる特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知

ア　水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速にかつ的確に情報伝達を行うものとする。

イ　また、県は当該特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

［通報系統図：知事が避難判断水位到達情報を発したとき］

水防警報の通報系統に同じ。

［通報系統図：国土交通省が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）を発したとき］

水防警報の通報系統に同じ。ただし、※３を除く。

（２）避難対策の実施

特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）は、市長が避難勧告を発令する際の目安となる水位であることから、特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知を受けた場合、市は避難勧告の発令を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、原則避難措置を行うものとする。

１２　洪水予報

（１）水防法第１０条、第１１条及び気象業務法第１４条の２第２項の規定により、洪水予報河川

においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

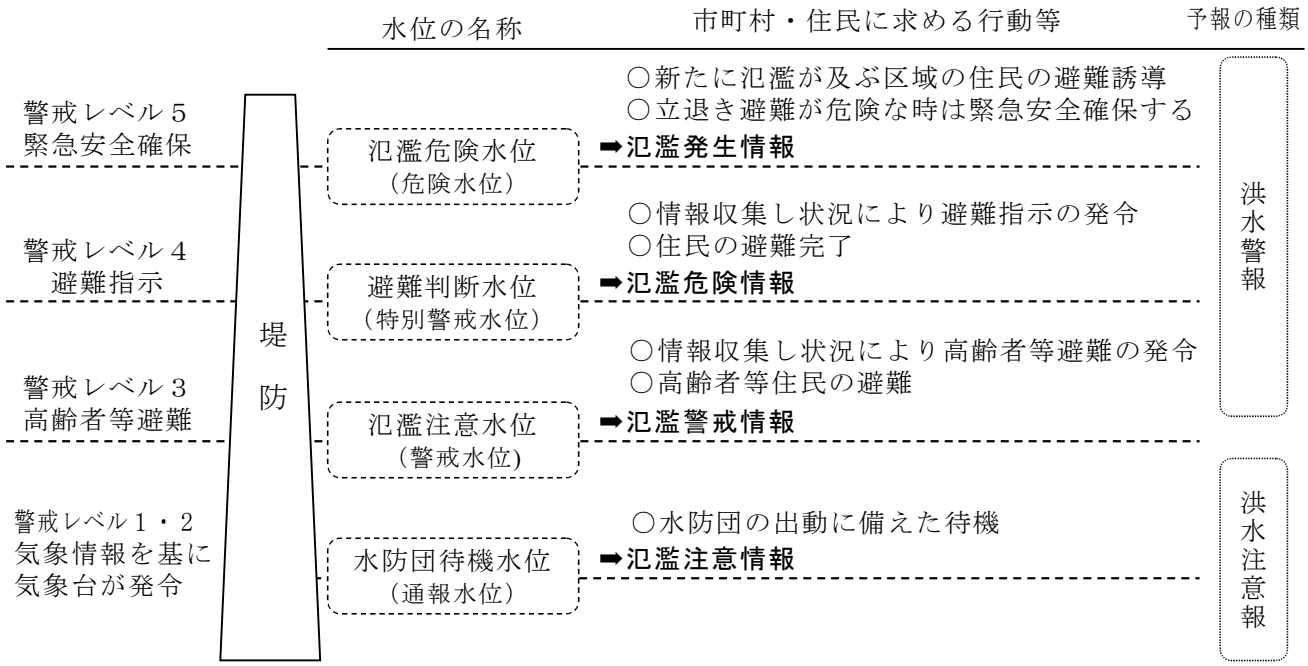

（２）洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達するものとする。

［通報系統図：鳥取県・気象台が洪水予報を共同発表したとき］

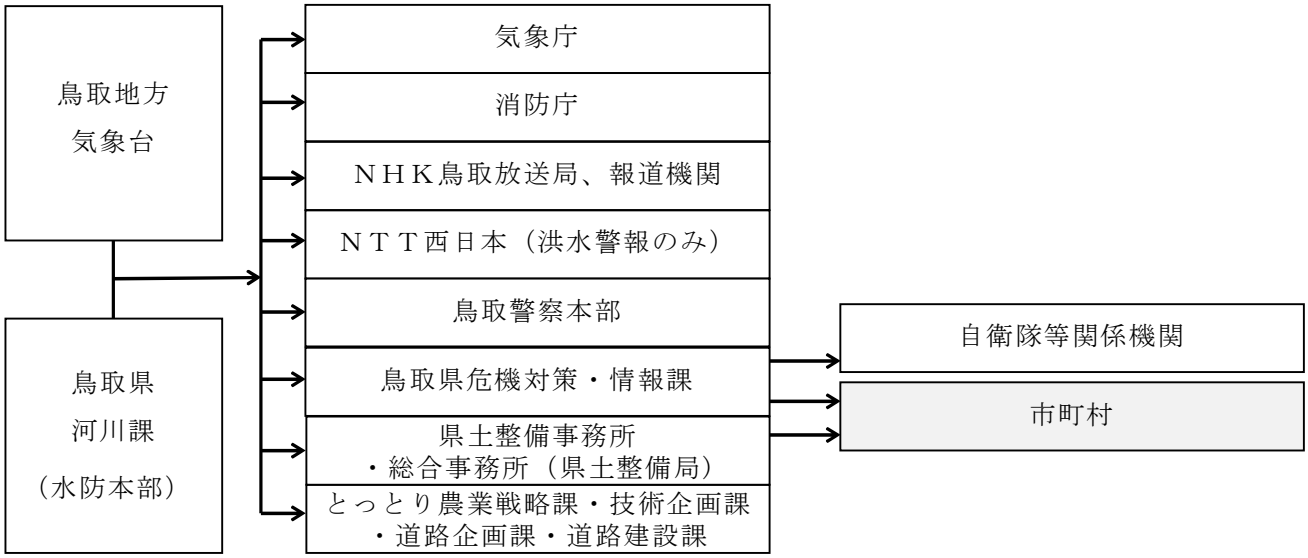

［通報系統図：国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき］

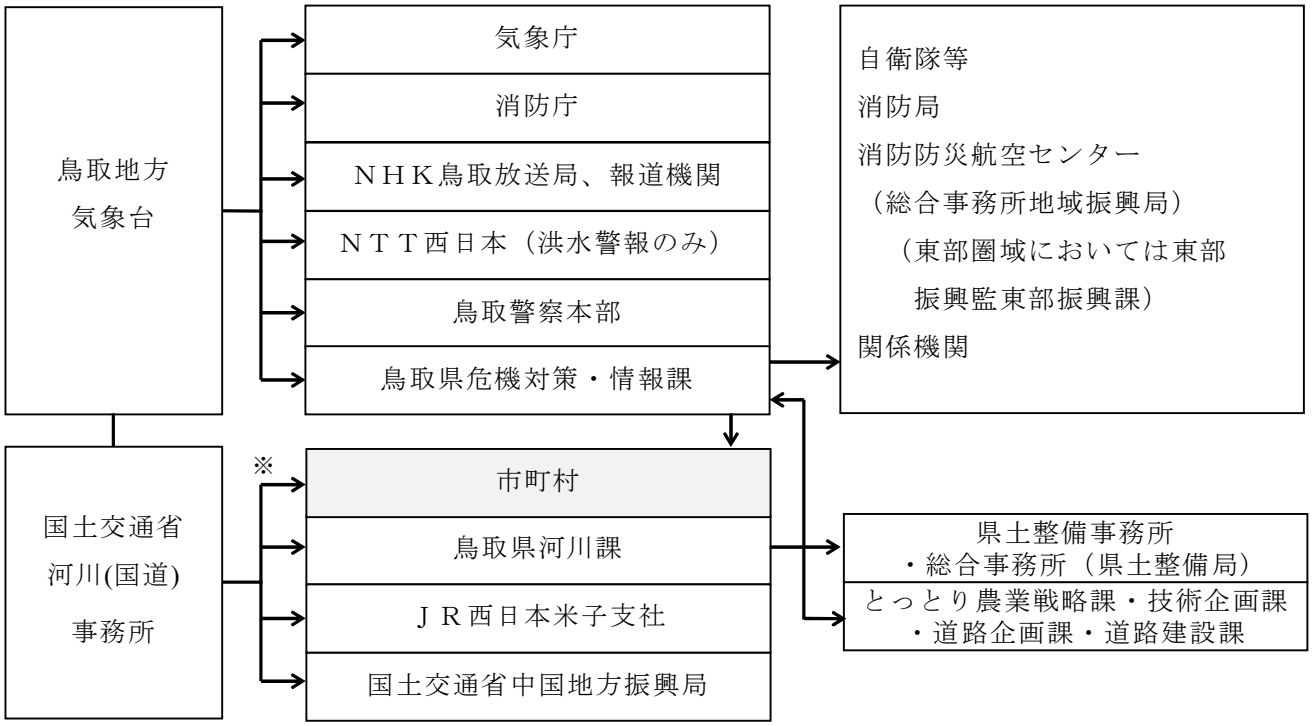

※　国土交通省河川（国道）事務所及び県の市町村への通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への伝達である。（平成２５年７月１１日水防法改正関係）

（３）　また、県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図るものとする。

（４）市は当該洪水予報の情報伝達を受けた場合は、「第８節　避難収容計画　５　避難指示等の判断基準、対象地域、伝達手段」に定めるとおり、避難勧告等の発令について検討する。

１３　水防警報、水位情報周知、洪水予報を行う河川・海岸

（１）水防警報（洪水）、水位情報周知、洪水予報を行う河川

発表＼河川の種別等		水系名	河川名	水防法に定める河川					
				水防警報河川		水位情報周知河川		洪水予報河川	
国土交通省	日野川河川事務所	日野川	日野川	●	3		1	●	2
			法勝寺川	●				●	
	出雲河川事務所	斐伊川	中海	●		●			
鳥取県	西部総合事務所 県土整備局	日野川	小松谷川	●	5	●	5		0
		斐伊川	新加茂川	●		●			
			加茂川	●		●			
		佐陀川	佐陀川	●		●			
			精進川	●		●			
				8		6		2	

（２）水防警報（津波）を行う河川

発表＼河川の種別等		水系名	河川名	水防法に定める河川 水防警報河川	
国土交通省	日野川河川事務所	日野川	日野川	●	2
	出雲河川事務所	斐伊川	中海	●	

（３）水防警報（高潮・高波、津波）を行う海岸

発表＼種別等		海岸名	水防法に定める海岸 水防警報海岸	
国土交通省	日野川河川事務所	皆生海岸	●	1

１４　実施すべき対策

国及び県は、水防法に基づき洪水予報河川等を指定し、下表の対策を実施することで、迅速かつ的確な水防活動に資するものとする。

実施内容	実施者	水防法根拠条項	水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川
【平時から行う対策】					
浸水想定区域（水深を含む）の指定	国又は県	14(1,2)		●	●
浸水想定区域（水深を含む）の指定、公表及び関係市町村への通知		14(3)		●	●
避難判断水位の設定		13(1,2)		●	
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（市町村地域防災計画等に最低限次の事項を規定） ・洪水予報の伝達方法 ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ・浸水想定区域内に地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設、又は大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当する施設の名称及び所在地	市防災会議	15(1)		●	●
地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・計画の市町村長への報告及び公表 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	地下街等の施設の所有者又は管理者	15の2		●	●
要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等（義務） ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・計画の市町村長への報告及び公表 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	15の3		●	●
大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（努力義務） ・当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・自衛水防組織の設置及び市町村長への報告	大規模工場等の所有者又は管理者	15の4		●	●
洪水ハザードマップの配布等	市	15(3)		●	●
【非常時に行う対策】					
気象庁と共同した洪水予報の発表、一般への周知	国又は県	10(2),11(1)			●
洪水予報の県への通知（国指定の場合のみ）		10(2)			●
洪水予報の水防管理者及び量水標管理者への通知	県	10(3),11(1)			●
避難判断水位に達したことの県への通知、一般への周知（国指定のみ）	国	13(1)		●	
避難判断水位に達したことの水防管理者及び量水標管理者への通知	県	13(2,3)		●	
水防警報の実施	国又は県	16(1)	●		
水防警報の県への通知（国指定の場合のみ）		16(2)	●		
水防警報の水防管理者等への通知	県	16(3)	●		

１５　雨量・水位及び潮位の通報

（1）雨量・水位の情報収集

ア　市及び県は、県内の主要河川の水位及び雨量について、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム及びインターネット等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

イ　水防法第１２条及び第１２条第２項の規定に基づき、量水標等の示す水位が通報水位及び警戒水位を超えるおそれがあるときは、アの手段により情報の収集に努めるものとする。

（2）雨量の通報

ア　水防本部は、気象状況により相当の降雨があると認めたとき、または鳥取地方気象台から要求のあった場合は、管下各地方県土整備局及び各総合事務所と緊急な連絡をとり必要に応じ各管下の雨量を報告させるとともに、直ちに鳥取地方気象台に通知する。

イ　鳥取地方気象台は、県下気象官署管理の雨量を速やかに水防本部に通知する。

ウ　各地方県土整備局及び各総合事務所はすすんで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

（3）水位の通報

水防法第１３条第２項の規定により、水位情報周知河川の水位が特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したとき、河川管理者は関係機関、市に通知し、住民に周知しなければならない。

１６　水防活動計画

（1）警戒巡視

水防管理者（市長）は、気象注意報を受けた場合又は洪水、高潮の危険が予想される場合は、河川、池、堤防、沿岸等の危険箇所の巡視及び警戒に当たるものとする。

なお、水防管理者（市長）は水防のため必要があると認めたときは、水防法第２２条に基づき米子警察署長に警察官の出動を求めることができる。

（2）水防隊の出動

ア　警戒（水防）本部長は、水防警報が発せられた場合、前記「**１０　水防警報**」にある「水防警報の段階」により状況を把握した上で、水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせる等必要な措置を講じるものとする。

イ　水防隊班長は、出動に当たり、担当員を現地に派遣し、水防作業の円滑を図るものとする。

（3）現場指揮本部の設置

ア　警戒（水防）本部長は、水防活動上必要と認める場合は、現場指揮本部を設置する。

イ　現場指揮本部長は消防署長とし、各水防隊の連絡調整を行うものとする。

（4）水防作業

ア　水防作業は、警戒（水防）本部長又は現場最高指揮者の指揮に従い、規律統制ある団体行動の下に、水防資機材を活用し、迅速確実に行わなければならない。

イ　水防工法は、事態に応じた合理的な工法とするとともに、必要に応じ、米子地方県土整備局又は消防班の指導を受けるものとする。

（5）居住者等の水防作業

警戒（水防）本部長は、水防上やむを得ない事態が発生した場合は、水防法第１７条の規定

により、必要と認める範囲で、その区域内に居住する者又は水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。

（６）水防法第２３条の規定により、水防管理者（市長）は、緊急の必要があるとき、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。なお、応援のため派遣される水防団員は、できる限り所要の器具資材を携行し応援を求めた水防管理者（市長）の指導下に行動する。

（７）米子市青木・大袋地区、水貫川河口周辺の冠水対応

法勝寺川沿いの米子市青木・大袋地区、水貫川河口周辺は、降雨に伴う水位上昇が顕著で、幾度も冠水被害が発生している地域であり、関係機関が緊密な連携を図り、排水等の迅速な対応を図る。

排水ポンプ車は、鳥取県西部総合事務所に１台配備されており、市町村等からの要請等により出動する。県の排水ポンプ車で対応できない場合、県は国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所（１台配備）と協議し、調整を行う。出動連絡を受けた市は、道路整備課、防災安全課で情報共有し、対応を協議する。

［通報系統図：米子市青木・大袋］

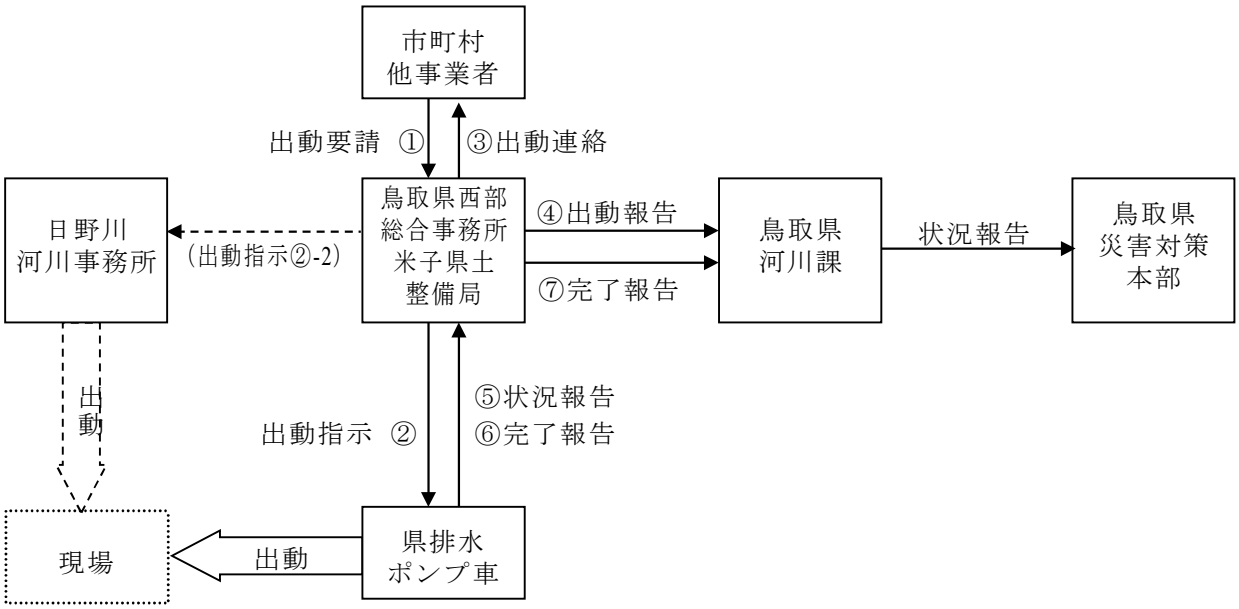

［通報系統図：水貫川］

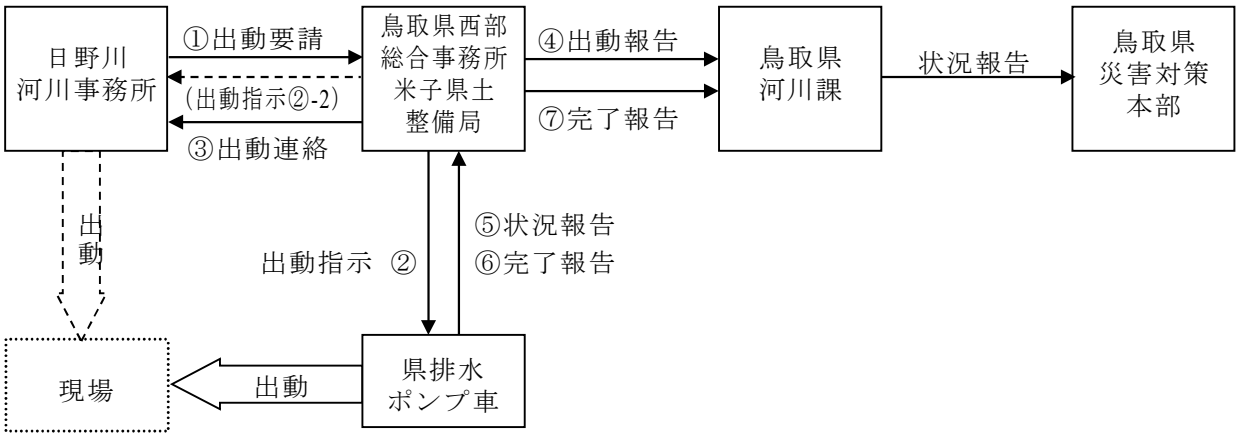

（８）水防信号

水防法第１３条の規定に基づき、水防信号を次のとおり定める。

ア　出動信号

消防職員及び消防団員の出動

イ　危険信号

必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせる。

種　　別	打　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン
出動信号	○－○－○　○　○－○－○ ３点と１点の班打	○ ―――　　○――― 10 秒　10 秒　10 秒
危険信号	○－○－○－○－○　○－○－○－○－○ ５　連　打	○―――――　　○――――― 30 秒　30 秒　30 秒

１７　決壊等の通報及び決壊後の処置

（１）決壊等の通報

ア　水防管理者（市長）は、堤防、その他の施設が決壊した場合は、直ちにその旨を鳥取県西部総合事務所県土整備局長及びその他の関係者に報告又は通報しなければならない。

イ　県土整備局長は、これらの報告を受けたときは、速やかに水防本部長、米子警察署長並びに西部消防局長その他必要な所に連絡をするとともに、係員を出動させ指導に当たらせる。

（２）決壊後の処置

警戒（水防）本部長は、堤防が決壊し、又はこれに準じた非常事態が発生した場合は、直ちに水防に必要な措置を講じ、被害が拡大しないよう努めなければならない。

１８　費用負担

水防法第４１条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

１９　公用負担権限

（１）公用負担権限

水防法第２８条の規定に基づき、水防のため必要がある場合は、水防管理者（市長）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用

イ　土地、 土石、竹木その他の資材の使用

ウ　車両その他の運搬用機器の使用

エ　工作物その他障害物の処分

（２）公用負担権限委任証明書

水防法第２８条の規定に基づき、公用負担の権限を行使するものは水防管理者（市長）又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっ

ては、委任を示す証明書（資料編 2-55）を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

（３）公用負担の証票

水防法第２８条の規定により公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票（資料編 2-56）を２通作成して、その１通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

（４）損失補償

上記の権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理者（市長）は時価によりその損失を補償するものとする。

２０　避難のための立ち退き

（１）避難のための立ち退き指示

警戒（水防）本部長若しくは水防管理者は、洪水、高潮の危険が増大するおそれがある場合、又は著しく危険が切迫していると認められる場合は、水防法第２９条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退き準備又は立ち退きを迅速確実に指示するものとする。

なお、この場合、米子警察署長にその旨を通知しなければならない。

（２）避難の伝達及び誘導

居住者に避難のための立ち退き準備又は立ち退きを行わせる場合は、（資料編 2-57）の伝達系統により速やかに伝達し、安全に避難させるものとする。

（３）避難所

避難先は、避難予定施設一覧表のとおりとする。

２１　河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長又は県（河川管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川監視カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

（２）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（３）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

（４）重要水防箇所の合同点検の実施

（５）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（６）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（７）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

２２　水防解除

警戒（水防）本部長は、水位が指定水位以下に減じ、かつ、危険がなくなった場合は、水防の解除を命じ、これを一般に周知するとともに鳥取県西部総合事務所県土整備局長に対しその旨を報告するものとする。

２３　水防記録及びまつ報告

（１）水防記録

警戒（水防）本部長は、水防活動を行った場合は、次の事項を取りまとめて記録するとともに、水防管理者（市長）に報告しなければならない。

ア　天候の状況及び水位
イ　警戒出動及び解除命令の時刻
ウ　消防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
エ　水防作業の状況
オ　堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
カ　使用資機材の種類及び員数並びに消耗及び回収分
キ　収用した使用資機材の種類、員数及び使用場所
ク　処分した障害物の数量及びその事由並びに除去の場所
ケ　土地を一時使用した場合は、その箇所、所有者の氏名及びその事由
コ　現場指導者の氏名
サ　応援の状況
シ　居住者の出動状況
ス　警察の援助状況
セ　立ち退き状況及びそれを指示した理由
ソ　水防関係者の死傷
タ　殊勲者及びその功績
チ　雨後の水防について考慮を要する点その他必要な事項

（２）水防てんまつ報告

水防管理者（市長）は、水防活動が終了した場合は、遅滞なく、鳥取県西部総合事務所県土整備局を経て県水防本部長に提出するものとする。［（資料編 2-58 の水防活動実績表　及び（資料編 2-59）の水防活動による使用（消費）資材費内訳による。］

２４　ダム・ため池・樋門の管理

ダム、ため池、樋門等の管理者（操作担当者を含む）は、気象状況の通報を受けたとき、または出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い必要な措置をとるものとする。

（1）ダムの連絡体制

ア　下記の場合において、ダム管理者は関係機関に通報する。（中国地方整備局、県（県土整備局）、県企業局、警察署、市等）

a　洪水に備えた体制に切り替えたとき

b　放流を行うとき

イ　ダムの管理者は、上記アのほか、災害の発生が予測される場合に危害防止のために必要があるとき、ダムの状況及びダムに関して行う措置等について、市、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

（2）ため池の管理

ア　非常時の対策

a　ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。

b　時間雨量３０㎜以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。

（ア）ひ管を抜くこと。（取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること）

（イ）流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

（ウ）流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。

（エ）監視人は用水等が計画溢流水深に達した場合には関係自治会、消防団等に急報し、流心の方向に当たる住民に避難の準備をさせる。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達する。

（オ）放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

（カ）水位の上昇度を１５分ごとに調べる。

（キ）その他急変の場合は早急に連絡する。

c　監視人からの急報を受けた場合、関係自治会、消防団は土のう、シート、ロープ等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。

d　洪水が減少し、または豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

排水樋門、重要ため池は資料編1-2、　資料編1-3を参照のこと。

e　県総合事務所（農林局）は、市・ため池管理者に、決壊のおそれのある場合の応急措置の助言指導を行う。

イ　ため池管理の連絡体制

ため池の管理者は、上記アのｂ（エ）のほか、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、市、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

a　災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき

b　ため池が決壊するおそれがあるとき、及び決壊したとき

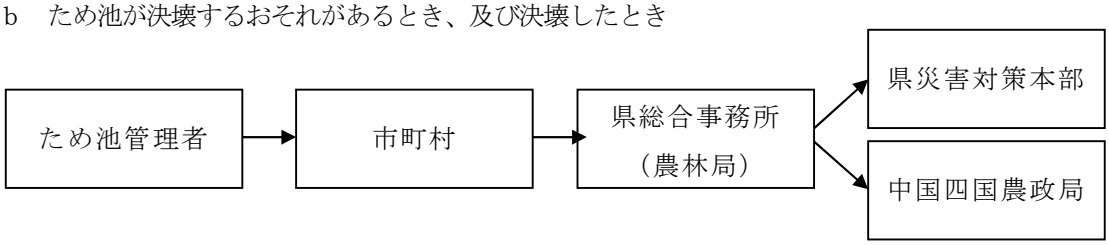

（3）樋門の管理

ア　樋門の操作要領

a　警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

b　警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

（ア）操作員の配置

（イ）樋門の操作のための点検

（ウ）その他樋門の管理上必要な措置

c　操作の方法

（ア）操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

（イ）操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

d　警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

イ　樋門管理の連絡体制

a　県及び市管理樋門

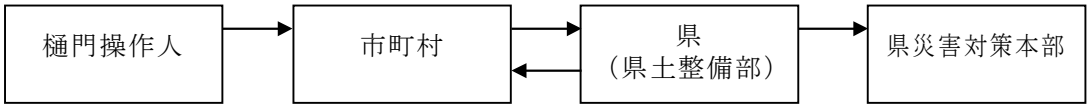

b　国管理樋門（水貫川・大川）

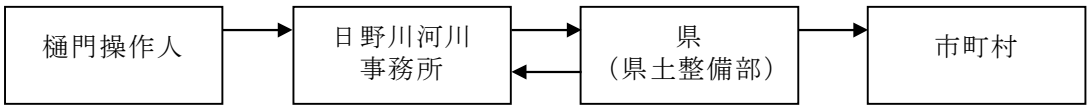

２５　水防訓練

水防管理者（市長）は、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう毎年１回以上水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等についての訓練を実施する。

２６　水防連絡会

県内の洪水、高潮等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り、公共の安全に寄与することを目的とし、国土交通省、鳥取県、各市町村等からなる水防連絡協議会（日野川及び法勝寺川洪水予報連絡会、日野川水系水防連絡会、斐伊川水系水防連絡会）が設置されている。

第２７節　　消防計画

この計画は、災害による火災発生等に際して消防施設及び人員を活用し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害を軽減するための計画である。

１　消防活動の内容

（１）火災の防御及び鎮圧

（２）火災時の避難誘導、救急救助及び収容

（３）被災原因及び損害の調査

２　米子市消防団の組織

米子市消防団の組織は、（資料編 2-60）のとおりである。

３　消防組織の規模

令和４年４月１日現在

消防局	
職員数	２９２人
消防ポンプ自動車	１８台
水槽付消防ポンプ自動車	４台
化学消防自動車	３台
はしご付消防自動車	３台
救助工作車	３台
救急自動車（高規格）	１４台
指揮車	５台
その他の車両	２８台

消防団（２８分団）	
団員数	５２７人
うち団長	１人
うち副団長	４人
うち分団長	２８人
消防ポンプ自動車	１５台
小型動力ポンプ積載車	９台
小型動力ポンプ	９台

応援市町村消防隊

４　消防団と西部消防局との連携要領

災害活動は、消防団の機能及び総合力を効果的に発揮させるため、西部消防局との連携を密にし活動調整を図りながら、指揮系統の一元化と活動体制の早期確立を図る。

（１）消防団の災害活動の原則

消防団は、分団単位で管轄区域優先で災害活動をすることを原則とする。

（２）消防団への命令等の伝達

災害時の消防団への参集命令は、状況に応じて、消防団長の命令により次のとおり行う。

ア　災害時非常配備態勢

全団員に指定参集場所への参集を命ずる。

イ　出場命令

出場命令は、消防無線、有線、携帯電話等により、命令を伝達することを原則とする。

（３）消防団の情報収集

消防団長は、次の情報を整理分析し、米子消防署長に報告する。

ア　参集状況

イ　管轄区域内の災害発生状況

ウ　車庫等の被害状況

エ　活動状況

オ　消防団員の殉職、重大の受傷事故等

5　米子市消防団の出場

米子市消防団の出場区分は、（資料編 2-61）のとおりとする。

6　消防活動の相互応援

消防活動は、西部消防局、消防団、自主防災組織等と連携して行うこととなるが、資機材の調達を含め、対応が困難な場合、消防局長は、「鳥取県下広域消防相互応援協定」による応援要請をはじめ、県内の応援だけでは十分な対応が取れないと判断した場合、県（危機管理局）へ緊急消防援助隊等の派遣要請を行うものとする。

7　消防水利状況（令和４年６月現在）

（１）防火水槽

	20t (20 ㎥)級	40t (40 ㎥)級	60t (60 ㎥)級	100t (100 ㎥)級
ア公設	47 基	113 基	43 基	1 基
イ私設	16 基	26 基	7 基	8 基

（２）水道消火栓

	100mm 未満	100mm	150mm	200・ 250mm	300・ 350mm	400mm	500mm 以上	掘抜 消火栓
ア公設	394 基	1,943 基		321 基	43 基	14 基	30 基	302 基
イ私設		5 基	6 基					19 基

ウ　防火栓（工業用水）　13 基

（３）学校プール

ア　市立小学校　２３か所

イ　市立（組合立）中学校　１１か所

ウ　市立米子養護学校　１か所

エ　県立高等学校　５か所

（４）河川等

河川を有効水利とするとともに、海岸の護岸を整備することにより、海水の有効利用を図るものとする。

第２８節　消防防災ヘリコプター応援要請計画

この計画は、災害が発生した場合、消防防災ヘリコプターを有効に活用して、救急活動等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

１　実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	消防防災ヘリコプターの応援要請 飛行場外離着陸場の被害状況等の把握並びに開設･運営のための必要な措置

２　臨時離着陸場の開設

（１）本部総務班は、臨時離着陸場の被害状況を把握し、本部長に報告するとともに、開設･運営のための必要な措置を講ずること。

（２）開設に必要な措置が完了したときは、直ちに、県（消防防災課）、関係者・機関に報告する。

３　運航体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

４　緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

（１）被災状況等の調査及び情報収集活動

（２）生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送

（３）災害に関する情報等の伝達広報活動

（４）その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者(県危機管理局消防防災航空センター所長)が認める場合

５　応援要請

（１）応援要請の原則

市長(本部長)は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断した場合、鳥取県消防防災航空センター所長に応援要請するものとする。

県消防防災航空センター所長	電話番号	０８５７－３８－８１１９
	ＦＡＸ	０８５７－３８－８１２７
	県防災行政無線電話番号	６２－５２００－６０
	県防災行政無線ＦＡＸ	６２－５５００－１９

ア　災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　災害の防御が著しく困難な場合

ウ　その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（２）受入態勢については、西部消防局と連携を取りながら実施する。

ア　離着陸場所の確保及び安全確保

イ　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ　その他必要な地上支援等

6　ヘリコプターの受入体制の整備

受入体制については、「鳥取県消防防災ヘリコプター（運航の手引き）」に基づき、西部消防局と連携を取りながら実施する。

（１）吹流し等の設置

吹流し又は発煙等を着陸地点から５０メートル程度離れた位置に設置する。

（２）ヘリコプターの誘導に必要な人員の確保

ア　安全監視員の配置

離着陸場の出入口等に安全監視員を配置し、離着陸場所の安全確保に努める。

イ　誘導員の配置

(ｱ) 侵入方向を考慮し、着陸帯から３０メートル離れた風上側に誘導員を配置し誘導する。

(ｲ) 服装

・　ヘリコプターの風圧に対し、身の安全を確保するため、保安帽、防塵眼鏡及びマスク等を装着する。

・　作業服のファスナー、ボタンを必ず閉め、風圧により飛散しやすい物は身につけない。

（３）散水体制の整備

ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水するための人員、装備を整備する。

7　ヘリコプターの飛行場外離着陸場

令和４年６月現在

名　称	所在地
日野川運動公園Ｂグラウンド	上福原地内(日野川河川敷)
鳥取県消防学校	流通町 1350
東山陸上競技場	東山町 97-1
皆生プレイパーク	皆生温泉 3 丁目 18-3
鳥取大学医学部付属病院	西町 36 番地 1
淀江スポーツ広場	淀江町西原 789
大和公園	淀江町中間 1154-1

第２９節　自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊の救援を必要と認める場合に、自衛隊法の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の派遣要請について定め、災害応急対策の推進を図るための計画である。

1　災害派遣要請者

部隊等の派遣を要請することができる者は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長であり、市長（本部長）が部隊等の派遣を必要と認めた場合は、知事に申請して、知事が要請するものとする。

災害派遣要請の窓口は県危機対策・情報課である。

鳥取県 危機対策・情報課	電話番号	０８５７－２６－７０６４
	FAX	０８５７－２６－８１３７
	県防災行政無線電話番号	６２－５２００－７０６４

2　実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	自衛隊災害派遣要請

3　自衛隊の単独派遣

自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第８３条第２項ただし書の規定により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができることになっている。

4　災害派遣要請基準

米子市において災害応急対策の実施が不可能又は困難であり、米子市が部隊等の派遣要請を知事に申請した場合において知事が必要と認めるとき、又は知事が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認めるときは、知事は部隊等の派遣を要請するものとする。

なお、災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができるものとする。

具体的にはおおむね次のとおりとする。

（１）人命救助のための応援を必要とするとき。

（２）水害、高潮、津波等の災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、緊急の措置のための応援を必要とするとき。

（３）救済用物資の輸送のための応援を必要とするとき。

（４）主要道路の応急復旧のための応援を必要とするとき。

（５）医療、防疫、給水、通信支援等の応急措置のための応援を必要とするとき。

5　要請経路

本部長 → 指示 → 総務部長 → 申請 → 知　事 → 派遣要請 → 自衛隊

6　災害派遣の要請手続

（１）知事に部隊等の派遣を要請する場合は、部隊等の災害派遣要請申請書に次の事項を記載し申請する。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で申請し、事後速やかに申請書を提出するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

（２）市長は、(1)の申請ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することがで

きる。その通知をした場合は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（３）知事は、市から（１）の要求を受けたときは、直ちにその適否を決定し、陸上自衛隊第８普通科連隊長等に対して派遣要請を行う。

７　部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命及び財産の保護のために市町村長等と緊密な連絡をとり、協力して人命の救助、消防、水防、救護物資の輸送、道路又は水路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、入浴支援及び通信支援に当たるものであって、災害地の整理、復旧等をすべて行うものではなく、おおむね次の基準により活動を行うものとする。

（１）人命救助を第一義的に行うものとする。

（２）緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。

（３）公共的な施設等の応急復旧作業に従事し、個人的な整理及び復旧作業は行わないものとする。

８　部隊等の受入措置

知事から災害派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

（１）部隊等は、災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであること。

（２）部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等を準備しておくこと。

（３）部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障を来さないよう努めること。（責任者は、本部長が指名する。）

９　費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

（１）自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。

（2）県が負担する経費は、以下のとおりである。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ　派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

（3）自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。

ア　派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ　写真用消耗品費

ウ　派遣部隊の救援活動中に発生した不法行為に対する賠償費

１０　部隊等の到着後の措置

総務部長は、部隊等を目的地に誘導するとともに、部隊等の現地指揮官と作業計画等につい

て協議し、調整の上必要な措置を講じるものとする。

１１　部隊等の撤収について

総務部長は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。

１２　知事への報告

総務部長は、部隊等の活動状況を逐次知事に報告するものとする。また、部隊撤収後は速やかに知事に報告するものとする。

１３　自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備等

（１）被災地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、１ｍ四方（基準）の旗を左右に振り連絡するものとする。

ア　病人が発生し、救助を必要とする場合……赤旗

イ　食料が欠乏し、救助を必要とする場合……黄旗

ウ　孤立又は倒壊家屋のため、救助を必要とする場合……白旗

（２）ヘリコプター発着場の設定

ア　ヘリコプターの離着陸のための適地は、次のとおりである。

(ｱ)　地盤が堅固で平坦地（こう配４°から５°以下）であること。

(ｲ)　無障害地帯（基準は(ｶ)のとおり）

(ｳ)　回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所であること。

(ｴ)　大型機（ＣＨ－４７）の離着陸場の設定地は、コンクリート又は芝地で、２５０ｍ以内に天幕等飛ばされる物がない場所であること。

(ｵ)　積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪した場所又は踏み固めた場所であること。

(ｶ)　単機が着陸するためには、図に示す広さ及び無障害地帯が確保できる場所であること。

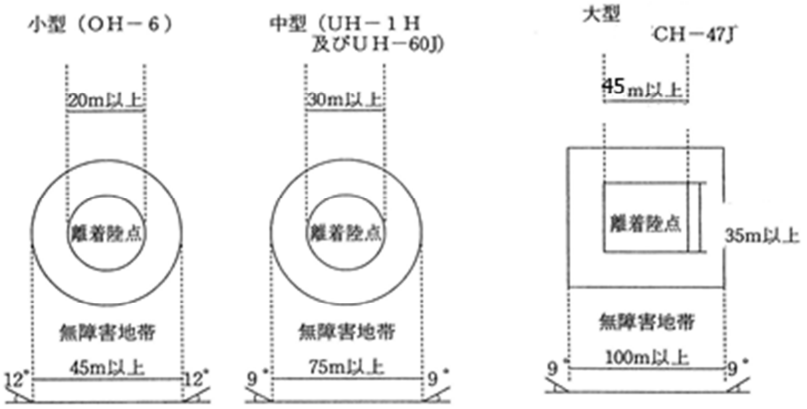

・離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点
・無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

イ　標識の表示

離着陸点には、半径２ｍ以上の円の中に、図に示すH印を石灰等で明瞭に標示する

こと。ただし、積雪がある場合は、墨等で明瞭に標示すること。

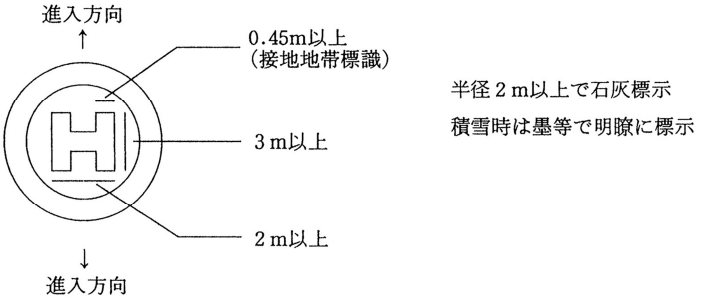

ウ　吹き流し（風向指示器）の設置

発着場には図に示す吹き流し（風向指示器）を設置すること。色は背景と反対色で、大きさは基準であり、緊急の場合は異なってもよいことになっている。

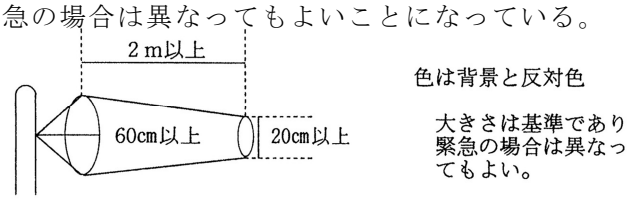

エ　危険防止上の留意事項

(ｱ)　離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。

(ｲ)　離着陸点付近には物品等を放置しないこと。

(ｳ)　現地に自衛隊員がいない場合は、安全上の監視員を配置すること。

オ　ヘリコプター発着場の適地

米子市におけるヘリコプター発着場の適地は、本章第 28 節第７項「ヘリコプターの臨時離着陸場」のとおりである。臨時離着陸場開設については、本章第 28 節第２項により被害調査を実施後、県（危機対策・情報課）、陸上自衛隊等関係機関に報告する。

（３）飛行機等による物資の投下

飛行機による物資の輸送は、飛行場間の空輸を原則とするが、やむを得ない場合には天候、地形等を考慮して直接現地に物資を投下することができる。この場合は次の要領による。

ア　投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。

投下地点を中心として半径約５㎞の円内に、中心点を高度０として、約１．６㎞円周上に３００ｍ以上の山または障害物、約３㎞の円周上に４００ｍ、約５㎞の円周上に５００ｍ以上の障害物がなく、投下地点付近約３００ｍ以内に人家等が存在しないことが必要である。

そのほか、幅３００ｍ以上の渓谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定される。

イ　投下地点の標示

(ｱ)　投下地点には、「むしろ」２０枚程度を、風上に対してＴ字型に並べる。

(ｲ)　Ｔ字型に並べた「むしろ」の左右１００ｍの地点で、発煙筒、たき火等により白煙を上

げる。

ウ　飛行経路等

投下のための飛行経路は、次の図のとおりで、その高度は、通常２００ｍ～３００ｍである。

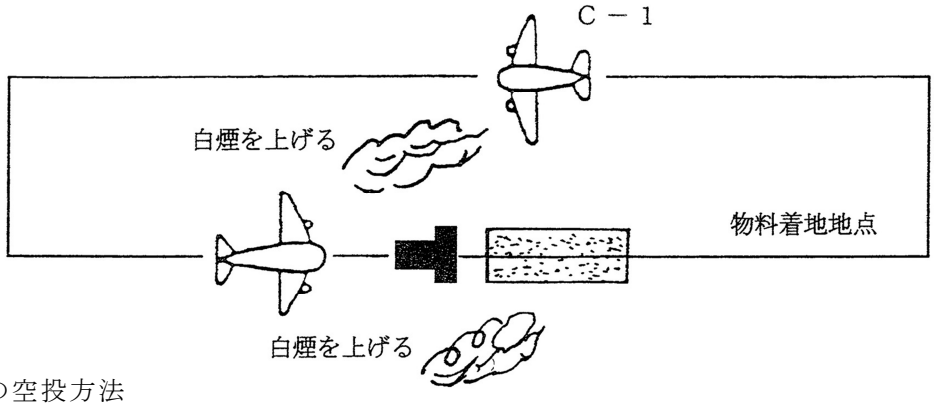

エ　物資の空投方法

「Ｃ－１、Ｃ－２、Ｃ－１３０」等の輸送機からの物資投下は、落下傘をつけて行われる。

なお、輸送航空隊で使用される物資投下用落下傘の重量制限は、１個 10kg から 1,000kg までの範囲である。

（４）空投物資のこん包

こん包は、着地時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。ただし、ヘリコプターから空投する物資のこん包は、状況によっては簡易なものでもよいが、ヘリコプターの輸送量は約４００kg 程度であるので、１個の容積は１㎥以内で、１人で持てる程度にこん包するものとする。

（５）空投物資の着地

落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地するとは限らず、また、降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員についても、上空に注意し危害防止に努めるものとする。

（６）落下傘の回収

物資投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊に返送するものとする。ただし、落下傘の洗濯は禁じられているので、乾燥させた後付着した泥を布でぬぐい取っておくものとする。

第３０節　交通施設災害応急対策計画

この計画は、災害のため道路、橋りょう等に被害又は被害のおそれがある場合で、食料をはじめとする緊急物資の輸送、患者の移送等に支障を来すおそれのある場合又は支障を来した場合に速やかに応急対策を実施して、交通の確保を図るための計画である。

１　市道の災害応急対策

洪水、土砂崩れ発生直後の道路は、流出物、倒壊建築物、土砂等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復することは、救援活動を円滑に行うための必須条件である。

被災後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と協議の上、 地域防災計画に定められた応急活動を支える路線を選定し、他の道路に先駆けて道路警戒、 応急復

旧を行うものとする。

2　実施担当部署

班	主　な　任　務
土木都市施設班	道路、橋りょう、堤防等の公共土木施設の災害対策、被害調査及び応急対策、障害物の除去
建設管理班	土木建設応急対策用資機材等の確保

3　交通規制等

（１）規制の実施区分

災害の発生により道路等が危険な状態にある場合、危険が予想される場合又は危険を予知した場合は、被災地及び付近の状況により別表の区分に基づき、市長、警察官等が交通制限等の措置を行う。

（2）標識の設置

道路法第４６条の規定に基づく規制の措置を行う場合、同法第４７条の４第１項及び第２項の規定に規定による道路標識を設置する。

4　一般交通の確保

（１）道路、橋りょう等

ア　都市整備部土木都市施設班は、随時パトロールを実施し、道路の破損、決壊及び橋りょうの流出等危険箇所、被害箇所の早期発見に努める。

イ　危険箇所又は被害箇所を発見した場合は、被害状況を調査するとともにその管理者及び米子警察署に通報する。

通報を受けた米子警察署は、必要な交通規制を行い、迂回路等を指定して交通の確保を図る。

ウ　市道の危険箇所、被害箇所については、建設部その他関係機関において応急措置を行い、速やかに交通の確保を図る。

エ　電気、ガス及び水道その他の工作物による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関及び米子警察署に通報する。

通報を受けた米子警察署は必要な交通規制を行い、また、通報を受けた関係機関はそれぞれの機関の定めるところにより応急措置を行い、速やかに交通の確保を図る。

（２）航路

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により、船舶交通の危険が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、海上保安部その他関係機関と協議し、安全な水路等を利用して交通の確保を図る。

5　応急工事実施要領

（１）被害が小規模で通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、都市整備部長の判断により行うものとする。

（２）被害が中程度で、早急に対策を要すると認められる場合は、都市整備部長は、総務部長と緊

密な連絡を取り、応急対策に要する財源措置を確認の上、実施するものとする。

（３）被害の規模が復旧工事費６０万円を超える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用されない場合の応急対策は、前記２の要領により実施するものとし、同法が適用されると認められる場合は、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得た上で、工事を実施するものとする。

（４）応急対策施行順位

ア　定期バス路線又は定期貨物自動車路線となっている道路

イ　官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通じている道路

ウ　適当な迂回路のない道路

エ　その他民生の安定上必要な道路（食料物資等の輸送）

6　交通規制等の広報及び連絡

（１）建設管理班は、道路法第４６条の規定による規制を実施する場合においては、その内容等を当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

（２）災害時の市道等における通行の禁止、または制限が行われたときは、建設管理班は交通規制等の情報をホームページ等に掲載することを秘書広報班に依頼し、住民等へ迂回路等の情報提供に努めるものとする。

7　応急対策用資機材の確保

（１）応急対策用資機材の確保は、手持ち若しくは市内業者を通じて行うものとし、建設管理班が担当するものとする。請負により工事を行う場合は、支給材料を除き、すべて請負人に確保させるものとする。

（別　表）交通規制等の実施区分

区分	実施者	規制種別	範囲	規制対象	根拠法令
道路	公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近隣県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第７６条
		同上	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者車両等	道路交通法第４条第１項
	警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので、期間が１か月未満のものについて実施する。	同上	道路交通法第５条第１項
	警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第６条第４項
	道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第４６条第１項
港内	海上保安部長	同上	海難の発生その他の事情により、港内において、船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがあるとき。	船舶	港則法第３７条第３項第３７条の３

第 ３１ 節　土砂災害の危険箇所における避難計画

この計画は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（以後「土砂災害防止法」という）の規定に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定め、災害を防止するための計画である。

１　土砂災害に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	土砂災害に対する情報収集連絡に関すること。避難勧告・指示の発令、その他避難措置に関すること。
土木都市施設班	急傾斜地等の土砂災害危険区域の巡視、警戒、保全に関すること。
農林水産班	農耕地及び農作物の災害防止に関すること。 山地災害危険地区等の土砂災害危険区域の巡視、警戒、保全に関すること。
秘書報道班 企画広報班	土砂災害の情報及び避難勧告・指示の広報に関すること。
避難支援班 文化観光班 こども施設班	避難所の開設･運営、避難所管理者の指定に関すること。
消　防　班	避難地の安全確保及び避難誘導に関する協力に関すること。

２　予報、警報等の伝達及び情報の収集

土砂災害警戒区域に対しては、本章第６節に定める通信情報計画及び第７節に定める災害広報計画に基づく活動を行うほか、土砂災害警戒区域の該当自治会長と連絡を密にし、的確な情報を把握するとともに予報、警報等を迅速に区域住民に伝達するものとする。

３　災害対策本部等の設置

（１）災害対策本部の組織及び業務

災害対策本部の組織及び業務は、（資料編 2-4　米子市災害対策本部班編成表）のとおりとし、相互に連携をとり、業務の遂行を図るものとする。

配備及び動員計画については、「配備及び動員計画」により行う。

（２）災害配備体制

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するために取るべき態勢の区分及び基準は、[災害発生時（風水害等）の配備態勢区分及び基準]のとおりとする。配備及び動員計画については、「配備及び動員計画」により行う。

（３）災害警戒本部

米子市は、大雨等に関する気象注意報・警報等が発令された場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等、必要な体制を取るとともに、必要な場合は米子市災害警戒本部を設置する。

また、土木都市施設班、農林水産班は土砂災害その他の危険箇所を巡視し、異状箇所の早期発見に努め、必要な措置を講じるものとし、必要な職員の配置を行うものとする。なお、必要に応じて県にも協力を求めるものとする。

災害の発生には至らない場合であっても、対策を行う必要があると総務部長が認めた場合は、

米子市災害警戒本部を設置する。

４　避難計画

本章第８節の避難受入れ計画に定めるところによる。

５　救出計画

本章第９節の救出計画に定めるところによる。

第３２節　　要配慮者対策計画

この計画は、高齢者、乳幼児等の要配慮者に対して、「本章第８節　避難受入れ計画」、「第２章第１３節　要配慮者災害予防計画」に従い、迅速、的確な対応を図るための計画である。

※要配慮者とは、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者をいう。

１　実施担当部署

班	主　　な　　任　　務
援　護　班	高齢者、障がい者等の災害直後の安否確認及び避難所等への受入れ
避難支援班 こども施設班 文化観光班	要配慮者に配慮した避難所の運営
建　築　班	高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供給
秘書報道班 企画広報班	要配慮者に対する情報提供

２　近隣住民の助け合い

自主防災組織、自治会、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。

災害発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の要配慮者の安否を確認することを基本とする。

３　福祉行政と地域組織との連携

要配慮者への配慮は、福祉行政と自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア組織等と連携し、実施する。

４　災害直後の要配慮者への配慮

（１）在宅要配慮者の安否確認

援護班は、高齢者、障がい者等の情報を事前に把握し、災害発生時には、民生・児童委員、自主防災組織、自治会等とともに、在宅の要配慮者の安否確認を行う。

（２）在宅要配慮者の避難所等への収容

援護班は、災害発生時に自宅に取り残されるおそれのある高齢者、障がい者等の要配慮者を事前に把握し、福祉･保健施設、民生・児童委員、地域包括支援センター、自主防災組織、ボランティア組織等と連携し、収容可能な避難所、福祉･保健施設等へ収容できる体制を確立す

る。

（３）視聴覚障がい者に対する情報提供

本市は、平成31年３月28日、「米子市手話言語条例」を制定し、災害時における情報提供等の施策を推進することとしている。

援護班は、手話通訳者、要約筆記者等のボランティアを要請し、聴覚障がい者に対する支援体制を確立する。

秘書報道班及び企画広報班は、ラジオ･テレビ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用することにより、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

（４）日本語を解さない外国人への情報提供

秘書報道班及び企画広報班は、外国人等の(支援)団体等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

５　要配慮者へのその後の配慮

（１）避難所における配慮

避難所における要配慮者対策は、「本章第８節　避難受入れ計画」によるが、以下の事項に十分配慮する。

ア　要配慮者用窓口の設置

イ　条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

ウ　要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、間仕切り等によるプライバシーへの配慮など）

エ　避難所等における要配慮者の把握と要望調査

オ　避難所のバリアフリー化への配慮

カ　おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

キ　粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮

ク 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

（２）在宅者への配慮

援護班は、各協力団体と連携し、在宅の要配慮者を訪問し、必要な援護措置を実施する。

（３）その他災害時に配慮すべき事項

ア　巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

イ　仮設住宅の構造、仕様についての配慮

ウ　仮設住宅の優先的入居

エ　仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

オ　ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援

カ　福祉相談窓口の設置

キ　風邪等の感染症対策

第３３ 節　　孤立応急対策計画

この計画は、水害等による土砂崩落等や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定める。

１　孤立集落応急対策

水害等による土砂崩落等や積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

市は、これら孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

（１）孤立状況の早期把握

災害の発生によりあらかじめ特定した孤立集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、市は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。

（２）物理的な孤立の解消

ア　交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

災害の発生により道路が不通となった場合の応急対策については、第３０節「交通施設災害応急対策計画」による。

イ　代替交通の確保

孤立が発生した場合、市は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

ウ　物資の供給

孤立が長期にわたる場合、食料等の生活必需物資の確保が問題となる。

物理的に孤立した場合、市は、県と物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

エ　帰宅困難者の支援

市は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに対応した滞在場所運営に努めるものとする。

オ　ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合については、第２８節「消防防災ヘリコプター応援要請計画」による。

（３）情報孤立の解消

災害により、通信手段が確保できなくなった地域が発生した場合には、市は、災害に強い情報通信設備（ＭＣＡ無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

第３４節　　機械資機材調達計画

この計画は、災害に際し、必要な資機材の調達・確保、緊急使用等について定め、応急対策の円滑な実施を図るための計画である。

１　実施責任者

機械資機材の調達は、市長（本部長）が実施するものとし、市のみの調達で不足する場合は、県内での調達について知事に応援を求めるものとする。

県内の調達で不足する場合は、知事が中国地方整備局等関係指定地方行政機関に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行い、所要機械等を確保することになっている。

２　実施担当部署

班	主　　な　　任　　務
建設管理班	水防、土木建設用資機材の調達、機械資機材の保有状況の把握

３　調達方法等

緊急時における建設機械等の調達については、調達順位、調達手段、費用負担等についてあらかじめ関係機関及び建設業者と協議しておくものとする。

４　機械資機材の保有状況の把握と要請

建設管理班は、米子市内における建設業者等の機械の保有状況を把握しておくものとする。

（１）県は、市から応援要請があったとき、必要な資機材を緊急調達、又は技能者等要員等の応援要請を実施する。

（２）県は必要に応じて県内市町村が使用する資機材を、県が一括して調達実施する。

ア　複数市町村が被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等に、県の判断により実施する。

イ　建設管理斑は県からその旨の連絡を受けたら、必要な資機材を県に申し出るようにする。

第３５節　　電力施設応急対策計画

この計画は、災害に際し、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するための計画である。

１　実施担当部署

班	主　　な　　任　　務
本部総務班	電力施設被害状況の収集
秘書報道班 企画広報班	停電地帯に対する復旧見込み及び事故防止の広報

２　応急対策方法

電力施設、電力の供給は、中国電力ネットワーク株式会社が所有管理しており、中国電力ネットワーク株式会社において応急対策方法が定めてあるので、以下はその応急対策方法を示すものである。

（1）中国電力ネットワーク株式会社の災害防止体制

中国電力ネットワーク株式会社における「非常災害対策規程」に定める組織により情報の伝達及び連絡、必要な指令、状況の集約、復旧処置等を行い、災害復旧の迅速化を図る。

（2）人員計画

災害が発生するおそれがある場合の人員配置は、動員基準に基づき社員全員出動体制をとり、状況に応じて一部は自宅待機する。

なお、請負工事を委託している関係工事業者についても待機を依頼する。

（3）機動力計画

ア　中国電力ネットワーク株式会社の機動力計画

人員動員計画と同様、災害発生のおそれがある場合は、中国電力ネットワーク株式会社の車両はすべて出動体制をとり、待機するとともに、状況によっては、関係工事業者の車両についても待機を依頼する。

イ　船艇等を必要とする場合

水害等により浸水が甚だしく船艇等を必要とする場合は、全面的に県及び市に協力応援を求める。

ウ　路線等の災害情報の収集

中国電力ネットワーク株式会社は、下部機関により災害情報を収集するが、更に県及び市と緊密な連絡を取り、路線の災害状況、復旧の見込み等について情報の確保に努める。

（4）通信の確保

ア　中国電力ネットワーク株式会社の通信施設の状況

通信回線の確保は、電力供給事業において平常時、災害時を問わず特に重要なものであり、主幹通信回線は、無線及び電力線搬送並びにマイクロ回線をもって回線網を構成しており、それぞれ予備ルートを構成することが可能である。

イ　中国電力ネットワーク株式会社と他機関との通信の協力関係(非常通信)

非常時における通信確保のため相互協力するとともに、末端現業機関において中国電力ネットワーク株式会社の保安電話が不通の場合は、西日本電信電話㈱、警察等他機関の通信施設の利用を依頼する。

（5）電力施設被害状況のお客さま等に対する周知

ア　停電地帯に対する復旧見込み及び事故防止の広報

災害により、停電を生じたお客さま及びその地域に対しては、営業用のサービスカー等を巡回させて災害の状況、復旧見込み等の広報を行うとともに、全域にわたり電線等による事故防止の広報を行う。

なお、被災地が広範に及ぶ場合は、県及び市に連絡して「災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書」に則り、広報車、防災行政無線放送等による周知を依頼するとともに、報道機関を通じて更に周知徹底を図る。

イ　負荷抑制等お客さまに対する協力依頼

災害のため電力施設に被害を受け、需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷制限を行う必要がある場合は、アと同じ方法で一般のお客さまに電力節約の協力を要請する。

また、大口のお客さまに対しては、直接電話等により連絡し、協力を要請する。

（６）復旧資材の確保

ア中国電力ネットワーク株式会社の態勢

復旧資材については、台風時等の災害時を考慮して確保する。

イ 不足資材の調達方法

電力施設の復旧資材は特殊であるので、この確保には本社等と連絡を取り、補充に努めるが、一般資材を近傍で調達可能なものは、指定地方行政機関、県及び市に応援を依頼することがある。

（７）応急送電

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

（８）その他

電力施設の復旧要員に対する食料及び宿泊施設は、中国電力ネットワーク株式会社において確保に努めるが、大災害の場合又は被災地が広範に及び動員人員が多い場合は、県及び市の応援を求める。

第３６節　ガス施設災害応急対策計画

この計画は、災害に際し、ガス供給施設を防護し、被災者に対するガスの供給を確保するための計画である。

１　実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	ガス施設被害状況の収集
秘書報道班 企画広報班	ガスの供給停止及び再開並びに事故防止の広報

２　応急対策方法

導管によりガスを輸送供給する施設やLPガスによる被害は、二次災害の発生により人命等が非常な危険にさらされるおそれがある。以下は、当該施設を所有、管理している米子瓦斯株式会社や鳥取県LP協会西部支部の災害応急対策方法を示すものである。

なお、米子瓦斯株式会社、鳥取県LPガス協会西部支部から米子市に対し応援の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

（１）大規模地震、暴風、洪水その他自然現象による災害発生時のガス供給停止

大規模地震、暴風、洪水その他自然現象が発生した場合は、米子瓦斯㈱、鳥取県LP協会西部支部は直ちに災害対策本部を設置し、被害状況を調査・把握し、災害の状況によりガス供給停止の処置をとり、必要に応じて導管内の残留ガスの放散を行う。

なお、ガスの供給停止及び再開については、広報媒体を利用し住民に周知徹底する。

（２）ガス漏れ事故発生による修繕

ア　応急措置要員を常に若干名待機させ、事故の連絡があった場合は直ちに現場に直行させ、応急手当施工後その内容を報告させるとともに、復旧させる。

イ　事故の内容により、緊急自動車は、現場到着と同時に事故現場に部外者が侵入しないよう

周囲にガス漏れの表示をするとともに、付近の住民に対し広報する。

ウ　事故内容（中圧導管の事故）が大規模な折損等の場合は、消防署等関係機関に連絡し、火災等が起こらないよう万全を期する。ガス漏れ修繕後は、付近の住民に対し修繕の完了したことを広報する。

(ｱ)　中圧導管の場合

バルブで一応その区間のガスの圧力を降下し、あるいはガスの輸送を遮断した後、破損箇所の応急修理を行い、速やかに完全修理を行う。

(ｲ)　低圧導管の場合

低圧導管の折損その他の事故の場合は、その損傷程度により、一時テープ巻き等の応急修理を行うか、又はその区画のガスを遮断し、折損箇所の切替えの工事を行う等、現場の判断により行う。

(ｳ)　ガス漏れ修繕後の措置

ガス漏れ修繕後は、付近の住民に対し修繕の完了したことを広報する。

（３）出動判断基準等

通報に対する出動判断基準は別図のとおりとする。

（４）ＬＰガスの応急供給

市は、ＬＰガスの応急供給の必要性を認めたときは、県に対しＬＰガスのあっせん依頼を行うものとする。

（５）その他

ア　空気呼吸器を整備し携帯するとともに、携帯無線機、消火器等を用意する。

イ　応急復旧に携わる要員の社内教育を徹底する。

ウ　民家及び交通の支障に極力配慮する。

エ　火災を起こさないよう十分注意するとともに、作業人員の確保を図る。

オ　ガス漏れ箇所の掘削は、火花を発しない工具を使用する。

第３７節　下水道施設等応急対策計画

この計画は、災害により、公共下水道施設及び農業集落排水施設が被害を受けた場合において、迅速な応急措置を実施して、早期復旧を図るとともに二次災害の発生を防止することを目的とする。

１　責任担当部署

班	主　な　任　務
下水処理班	下水道施設の災害対策及び被害調査、下水排除施設の管理
下水工務班	下水道工事現場の災害対策及び被害調査、下水道施設、工事現場の応急措置 農業集落排水施設の被害調査、災害対策及び応急措置
本部総務班	災害情報の収集及び伝達、県等への応援要請
秘書報道班 企画広報班	災害情報の広報

２　応急対策

（１）被害調査

処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断

される場合は、関連業者に協力を依頼し、緊急に被害調査を行う。

（２）応急復旧の基本方針

下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性･重要性の高いものから復旧にかかる。

また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

（３）応急復旧方法

ア　処理場･ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ　管渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など、二次災害の発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の確認を行い、復旧を行う。

（４）資機材の確保

応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ民間企業等に協力を依頼する。

（５）応援要請

応急復旧工事を自ら実施することが困難な場合は、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。

（６）広報

施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努める。

（７）各部との連携

下水道施設の復旧状況により、仮設トイレの設置、撤去等をする必要があるので、水道部、清掃班、総務部総務班との連携を密にして災害対策を実施する。

第３８節　電信電話施設等応急対策計画

この計画は、西日本電信電話（株）鳥取支店が、災害発生時に県・市及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保並びに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

１　実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	電信電話設備等の被害状況の収集
秘書報道班 企画広報班	被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項についての広報を行う。

２　災害対策本部の設置

ＮＴＴ西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、支店・本社に対策本部を設置し、これに対処する。

３　通信の確保と措置

（１）　通信の確保

ア　非常用無線装置、非常用衛星通信装置を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置

イ　応急ケーブル等による回線の応急措置

ウ　非常用電源装置により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

エ　事前設置型特設公衆電話の避難所への設置

主要な避難所へは設置済み

（2）　一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保する必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

（3）非常扱い・緊急扱い電報の優先

非常扱い・緊急扱い電報を契約約款の定めるところにより、電報に優先して取り扱う。

（4）公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には、公衆電話の無料化を行う。

4　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

5　応急復旧等に関する広報

（1）　ＮＴＴ西日本における措置

ア 電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、広報車または報道機関を通じ、広報を行う。

イ 市に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。

（2）　県・市における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、市ホームページ等を用いて広報する。

6　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

第３９節　　携帯電話応急対策計画

この計画は、ＮＴＴドコモ中国支社、ＫＤＤＩ、ソフトバンク、楽天モバイルが災害発生時に県と市及びその他関係機関と連携し通信を確保し、被災地域における通信の孤立化を防止することを目的とする。

１　実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	携帯電話施設等の被害状況の収集
秘書報道班 企画広報班	被災状況、復旧見込みに係る情報についての広報を行う。

２　災害対策体制

（１）ＫＤＤＩ

被災規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部を設置するほか、必要な体制をとって、県と連絡調整を行い以下の対策を実施。

・被災状況等の情報連絡　・通信の利用制限、重要通信の確保　・被害設備の復旧　・広報活動

（２）ＮＴＴドコモ中国支社

状況に応じて、鳥取支店に現地対策本部を設置し、以下の対策を実施。

・被災状況等の情報連絡　・通信の利用制限、重要通信の確保　・被害設備の復旧　・広報活動

（３）ソフトバンクモバイル

状況に応じた対策組織を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

・被災状況等の情報連絡　・通信の利用制限、重要通信の確保　・被害設備の復旧　・広報活動

（４）楽天モバイル

状況に応じた対策組織を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

・被災状況等の情報連絡　・通信の利用制限、重要通信の確保　・被害設備の復旧　・広報活動

３　応急対策

（１）　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省 中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

（２）最小限の通信確保

ア　災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

・　被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

・　県、市等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

イ　　移動基地局等を使用し、暫定的な通信の確保

（３）通信コントロール等の実施

ア　携帯電話用災害伝言板サービスの提供

・　被災者の安否情報等の登録

イ　音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

ウ　災害用音声トーキガイダンス

災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

4　　応急復旧等に関する広報

（1）ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国支社及びソフトバンクモバイル、楽天モバイルにおける措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

ア　通信のそ通状況

イ　通話の利用制限の措置状況

ウ　携帯電話用災害伝言板サービスの提供

エ　被災した設備の応急復旧の状況

オ 特設携帯電話の設置場所を周知するとき

5　県・市における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、市ホームページ等を用いて広報。

6　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第４０節　　その他災害応急対策に必要な事項

応急公用負担（災害対策基本法第６４条、第７１条及び第７８条並びに水防法第２１条）

1　　公用負担を行使できる者

（１）知事

（２）市長

（３）警察官

（４）海上保安官

（５）指定地方行政機関の長

2　物的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を公用令書（資料編 2-62）をもって使用し、若しくは収用することができる。また、物資の保管命令については、公用令書（資料編 2-63）をもって行うことができる。

3　人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを公用令書（資料編 2-64）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

4　公用負担の変更及び取消し

公用令書を交付した後に当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、公用変更令書（資料編 2-65）又は公用取消令書（資料編 2-66）を交付しなければならない。

第４１節　　損害補償計画

この計画は、人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けたもの等を補償することを目的とする。

1　災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等によるものとする。

		従事命令者	従事者	従事内容	補償規定	補償者
消防法	第 29 条 第 5 項	消防吏員 又は 消防団員	現場附近にある者	消防作業に従事	消防法 第 36 条の 3	市町村
	第 25 条 第 2 項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
	第 35 条の 10 第 1 項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法	第 24 条	水防管理者、 水防団長、 消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法 第 45 条	水防管理団体
災害救助法	第 7 条 第 1 項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法 第 12 条	県 （一定額を超える場合は一部国負担）
	第 7 条 第 2 項	地方運輸局 又は 海運監理部長	輸送関係者			
	第 25 条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

2　民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害が生じたような私人間の財産トラブルについては、市は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第４章　災害復旧計画

第１節　方針

災害復旧計画は、被災した施設の原形復旧に併せて、災害の再発を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業及び被災者の生活の安定を図るための対策について定め、第３章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標に、その実施を図ることを目的とする。

第２節　災害復興本部の設置等

１　災害復興本部の設置

市長は、被害状況を速やかに把握し、災害応急対策がおおむね終了した時点で、災害復興の必要性があると認める場合は、「米子市災害復興本部」を設置する。

２　災害復興本部事務局

米子市災害復興本部の組織は、米子市災害対策本部の組織を準用し、事務局を総務部防災安全課内に置く。

３　復興相談窓口の設置

総合的な復興相談窓口を必要に応じて設置し、住民からの様々な復興の相談を受け付けるものとする。

第３節　公共施設災害復旧計画

１　災害復旧事業計画

国、県又は市が行う災害復旧事業計画は、おおむね次に掲げるものとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による。同法第３条に規定する政令で定める公共土木施設は以下のとおり。）

ア　河川
イ　海岸
ウ　砂防設備
エ　林地荒廃防止施設
オ　地すべり防止施設
カ　急傾斜地崩壊防止施設
キ　道路公共土木施設
ク　港湾公共土木施設
ケ　漁港公共土木施設
コ　下水道
サ　公園公共土木施設

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による。）

（３）都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針による。)

（４）上・下水道、清掃施設等災害復旧事業計画

（水道法、下水道法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律による。）

（５）社会福祉施設災害復旧事業計画

（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法、売春防止法による。）

（６）公立学校施設災害復旧事業計画

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法による。）

（７）公営住宅災害復旧事業計画

（公営住宅法による。）

（８）公立医療施設災害復旧事業計画

（医療法、感染症予防法による。）

（９）その他の災害復旧事業計画

２　財源の確保

災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融資、調達を行うため、一時借入金及び起債の前借、地方交付税の繰上交付申請、災害対策債、災害復旧事業債、歳入欠陥債、その他の必要な措置を講じるものとする。

３　災害復旧事業の留意点

（１）災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。

（２）復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

４　激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)による財政援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施するものとする。

【激甚法に定める事業】

ア　公共土木施設災害復旧事業に関する特別の助成援助

イ　農林水産業に関する特別の援助

ウ　中小企業に関する特別の援助

エ　その他の特別の財政援助

５　暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

（１）警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、

復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。

（２）市は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共事業等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第４節　農林水産業金融、商工業金融その他の資金対策

１　農林漁業者に対する金融

被害を受けた農林漁業者等に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（１）農業協同組合、信用農業協同組合連合会又は他の金融機関が、被害を受けた農林漁業者に対して行う経営資金等のつなぎ融資及び既往借入資金に係る償還猶予等の指導、あっせん

（２）天災融資法による経営資金等の融資のあっせん並びに利子補給及び損失補償の実施

（３）農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金及び農業経営維持安定資金の融資のあっせん

（４）農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

２　商工業金融

被害を受けた中小企業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講じるものとする。

（１）政府、政府系金融機関及び一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

（２）地元銀行等に対し、市の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図るように努める。

（３）米子市中小企業小口融資資金、米子市中小商業者店舗等改善資金及び米子市中小企業経営安定資金の貸付を優先的に行う。

（４）県信用保証協会に保証枠の拡大を依頼する。

３　住宅関連施策

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 350万円（10年以内に償還、６年間無利子）	県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として150万円（６年以内）、 特例の場合200万円（７年以内）	県（青少年・家庭課）

第５節　被災者等の生活再建等の支援

１　罹災証明の発行

（１）被災者が各種保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要な場合に、支援措置を早期に実施するため、発災後早期に、罹災証明書の交付体制を確立し、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、被災者に罹災証明書[資料編 2-37]を交付する。ただし、発災後、火災が

発生した場合は、西部消防局と連携を取りながら、罹災証明の交付体制を確立するものとする。

（２）市長は、罹災者に対し必要があると認めたときは、罹災証明書を発行する。

（３）市長は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被災状況の調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　被災者台帳の整備

（１）市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

（２）被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況

カ　援護の実施の状況

キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク　ア～キのほか、内閣府令で定める事項

（３）市長は、(1)の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（４）市長は、(1)の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

３　被災者住宅再建等支援金、被災者住宅修繕促進支援金の交付

指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建等支援金又は被災者住宅修繕促進支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し、地域の維持と再生を図る。

支援金の交付については、米子市被災者住宅再建等の支援に関する条例（平成１７年３月３１日条例第１８７号）により実施する。

（1）被災者住宅再建等支援金

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付額
1　全壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合は、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	３年	全壊世帯の世帯主又は又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	２年	300 万円 （単数世帯については、225 万円）
2　全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合は、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				200 万円 （単数世帯については、150 万円）
3　大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入		大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）		250 万円 （単数世帯については、187 万 5,000 円）
4　大規模半壊世帯の居宅の補修				150 万円 （単数世帯については、112 万 5,000 円）
5　半壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入	３年	半壊世帯のうち、※国支援金の支給対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	２年	100 万円 （単数世帯については、75 万円）
6　半壊世帯の居宅の補修	２年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費（100 万円（単数世帯については、75 万円）を限度とする。）
7　一部損壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、市長が定めるものに限る。）の建設又は購入	３年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	２年	30 万円
8　一部損壊世帯の居宅の補修	２年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費（30 万円（災害救助法第４条第１項第６号の被災した住宅の応急修理を受けることができる場合は、30 万円から当該居宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
9　指定自然災害により損壊した擁壁その他の市長が定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	２年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者（市長が定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費に３分の２を乗じて得た額（100 万円を限度とする。）
10　前各項に掲げるもののほか、市長が定める事業	市長が定める期間	市長が定める世帯	市長が定める期間	市長が定める額

※　「国支援金」とは、被災者生活生活再建支援法第３条第１項に規定する被災者生活再建支援金

（2）被災者住宅修繕促進支援金

指定自然災害により居宅が損壊した世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金の交付を受ける者を除く。）に対して交付する。交付額は、損壊した居宅の被害割合が５パーセント未満の場合は２万円以下、被害割合５パーセント以上10％未満は５万円以下とする。

4　その他の生活支援対策

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 ＜見舞金上限額＞　５万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） 〈受給遺族〉配偶者、子、父母、孫、祖父母 〈支給額〉　生計維持者が死亡した場合　500万円 その他の者が死亡した場合　250万円 〈対象災害〉自然災害 ・１市町村で住居が５世帯以上滅失 ・３以上の市町村で住居が５世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・２以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神または身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） 〈受給者〉　重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） 〈支給額〉　生計維持者　250万円　その他の者　125万円 〈対象災害〉自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） 〈受給者〉　災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 〈限度額〉　350万円 〈対象災害〉県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯（身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯）あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額の目安＞・災害援護資金　150万円 ・住宅資金　250万円	県社会福祉協議会 住民地の市町村社会福祉協議会 県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援 ＜上限助成額＞　１世帯あたり１０万円	県（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 ＜貸付限度額＞　10万円（１回限り）	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会 住民地の市町村社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって７年未満）に生活資金として貸与 ＜生活資金＞　月額10.3万円（貸付期間２年間限度、償還期限８年以内）	県（青少年・家庭課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康対策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康対策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で心理判定員、臨床心理士等が相談実施	県（青少年・家庭課） 県教委（小中学校課・体育保健課）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

5　授業料などの負担の軽減

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞　全額免除 ＜上記以外の被害＞　半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（高等学校課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

6　被災者の生活復興支援

被災者一人ひとりに必要な支援を行うためには、生活状況にあわせた様々な支援策を講じることが必要となるため、計画的な生活復興が行えるよう、県をはじめ関係機関等と連携して支援を行うものとする。

第６節　税の減免その他の支援

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図るなど、被災者の自立、復旧･復興を支援する。

1　減免措置

災害対策基本法第 85 条の規定により、り災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、以下のとおり、市民税、所得税等の公的徴収金の減免措置を受けることができる。

（１）国税の減免及び徴収猶予等(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律)
（２）資産の評価損の損金算入等(法人税法)
（３）資産の評価の損金算入等(法人税法)
（４）被災事業用資産の損失等(所得税法)
（５）雑損控除等(所得税法)
（６）納税の猶予の要件等(国税通則法)
（７）母子福祉資金の償還金の支払い猶予等(母子及び寡婦福祉法施行令)
（８）地方税の減免及び徴収猶予(地方税法)
（９）地方税の納付期限の延長(地方税法)
（10）事業税の減免(地方税法)
（11）自動車税の減免(地方税法)
（12）市町村税の減免(地方税法)
（13）固定資産税の減免(地方税法)

2　その他の減免措置

手数料･使用料の減免

第５章　受援計画

第１節　　受援計画の策定

市は、災害が発生した場合において、円滑に他の地方公共団体等の応援を受けることができるよう、災害対策基本法第４０条第４項の規定に基づき、別に受援計画を策定する。

当該計画は、応援要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法その他受援に必要な事項について定めるものとする。

第２節　　受援計画の実施体制

１　受援班の設置

米子市災害対策本部（米子市災害復興本部が設置された場合には、当該本部。次項において同じ。）に「受援班」を置き、「総務部総務班」と連携し、受援に係る総合調整を担当する。

２　受援業務担当責任者の設置

米子市災害対策本部の各部・班に必要に応じて「受援業務担当責任者」を置き、「受援班」と連携し、担当する業務の受援に係る調整に当たる。

Ⅱ　風水害対策計画

第１章　　総　則

第１節　　目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、特に平成２２年の年末から平成２３年の年始にかけて鳥取県に被害をもたらした豪雪や、平成２３年９月に発生した台風１２号（佐陀川の決壊のおそれが生じたため、米子市で初となる避難指示を出し、その後床上浸水や法面の崩壊、市内各所の道路が通行止になった。）等風水害等に係る近年生じた大規模な災害を教訓として、米子市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策に関し、市の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、市域及び市民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

第２節　　計画の理念と目標

この計画は、米子市及び防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な防災対策の整備並びに推進を図るものである。

計画の策定及び推進にあたっては、関係法令を遵守しつつ、米子市の防災体制を確立し、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災関係機関相互の協力体制を推進し、防災事業を推進することを基本とするものとする。

第２章　災害予防計画

第１節　　目　的

災害予防計画は、風水害等による被害を未然に防止又は被害の拡大を防止するため、ハード、ソフトが一体となった各種の対策を講じ、平素から防災に関する施設の整備、防災思想の普及、防災訓練等の計画を立て、防災意識の高揚及びその実施を図ることを目的とする。

第２節　　風水害等を防止する施策の概要

１　主なハード対策

（１）水害の防止（森林保全、河川改修、農業用水路改修、海岸保全施設の整備）

（２）風害の防止（防風林の整備、通信線の補強及び地中化）

（３）雪害の防止（植栽等による雪崩等の防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止）

（４）高潮・浸食の防止（人口リーフ・護岸（堤防）等の整備、船舶避難のための防波堤整備）

２　主なソフト対策

（１）防災マップ、各種ハザードマップ（洪水、土砂災害）による危険箇所の周知）

（２）適切な災害の備えや災害発生時の行動などの周知

（３）洪水予報や土砂災害警戒情報等の発令内容の意味の周知

第３節　風水害等防止のための留意事項

１　流木等による被害の防止

急峻な森林の多い地域について、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・堰堤等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

間伐されたまま放置されている木材や風倒木のうち、洪水等により流出のおそれがるものについて極力林地外への搬出を推進するなど山元対策を実施するものとする。

２　地下空間における浸水対策

地下道、ビルの地下施設等の地下空間については、豪雨や洪水が生じた場合、地上における水害の実態と大きく異なり、停電や天井までの冠水等大きな被害を受けるおそれがあるため、以下の点について対策推進に努めるものとする。

（１）地下空間における豪雨及び洪水に対する危険性の事前周知

（２）地下空間管理者に対し、洪水に関する情報等の的確かつ迅速な伝達。

（３）避難体制の確立

（４）地下施設等への流入防止等浸水被害軽減対策の推進

３　高潮、高波被害の予防

（１）高潮、高波等による危険区域の把握及び住民への周知

（２）高波警報等の迅速な住民への周知

（３）必要な避難体制の整備

４　強風災害の予防

気象の状況に応じて、強風が予測される場合は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対し、事前措置として看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等災害の防止に努める。

第４節　風害予防計画

１　海岸環境の整備及び保全

本市は、北部は日本海に、西部は中海に面している。中海湖岸線には護岸が築造されており、高潮以外は別段の対策を必要としないが、日本海海岸線は日野川による沖積層の典型的なものであるため、飛砂、流砂が著しい。

弓ヶ浜半島沿岸の優れた自然環境と景観の保全と回復を図り、多くの人の参加と協力で美しい海岸づくりを進めるため国土交通省、県と連携し次の施策を推進する。

また、飛砂、潮風による耕地、宅地、公共用施設の被害を防止するため、海岸防災林造成事業（治山事業）において年次計画のもと、林帯を造成するとともに既存の防災林の保護育成を図る。

（１）海岸林の保全と特徴のある海岸景観の保全、回復

（２）海岸生態系との共生

（３）水質の保全

（４）海岸愛護活動の推進

２　農業関係

農業協同組合、農業改良普及所等関係機関と緊密な連携をとりながら、農作物の風害防止の指

導に努める。

３　電力・通信施設関係

強風または大雪時における電力、通信網確保のため中国電力ネットワーク（株）、NTT 西日本（株）は下記の対策を行う。

（１）強風及び氷雪により、切断のおそれのある老朽電線路について、取替え及び補強を行う。

（２）都市部では、電線路の地下ケーブル化に努める。

（３）電線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。

（４）その他必要な点検、整備を定期的に行う。

４　家屋、その他の建築物関係

強風または大雪時の対策のために、家屋その他建築物の管理者は次の措置を図るものとする。

（１）屋根、壁、雨どい等について、ずれ、はがれ、めくれなどがあれば補修する。

（２）窓ガラスにひび、ガタツキがあれば補修する。

（３）敷地内の看板、塀、立ち木や樹木等について補強する。

（４）敷地内に飛散しやすく危険な物は、置かないようにする。

（５）倒壊のおそれのある建築物について、倒壊防止ための補強を行う。

第５節　　土砂災害防止計画

この計画は、土砂災害から市民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進め、土砂災害の被害の軽減と市民の防災意識の啓発を図る。

１　土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

（１）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

ア　本市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒指定区域・土砂災害特別警戒指定区域一覧（資料編 1-7）のとおり。

イ　警戒区域内における土砂災害に関する情報の収集については、気象データ等の各種データ及び現地からの被害報告等多方面から行うものとする。

ウ　警戒区域内における土砂災害に関する情報の伝達については、防災行政無線、あんしんトリピーメール、広報車等により行うものとする。警戒区域内にある要配慮者利用施設への情報の伝達についても同様とする。

エ　土砂災害に対する指定緊急避難場所は、資料編 2-21 のとおり。避難路については、自宅から避難施設を結ぶ経路のうち、極力、警戒区域内を通らない経路とし、住民が事前に経路を把握するよう啓発に務める。

オ　市は、毎年、土砂災害に係る避難訓練を実施するよう努める。

カ　警戒区域内の要配慮者利用施設は、資料編 2-22 のとおり。

キ　土砂災害が発生し救助を要する場合は、地域住民は早急に防災関係機関に連絡するものとする。

２　土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害の伝達方法、避難場所及び避難路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民

へ周知する。

３　土砂災害に関する情報提供

（１）土砂災害の前兆現象の把握

住民に対し、土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民に周知するものとする。

（２）住民等への土砂災害警戒情報等の周知

防災行政無線、ホームページ等を活用し、地域住民等へ警戒避難等の参考となる情報を迅速に提供し、防災活動の充実に資するものとする。

（３）住民等への土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

市は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、土砂災害警戒区域付近の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

第６節　侵食災害防止計画

この計画は風波、潮流等による海岸侵食、流砂による河口・港湾の閉塞、台風時における高波、高潮等による災害の未然防止を図るため、海岸護岸及び堤防等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、被害防止に努めることを目的とする。

また美保湾に面した皆生、両三柳及び夜見海岸については、平成１３年度に幅広く地元の意見を取り入れ策定された鳥取県沿岸保全基本計画に沿い、白砂青松の弓ヶ浜海岸を保全しつつ、離岸堤、緩傾斜護岸等の面的整備とサンドリサイクル等を併せた海岸侵食災害の防止対策について国土交通省、県と連携し次の施策を推進する。

（１）海岸管理者の連携による面的防護を中心とした侵食対策の推進

（２）河口閉塞の解消

（３）総合的な土砂管理の推進

（４）災害時の避難体制づくり

第７節　減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国・県・関係市町村・鳥取気象台等）は、相互に連携・協力の上、減災のための目標を共有するとともに、河川情報の把握や増水への対策を協議し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。なお、本市が関与する減災対策協議会は次のとおり。

（１）国の管理河川（大規模氾濫時の減災対策協議会）

日野川水系、斐伊川水系中海沿岸

（２）県管理河川（県管理河川の減災対策協議会）

日野川圏域

第３章　災害応急対策計画

第１節　目　的

この計画は、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防御し、応急的対策を行う等公共の安全の目的をもって災害の拡大を防止することを目的とする。

第２節　災害広報計画

この計画は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合において、災害情報、災害応急対策等を周知徹底させて住民の安全と人心の安定を図り、また、被害の拡大防止を図るため、住民の協力を得て、報道機関等との協力体制を整備し、適切かつ迅速な広報活動を行うことを目的とする。

１　実施責任者

災害広報は、市長（本部長）が実施する。なお、担当は、秘書報道班及び企画広報班とする。

２　広報の方法

（１）広報の編集

秘書報道班及び企画広報班は、本部が収集した災害情報等により、米子市域内の防災関係機関等と調整を図った上で、広報事項を編集作成するものとする。

（２）広報活動体制

ア　秘書報道班及び企画広報班の役割

役割項目	手順その他必要事項
事前広報重視の広報活動用資料の作成	①救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールの目安に基づく災害時広報活動計画の作成 ②各部への資料提供要請、収集及び取りまとめ。 ③分かりやすさに配慮した広報活動用資料作成。 ④NTT ファックス、インターネット、電子メール、伝令等による各部及び避難所への配布
広報発行体制の確立	①編集体制の確立(民間業者への要員派遣・応援要請含む) ②印刷体制の確立(コピー機、インク･紙の確保、印刷業者の確保等) ③災害発生２日目以降随時発行
要配慮者向け広報体制の確立	①市社会福祉協議会、鳥取県ライトハウス等の障がい者支援団体との連携 ア　外国語･手話通訳ができる人の確保 イ　翻訳･点字ができる人の確保 ②要配慮者向け広報資料の作成 ③要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関の対応	各報道機関に対して報道協力の要請、情報提供
巡回広報担当の設置	①広報車巡回等による広報活動 ②住宅密集地への広報活動 ③その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

イ　避難所担当職員の役割

秘書報道班及び企画広報班から提供を受けた広報活動用資料を活用し、避難所在住の住民に対し、各部の情報を提供する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	避難所担当者が避難所内において広報活動(館内放送、口頭伝達等による)
広報の配布	避難所担当者が避難所内で掲示・配布

ウ　各部の役割

各部は、本部長が示す救援対策及び応急復旧対策に基づき、市民からの問い合わせに対しても、担当部以外の市職員が相当程度対応できることを目標として、可能な限り詳細な資料を作成し、提供するよう努める。

（３）主に広報すべき情報項目

災害時の広報活動は、「事前広報重視」の観点を踏まえ、以下の事項を目安として、それぞれの時期区分に即した情報項目について、各部、各防災関係機関との密接な連絡のもと、計画的に行う。

（４）報道機関に対する情報発表

ア　情報発表の責任者

本部から報道機関に対し情報を正式に発表する場合の責任者は秘書報道班長及び企画広報班長とする。

イ　情報発表の方法

報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行う。報道事項、内容等については関係部課と十分連絡をとり、必要に応じて関係部課の責任者の立会いを求めるものとする。

（５）市民に対する広報

市民に対しては、広報車、防災行政無線放送施設、防災ラジオ、防災ＦＡＸ、米子市ホームページ、あんしんトリピーメール、中海テレビテロップ、緊急情報テレホンサービス、ツイッター、フェイスブックなどを利用して周知徹底を図るほか、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により報道機関を活用するとともにチラシの配布、掲示等、また必要によっては消防団員等の戸別訪問により伝達を行い、広報活動の徹底を図るものとする。

ア　広報車の利用

災害に関する情報、給水活動等実施状況などについて、広報文を作成し、各地域巡回により広報を行う。また、必要に応じ他の部の車両や市内業者･団体等からの調達により、必要な地域に緊急に伝達する必要がある場合、広報車を出動させ広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、ビラ･チラシなど印刷物の配布に努める。

イ　防災行政無線放送の利用

災害に関する情報、給水活動等実施状況などについて、主に広報車で広報する範囲より広範囲な地域に対して緊急に伝達する必要がある場合、防災行政無線を利用して、広報活動を実施する。

（６）ラジオ、テレビに対する広報協力の要請

ア　秘書報道班長及び企画広報班長は、災害時の広報活動実施において、ラジオ･テレビの放送機能を積極的に活用する。

【放送依頼先】

依　　頼　　先	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
日本放送協会鳥取放送局米子支局	米子市角盤町１丁目 55	２２－６１２１	３４－０４０２
㈱山陰放送	〃　西福原１丁目 1-71	３３－２１１１	３３－４１３０
日本海テレビジョン放送㈱米子支社	〃　西福原３丁目 6-41	２２－９２３８	２２－９２３０
山陰中央テレビジョン放送㈱米子支社	〃　加茂町２丁目 204	３３－９００３	３４－０４９４
㈱中海テレビ放送	〃　河崎 610	２９－２２１１	２９－７９１１
㈱エフエム山陰米子支社	〃　加茂町２丁目 16-1	２２－０５３１	３２－９９０６
㈱DARAZ コミュニティ放送	〃　法勝寺町 70	３４－３３８６	３４－３３８４

イ　放送機関と連携した避難に関する情報の伝達について

市長が、住民に対し、避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合、前項の放送依頼先である７放送機関及び県防災危機管理課に対して、Ｌアラート（災害情報共有システム）発信及びＦＡＸにより依頼するものとする。７放送機関にはテロップ放送やアナウンスにより、県には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

（７）庁内連絡

秘書報道班及び企画広報班は、災害情報、措置すべき事項及び伝達事項を庁内放送、庁内ＬＡＮ、ＭＣＡ無線等を利用して各部各班に対して周知するものとする。

３　広報活動用資機材及び要員の確保

災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うためには、情報を整理し、広報活動用資料の形に編集するための要員や、紙･インクその他の印刷用材料や巡回広報活動を行うために必要な宣伝カー、ハンドマイク、スピーカー等の機材を大量に確保する必要がある。

そのため、企画広報班長は、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付き車両や編集要員としての人材を有する市内の事業者･団体等を把握するとともに災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他について、取り決めておくものとする。

また、必要があれば、市民に対して、広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。

４　広報文例

秘書報道班及び企画広報班長は、広報文の作成に当たっては、（資料編 2-19）をもとに適宜決定する。

５　広聴計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、市及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

市における広聴活動

（１）市は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。また十分な情報がないものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（２）防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務または業務に関連する問い合わせについて、速やかな対応に努めるものとする。

第３節　　避難受入れ計画

この計画は、災害のため、現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者に対する避難の勧告、指示等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民を安全に避難させるとともに一時的に安全な場所に収容保護し、人的被害の軽減を図るための計画である。

１　避難･受入れ実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	避難勧告等の発令、避難措置に関する総括 開設する避難所の決定、避難所運営に係る方針等の全体的決定、避難所運営職員の配置
企画広報班 秘書報道班	避難勧告等に関する広報
援　護　班	要配慮者の移送、避難誘導、福祉避難所の開設・運営
建　築　班	避難所の仮設
避難支援班 文化観光班 こども施設班	避難所の開設･管理、児童及び生徒の避難対策、避難所管理者の指定
消　防　班	避難地の安全確保及び避難誘導に関する協力

Ⅲ　震災対策計画

第１章　　総　則

第１節　　社会的条件とその被害

地震災害は地震という自然現象により発生するが、複合的な災害である。災害発生の起因となるものは、地盤条件、地形などの自然的条件と家屋構造、都市構造、生活環境等の社会的条件があり、現代では後者に起因するものが多いのが特徴的である。

１　都市化の進展

米子市の中心部では市街地の拡大が進展し、高層ビルの増加、オープンスペースの減少等による構造的な変化が生じてきており、地震災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。特に軟弱地盤上、急傾斜地での宅地造成は、地震時の災害拡大の要因になるものである。

２　生活環境の変化

今日、社会生活を営むに当たっては電話、電気、水道、ガス等は欠かせないものとなっており、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。その一方で、地震災害時は、これらが被災することにより、市民生活への支障及び不安の増大を招くとともに、防災活動の障害となることが予想される。

第２節　　地震活動の状況

１　地震活動の状況

山陰海岸に沿う活動で、マグニチュード７以上の地震は古くは出雲地震（元慶４年（８８０年）、Ｍ＝７．0）があり、最近では浜田地震（明治５年（１８７２年）、Ｍ＝７．１）、北丹後地震（昭和２年（１９２７年）、Ｍ＝７．３）、鳥取地震（昭和１８年（１９４３年）、Ｍ＝７．２）、鳥取県西部地震(平成１２年(2000 年)、Ｍ＝７．３)が発生している。

中国地方を地形的な特徴から日本海側、脊梁山脈、瀬戸内海側と分けることができる。地震活動もまた、地形に対応する特徴を示している。地震活動が活発な地域は日本海沿岸である。しかし、丹後半島から島根半島に至る日本海沿岸と島根半島より西方の日本海沿岸では、地震の発生の様子が違う。前者には北丹後地震、鳥取地震などが発生している地震多発地域であるのに、後者は１８７２年の浜田地震が日本海海底に発生しているのみでその相違は著しい。日本海海底に発生している地震は、丹後半島沖の北丹後地震の延長部に見られる。そして、兵庫県から鳥取県の沖にも少ないが発生している。これらの地震は、今のところ小地震の大きさである。

脊梁山脈が連なる高地では一般に地震が少ない。中国地方で一番高い大山の西側は、地震活動の少ない空白地域である。しかし、同じ第四紀の火山である三瓶山周辺は地震活動が活発である。そして、広島県北部にも地震の巣がある。三瓶山周辺が活発な理由は明らかではないが、地下の状態を示す温泉分布では、大山の山体内には温泉は少なく、外れて米子市の皆生温泉そして東側の関金温泉、三朝温泉があるのに対して、三瓶山には山体内に三瓶温泉（志学温泉）があり、周辺部にも池田温泉、千原温泉、出雲湯村温泉、湯抱温泉等がある。この地下の状態

の相違が地震活動の差とも考えられる。

瀬戸内海側は内陸地震の活動は少なく、やや深い地震(フィリピン海プレート内の地震・深さ60㎞付近)が発生する。また、地震がばらつくのが特徴にもみえる。兵庫県福崎町から岡山県の佐用町まで、西南日本内帯でも第一級の活断層である山崎断層に沿って地震の発生が見られる。

本県に発生した地震は、宝永の地震（宝永閏年（１７１０年）、Ｍ＝６．５）、正徳の地震（正徳元年（１７１１年）、Ｍ＝６）から記録がある。昭和１８年３月４、５日に鳥取沖地震（いずれもＭ＝６．２）が発生し、約６か月後の９月１０日に鳥取地震が発生した。そして、県の東部と中部地域に大きな被害を与えた。特に、鳥取市は壊滅的な被害を受けた。最近では、昭和５８年（１９８３年）に鳥取県中部の地震（Ｍ＝６．２）が発生し、この地域の地震エネルギーは被害地震を起こすに十分の量があることを示した。本県西部地域では、地震予知特定観測地域「島根県東部」と隣接して地震活動が活発である。古くは米子城に被害を及ぼした地震が記録に見られる。明治以後でも、１９０４年、１９１４年の島根県東部の地震、１９２５年の美保湾の地震、１９５５年の根雨の地震が発生して、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市等に被害を与えている。美保湾の地震については、余震がほとんど内陸に発生していることと、この時代の観測精度から考えて震源が少し北へずれて決定されていると考えられ、日野郡、西伯郡に発生した内陸の活動域の地震と推定される。

ここで注目すべき点は、双子型、あるいは連発型を示す発生パターンである。江戸時代の地震では、１７１０年（宝永８年）１０月３日にＭ＝６．５の地震が起こり、約５か月半後の翌年の３月１９日にＭ＝６．０の地震があった。１９４３年の地震は３月４日と５日にいずれもＭ＝６以上の地震があり、約半年後にＭ＝７．２の鳥取地震が発生している。３月の活動は、鳥取市から東側に余震が集中的に発生し、９月の時では、主な余震は鳥取市から西側の地域、特に鳥取県中部に多く発生している。約４０年後の１９８３年１０月３１日に鳥取県中部の地震(Ｍ＝６．２）では約８㎞離れた所で約４分後にＭ＝５．９の地震が発生している。西部地域でも、１９９５年の鳥取県西部の地震では同じ日に３つの地震が連発している。１９８９年(Ｍ＝５．３、５．４）と１９９０年（Ｍ＝５．１、５．２、５．１）と、鳥取県西部で約１年後に地震活動が活発化した。他に、１９２５年の但馬地震（Ｍ＝６．８）と１９２７年の北丹後地震(Ｍ＝７．３）が約１年と９か月の間隔で発生している。三瓶山周辺でも１９７７年（Ｍ＝５．３）と約１３か月後のＭ＝６．１の地震が連発している。

[平成12年鳥取県西部地震]

鳥取県西部の西伯郡、日野郡、米子市、境港市及び島根県東部、岡山県北部に大きな被害を出している。しかし、亡くなった人、火災の発生がなく、激しく揺れたのに全壊家屋が少ないなどが、特筆すべきことである。鳥取県では、平成12年7月に米子市で災害図上訓練を実施していたので、災害対応・対策が迅速・適切に実行された。

震度分布と被害の特徴

震度はその場所の揺れの強さを表すものである。今回の地震の主な震度を以下に示す。

震度６強：日野町、境港市　　６弱：西伯町、溝口町

５強：米子、新見、岡山哲多、落合、美甘、香川土庄

５弱：松江、東郷、岡山、玉野、福山、徳島、観音寺、兵庫津名

４　：鳥取、出雲、倉敷、広島、高松、松山、高知、大阪、神戸

震度分布から、今回の地震の特徴が見えてくる。

（１）山間部の日野町と沿岸部の境港が「震度６強」を記録している。

（２）震度の大きな地域が岡山県から四国まで、南側に広がっている。

（３）松江、鳥取、出雲など、震源までの距離が近いのに震度が小さい。

被害は震度６の地域に集中している、マグニチュード7.3の大地震にしては被害が少ないのは、発生時間が午後１時３０分、震源が山間部で激震域も都市部でなかったことが原因の1つである。被害の種類は、家屋の倒壊、山間部での斜面崩壊、落石などの地震動による被害と沿岸部での液状化現象による地盤災害がある。前者は日野町黒坂、下榎地区、西伯町、溝口町などが大きな被害を出したが地盤が比較的良かったために、全壊になるべきところが半壊になっていると推察される。しかし、山間部を走る道路、鉄道は大きな被害を受け、不通箇所が多く出た。境港市、米子市では都市型の被害が出ている。港湾岸壁の崩壊、マンホールの抜き上がり、電信柱の沈下など、またライフラインの被害が随所に見られる。なお、米子市では、住家の全壊が103棟、半壊が1,085棟、負傷者が16名(平成13年10月末現在)となっている。

【余震活動と周辺の地震活動】

本震は西伯町の地下11kmの所を震源として、震源断層は北北西－南南東の走行で、約20kmの長さの左横ずれ断層を示している。余震活動は、震源断層に沿った細長い帯状の地域に集中している。余震活動も南半分と北半分で様子が異なり、最大余震Ｍ５．０が北の端近くに発生している。余震活動は順調に減衰している。そして、誘発地震群が２か所あり、割算型の分布をしている。南西域にある日南－横田町ではマグニチュード5.5の地震が発生している。北東域の大山の下にも小地震が発生している。

この地域は、880年の島根半島の出雲地震（M7.0）以来1,100年間地震が起きていない。また、明治以来、日本海沿岸に沿った大地震は浜田地震(1872)、北丹後地震(1927)、鳥取地震(1943)と発生しているが、この地域では起きていない。最近の活動では、1977年(M5.3)、1978年(M6.1)と三瓶山周辺で発生し、小地域ながら被害を出し、温泉の増水、泉温の上昇など異変を発生させた。この地域の活動は最近でも継続されている。広島県北部も群発地震が発生する地震活動域である。鳥取県中部の地震(1983年、M6.2)、そして1985年には大山付近の地震(M4.9)が大山山頂から数km東に発生した。その後、1989年からの鳥取－島根県境地域の活動である。1991年には島根県東部の地震(M5.9)が発生した。また、1983年からの地震活動は東から西へと地震活動が移動し、これらの中地震の発震機構はいずれも左横ずれ断層型で、地殻応力はほぼ東西方向の圧縮力である。今回の地震の震源断層、地殻応力はこれらと一致している。

鳥取県西部地域では、1901年、1925年、1955年にＭ５の地震活動があり、約30年間隔で活発化している。11年前から、鎌倉山南方活断層に直交する地下断層の地震活動として、1989年にM5.3、M5.4，1990年にM5.1，M5.2，M5.1，1991年にはM4.6、1997年にM5.2と、今回のＭ7.3の地震と同

じ震源断層で発生している。

第３節　地震災害の履歴

鳥取県に影響のあった主な地震災害の概況は、次のとおりである。

１　元慶４年１０月１４日（８８０年１１月２３日）Ｍ＝７．０

〔出雲（133.2Ｅ，35.4Ｎ）〕

神社、仏寺、官舎及び民家の倒壊、傾斜するもの多し。京都で強く感じたとの報告あるも、地震の規模については議論あり。

２　宝永７閏年８月１１日（１７１０年１０月３日）未の刻　Ｍ＝６．５

〔因幡・伯耆（133.7Ｅ，35.5Ｎ）〕

河村・久米（現東伯郡）で被害最大、倉吉・八幡で被害大。大山で石垣崩れるも、堂舎被害なし、鳥取で一行寺の石地蔵倒れる。伯耆の被害は死者 75 人、1092 軒。

３　宝永８〈正徳１〉年２月１日（１７１１年３月１９日）亥下刻　Ｍ＝６．０

〔因幡・伯耆・美作（133.8°Ｅ，35.2°Ｎ）〕

因伯両国で家 380 潰れ、死者 4 人、山崩れ、田畠の被害あり、また、美作の大庭・真島両郡で全潰 118、半潰 141、堂舎半潰 18、山崩れ 70 か所。

４　寛政７年１１月２４日（１７９６年１月３日）昼八ツ時　Ｍ＝６．０

〔因幡（134.3°Ｅ，35.7°Ｎ）〕

岩美町で蔵の壁落ち、石塔多く倒壊、地下水異常あり、余震は翌年正月まであった。

５　安政２年７月４日（１８５５年８月１６日）八時　マグニチュード未決定

〔伯耆米子（震央未決定）〕

城内石垣ところどころ崩れ、あるいは孕・地割れもあり、8 月 4 日にも地震あり。

６　明治３４年（１９０１年）１１月６日１１時００分　Ｍ＝５．０

〔鳥取県西部（133.7°　Ｅ，35.3°Ｎ）〕

境・法勝寺御来屋で強震、震源付近で時計止まり、液体溢出し、座りの悪いものが倒れた。

７　明治３７年（１９０４年）６月６日１１時５１分　Ｍ＝５．８

〔島根県宍道湖付近（133.2°Ｅ，35.3°Ｎ）〕

同日の 3 時 40 分に同じ場所にＭ＝5.4 の地震があった（前震）。前の地震により能義郡大塚村で家屋の壁破損 1、同郡母里村で堤防の亀裂 2。本震により能義郡宇賀荘村で堤防の亀裂大塚村・母里村で瓦の堕落などの被害があった。

８　大正３年（１９１４年）５月２３日１２時３８分　Ｍ＝５．８

〔島根県出雲（133.2°Ｅ，35.35°Ｎ）〕

島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊などがあり、玉造温泉は湧出量が３倍となり増温した。

９　大正１４年（１９２５年）５月２３日１１時０９分　Ｍ＝６．８

〔北但馬地震　兵庫県北部（134.8°Ｅ，35.6°Ｎ）〕

震央は丸山川河口、城崎付近。被害の激しかったのは丸山川流域の河口から南、豊岡にいたる狭い地域。城崎温泉・豊岡市は倒壊家屋と焼失で壊滅した。死者 428 人、家屋倒壊 1,295、焼失 2,180 戸。田結では２本の平行した（約 400m 離れている）断層が発見された。長さはおのおの約

1.6Km、西側が落ちその差は大きいところで 60～85Km に達した。

10　大正１４年（１９２５年）７月４日０４時２０分　Ｍ＝５．８

〔鳥取県美保湾（133.3°Ｅ，35.5°Ｎ）〕

境・米子付近で強く、壁の亀裂、屋根瓦の落下、道路・堤防の亀裂、石垣の破損も多く、地割れからの噴水や、細砂を噴出し埋没した井戸があった。

11　昭和２年（１９２７年）３月７日１８時２７分　Ｍ＝７．３

〔北丹後地震　京都府北西部（135.15°Ｅ，35.53°Ｎ）〕

被害は丹後半島の頸部がもっとも激しく、全体で死者 2,925 人、家屋全壊 12,584 戸である。鳥取市で負傷者 1、米子市で家屋倒壊 2、破損 2、西伯郡で土蔵倒壊 1、境で破損 1 があった。

郷村断層（ＮＮＷ－ＳＳＥ，長さ 18km、西側が最大 80cm 隆起し、かつ南へ最大 270cm 移動）・山田断層（前者に直行する。長さ 7km、北側が最大 70cm 隆起し、東へ最大 80cm 移動）。

12　昭和１８年（１９４３年）３月４日

鳥取沖 3 月 4 日 19 時 13 分　Ｍ＝6.2（134.22°Ｅ，35.43°Ｎ）
3 月 4 日 19 時 35 分　Ｍ＝5.7（134.17°Ｅ，35.47°Ｎ）
3 月 5 日 04 時 50 分　Ｍ＝6.2（134.22°Ｅ，35.50°Ｎ）

鳥取市、気高・岩美・八頭の各郡、特に、海岸に小被害、軽傷 11、建物(含非住家･塀など）倒壊 68、同半壊 515。 賀露港の護岸 3 か所で崩れ、湖山村で延長 300ｍの崖崩れあり。地鳴りも各地で聞こえ、温泉や井水の異常もあった。

13　昭和１８年（１９４３年）９月１０日１７時３７分　Ｍ＝７．２

〔鳥取地震　鳥取付近（134.08°Ｅ，35.52°Ｎ）〕

鳥取市の被害は全体の約 80％に達する。特に､沖積地の被害が大。死者 1,083 人､家屋全壊 7,485 戸（注１）｡吉岡断層（長さ 4.5km、北側は最大 50cm 沈下し、東方へ最大 90cm 動く。断層面はほとんど垂直な横ずれ断層）と鹿野断層（長さ約 8km、南西翼では北が南に対し東方に最大 150cm ずれ、北東翼では南側が最大 50cm 沈下し、西方にわずかずれ、断層面は 60～70°で北に傾く）。鹿野断層上の家は倒れなかった。

14　昭和２４年（１９４９年）１月２０日２２時２４分　Ｍ＝６．３

〔兵庫県北西部（134.53°Ｅ，35.62°Ｎ）〕

震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で小被害。

15　昭和３０年（１９５５年）６月２３日

鳥取県西部　22 時 41 分　Ｍ＝5.5（133.38°Ｅ，35.30°Ｎ）
22 時 19 分　Ｍ＝4.6（133.33°Ｅ，35.23°Ｎ）
22 時 13 分　Ｍ＝4.3（133.33°Ｅ，35.22°Ｎ）

日野郡根雨町（当時、現日野町）付近で石垣の破損・落石・橋の脚台破損などの小被害。

16　昭和５８年（１９８３年）１０月３１日

鳥取県中部の地震　01 時 51 分　Ｍ＝6.2(133°55.6’Ｅ，35°24.8’Ｎ)
01 時 55 分　Ｍ＝5.9(133°59.5’Ｅ，35°26.2’Ｎ)

負傷者約 10 人、倉吉市東庁舎（鉄筋コンクリート３階建）の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害があった（注２）。 青谷町で約 200 戸断水。鳥取地震の断層と走向と直行する震源断層（左横ずれ断層）を持つ。

17　昭和６０年（１９８５年）７月２日１３時２０分　Ｍ＝４．９

〔大山付近の郡発地震（133° 35.8’Ｅ，35° 22.5’Ｎ，ｈ＝14km）〕

空白域である大山に発生した群発地震で、関金町野添で鳴動が聞かれた。

18　平成元年（１９８９年）１０月２７日

鳥取県西部　10 月 27 日 07 時 41 分　Ｍ＝5.3(133° 22.6’Ｅ，35° 15.5’Ｎ，ｈ＝13km)
11 月 2 日 04 時 57 分　Ｍ＝5.4(133° 22.3’Ｅ，35° 15.1’Ｎ，ｈ＝15km)

被害総額 100,000 千円（10 月 27 日）。 鎌倉山南方活断層に直行する地下断層の地震である。以前の地震活動空白域に発生した。

19　平成２年（１９９０年）１１月２１日

鳥取県西部　11 月 21 日 10 時 40 分　Ｍ＝5.1(133° 20.6’Ｅ，35° 16.4’Ｎ，ｈ＝14km)
11 月 23 日 19 時 33 分　Ｍ＝5.2(133° 21.8’Ｅ，35° 16.2’Ｎ，ｈ＝14km)
12 月 1 日 20 時 23 分　Ｍ＝5.1(133° 20.6’Ｅ，35° 16.6’Ｎ，ｈ＝12km)

1989 年の地震活動を北西方向へ拡大するように地震活動が活発化した。

20　平成３年（１９９１年）８月２８日１０時２９分　Ｍ＝５．９

〔島根県東部（133° 11.3’Ｅ，35° 19.5’Ｎ，ｈ＝15km）〕

一部破損５。松江市で 50 年ぶりに震度 4 を記録した。米子市でも震度 4 を記録し、小被害を与えた。約 10 時間半前に鳥取県西部の地震域の北西端にＭ＝4.4 の地震が発生している。

21　平成９年（１９９７年）９月４日

鳥取県西部　8 月 23 日 8 時 35 分 Ｍ＝4.0(133° 22.9’Ｅ，35° 15.0’Ｎ，ｈ＝12km)
9 月 2 日 2 時 7 分　Ｍ＝4.1(133° 22.8’Ｅ，35° 15.0’Ｎ，ｈ＝13km)
9 月 4 日 5 時 12 分 Ｍ＝4.6(133° 22.7’Ｅ，35° 15.1’Ｎ，ｈ＝10km)
9 月 4 日 5 時 15 分 Ｍ＝5.2(133° 22.6’Ｅ，35° 15.7’Ｎ，ｈ＝6km)

22　平成１２年（２０００年）鳥取県西部地震

［鳥取県西部　10 月 6 日　13 時 30 分 M=7.3(133° 20.9’Ｅ，35° 16.5’Ｎ，ｈ＝11.2km）］

山陰で最大級の地震である。家屋の全半壊 2,863 棟、負傷者 141 名であったが、幸いにも死者 0 名、火災発生 0 件であった。弓ヶ浜半島の沿岸域では、液状化被害が発生し、山間部では、斜面崩壊、落石などにより、鉄道、道路の不通箇所が多数発生し、長期間交通が止まった。

＊『新編日本被害地震総覧』(宇佐美龍夫著、東京大学出版会刊)を基に、鳥取大学西田良平教授の記述による。

注１　鳥取県震災小誌では、「死者 1,210、重傷 828、軽傷 3,032、住家全壊 7,164、半壊 6,901、全焼 183、半焼 7、非住家全壊 6,131、半壊 7,201、全焼 106、半焼 3、火災による各方面の被害総額 5,582,000 円、道路 267、橋りょう 135、河川 241、港湾 5、その他土木関係にも甚大な

被害があった。又交通網、通信網にもばく大なる被害をみた。」と記されている。

注2　消防庁報告では、負傷者（軽傷）13、住家一部破損 689、非住家 98、被害総額 224,559 円である。

23　平成２８年（２０１６年）鳥取県中部地震

［鳥取県中部　10 月 21 日　14 時 07 分 M=6.6(133° 51.2’Ｅ，35° 22.4’Ｎ，ｈ＝10.6km）］

鳥取県中部で最大震度６弱を観測したほか、米子市では震度４を観測した。家屋の全半壊 330 棟、負傷者 25 名、であったが、幸いにも死者０名であった。県内では、国の重要伝統的建造物群保存地区の白壁土蔵群の漆喰の壁が落ちるほか、配水塔が大きく倒壊する危険性があるなど公共施設や文化財に大きな被害をもたらした。

第４節　既往地震履歴からみた被害の特徴（鳥取県全体）

１　建物被害

建物倒壊は毎回多く発生している。これを主因とした人的被害の発生状況は明確でないが、状況からみて、多くの比率を占めていると推測される。近年では、建築物の耐震性が向上している反面、地盤環境面で多少の難がある地域への開発も進んでいるおり、鳥取県西部地震では、液状化対策を行っていなかった住宅では、液状化による地盤沈下で、大きな不同沈下が生じたが、液状化の免震効果により家屋の上部構造での損傷は少なかった。

２　火災

地震による火災で大きな被害が発生したのは、１９４３年鳥取地震であるが、そこでも焼失数は、３００足らずであったのは降雨があったことで、幸運であった。当時は、エネルギー源として裸火（薪炭等）の使用が多かった。現在ではストーブの自動消火装置の普及等出火防止に対しては大きな改善がなされているので、当時の状況とは多少異なることが予想される。

３　地盤災害

斜面崩壊、陥没、液状化等地盤に関係した災害も件数として多く発生しているが、大規模な人的災害には至っていないようである。ただし、建築物倒壊と同様に居住地域の変化等の社会的要素が大きく移り変わっていることに留意を要する。

４　ライフライン、道路、鉄道の被害

地震発生直後の応急対応に際しては、当然各種の支障が発生していたが、被災地域が比較的小範囲であったこともあり代替運用や復旧も早かった。

第２章　災害予防計画

第１節　目　的

災害予防計画は、地震･津波による被害を未然に防止するために平素から防災に関する施設の整備、防災思想の普及、防災訓練等の計画を立て、地震災害に強いまちづくりを推進し被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　建造物災害予防計画

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

１　建築物の現況等

市民の防災知識の向上と認識が深まるとともに、建築行政施策の効果も上がり、鉄骨・鉄筋コンクリート造り等の震災時に出火延焼を防止するための耐震不燃化された建築物が増加の傾向を示しているので、今後も建築物の耐震不燃化を図ることによる得失と効果を一層広く市民に啓発し、かつ行政施策の強化と推進に努めるものとする。

２　不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

（１）準防火地域の一部を防火地域に指定することにより、建築基準法による規制を行い、もって都　市の不燃化を図る。また、防火及び準防火地域以外の地域においても建築基準法第２２条区域を指定し、建築物の不燃化を促進するものとする。

（２）建築物については、建築基準法及びそれに基づく関係法令により、敷地、構造及び設備・用途に関する基準が定められているので、これらの基準の審査及び指導に当たるとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、建築技能近代化協会等）と協力して建築物の防災に関する診断、広報等に努めるものとする。

３　耐震診断の実施

（１）耐震性能は、建築年代により大きく異なり、一般的に昭和５６年（１９８１年）５月３１日以前の旧建築基準法で建築された建築物は現行の建築基準法が求める地震に対する安全を満たさない場合がある。

（参考：建築基準法の改正経緯）

改正年	主な建築基準の見直しの内容	耐震性
昭和43年	・通常遭遇する中規模程度の地震に対して損傷や残留変形を生じず、地震後における使用に支障を来さないことの確認	低い
昭和46年	・鉄筋コンクリート造の柱の帯筋の間隔を従来の30ｃｍ以下から15ｃｍ（梁に近い部分は10ｃｍ）以下としたこと ・木造住宅の土台をコンクリート造の布基礎に緊結することの義務付け	
昭和56年	**・我が国で考えうる最大規模の地震（震度階で６から７に相当）**に対して、建築物が相当の損傷や変形を被っても、**最終的に倒壊や崩壊することなく、人命に影響を及ぼさないことの確認**	高い
平成７年	・鉄骨造の柱脚部の安全確認の徹底 ・形状が不規則な建築物の基準の強化	

（２）市及び関係機関は、管理する建物の建築年代や形状、構造種類等を考慮し、耐震診断を実施し、その安全性を評価するものとする。

４　耐震改修の実施

各建物に対する耐震診断の結果で地震に対する安全性を満たさないと判断される場合、耐震改修を行うものとする。

耐震改修にあたっては、それぞれの建築物に応じた構造耐震指標及び保有水平耐力を確保する

ものとする。

構造耐震指標として木造はＩｗ値、非木造はＩｓ値、保有水平耐力を表す指標としてｑ値が使われており、一般の建物は「建築物の耐震及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年１月国土交通省告示第１８４号）」により防災拠点となる建物では、その重要度に応じて一般建物の１，２５から１，５倍以上のＩｓ値を確保するものとし、耐震改修については、それぞれの制約条件やコスト、工期、建築、設備との整合性、施工性等を考慮して最適な補強工事を選択するものとする。

（木造）

構造耐力指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1) Ｉｗ値が 0.7 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
(2) Ｉｗ値が 0.7 以上 1.0 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
(3) Ｉｗ値が 1.0 以上	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

（非木造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等）

構造耐力指標及び 保有水平耐力にかかる指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1) Ｉｓ値が 0.3 未満の場合 又はｑが 0.5 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
(1) 及び(3) 以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
(3) Ｉｓ値が 0.6 以上の場合で かつｑが 1.0 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

5　既存建築物に関する対策

地震による災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、次の事項の普及周知に努めるものとする。

なお、火災予防計画については、「火災予防計画」を参照のこと。

（１）家具類の完全固定措置をする。

（２）壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱をボルト類の金物等によって補強する。

（３）老朽化の著しい建物にあっては丸太、角材等で補強する。

（４）石塀及びブロック塀等の倒壊防止措置をする。

6　公共用建築物の災害予防対策

公共用建築物は災害発生時に避難場所とする等の応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置を行う。また、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に市有の公共建築物にあっては、消防法第１７条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、 積極的に耐震調査を実施し、必要に応じ改築又は補強工事を施すものとする。

7　文教施設の災害予防対策

公立小・中・養護学校建物の耐震化及び耐火化は逐年進めているが、更にその促進を図るため

逐次耐震調査を実施し、必要に応じ補強工事を施すものとし、増改築等に当たっては、耐震及び耐火構造に改めるものとする。

8　社会福祉施設等災害予防対策

当該施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては耐震及び耐火構造に改めるとともに、収容対象者は幼老齢者、心身障害者等であり、災害に対する避難活動等についても配慮し、総合的な整備改善を促進するものとする。

9　その他施設等の耐震化対策

（１）エレベーター内の閉じ込め防止対策

ア　エレベーターの耐震安全性の確保

イ　地震時管製運転装置の確実な作動

ウ　早期救出・復旧体制の整備等

エ　適時適切な情報提供・情報共有

（２）自動販売機の転倒防止対策

避難経路における設置状況を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

（３）窓ガラス落下防止対策

地震時、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれがある建物の把握に努めるとともに地震によるガラス落下の危険性についてホームページ等を活用し啓発するものとする。

（４）大規模空間を持つ建築物の天上落下対策

国等を連携を図りながら天井の現状調査を行う等大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

第３節　地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物及び危険物施設の増加、電気、ガス、水道等の高密度化、生活習慣の変化は、地震被害を甚大かつ複雑広域化させる要因となっている。したがって、これら各種の被害とその対策の科学的な調査研究は、地震対策の基礎をなすものとなるため、今後、市及び防災関係機関は協力して次の事項について調査研究の実施に努めるものとする。

1　地盤の構造

2　地震活動の状況

3　消防水利等の状況

4　危険物等大量可燃物貯蔵施設の状況

5　電気、ガス等の状況

6　地震時の交通障害等に関する事項

7　建造物の不燃化及び耐震化に関する事項

Ⅳ　津波災害対策計画

第１章　計画的な津波対策の推進

第１節　基本方針

この計画は、県、市、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から市民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

県においては、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成 23 年 7 月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成 17 年 3 月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討が行われた。

検討委員会は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」が、平成 23 年 12 月 27 日に施行されたことにより、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、今回検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととされた。

その後、津波防災地域づくり法の施行を踏まえた「鳥取県地震防災調査研究委員会」（以下「研究委員会」という。）を設置し、国が公表した新たな断層モデル及び研究委員会が設定した県独自モデルによる津波浸水想定区域の設定や被害想定を実施し、平成３０年３月にその結果を公表された。

さらに、県では警戒避難体制の強化に向けて、本市における浸水が想定される区域の全てを「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」として、令和２年３月２７日に指定した。

市は、研究委員会の検討結果を踏まえて、関係機関、県民等と協力するとともに、地震調査研究推進本部と連携して津波対策を計画的に推進することとする。

＜研究委員会　津波想定部会の検討結果及び公表内容＞

１　津波想定部会で検討を行った下記５モデルに基づく津波浸水想定区域を設定し、公表した。
今後は、避難対策等のソフト対策に取り組む。

①　日本海東縁部	〔国公表モデル〕	Ｆ１７	（Mw７．７８）
		Ｆ２４	（Mw７．８６）
		Ｆ２８	（Mw７．６７）
	〔県独自モデル〕	佐渡島北方沖断層	（Mw８．１６）
②　鳥取沖	〔国公表モデル〕	Ｆ５５	（Mw７．４８）

２　想定した５つの断層ごとにシミュレーションを実施し、津波浸水想定の結果を重ね合わせた「想定最大の津波浸水想定区域」をもとに避難対策を行うことを基本とする。ただし、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近地地震の特性を十分考慮する必要がある。

３　今後、予定されている市町村の避難対策の事業を進めるにあたって市は、必要に応じて県等からの技術的支援のみならず、学識経験者等のアドバイスを受けながら実施することが望ましい。

４　今回公表した津波浸水想定区域図を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用できることとしている。

５　今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定区域の見直しを適宜検討することとする。

第２節　被害想定

研究委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく被害想定等を鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成３０年３月）及び津波浸水想定区域図として取りまとめられ、関係機関等に配布とともに、県のホームページで公表している。

なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることに留意するものとする。

（1）想定した津波波源の断層モデルパラメーター、位置図

○断層モデルのパラメータ

津波断層モデル No.	モーメントマグニチュード (Mw)	断層位置 緯度 (JGD2000)	断層位置 経度 (JGD2000)	上端深さ (km,TP-)	下端深さ (km,TP-)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	合計 断層長さ (km)	合計 断層面積 (km)	平均 すべり量 (m)
F17	7.78	41.0201	139.4058	2.8	18	10	45	106	53.9	21.5	135	2906	6.00
		41.4998	139.5198	2.8		350	45	96	81.0	21.5			
F24	7.86	40.1054	138.9259	3.9	18	21	30	74	53.7	28.2	132	3717	6.00
		40.5641	139.1542	3.9		349	30	80	77.9	28.2			
F28	7.67	40.0114	138.8859	2.3	15	200	45	115	35.7	18.0	126	2269	5.18
		39.7079	138.7422	2.3		185	45	93	39.7	18.0			
		39.3551	138.7060	2.3		202	45	118	50.9	18.0			
F55	7.48	35.7569	134.4138	1.1	15	261	60	215	69.0	16.0	95	1518	3.96
		35.6530	133.6580	1.1		249	60	215	25.8	16.0			
佐渡北方沖断層	8.16	40.3078	138.7287	0.0	15	193.3	60	90	222.2	17.3	222	3849	16.00

○県独自モデル（佐渡島北方沖）及び国モデルの位置

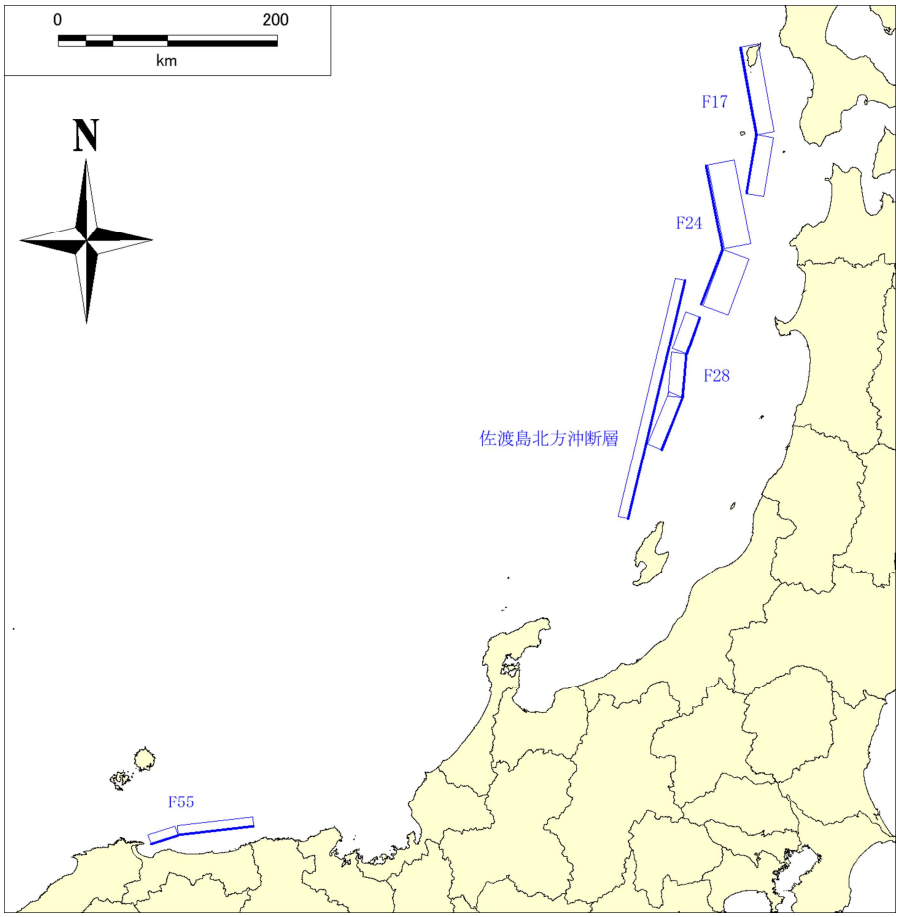

（2）沿岸市町村の浸水面積、最大津波高等

○浸水面積

市町村	F17 (ha)	F24 (ha)	F28 (ha)	F55 (ha)	佐渡北方 (ha)
岩美町	23.1	26.1	23.8	53.4	50.8
鳥取市	56.0	75.1	61.4	102.3	169.8
湯梨浜町	15.5	27.6	26.0	29.7	60.4
北栄町	12.8	16.4	15.2	16.6	52.9
琴浦町	8.5	13.1	10.1	12.1	56.2
大山町	18.0	22.0	19.7	17.9	126.1
米子市	**32.2**	**38.4**	**39.0**	**29.7**	**222.1**
日吉津村	2.9	2.6	3.2	2.2	29.9
境港市	29.1	35.6	43.4	246.5	398.0

○海面変動３０ｃｍ到達時間

市町村	F17 （分）	F24 （分）	F28 （分）	F55 （分）	佐渡 北方 （分）
岩美町	100.6	93.0	87.0	5.3	77.8
鳥取市	104.5	98.0	91.5	4.9	81.0
湯梨浜町	116.1	105.3	101.6	6.4	87.0
北栄町	120.2	110.2	106.1	8.1	91.4
琴浦町	123.9	113.6	104.0	5.0	95.1
大山町	125.3	113.9	104.5	5.5	96.5
米子市	**137.6**	**128.9**	**121.4**	**21.8**	**110.8**
日吉津村	141.7	130.2	122.3	24.0	113.1
境港市	140.0	132.1	124.7	21.1	111.7

○最大津波高

市町村	F17 （m）	F24 （m）	F28 （m）	F55 （m）	佐渡 北方 （m）
岩美町	1.5	2.4	1.8	4.8	4.9
鳥取市	2.0	3.2	3.4	5.5	5.8
湯梨浜町	1.9	2.9	3.4	3.1	6.6
北栄町	1.6	2.1	2.0	2.4	4.9
琴浦町	2.0	3.2	2.3	2.1	6.7
大山町	2.5	3.6	3.2	2.3	7.4
米子市	**2.6**	**2.6**	**2.8**	**1.7**	**4.7**
日吉津村	2.2	1.8	2.6	1.4	4.9
境港市	1.5	1.8	1.9	2.4	3.7

○断層別の市町村津波高

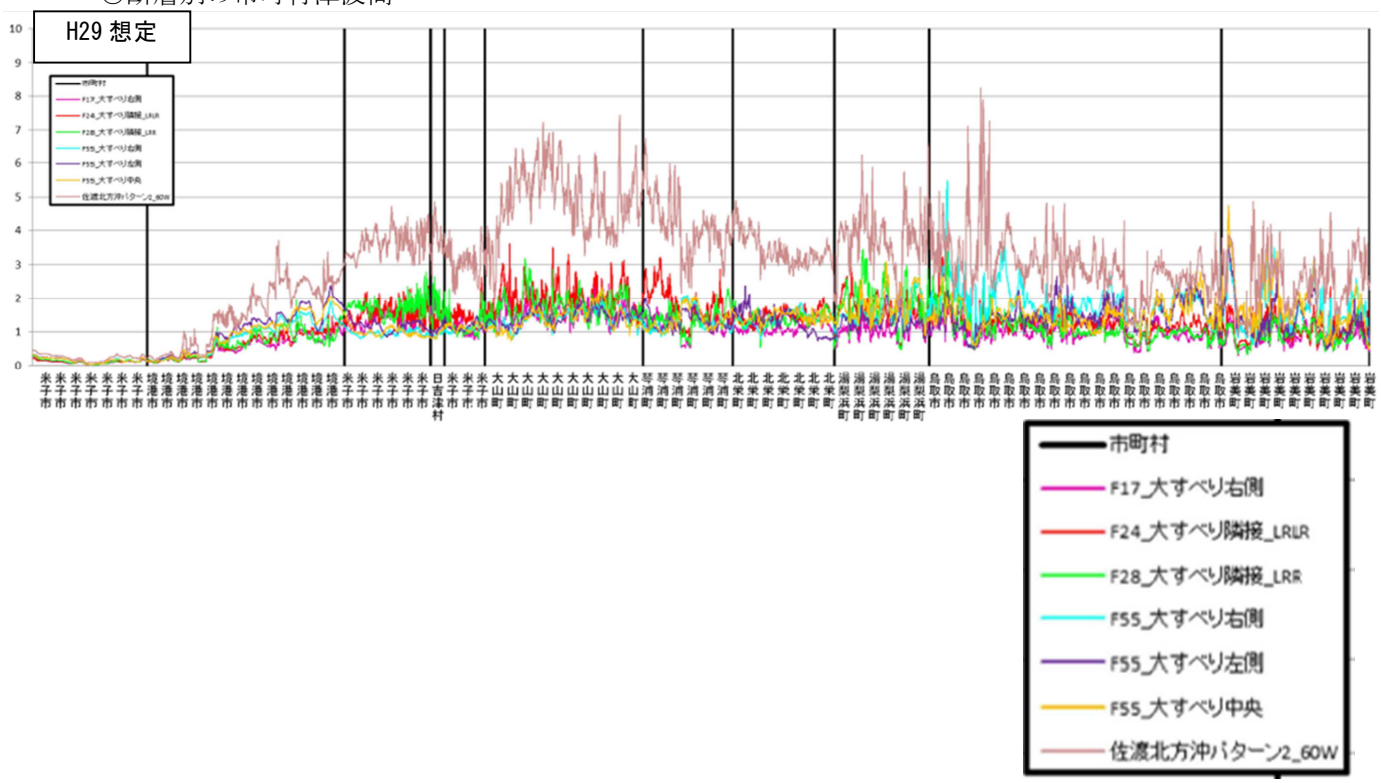

（３）被害想定

研究委員会の被害想定部会では、F55 断層及び佐渡島北方沖断層による津波について被害想定を行っている。建物被害及び人的被害を抜粋して以下に示す。その他の被害予測項目については「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成 30 年 3 月）」を参照のこと。

○　建物被害（被害が最大となる季節・時間帯について抜粋）

F55断層　津波：大すべり右側

（棟）

市町村		建物棟数	津波	
			全壊	半壊
201	鳥取市	95,600	約 10	約 40
202	米子市	60,800	＊	＊
203	倉吉市	26,700	－	－
204	境港市	21,700	＊	約 160
302	岩美町	7,300	＊	約 10
325	若桜町	2,900	－	－
328	智頭町	5,200	－	－
329	八頭町	10,400	－	－
364	三朝町	4,400	－	－
370	湯梨浜町	9,900	＊	約 10
371	琴浦町	12,900	－	－
372	北栄町	8,900	－	－
384	日吉津村	2,100	－	－
386	大山町	10,300	－	－
389	南部町	5,300	－	－
390	伯耆町	7,200	－	－
401	日南町	3,500	－	－
402	日野町	2,500	－	－
403	江府町	2,400	－	－
合計		299,800	約 10	約 220

F55断層　津波：大すべり左側

（棟）

市町村		建物棟数	津波	
			全壊	半壊
201	鳥取市	95,600	＊	約 20
202	米子市	60,800	＊	＊
203	倉吉市	26,700	－	－
204	境港市	21,700	＊	約 390
302	岩美町	7,300	＊	約 30
325	若桜町	2,900	－	－
328	智頭町	5,200	－	－
329	八頭町	10,400	－	－
364	三朝町	4,400	－	－
370	湯梨浜町	9,900	＊	＊
371	琴浦町	12,900	－	－
372	北栄町	8,900	－	－
384	日吉津村	2,100	－	－
386	大山町	10,300	－	－
389	南部町	5,300	－	－
390	伯耆町	7,200	－	－
401	日南町	3,500	－	－
402	日野町	2,500	－	－
403	江府町	2,400	－	－
合計		299,800	約 10	約 450

＊：　数棟　－：　被害なし

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
・1,000未満　：　1の位を四捨五入　　・1,000以上10,000未満　：　10の位を四捨五入　　・10,000以上　：　100の位を四捨五入

F55断層　津波：大すべり中央

（棟）

市町村		建物棟数	津波	
			全壊	半壊
201	鳥取市	95,600	＊	約 30
202	米子市	60,800	＊	＊
203	倉吉市	26,700	－	－
204	境港市	21,700	＊	約 230
302	岩美町	7,300	＊	約 30
325	若桜町	2,900	－	－
328	智頭町	5,200	－	－
329	八頭町	10,400	－	－
364	三朝町	4,400	－	－
370	湯梨浜町	9,900	＊	約 20
371	琴浦町	12,900	－	－
372	北栄町	8,900	－	－
384	日吉津村	2,100	－	－
386	大山町	10,300	－	－
389	南部町	5,300	－	－
390	伯耆町	7,200	－	－
401	日南町	3,500	－	－
402	日野町	2,500	－	－
403	江府町	2,400	－	－
合計		299,800	約 10	約 310

佐渡島北方沖津波

（棟）

市町村		建物棟数	津波	
			全壊	半壊
201	鳥取市	95,600	約 10	約 50
202	米子市	60,800	＊	＊
203	倉吉市	26,700	－	－
204	境港市	21,700	約 30	約 960
302	岩美町	7,300	＊	約 20
325	若桜町	2,900	－	－
328	智頭町	5,200	－	－
329	八頭町	10,400	－	－
364	三朝町	4,400	－	－
370	湯梨浜町	9,900	＊	約 10
371	琴浦町	12,900	－	－
372	北栄町	8,900	－	－
384	日吉津村	2,100	－	－
386	大山町	10,300	＊	＊
389	南部町	5,300	－	－
390	伯耆町	7,200	－	－
401	日南町	3,500	－	－
402	日野町	2,500	－	－
403	江府町	2,400	－	－
合計		299,800	約 40	約 1,000

＊：　数棟　　－：　被害なし

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
・1,000未満　：　1の位を四捨五入　　・1,000以上10,000未満　：　10の位を四捨五入　　・10,000以上　：　100の位を四捨五入

○　人的被害（被害が最大となる季節・時間帯について抜粋）

F55断層　津波:大すべり右側

（人）

市町村		滞留人口	津波	
			死者	負傷者
201	鳥取市	199,000	約 10	約 10
202	米子市	150,000	＊	＊
203	倉吉市	57,000	－	－
204	境港市	34,000	約 10	約 50
302	岩美町	10,000	＊	約 10
325	若桜町	3,300	－	－
328	智頭町	7,200	－	－
329	八頭町	14,000	－	－
364	三朝町	6,800	－	－
370	湯梨浜町	14,000	＊	約 10
371	琴浦町	17,000	－	－
372	北栄町	14,000	－	－
384	日吉津村	4,900	－	－
386	大山町	15,000	－	－
389	南部町	9,100	－	－
390	伯耆町	9,500	－	－
401	日南町	5,000	－	－
402	日野町	3,900	－	－
403	江府町	3,000	－	－
合計		578,000	約 10	約 70

F55断層　津波:大すべり左側

（人）

市町村		滞留人口	津波	
			死者	負傷者
201	鳥取市	199,000	＊	＊
202	米子市	150,000	＊	＊
203	倉吉市	57,000	－	－
204	境港市	34,000	約 50	約 220
302	岩美町	10,000	＊	約 40
325	若桜町	3,300	－	－
328	智頭町	7,200	－	－
329	八頭町	14,000	－	－
364	三朝町	6,800	－	－
370	湯梨浜町	14,000	＊	＊
371	琴浦町	17,000	－	－
372	北栄町	14,000	－	－
384	日吉津村	4,900	－	－
386	大山町	15,000	－	－
389	南部町	9,100	－	－
390	伯耆町	9,500	－	－
401	日南町	5,000	－	－
402	日野町	3,900	－	－
403	江府町	3,000	－	－
合計		578,000	約 50	約 260

＊:　数人　－:　被害なし

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
・1,000未満　:　1の位を四捨五入　　・1,000以上10,000未満　:　10の位を四捨五入　　・10,000以上　:　100の位を四捨五入

F55断層　津波：大すべり中央

（人）

市町村		滞留人口	津波	
			死者	負傷者
201	鳥取市	199,000	＊	＊
202	米子市	150,000	－	－
203	倉吉市	57,000	－	－
204	境港市	34,000	約 30	約 110
302	岩美町	10,000	約 10	約 40
325	若桜町	3,300	－	－
328	智頭町	7,200	－	－
329	八頭町	14,000	－	－
364	三朝町	6,800	－	－
370	湯梨浜町	14,000	＊	＊
371	琴浦町	17,000	－	－
372	北栄町	14,000	－	－
384	日吉津村	4,900	－	－
386	大山町	15,000	－	－
389	南部町	9,100	－	－
390	伯耆町	9,500	－	－
401	日南町	5,000	－	－
402	日野町	3,900	－	－
403	江府町	3,000	－	－
合計		578,000	約 30	約 160

＊：　数人　　－：　被害なし

佐渡島北方沖津波

（人）

市町村		滞留人口	津波	
			死者	負傷者
201	鳥取市	199,000	＊	＊
202	米子市	150,000	－	－
203	倉吉市	57,000	－	－
204	境港市	34,000	約 60	約 300
302	岩美町	10,000	－	－
325	若桜町	3,300	－	－
328	智頭町	7,200	－	－
329	八頭町	14,000	－	－
364	三朝町	6,800	－	－
370	湯梨浜町	14,000	＊	＊
371	琴浦町	17,000	－	－
372	北栄町	14,000	－	－
384	日吉津村	4,900	－	－
386	大山町	15,000	－	－
389	南部町	9,100	－	－
390	伯耆町	9,500	－	－
401	日南町	5,000	－	－
402	日野町	3,900	－	－
403	江府町	3,000	－	－
合計		578,000	約 60	約 300

＊：　数人　　－：　被害なし

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
・1,000未満　：　1の位を四捨五入　　・1,000以上10,000未満　：　10の位を四捨五入　　・10,000以上　：　100の位を四捨五入

（４）沿岸市町村の最大の浸水想定区域図

各断層モデルの浸水想定区域の最大の浸水深を示すメッシュごとに重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位（T.P.+0.6m）とした最大の津波浸水想定区域を設定し、公表した。この津波浸水想定区域に基づき、沿岸各市町村は避難対策等を実施するが、実際に津波が発生する場合は、この想定より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに留意する必要がある。

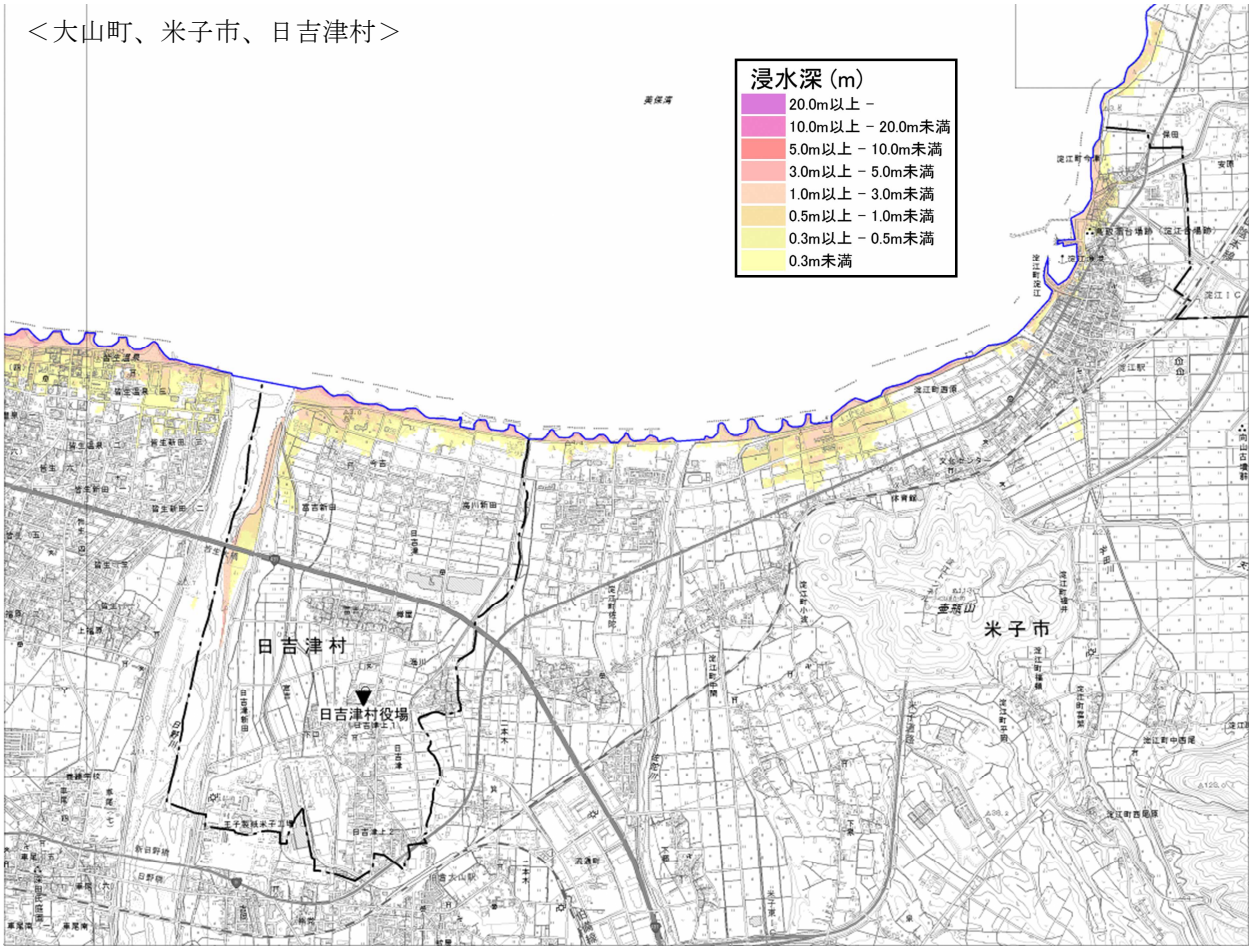

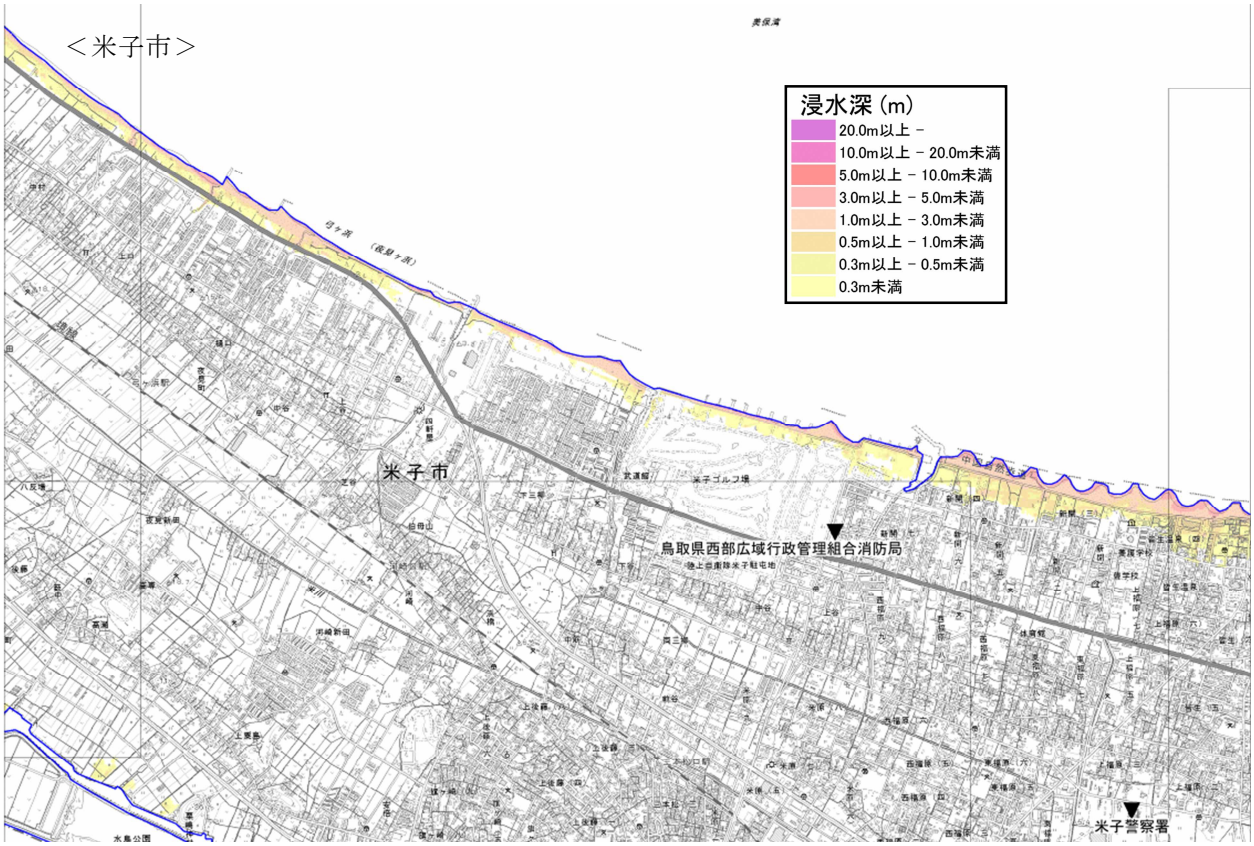

＜境港市、米子市＞

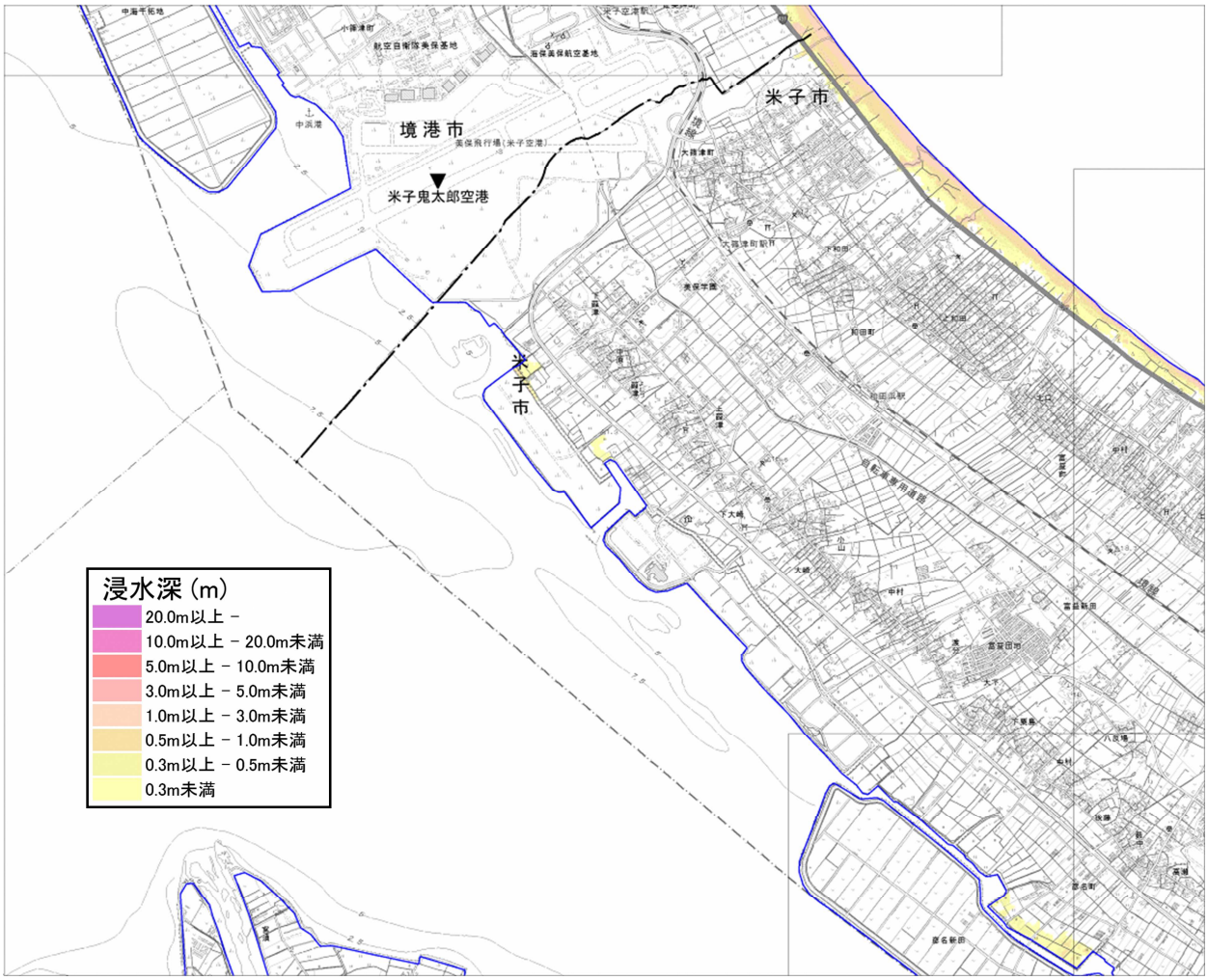
境港市
米子市
米子鬼太郎空港
米子市
浸水深（m）
20.0m以上 －
10.0m以上 － 20.0m未満
5.0m以上 － 10.0m未満
3.0m以上 － 5.0m未満
1.0m以上 － 3.0m未満
0.5m以上 － 1.0m未満
0.3m以上 － 0.5m未満
0.3m未満

【河川津波遡上の調査結果】

河川	浸水箇所	津波高 (m)	河川遡上による影響 ：L1	河川遡上による影響 ：L2
吉田川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
蒲生川	0k000～1k350	1.68	河川からの浸水はない	越流（近地）
塩見川	1k420～2k000	1.83	河川からの浸水はない	越流（遠地・近地）
袋川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
千代川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
湖山川	0k270～0k900	2.23	河川からの浸水はない	河川を遡上した津波が、湖山川に合流する大井手川、晩稲川から流入し、浸水する（遠地・近地）
河内川	0k100～0k400	1.06	河川からの浸水はない	越流（右岸の樋門が破壊され浸水が拡大）（遠地・近地）
浜村川	0k200～0k800	2.33	河川からの浸水はない	越流（遠地・近地）
永江川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日置川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
勝部川	0k600	2.70	河川からの浸水はない	越流（遠地）
橋津川	0k100～0k400 1k200～1k700	1.70	河川からの浸水はない	越流（近地） 越流（近地）
天神川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
北条川 放水路	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
由良川	0k750 2k000	2.11	河川からの浸水はない	越流（右岸）（近地） 越流（右岸）（近地）
洗川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
八橋川	0k000～0k200	3.96	河川からの浸水はない	越流（遠地）
宇田川	0k000～0k700	2.29	河川からの浸水はない	越流（遠地）
佐陀川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日野川	－	―	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
加茂新川	0k000～0k200	2.99	河川からの浸水はない	越流（遠地）

表に河川からの越流の有無を一覧にまとめた。どのケースにもおいて多少の河川遡上の発生は考えられるが、対象とした全２１河川のうち、越流により浸水が広がるのはＬ２による１１河川である。

＜宇田川＞

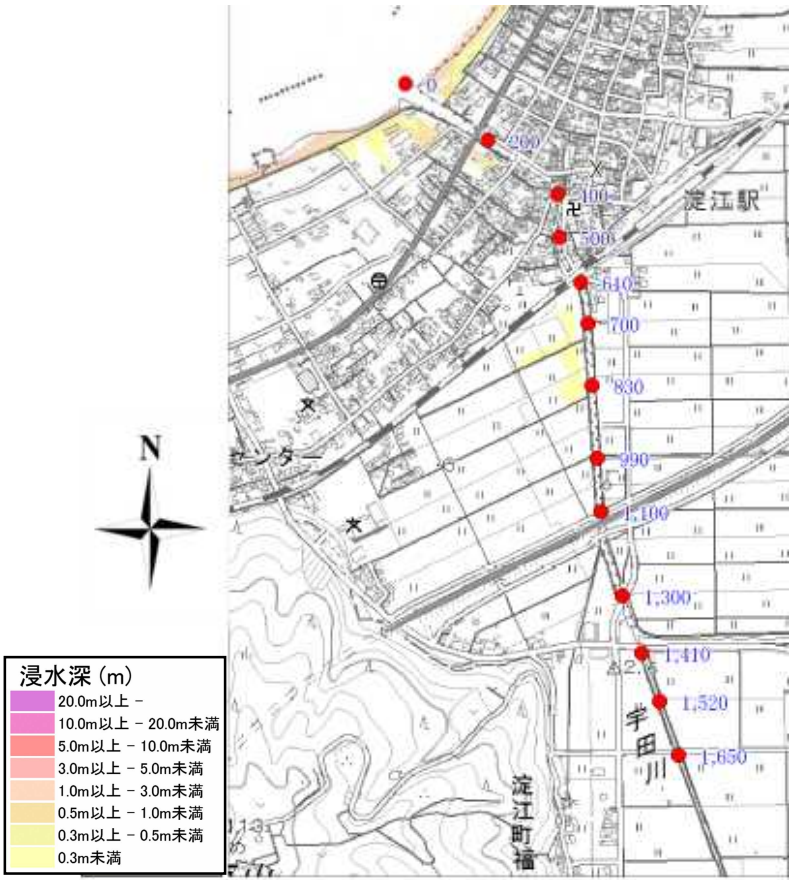
N
浸水深（m）
20.0m以上 －
10.0m以上 － 20.0m未満
5.0m以上 － 10.0m未満
3.0m以上 － 5.0m未満
1.0m以上 － 3.0m未満
0.5m以上 － 1.0m未満
0.3m以上 － 0.5m未満
0.3m未満
0
200
400
500
640
700
830
990
1,100
1,300
1,410
1,520
1,650
淀江駅
宇田川
淀江町福

＜加茂新川＞

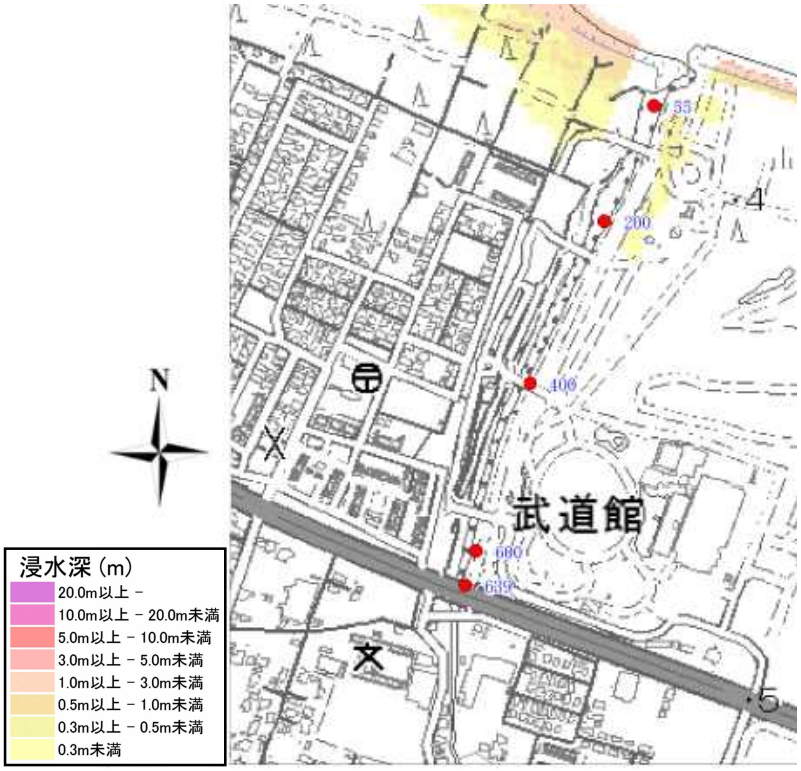
N
浸水深（m）
20.0m以上 －
10.0m以上 － 20.0m未満
5.0m以上 － 10.0m未満
3.0m以上 － 5.0m未満
1.0m以上 － 3.0m未満
0.5m以上 － 1.0m未満
0.3m以上 － 0.5m未満
0.3m未満
55
200
400
680
639
武道館
4
5

（５）鳥取沖Ｆ５５断層の地震動の予測

本県近傍で発生する津波波源の地震は、地震動による被害（建物倒壊、道路被害等）も検討する必要があるため、鳥取沖Ｆ５５断層の震度を日本海検討会（２０１４）の断層モデルを用いて詳細法で算出した。

沿岸市町村は、近傍で発生する地震の場合は、津波の避難対策を行う上で、複数の避難経路を検討する等、地震動による被害も考慮することとする。

境港市、米子市、倉吉市、大山町、琴浦町、北栄町の海岸付近に、一部震度６強が存在する。

【鳥取沖 F55 断層の震度分布図】

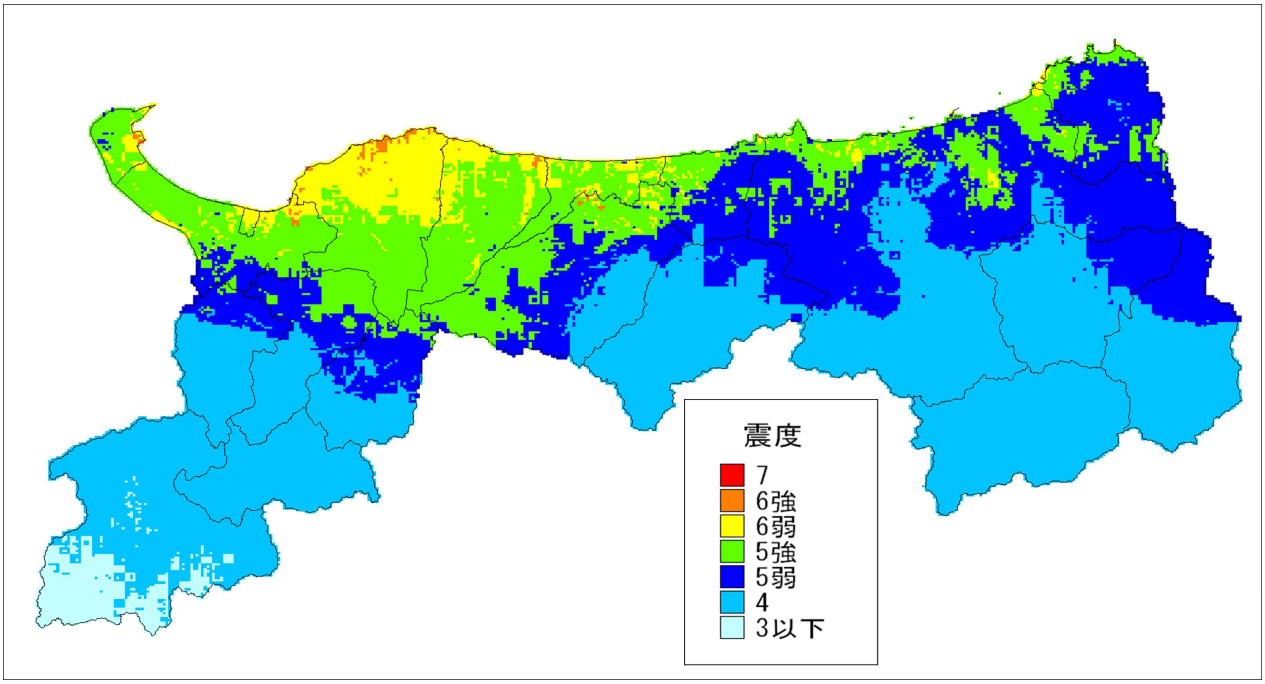

第２章　津波災害の予防

第１節　津波に対する備え

１　海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ（潜堤）、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。

また、港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

２　津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報等伝達の迅速化に努めるものとする。

（１）気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・　来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。

（２）地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。

（３）津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。

（４）気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区気象台で常時監視している。

（５）大津波警報、津波警報、津波注意報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれが場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≦10m	10m		
		3m＜高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m＜高さ≦3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項等

・　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
・　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況に等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（６）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（７）津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表［発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・　沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
・　最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
・　最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
・　ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報
・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報
・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第２節　津波危険地域の把握、周知

１　津波危険地域の把握

市は、県が作成した津波浸水予測図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行うものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行うものとする。

２　津波ハザードマップ等の作成

市は、県の津波浸水予測図及び津波災害警戒区域図に基づき、浸水想定区域及び浸水深、基準水位、到達時間、情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成するとともに、標高看板を浸水想定区域に設置し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図るものとする。なお、令和４年２月に作成・全戸配布を行った津波ハザードマップについては、津波浸水想定の変更等があった場合は修正を検討する等、必要な措置を講ずるものとする。

第３節　津波避難体制の整備

１　避難指示等の発令基準の設定及び周知

（１）市は、鳥取県に津波注意報及び津波警報が発表された場合に発出すべき避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域（集落）をあらかじめ定めておくものとする。

（２）市は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報・注意報が解除されるまでは避難を続けること等を周知・徹底しておくものとする。

２　津波情報伝達体制等の初動体制の整備

（１）市は、勤務時間外の場合も含め、大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定めるものとする。

（２）市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、職員の早期参集体制を構築するとともに、あんしんトリピーメール、緊急速報エリアメール等を活用した津波情報発信の体制を整備するものとする。

（３）市は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、津波警報や避難情報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備するものとする。伝達手段については、視聴覚障がい者や外国人等の様々な態様にある避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮するものとする。

また、海岸や港湾管理者、水産事業者、観光協会、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

＜伝達手段の例示＞

○海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備

○サイレン、広報車等の整備

○緊急速報エリアメールの整備

○文字放送、多言語により放送等、避難行動要支援者の態様に応じた手段

３　情報収集・連絡体制の整備

市は県と連携し、津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化や情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

４　避難所の指定、整備

（１）市は、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定する。

（２）市は、指定避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知する。

（３）市は、指定避難所の情報収集・伝達手段を確保するとともに、避難所又は近傍で食料・水・毛布等の備蓄に努めるものとする。

（４）県は、市が指定避難所として県有施設等を指定する場合は積極的に協力し、当該施設管理者は避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で市町村に協力するものとする。

5　津波避難ビルの指定等

市は、津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等を指定し、住民等に周知するものとする。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」（平成 25 年 1 月県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定するものとする。

また、必要に応じて津波避難ビルから避難所への２次避難の誘導方法等をあらかじめ定めておくものとする。

6　避難路等の周知、整備

市は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難場所等についてハザードマップ等により住民に周知するとともに、各地域が避難経路について検討する場合は積極的に協力し、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善に努めるものとする。

7　避難方法・避難誘導

（１）地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合は、沿岸市町村は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておくこととする。

（２）市は、市職員、警察官、消防団員、水防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定するものとする。

＜避難に使える時間の違いによる避難方法＞

避難時間	避難方法
①　避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖断層の波源 ・最大波の到達時間：最短 85 分程度 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：②より広い	・　家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・　近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある高所や避難所に避難する。 ・　「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、時間的余裕はあるものの特に早めに避難する。 ・ ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。
②　避難に時間がない場合 ・想定：鳥取沖Ｆ５５の波源 ・最大波の到達時間：最短 7 分程度 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：①より狭い	・　自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの避難ビルまたは高台に避難を行う。 ・　避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・　徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。

8　津波避難計画の作成

（１）市は、津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画には、避難所、避難経路、津波準備情報（津波警報・注意報）や避難勧告又は指示の伝達方法、避難に関する注意情報等を定めるものとする。津波避難計画の策定に当たっては、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成２５年３月）の内容に留意することとする。

また、市は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な避難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努めるものとする。

（２）津波避難対象地区や沿岸部等の津波被害の可能性のある地域に立地する、学校、病院、福祉関係施設、その他多数の者を収容する施設の管理者は、それぞれの施設の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知するものとする。

（３）市は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期

的かつ継続的に津波避難計画の見直しを行うよう努める。

９　津波避難訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、上記８（２）の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努めるものとする。

なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させるものとする。

１０　避難行動要支援者への対応

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、支え愛マップづくり等による避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別支援計画の策定等を推進することとする。

１１　帰宅困難者への対応

市は県と連携し、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

１２　観光客・一時滞在者への対応

市は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や港湾管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進するものとする。

１３　水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員が行う作業のル　ール等を策定し、操作員の安全を確保するものとする。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行うものとする。

第４節　　津波に関する知識の普及啓発

１　防災思想の普及啓発

市は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることとする。

＜普及啓発の内容（一例）＞

〇住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること。〇災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身障者等の要配慮者を助けること。

〇避難所では自ら活動すること。

〇国や地方公共団体が行っている防災活動に協力すること。

２　職員に対する研修

市は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

３　住民に対する普及啓発

（１）市は、津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。

（２）市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（１１月５日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難指示等の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

【津波に対する注意事項】
（１）　一般住民に対する内容
ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
ウ　地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
エ　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。
※　津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。
カ　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津
波警報等の精度には一定の限界があること。
（２）　船舶に対する内容
ア　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
イ　航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。
ウ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
エ　地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに港外退避する。
オ　港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
カ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。
※　港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。
キ　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

４　事業所等に対する普及啓発

市は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

５　学校における防災教育

（１）児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合学習時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努めるものとする。

（２）教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき
行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その
内容の周知徹底を図ることとする。

６　災害情報の提供、災害教訓の伝承

市は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広
く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努めるものとする。

第３章　津波防災地域づくりに関する法律への対応

１　対応方針

市は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年　法律第 123 号）が、平成 23 年 12 月 27 日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

２　基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

３　津波浸水想定の設定

県においては、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表するものとされている。

４　推進計画の策定

市は、３で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

５　推進計画区域内の特例措置の検討

県においては、４で定める推進計画区域内における、津波防災住宅等建設区の創設、津波避難建築物の容積率規制の緩和、都道府県における集団移転促進事業計画の作成等の特例措置について検討するものとする。

６　津波防護施設等の整備

市は県と連携し、推進計画区域内における津波防護施設の整備等を検討するものとする。

７　津波災害警戒区域等の指定

県は、３で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域指定することができるとされている。なお、県は、令和２年３月 27 日、米子市を津波災害警戒区域に指定した。（県内沿岸９市町村すべて指定済み）

津波災害警戒区域内の避難促進施設は、資料編 2-22 のとおり。

【津波防災地域づくりに関する法律の概要】出典：国土交通省ホームページ

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた
「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

- 津波防災住宅等建設区の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

Ⅴ　雪害対策計画

この計画は、積雪による都市機能の阻害及び交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、更には孤立の集落発生の長期化、広範化が予想される雪害を、未然に防ぐことを目的とする。

なお、米子市は昭和３８年の豪雪を機会に鳥取県全域と共に「豪雪地帯対策特別措置法」による豪雪地帯として指定されている。

雪害に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	雪害に対する情報収集連絡に関すること。
土木都市施設班	除雪及び凍結防止に関すること。
農業水産班	農耕地及び農作物の霜雪害に関すること。
水道部総務班	水道給水施設が凍結のおそれがある場合、住民に対する広報に関すること。
被害調査班	公共交通機関の稼動状況の情報収集に関すること。
消　防　班	孤立予想集落や各地域における雪害対策

第１節　雪崩対策事業（砂防事業）【事業主体：県】

雪崩危険箇所とは、「豪雪地帯対策特別措置法」により指定された豪雪地域で、雪崩による被害想定区域内に人家、または官公署・学校・病院・駅・災害時要援護者（老人福祉、身体障がい者ほか）関連施設などの重要な公共的建築物に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある箇所をいう。

本市における雪崩危険箇所は「資料編 3-1」のとおりであり、雪崩による災害から人命を守るため集落の保護を対象として昭和６１年より雪崩対策事業で必要な個所の施設整備を行っている。

第２節　建築物雪害予防計画

山間部における雪害による建築物の被害の発生を防止するために次のとおり措置を講じる。

1　既設の家屋については、大雪に十分耐えるための補強等を行うよう啓発に努める。

2　住宅の新設にあたっては、新築場所の選定及び建築物の構造等について被害の未然防止措置に係る啓蒙に努める。

第３節　道路交通網の確保

1　除雪体制

積雪下における、市道主要交通路のうち交通確保に欠くことのできない道路、特に学校、病院、及びバス路線等の公共的な施設に通ずる路線に対し、交通の円滑化を図る。

除雪方法は、民間会社に委託の除雪用トラック又はグレーダー及び、市所有の除雪用トラックで行う。

2　除雪作業と警戒積雪深

除雪作業の開始は、除雪路線の積雪が１５㎝（緊急、重要路線は１０㎝）を超え、さらに降雪が予想される場合又は、道路整備課からの指示があったときとする。

国、県が警戒体制に入った場合に米子市も警戒体制を取る。更にその大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合、主要路線における除雪状況、降雪強度等を勘案して、国、県が緊急体制を取るため、米子市は国、県と連携し、雪に対する対策を取ると共に、情報収集に努め住民に対する広報活動等を行う。

指　定　観　測　点

地　点　名	鳥　取	智　頭	三　朝	米　子	黒　坂
警戒積雪深	５０㎝	７０㎝	６０㎝	４０㎝	７０㎝

３　除雪対策

市内の国道・県道・市道の具体的な除雪対策については、毎年、国、県、市町村その他関係者からなる鳥取県除雪対策協議会により、除雪関係機関の除雪計画について協議し決定する。

４　凍結防止対策

凍結、圧雪状態の予想される時、前年までに散布の実績のある道路上の橋面及び斜面に、凍結防止剤を散布し、交通路の円滑化を確保する。又、地元住民も散布できるよう、指定場所に凍結防止剤を配布する。

５　孤立予想集落対策

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合､生活必需品、医薬品の不足、あるいは急病人等の搬出、火災時の消火活動の遅れ等、多くの問題が発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに連絡網を確保し、その活動を容易にするため、西部消防局や消防団などと協議し、その万全を期する。

第４節　情報の収集、連絡体制の整備

(1)　国、公共機関、県、市は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2)　国、県、市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

第５節　鉄道による交通網の確保

列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の点検整備強化に努めるとともに、ＪＲ西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立している。又、豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策の万全を期する。

第６節　バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を取るとともに、全線の運行状況を把握

し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第７節　ライフライン施設対策

１　電気通信施設

電気通信事業者は、雪害時における情報通信の重要性に鑑み、雪害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進等の防災対策の推進を図るものとする。

２　電力施設

電力事業者は、雪害による停電等を防止するため、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。又、電線の地中化の促進等の防災対策の推進を図るものとする。

３　ガス施設

ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。ＬＰガス設備にあたっては冬期におけるガスボンベの交換及びメーターの検針の際に異常の有無について十分な点検を行うものとする。

４　上水道施設

水道事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。又、凍結により屋外水道施設等に被害のおそれがある場合は、住民に対して凍結防止の広報等により注意を呼びかけるものとする。

５　情報連絡体制の充実強化

ライフライン事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に情報提供するよう情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第８節　農業霜雪害対策

霜雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため農業協同組合、測候所等との連絡を密にし、事前にこれの対策を講じるとともに、農業指導機関の協力を得て、霜雪害に強い作物の作付け等の指導を行う。

第９節　豪雪対応マニュアルの策定

市は雪害対策計画を補完するものとして、米子市豪雪対応マニュアルを策定するものとする。

Ⅵ　海上災害等対策計画

この計画は、海浜における船舶の座礁、水難事故防止、気象の変化や船舶の衝突による海難事故、爆発物による事故、河川、湖沼の水質汚濁災害事故を防止することを目的とする。

海上災害に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	水難事故、海上災害、河川、湖沼の水質汚濁事故に対する情報収集連絡に関すること。
清　掃　班	水難事故、海上災害、河川、湖沼の水質汚濁事故に伴う市の管理区域内の汚濁処理等に関すること。
被害調査班	水難事故、海上災害、河川、湖沼の水質汚濁事故に伴い、市が管理する漁港や漁船の運航等の情報収集等に関すること。 海水浴場に関する情報収集やその対応等に関すること。
秘書報道班 企画広報班	水難事故、海上災害、河川、湖沼の水質汚濁事故に対する広報に関すること。

第１節　海難（水難）予防計画

１　海浜における水難防止

米子市の沿岸海域及び河川等における水難防止と救助、捜索活動の円滑化を目的とした米子市水難防止協議会を設置し次の活動を行っている。

（１）　米子市全域にわたる水難危険場所の調査の実施

（２）　ポスター、チラシによる水難事故防止の啓発活動

（３）　遊泳禁止及び水難危険箇所の表示看板の設置、補修

（４）　水難事故に伴う救助、捜索活動

２　海上交通及び避難

境海上保安部からの指導により徹底する。

３　爆発物等による事故防止

爆発物等危険物を発見した際は、必ず届出をするよう広報する。

４　気象予報及び警報の伝達徹底

通信情報及び災害広報計画の定めるところにより、予報及び警報の伝達の徹底を図る。

５　漁船等の避難係留指導の徹底

境海上保安部その他関係機関の指導により徹底する。

６　漁船等の事故防止

関係機関の協力を得て、安全操業のための指導講習を行い、事故を防止する。

第２節　海上流出油災害応急対策計画

この計画は、災害時において、流出油の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐための計画である。

１　市の措置

（１）住民に対する災害状況の周知

（２）住民に対し、必要に応じ、火気使用の制限又は禁止、避難等適切な指示
（３）漁業者に船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示
（４）沿岸地先海面の監視警戒と、必要に応じ警察･消防機関への出動依頼
（５）沿岸での漁業協同組合、ボランティア、防災機関と連携した除去活動
（６）国、県と連携した回収油の一時集積場所の確保
（７）除去及び防御活動に必要な資機材の確保
（８）災害状況の関係機関への報告

２　海上保安本部(部署、航空基地)の措置

（１）的確な情報の収集及び市への通報
（２）海上における避難者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
（３）一般船舶、出漁船等に対する事故状況の周知連絡及び人命救助の協力要請
（４）流出油の応急防除
（５）一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
（６）緊急物資、負傷者等の海上輸送
（７）海上における消火活動

３　県の措置

（１）的確な情報の収集
（２）必要があると認める場合、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
（３）関係機関への災害状況の報告
（４）応急対策上必要な指示及び措置

４　警察の措置

（１）被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡
（２）負傷者の救出救護
（３）警戒区域の設定と避難誘導
（４）群衆及び住民の整理
（５）引火物の投棄等危険行為等の犯罪の取締り及び民心安定のための広報活動
（６）周辺の交通規制及び交通整理
（７）緊急輸送車両の確認及び証明書の発行

５　消防機関の措置

（１）係留中の船舶、油貯蔵所その他危険物を保有する施設建物等の火災による消火活動
（２）その他必要な事項

６　関係団体、企業等の措置

（１）自衛措置を講ずるとともに防災関係機関の指示に従う
（２）協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

７　情報の収集、連絡体制の整備

（１）国、公共機関、県、市は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
（２）国、公共機関、県、市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等

の収集体制の整備に努めるものとする。

第３節　河川、湖沼等の水質汚濁時の応急対策計画

この計画は、河川、湖沼等における流出油等の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐための計画である。

河川、湖沼等の水質汚濁時の応急対策計画は、海上流出油災害応急対策計画に準ずるものとし、各施設管理者、防災機関等と連絡体制の整備に努める。

河川、湖沼の水質汚濁時の連絡体制は別図のとおりとする。

Ⅶ　航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運行する航空機事故により災害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、被害の軽減を図るための計画である。

航空機事故に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	航空機事故による被災状況の情報収集及び関係各機関との情報伝達に関すること。
被害調査班	航空機事故による被災状況の情報収集に関すること。
秘書報道班 企画広報班	事故の状況の広報に関すること。
救護処理班	航空機事故による救護等に関すること。

第１節　航空機災害応急対策計画

１　応急対策

（１）航空機事故発生時における連絡系統は、別図１、別図２とする。

（２）市は、災害情報の連絡を受けた場合は、関係機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。

（３）情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線放送、有線電話、広報車等を活用して迅速に行う。

（４）死傷者が発生した場合、医療機関及び市が協力し、救護等の措置に当たるものとする。

２　広報

航空機災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車、防災行政無線等により地域住民に対して広報を行う。

３　応援協力関係

市は、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

自衛隊機による事故についても、協力体制を取ると共に関係機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。

４　防災道路

市は、航空機災害が発生した場合における消火活動及び住民の緊急避難に使用するため、次の道路を防災道路として指定する。

・一般国道４３１号　・主要地方道米子境港線　・一般県道大篠津停車場線
・一般県道米子環状線　・市道外浜街道線　・市道内浜街道線
・市道弓ヶ浜中央線　・市道弓ヶ浜新開線　・市道上和田東８号線
・市道上和田東１７号線　・市道富益崎津３号線　・市道大篠津葭津線
・市道大崎和田浜駅線　・市道葭津２８号線　・市道上和田東線
・市道上和田東２２号線

別図１　空港内で災害が発生した場合（空港内における航空機事故連絡系統図）

（令和３年５月２１日付　美保空港緊急時対応計画より）

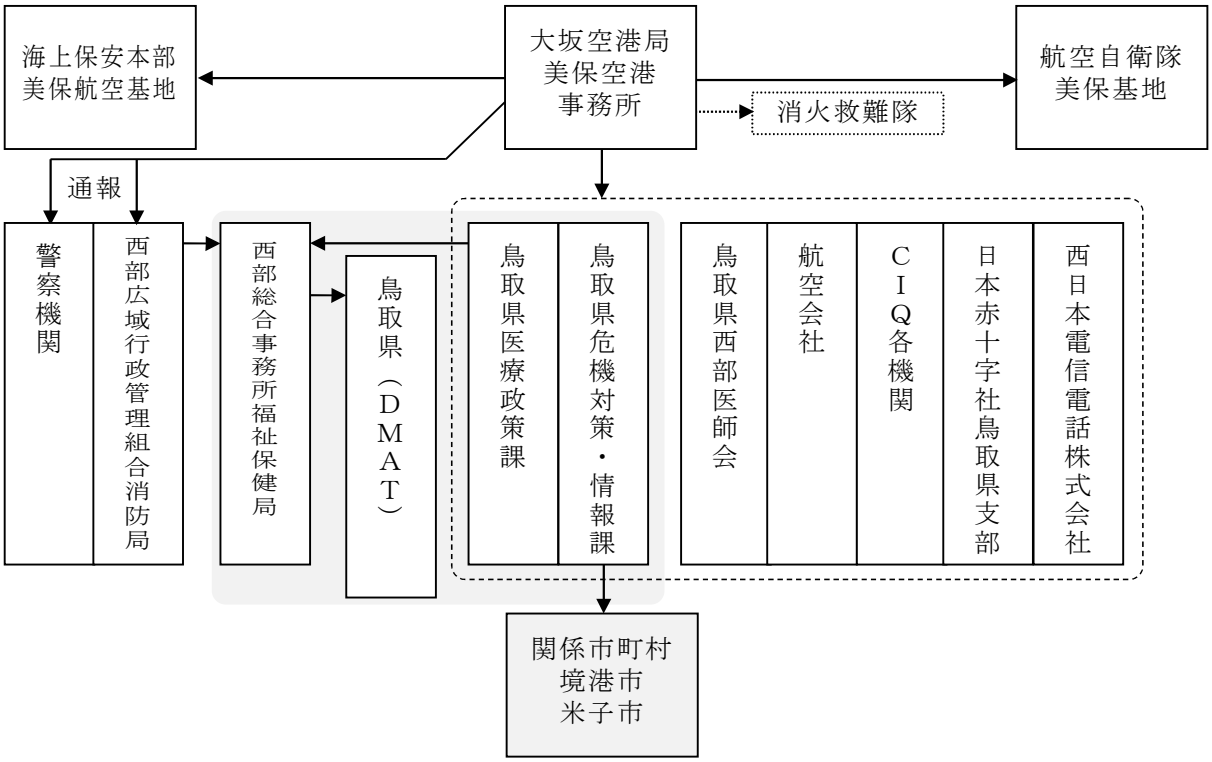

別図２　空港周辺地区内で発生した場合（空港内における航空機事故連絡系統図）

（令和３年５月２１日付　美保空港緊急時対応計画より）

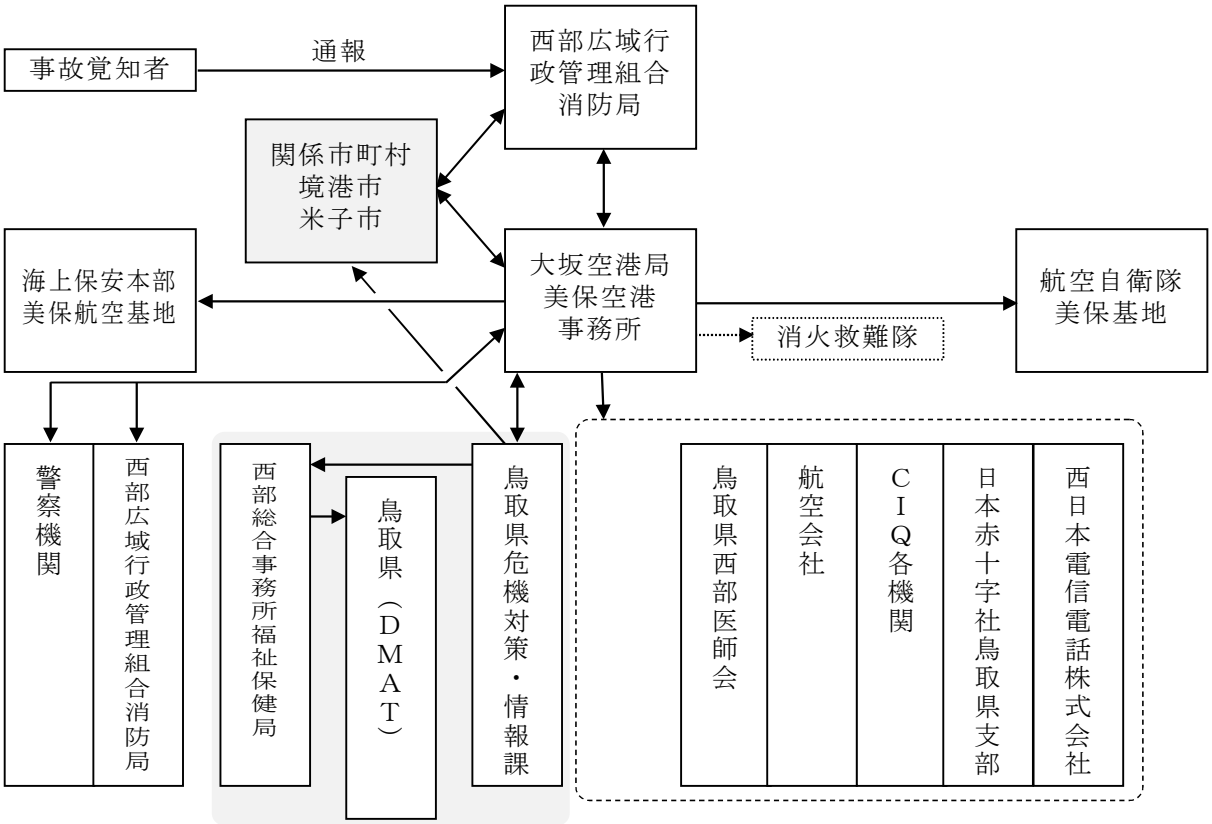

Ⅷ　鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等や自然災害により多数の死者等の発生が想定される鉄道災害を最小限に防止するための諸対策を推進することを目的とする。

鉄道災害に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	鉄道災害による被災状況の情報収集及び関係各機関との情報伝達に関すること。
被害調査班	鉄道災害による被災状況の情報収集に関すること。
秘書報道班 企画広報班	災害の状況の広報に関すること。

第１節　鉄道災害応急対策計画

１　情報の収集、連絡体制の整備

（１）国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（２）国、県、市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

２　的確な情報伝達

（１）鉄道事業者は、県、市、防災関係機関等と連携し、市民や被災者の家族等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、各関連機関の施策状況等について、迅速、適切な情報伝達活動を実施する。

（２）関係各機関は情報収集に努め、二次災害を防ぐため鉄道事業者の要請により支援、協力するものとする。

３　災害予防対策

鉄道事業者は、関係各機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

（１）乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。

（２）異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。

（３）担架、医薬品等の救急用資材の整備を図るとともに、列車事故時を想定した訓練を実施する。

（４）強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。

（５）過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。

（６）緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導体制の整備に努める。

４　落石対策

線路斜面の落石は、脱線等の原因となるものであるので、平素から落石の発見及び情報伝達体制について整備しておくものとする。

鉄道災害発生時の関係機関情報伝達系統図

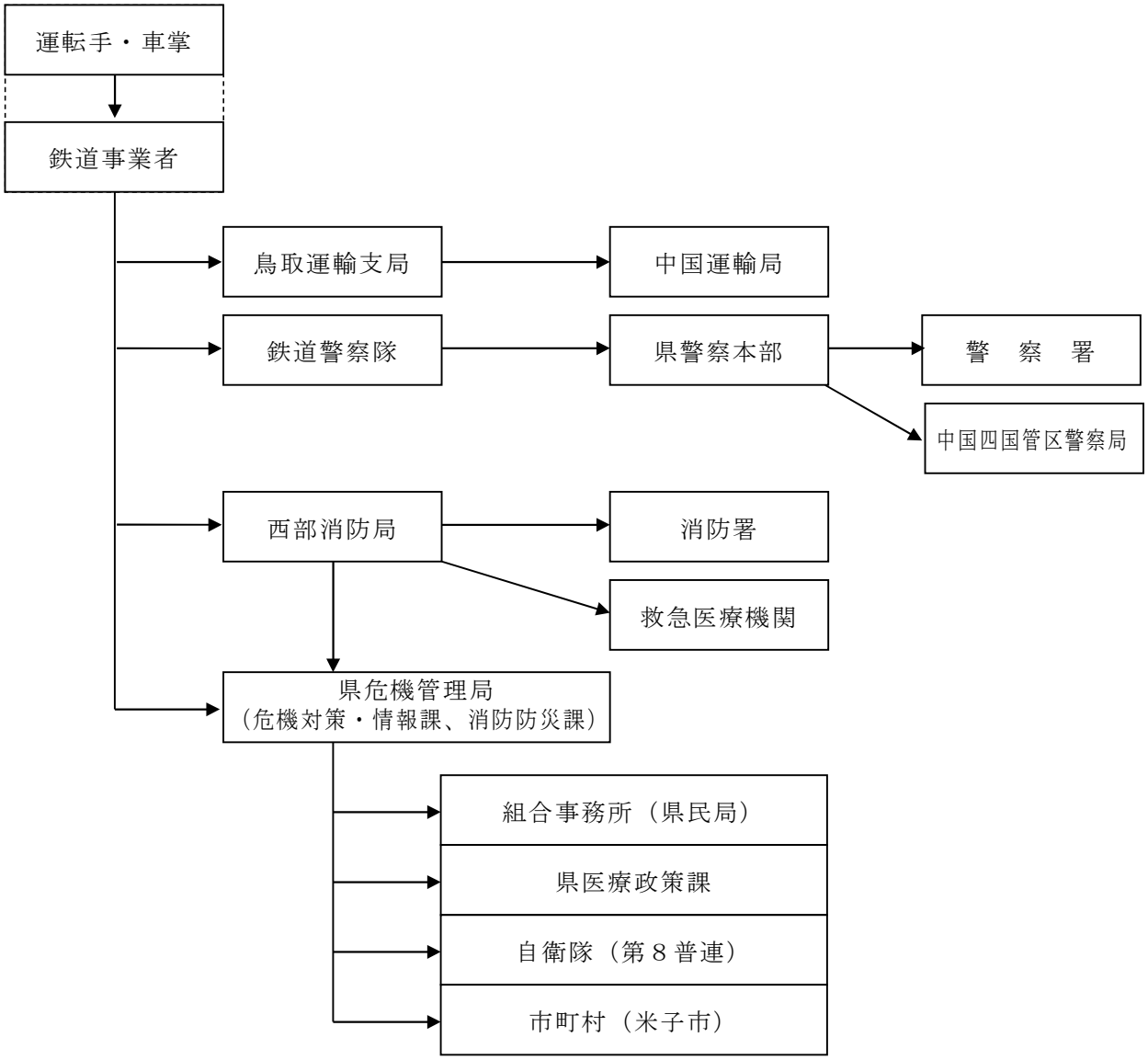

Ⅸ　道路災害対策計画

この計画は、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を最小限に防止するための諸対策を推進することを目的とする。

道路災害に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	道路災害による被災状況の情報収集及び関係各機関との情報伝達に関すること。
建設管理班 土木都市施設班	道路パトロール等、道路災害防止に関すること。 道路災害に対する防災機関との連携に関すること。
秘書報道班 企画広報班	大規模な事故の状況の広報に関すること。

第１節　道路災害予防対策の推進

１　道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し、道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

（１）気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。

（２）道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。

（３）道路施設に異常が発見された場合に速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。

（４）道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

２　落石対策

（１）道路管理者は、落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。

（２）道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。

第２節　道路災害応急対策計画

１　道路交通の安全確保のための情報の充実

市は、気象庁及び鳥取地方気象台より伝達される気象情報等を有効に活用できるよう体制及び施設整備の充実を図るものとする。又、災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、西部消防局、警察署等関係機関と連携を図り、より一層の情報収集、伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

２　道路施設等の整備

道路管理者は、パトロール等を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。危険箇所を発見した場合は応急復旧あるいはバリケード等による危険防止の措置をとるものとする。

３　危険物等の流出に対する応急対策

道路上で危険物等流出事故が発生した場合は、西部消防局、警察署等関係機関と連絡を密にし、道路管理者は、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

４　道路災害における救助活動

消防局は、道路災害における救助活動について道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えるものとする。

5 道路災害における応急復旧

道路管理者は、道路災害を認知した場合、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路復旧に努めるものとする。

また必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や災害応急対応にあたる車両の通行ルートを確保するものとする。

6 広報活動

道路管理者は、道路災害にかかる被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等道路災害に関する情報をインターネット等を通じ速やかに住民に情報提供するとともに道路利用者からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。

X　危険物等災害対策計画

この計画は、危険物の漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物、劇物の飛散、漏洩、流出等といった危険物災害を最小限に防止するための諸対策を推進することを目的とする。

危険物等災害に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	危険物等災害に対する情報収集連絡に関すること。
各施設管理者	危険物等の処理資機材の調達に関すること。
秘書報道班 企画広報班	危険物等災害に対する広報に関すること。

第１節　危険物に対する災害防止活動

米子市では、米子地区防火安全協会［西部消防局内に事務局を置く。］を設立し、危険物の保安上必要な研究、知識の向上を図り、さらに危険物による災害防止のため防災訓練を行うなど万全を期して活動を行っている。

１　危険物規制法令遵守の指導

危険物等の貯蔵、取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、西部消防局は、危険物等関係施設に対する立入検査を実施し、施設の安全性の確保に努め、次について指導するものとする。

（１）危険物製造所等の位置、構造及び施設に係る消防法第１０条第４項の技術上の基準の適合、維持の遵守

（２）危険物保安監督者の選任の励行

（３）危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

（４）危険物取扱者等による施設点検の励行

（５）消火、警報設備の維持及び点検

（６）危険物運搬の安全確保

ア　危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

イ　危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

ウ　消火設備の設置について指導するものとする。

（７）保安教育の実施

ア　事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、米子地区防火安全協会の組織を活し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物に関する知識の向上を図ることにより、危険物関係施設における保安体制の強化に努めるものとする。

イ　一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

ウ　西部消防局は、米子地区防火安全協会と合同で危険物等災害を想定した訓練を実施するものとする。

2　危険物の災害予防対策

西部消防局は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

（１）施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるように指導するものとする。

危険物の貯蔵取扱い設備は、消防法に定める技術上の基準に定める。

（２）地震防災教育、地震防災訓練の実施

（３）自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、相互応援協定を定め、消防体制の万全を期するよう指導するものとする。

（４）化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあっては、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導するものとする。

（５）防災資機材の整備

3　各機関の応急対策及び体制

（１）事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等について対応のレベルを速やかに判断し体制を確立する。

（２）西部消防局

市対策本部（現地対策本部）への連絡要員派遣により連絡調整を実施する。

（３）防災関係機関間の情報伝達及び共有

県防災局、市町村、警察本部、西部消防局その他関係する機関は、迅速的確な応急対策を実施するため大規模事故の発生状況等を迅速に把握するとともに情報の共有を図るものとする。

4　避難誘導

大規模災害が発生した場合、応急対策にあたる防災機関は、住民の安全確保のため速やかに避難誘導を行うものとする。

応急対策にあたる防災関係機関は、上記にかかわらず緊急性が高く事態が切迫している場合等より迅速確実な避難誘導が可能な場合は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

5　二次被害の発生防止

応急対策にあたる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施にあたっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

応急対策にあたる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる職員が二次災害による被害を受けることがないよう安全確保に努めるものとする。

第２節　高圧ガスに係る災害予防

１　災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき、次の措置を講ずるものとする。

（１）立入検査等の実施

ア　高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

イ　高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

ウ　高圧ガス施設及び容器製造者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

エ　危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

（２）定期的自主検査等の実施

ア　高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

イ　関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。

ウ　製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

２　高圧ガスに係る応急対策

（１）高圧ガスにかかる事故、災害をおこした者又は発見者は速やかに、県又は消防機関又は警察に通報する。

（２）県は高圧ガス保安法に関する事故の発生を覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話により連絡する。

（３）県、消防局、警察署及び関係協会等は、相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（４）災害の発生状況により判断し、対策本部等の活動体制を確立する。

第３節　都市ガスに係る災害予防

１　災害予防対策

ガス事業者は、都市ガスによる災害を防止するため関係保安法規等に基づき、次の措置を講ずるものとする。

（１）製造設備に対する保安対策

ア　設備設置時の措置

設備の建設に当たっては計画、施工、検査等にわたりすべての安全、保安に関する法令、基準及び事業所の作業基準に従って実施する。

イ　設備の点検、整備、運転

設備の点検、整備は、定期的に実施するとともに日常の運転は操作基準にしたがって行う。

（２）供給設備に対する保安対策

ア　供給設備に対しては、計画的に各事業所の調査実施基準によって調査点検を励行し、ガス導

管の整備に努めるとともに、ガスの取り扱い等につき、たえず住民にＰＲし、防災知識の向上に努めるものとする。

イ　住民等がガス漏れを発見した場合は、速やかにガス事業者、警察もしくは消防に通報するよう住民等に対し周知徹底を図るものとする。

ウ　ガス事業者は、災害時の緊急出動態勢を整えておくこと。

（３）ガス導管の他工事に起因する事故防止対策

他工事に起因するガス導管の事故防止対策としては情報の収集を図り他工事業者と連絡を密にし、ガス導管の防護措置について、協議並びに現場に立ち会う等適切かつ確実にガス導管の安全確保を図るものとする。

ア　ガス事業者は、導管配管図等を作成し、地下工事関係機関に配布しておくものとする。

イ　他工事業者から連絡を受けた場合、又は自ら知った場合は工事現場のガス設備の状況を知らせるとともに事前打合せを行い、あるいは現場に立ち会う等、ガス導管の安全確保に努めるものとする。

２　ガス爆発事故防止等の連絡体制

（１）水道事業者、下水道事業者、電気事業者等地下掘削工事を行う者は、当該工事の施工に先立ちガス事業者に連絡するものとする。

（２）地下掘削工事を行う者は、工事を行う場合に、ガス事業者等と連絡を密にし、ガス導管の破損等による事故防止に努めるものとする。

（３）地下掘削工事関係機関は、事業執行計画等について協議し、共同掘削等について検討するとともに、事故防止対策につき相互協力が得られる措置を講ずるものとする。

第４節　火薬類に係る災害予防

１　災害予防対策

（１）立入検査等の実施

ア　毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施するものとする。

イ　火薬類の消費現場に対する立入検査を実施するものとする。

（２）自主検査の実施

火薬の所有者に対し、火薬庫の自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し，技術基準を確保させる。

（３）取扱者の教育

火薬類の販売業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。

２　災害応急対策

火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

発生した事故について、直ちに引き続く爆発の可能性の除去その他災害の発生の防止ための応急の措置を講じるものとする。

第５節　毒物・劇物事故災害対策

（１）県は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに危害防止対策の指導を実施する。

（２）県は毒物・劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。

（３）県は、毒物・劇物取扱責任者や保安責任者に対し災害予防講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

（４）劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため災害発生時の初動体制及び組織について整備するものとする。

第６節　硫化水素事案対応

１　対応目的

県、消防、警察等関係機関の連携を強化し、被害者に対する適切な対応と現場における円滑な活動による現状の早期回復と避難住民への適切な情報提供による不安感の除去に努めることを目的とする。

２　硫化水素の特徴

・　空気より重く、無色、水に溶ける性質を持つ、弱酸性
・　独特の刺激臭（腐った卵）
・　目、皮膚、粘膜を刺激する有毒な気体

３　硫化水素の危険性

独特の臭気があるが、嗅覚を麻痺させる作用があるため濃度が高くなると逆に臭いを感知できなくなり、濃度が致死量に近づいているにも関わらず、それと気づかないケースが多いことから注意が必要。

４　関係機関の役割

機　関	役割
警　察	立入禁止規制、原因物資の特定、中和に対する技術的助言、捜査
共　通	警戒区域の設定、二次災害の防止、資機材の整備、発生源の特定、現場保存、使用機材等の個別回収、濃度測定、中和作業、居住者の把握及び避難誘導、風向、風速の把握、住民広報
消　防	救急活動、消防活動
米子市	避難住民対応、消防、警察活動の間接的支援（避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、健康相談、保健士の派遣、避難指示、解除）

５　避難誘導

（１）方針

避難住民の視点に立った親身な避難所運営と適切な情報提供により、不安感の除去に努める。

（２）避難実施要領（総務部、総合政策部、市民生活部、福祉保健部、こども総本部、都市整備部、教育部、淀江支所部）　　※事案によってはこれ以外に対応を求める場合がある。

活動項目	活動内容	担任事務		
		消防	警察	市
住民誘導	通報者に対する口頭指導 ・現場に出動した消防機関と接触する旨 ・周囲の者に口鼻をハンカチで覆って建物内では屋外に、屋外では風上に向かって避難する旨指示	● 指令		
広報活動等	危険区域からの避難・立入禁止	●	●	●
	活動区域の設定（※ホットゾーン・ウォームゾーン・コールドゾーン）	●	●	
	区域内への立入規制		●	
	傷病者の救急搬送	●		
	第一トリアージ場所への誘導	●		
	第二トリアージ場所への誘導	●		
避難誘導	避難誘導（コールドゾーン➡避難所）			●

※ホットゾーン　：化学剤等が目視で確認できる、人が倒れている、簡易検知器により反応が現れる一帯
ウォームゾーン：化学剤等が存在しない場所に汚染された人があらかじめ来ると予測され、汚染の管理ができている付近、第一トリアージ場所、除染所
コールドゾーン：安全区域、先着隊による現場指揮所、第二トリアージ場所

○　避難の実施

市は、コールドゾーンに誘導された避難者について、開設した避難所までの避難誘導を担任する。避難誘導に際しては、警察、消防の助言を受けて、硫化水素の特徴を鑑み風向、風速、天候、建物形状、交通事情、他危険物の有無、避難のしやすさ、車両による一括誘導、個別誘導等を考慮して行う。

○　避難所の開設

状況に応じた開設運営

食料の供給に当たっては、備蓄物資の画一的な方法によることなく、住民の視点に立った供給に努める。

避難が長期或いは深夜に及ぶおそれがある場合は、避難場所の選定、毛布等の準備、食事の手配等に留意する。

避難者へのプライバシーの確保に留意する。

○　将来予測と情報の定期的な提供

現場の状況について、定期的かつ状況変化時における情報提供を行う。

また、その他周辺住民に対しても適宜適切な情報提供を行う（防災行政無線、ホームページ、あんしんトリピーメール、テロップ等）

○　避難対象者の安否確認

避難完了を確認するために早期の安否確認が必要

建物管理者への協力依頼

自治会への協力依頼

要配慮者対応

○　健康管理

県は医師、市は保健師を派遣することを標準とする。

また継続的な健康管理（３日程度）が望まれることから医師会との連携を図る。

対象児童、生徒に対する心のケアにも留意する。

○　避難所の閉鎖

市による安全宣言後における住民の復帰については、住民意見を尊重する。このため、避難所については、住民がいなくなるまで開設するとともに不安による住民の舞い戻りに対応するため住民復帰後数時間開設を維持する。

※　事案発生時の連絡系統は別図１のとおり

※　事案対応時の連絡系統は別図２のとおり

別図１（事案発生時）

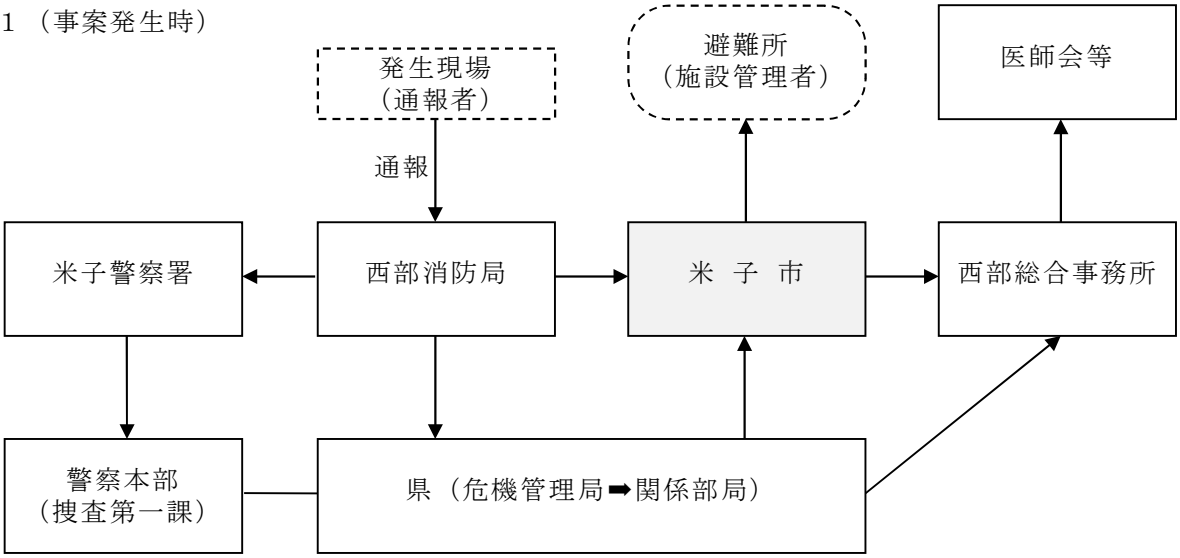

別図２（事案対応時）

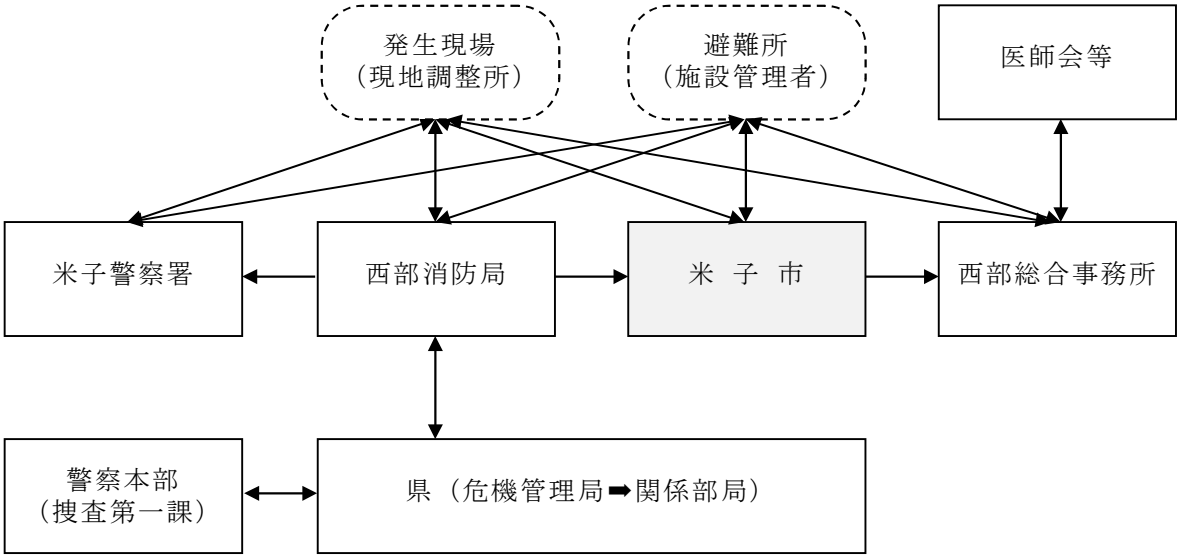

第７節　　情報の収集、連絡体制の整備

（１）国、公共機関、県、市は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（２）国、公共機関、県、市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

事故発生時の緊急連絡網

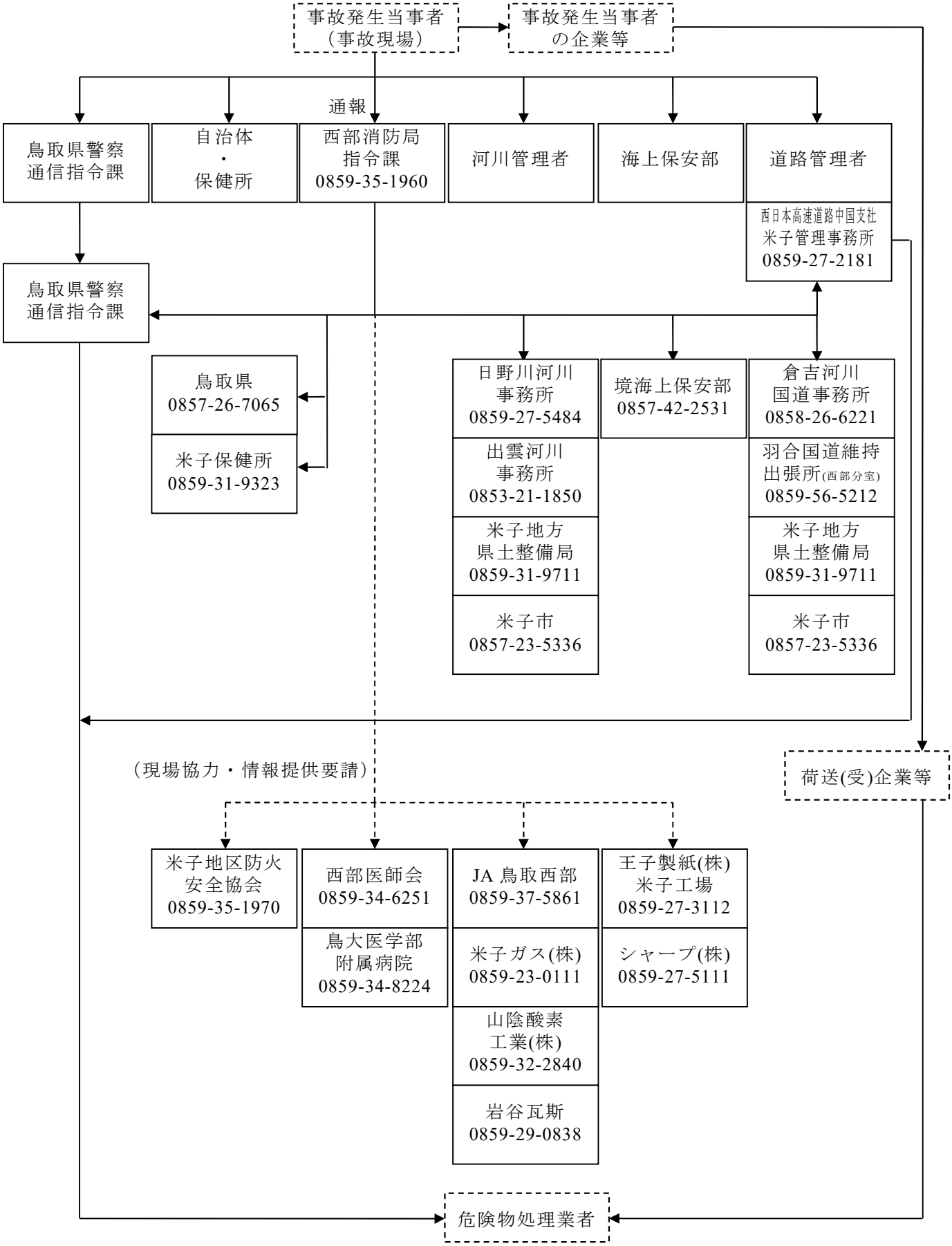

XI　大規模火災対策計画

この計画は、多数の死傷者等の発生が想定される大規模な火災を最小限に防止するための諸対策を推進することを目的とする。

大規模火災に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	大規模火災に対する情報収集連絡に関すること。
秘書報道班 企画広報班	大規模火災に対する広報に関すること。

第１節　災害に強いまちの形成

１　計画的な土地利用と市街地整備の推進

（１）県及び市は、火災による被害を防止、軽減するため、土地利用の規制、誘導、避難場所の表示、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

（２）県及び市は、防火地域、準防火地域の指定、土地区画整理事業等による市街地の面的整備等、地区計画の活用により、安全で快適な市街地の形成を図るものとする。

２　火災に対する建築物の安全化

（１）消防用設備等の整備、維持管理

県、市及び事業者は、多数の人が出入りする事務所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるように定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

西部消防局は、法令に適合した消防用設備の設置を促進するため、事業所等に対して指導、啓発活動に努めるものとする。

また消防法及び火災予防条例により、全ての住宅に火災警報機等の設置が義務付けられていることから、このことについての設置啓発活動を行う。

（２）建築物の防火体制

県、市及び事業者は、多数の人が出入りする事務所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

西部消防局は、消防計画のチェック、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等について署員を派遣するなど防火に関する啓発活動に努めるものとする。

第２節　消火活動体制の整備

１　消防水利の確保

県、市及び西部消防局は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、

海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

２　消防体制の整備

県、市は、平常時から西部消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地区内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

XII　林野火災対策計画

この計画は、広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対して被害を最小限に防止するための諸対策を推進することを目的とする。

林野火災に対する実施担当部署

班	主　な　任　務
本部総務班	林野火災災害に対する情報収集連絡に関すること。
秘書報道班 企画広報班	林野火災災害に対する広報に関すること。

第１章　災害予防対策

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災である。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や林野周辺への住宅開発等に伴い、火災の多発や住宅地等への影響が懸念されている。

１　情報の収集、連絡体制の整備

ア　県、市及び関連機関は、それぞれの機関及び機関相互において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

イ　市は、火災気象通報を受けたときは、西部消防局が実施する火災警報の発令等火災予防上の措置に準じて適宜実施するものとする。

２　消火活動体制の整備

ア　消防水利の確保

県、市及び西部消防局は、林野火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽及び貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ　県、市は、平常時から西部消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地区内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

ウ　市は、消防防災ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの離着陸場所の確保及び安全確保、溜池等の消防水利の把握等受入れ態勢の整備を図る。

米子市地域防災計画

共通対策、

風水害対策、震災対策、津波対策、雪害対策、海上災害等対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、大規模火災対策、林野火災対策

【令和４年度修正】

令和４年８月　修正

編　集　　米子市防災会議

【事務局】米子市総務部防災安全課

〒６８３－８６８６

米子市加茂町一丁目１番地

〔電　話〕（０８５９）２３－５３２８

〔ＦＡＸ〕（０８５９）２３－５３８７

〔e-mail 〕 bousai@city.yonago.lg.jp